

# 平成18年第3回定例会会議録

平成18年 第3回菊池市議会定例会会期日程表（会期23日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
9月 5日	火	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
9月 6日	水	休 会	議案調査（一般質問・質疑通告締切、正午）
9月 7日	木		議案調査
9月 8日	金		議案調査
9月 9日	土		（市の休日）
9月10日	日		（市の休日）
9月11日	月		議案調査
9月12日	火		本 会 議
9月13日	水	一般質問	
9月14日	木	一般質問	
9月15日	金	委 員 会	常任委員会 （総 務 第1委員会室） （文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）
9月16日	土	休 会	（市の休日）
9月17日	日		（市の休日）
9月18日	月		（市の休日）
9月19日	火	委 員 会	常任委員会 （総 務 第1委員会室） （文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）
9月20日	水		
9月21日	木	委 員 会	常任委員会 （総 務 第1委員会室） （文教厚生 第2委員会室） （建 設 第4委員会室）
9月22日	金	委 員 会	常任委員会（文教厚生 第2委員会室）
9月23日	土	休 会	（市の休日）
9月24日	日		（市の休日）
9月25日	月		議事整理
9月26日	火		議事整理
9月27日	水		本 会 議

## 平成18年 第3回菊池市議会定例会会議録（目次）

9月5日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号.....	43
2. 本日の会議に付した事件.....	45
3. 出席議員氏名.....	47
4. 欠席議員氏名.....	47
5. 説明のため出席した者の職氏名.....	48
6. 事務局職員出席者.....	48
7. 開 会.....	49
8. 諸般の報告.....	49
9. 開 議.....	50
10. 日程第1 会議録署名議員の指名.....	50
11. 日程第2 会期の決定.....	50
12. 日程第3 議会広報特別委員会の調査・視察の報告.....	50
13. 日程第4 議案第179号 上程・説明・質疑・討論・採決.....	51
14. 日程第5 議案第180号から議案第207号まで上程・説明.....	54
代表監査委員から監査報告の申し出.....	62
休 憩.....	64
開 議.....	64
15. 日程第6 議案第208号 上程・説明・質疑・討論・採決.....	64
16. 日程第7 議案第209号 上程・説明・質疑・討論・採決.....	65
17. 日程第8 請願第2号 上程.....	66
18. 日程第9 報告第15号から報告第17号まで報告.....	66
19. 日程第10 休会の議決.....	68
20. 日程第11 散会.....	68
9月 6日（水曜日） 休 会	
9月 7日（木曜日） 休 会	
9月 8日（金曜日） 休 会	
9月 9日（土曜日） 休 会	
9月10日（日曜日） 休 会	
9月11日（月曜日） 休 会	

9月12日(火曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第2号.....	71
2. 本日の会議に付した事件.....	71
3. 出席議員氏名.....	71
4. 欠席議員氏名.....	72
5. 説明のため出席した者の職氏名.....	72
6. 事務局職員出席者.....	73
7. 開 議.....	74
休 憩.....	74
開 議.....	74
8. 日程第1 質疑.....	74
(1) 松本 登君質疑.....	74
(2) 森 隆博君質疑.....	79
(3) 栃原茂樹君質疑.....	85
9. 日程第2 委員会付託.....	86
休 憩.....	90
開 議.....	90
10. 日程第3 一般質問.....	90
(1) 松本 登君質問.....	90
「担い手の農業経営安定対策について」.....	90
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	92
松本 登君再質問.....	93
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	95
松本 登君再々質問.....	95
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	96
市長 福村三男君答弁.....	96
(2) 松本 登君質問.....	97
「本市の計画策定について」.....	97
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	100
松本 登君再質問.....	101
昼食休憩.....	103
開 議.....	103
(1) 怒留湯健蓉さん質問.....	103

「全国学力調査について」	103
教育長 田中忠彦君答弁	105
怒留湯健蓉さん再質問	105
教育長 田中忠彦君答弁	107
怒留湯健蓉さん再々質問	107
教育長 田中忠彦君答弁	109
( 2 ) 怒留湯健蓉さん質問	110
「県立高校再編について」	110
教育長 田中忠彦君答弁	112
怒留湯健蓉さん君再質問	112
教育長 田中忠彦君答弁	114
怒留湯健蓉さん再々質問	114
市長 福村三男君答弁	115
教育長 田中忠彦君答弁	118
( 1 ) 三池健治君質問	119
「介護サービス者の移動支援について」	119
市民部長 木下儀郎君答弁	120
三池健治君再質問	121
市民部長 木下儀郎君答弁	122
( 2 ) 三池健治君質問	122
「七城温泉ドーム改修工事について」	122
経済部長 岡崎俊裕君答弁	123
建設部長 石原公久君答弁	124
三池健治君再質問	125
経済部長 岡崎俊裕君答弁	125
三池健治君再々質問	126
経済部長 岡崎俊裕君答弁	126
休 憩	126
開 議	126
( 1 ) 泉田栄一郎君質問	126
「指定管理者制度について」	126
総務部長 緒方希八郎君答弁	127
泉田栄一郎君再質問	128
総務部長 緒方希八郎君答弁	128

( 2 ) 泉田栄一郎君質問.....	129
「人口減少自治体の活性化について」.....	129
企画部長 村山 隆君答弁.....	129
泉田栄一郎君再質問.....	130
企画部長 村山 隆君答弁.....	131
( 3 ) 泉田栄一郎君質問.....	131
「資源ごみ(有価物)補助制度について」.....	131
市民部長 木下儀郎君答弁.....	131
泉田栄一郎君再質問.....	132
市民部長 木下儀郎君答弁.....	132
泉田栄一郎君再々質問.....	132
( 4 ) 泉田栄一郎君質問.....	132
「子供ボランティアについて」.....	132
教育長 田中忠彦君答弁.....	133
泉田栄一郎君再質問.....	133
教育長 田中忠彦君答弁.....	133
泉田栄一郎君再々質問.....	134
( 1 ) 東 裕人君質問.....	134
「公立保育園の民営化について」.....	134
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	135
東 裕人君再質問.....	135
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	135
東 裕人君再々質問.....	136
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	136
( 2 ) 東 裕人君質問.....	136
「障害者控除の認定について」.....	136
市民部長 木下儀郎君答弁.....	137
東 裕人君再質問.....	138
( 3 ) 東 裕人君質問.....	138
「高齢者からの「介護とりあげ」について」.....	138
市民部長 木下儀郎君答弁.....	138
東 裕人君再質問.....	139
11. 日程通告 散会.....	139

9月13日(水曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第3号.....	143
2. 本日の会議に付した事件.....	143
3. 出席議員氏名.....	143
4. 欠席議員氏名.....	144
5. 説明のため出席した者の職氏名.....	144
6. 事務局職員出席者.....	145
7. 開 議.....	146
8. 日程第1 一般質問.....	146
(1) 水上博司君質問.....	146
「第3子保育料の無料化について」.....	146
市民部長 木下儀郎君答弁.....	147
水上博司君再質問.....	147
市民部長 木下儀郎君答弁.....	147
水上博司君再々質問.....	148
(2) 水上博司君質問.....	148
「菊池管内における災害危険箇所状況及びその対応について」.....	148
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	148
建設部長 石原公久君答弁.....	149
水上博司君再質問.....	150
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	150
水上博司君再々質問.....	151
(1) 隈部忠宗君質問.....	151
「本市の農林業の活性化について」.....	151
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	153
隈部忠宗君再質問.....	154
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	155
隈部忠宗君再々質問.....	157
市長 福村三男君答弁.....	158
休 憩.....	159
開 議.....	159
(1) 坂本昭信君質問.....	160
「国道325号の4車線化と市道巨甲森線について」.....	160
建設部長 石原公久君答弁.....	160

坂本昭信君再質問.....	161
建設部長 石原公久君答弁.....	161
坂本昭信君再々質問.....	161
建設部長 石原公久君答弁.....	161
( 2 ) 坂本昭信君質問.....	162
「教育問題について」.....	162
教育長 田中忠彦君答弁.....	162
坂本昭信君再質問.....	163
教育長 田中忠彦君答弁.....	163
坂本昭信君再々質問.....	163
教育長 田中忠彦君答弁.....	163
( 3 ) 坂本昭信君質問.....	164
「新庁舎建設について」.....	164
建設部長 石原公久君答弁.....	165
坂本昭信君再質問.....	166
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	166
坂本昭信君再々質問.....	167
企画部長 村山 隆君答弁.....	167
昼食休憩.....	168
開 議.....	168
( 1 ) 木下雄二君質問.....	168
「市営住宅について」.....	168
建設部長 石原公久君答弁.....	168
木下雄二君再質問.....	169
建設部長 石原公久君答弁.....	170
木下雄二君再々質問.....	170
( 2 ) 木下雄二君質問.....	170
「市道整備について」.....	170
建設部長 石原公久君答弁.....	171
木下雄二君再質問.....	172
建設部長 石原公久君答弁.....	172
木下雄二君再々質問.....	173
( 3 ) 木下雄二君質問.....	173
「企業誘致について」.....	173



企画部長 村山 隆君答弁.....	174
木下雄二君再質問.....	175
市長 福村三男君答弁.....	175
木下雄二君再々質問.....	176
( 1 ) 本田憲一君質問.....	176
「産廃について」.....	176
市民部長 木下儀郎君答弁.....	177
本田憲一君再質問.....	178
市民部長 木下儀郎君答弁.....	179
本田憲一君再々質問.....	179
農業委員会会長 上田利弘君答弁.....	180
市長 福村三男君答弁.....	181
( 2 ) 本田憲一君質問.....	182
「地場産業育成について」.....	182
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	183
本田憲一君再質問.....	183
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	184
本田憲一君再々質問.....	184
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	185
( 3 ) 本田憲一君質問.....	185
「友好都市締結について」.....	185
企画部長 村山 隆君答弁.....	185
本田憲一君再質問.....	186
企画部長 村山 隆君答弁.....	186
本田憲一君再々質問.....	187
企画部長 村山 隆君答弁.....	187
市長 福村三男君答弁.....	188
休 憩.....	189
開 議.....	189
( 1 ) 山瀬義也君質問.....	189
「菊池の環境について」.....	189
市民部長 木下儀郎君答弁.....	195
農業委員会会長 上田利弘君答弁.....	198
山瀬義也君再質問.....	198

助役 村上建二君答弁.....	201
農業委員会会長 上田利弘君答弁.....	202
9. 日程通告 散会.....	203
9月14日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第4号.....	207
2. 本日の会議に付した事件.....	207
3. 出席議員氏名.....	207
4. 欠席議員氏名.....	208
5. 説明のため出席した者の職氏名.....	208
6. 事務局職員出席者.....	209
7. 開 議.....	210
8. 日程第1 一般質問.....	210
(1) 坂井正次君質問.....	210
「公共施設の整備について」.....	210
企画部長 村山 隆君答弁.....	212
建設部長 石原公久君答弁.....	213
教育長 田中忠彦君答弁.....	214
坂井正次君再質問.....	214
(2) 坂井正次君質問.....	214
「職員の専門化について」.....	214
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	215
坂井正次君再質問.....	216
(3) 坂井正次君質問.....	216
「災害の復旧について」.....	216
建設部長 石原公久君答弁.....	216
坂井正次君再質問.....	216
建設部長 石原公久君答弁.....	217
坂井正次君再々質問.....	217
建設部長 石原公久君答弁.....	218
(4) 坂井正次君質問.....	218
「道路の整備について」.....	218
(1) 栃原茂樹君質問.....	218
「菊池市土地開発公社について」.....	218

企画部長 村山 隆君答弁.....	219
栃原茂樹君再質問.....	220
市長 福村三男君答弁.....	221
栃原茂樹君再々質問.....	221
企画部長 村山 隆君答弁.....	222
( 2 ) 栃原茂樹君質問.....	222
「市債及び減債基金について」.....	222
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	222
栃原茂樹君再質問.....	223
( 3 ) 栃原茂樹君質問.....	223
「公の施設の指定管理者の指定について」.....	223
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	224
栃原茂樹君再質問.....	225
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	225
栃原茂樹君再々質問.....	226
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	226
( 4 ) 栃原茂樹君質問.....	226
「災害復旧について」.....	227
建設部長 石原公久君答弁.....	227
栃原茂樹君再質問.....	227
建設部長 石原公久君答弁.....	228
栃原茂樹君再々質問.....	228
休憩.....	229
開議.....	229
( 1 ) 外村國敏君質問.....	229
「少子対策について」.....	229
市民部長 木下儀郎君答弁.....	230
外村國敏君再質問.....	230
市民部長 木下儀郎君答弁.....	231
外村國敏君再々質問.....	232
市長 福村三男君答弁.....	233
( 2 ) 外村國敏君質問.....	234
「県道改良及び市道の橋架け替えについて」.....	234
建設部長 石原公久君答弁.....	234

外村國敏君再質問.....	235
建設部長 石原公久君答弁.....	236
外村國敏君再々質問.....	237
( 3 ) 外村國敏君質問.....	237
「公共下水道及び合併浄化槽について」.....	237
建設部長 石原公久君答弁.....	237
外村國敏君再質問.....	238
建設部長 石原公久君答弁.....	239
外村國敏君再々質問.....	240
建設部長 石原公久君答弁.....	241
昼食休憩.....	242
開 議.....	242
( 1 ) 樋口正博君質問.....	243
「菊池市ホームページの活用について」.....	243
企画部長 村山 隆君答弁.....	243
樋口正博君再質問.....	244
企画部長 村山 隆君答弁.....	244
樋口正博君再々質問.....	245
( 2 ) 樋口正博君質問.....	245
「市の体育施設について」.....	245
教育長 田中忠彦君答弁.....	246
樋口正博君再質問.....	247
教育長 田中忠彦君答弁.....	249
市長 福村三男君答弁.....	249
樋口正博君再々質問.....	251
( 3 ) 樋口正博君質問.....	251
「市の公共工事について」.....	251
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	252
樋口正博君再質問.....	252
市長 福村三男君答弁.....	252
樋口正博君再々質問.....	254
( 1 ) 森 清孝君質問.....	254
「水道事業について」.....	254
水道局長 後藤 定君答弁.....	255

森 清孝君再質問.....	255
水道局長 後藤 定君答弁.....	256
森 清孝君再々質問.....	257
水道局長 後藤 定君答弁.....	258
( 2 ) 森 清孝君質問.....	258
「集落営農について」.....	258
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	259
森 清孝君再質問.....	259
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	260
森 清孝君再々質問.....	260
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	261
9 . 日程通告 散会.....	261
9月15日(金曜日) 常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)	
9月16日(土曜日) 休 会	
9月17日(日曜日) 休 会	
9月18日(月曜日) 休 会	
9月19日(火曜日) 常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)	
9月20日(水曜日) 常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)	
9月21日(木曜日) 常任委員会(総務・文教厚生・建設)	
9月22日(金曜日) 常任委員会(文教厚生)	
9月23日(土曜日) 休 会	
9月24日(日曜日) 休 会	
9月25日(月曜日) 休 会	
9月26日(火曜日) 休 会	
9月27日(水曜日) 本会議	頁
1 . 議事日程第5号.....	265
2 . 本日の会議に付した事件.....	265
3 . 出席議員氏名.....	266
4 . 欠席議員氏名.....	267
5 . 説明のため出席した者の職氏名.....	267
6 . 事務局職員出席者.....	268
7 . 開 議.....	269

8 . 日程第 1	各常任委員長報告.....	269
	・総務常任委員長報告.....	269
	・文教厚生常任委員長報告.....	271
	・経済常任委員長報告.....	274
	・建設常任委員長報告.....	275
	委員長報告に対する質疑.....	277
	( 1 ) 森 隆博君質疑.....	278
	討 論.....	279
	採 決.....	281
	休 憩.....	281
	開 議.....	281
9 . 日程第 2	議事第 1 3 号 企業誘致促進特別委員会の設置について.....	281
10 . 日程第 3	意見書案第 3 号 「道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書」の提出について上程・説明・質疑・討論・採決.....	282
11 . 日程第 4	意見書案第 4 号 「国道 3 2 5 号四車線化の推進及び予算拡大に関する意見書」の提出について上程・説明・質疑・討論・採決.....	285
12 . 日程第 5	決議案第 2 号 「非核・平和都市宣言に関する決議」上程・説明・質疑・討論・採決.....	286
13 . 日程第 6	議員派遣について.....	287
	採 決.....	288
14 . 日程第 7	委員会の閉会中の継続審査並びに調査について.....	288
	採 決.....	289
15 . 追加議事日程 ( 第 5 号の追加 1 )	.....	289
	日程第 1 意見書案第 5 号 「違法伐採への対応強化を求める意見書」の提出について上程・説明・質疑・討論・採決.....	289
	日程第 2 決議案第 3 号 「飲酒運転撲滅を宣言する決議」上程・説明・質疑・討論・採決.....	290
	日程第 3 決議案第 4 号 「渡邊康雄議員に対する議員辞職勧告決議」上程・説明・質疑・討論・採決.....	292
16 . 閉 会	.....	293

第 1 号

9 月 5 日

# 平成18年第3回菊池市議会定例会

## 議事日程 第1号

平成18年9月5日(火曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議会広報特別委員会の調査・視察の報告
- 第4 議案第179号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成18年度菊池市一般会計補正予算)  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第180号 きくちふるさと水源交流館条例の一部を改正する条例の制定  
について  
議案第181号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて  
議案第182号 菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第183号 菊池市市民会館条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第184号 菊池市総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第185号 菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて  
議案第186号 平成18年度菊池市一般会計補正予算  
議案第187号 平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算  
議案第188号 平成18年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算  
議案第189号 平成18年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算  
議案第190号 平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算  
議案第191号 平成18年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算  
議案第192号 平成18年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算  
議案第193号 平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算  
議案第194号 平成18年度菊池市水道事業会計補正予算  
議案第195号 平成17年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第196号 平成17年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について



- 議案第 197号 平成17年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 198号 平成17年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 199号 平成17年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 200号 平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 201号 平成17年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 202号 平成17年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 203号 平成17年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 204号 平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 205号 平成17年度菊池市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 206号 菊池市国土利用計画の制定について
- 議案第 207号 字の区域の変更について

まで一括上程

- 第6 議案第 208号 菊池川広域基幹河川改修工事に伴う菊池市道巨甲森線今橋架替工事に係る平成17年度実施協定の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

- 第7 議案第 209号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

- 第8 請願第 2号 「国外の違法伐採問題への対応強化を求める請願書」の採択要請について

上程

- 第9 報告第 15号 継続費精算報告について
- 報告第 16号 専決処分の報告について
- 報告第 17号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

- 第10 休会の議決

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議会広報特別委員会の調査・視察の報告  
日程第 4 議案第 179号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成18年度菊池市一般会計補正予算)

上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第 5 議案第 180号 きくちふるさと水源交流館条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 181号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 182号 菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 183号 菊池市市民会館条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 184号 菊池市総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 185号 菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 186号 平成18年度菊池市一般会計補正予算  
議案第 187号 平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算  
議案第 188号 平成18年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算  
議案第 189号 平成18年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算  
議案第 190号 平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算  
議案第 191号 平成18年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算  
議案第 192号 平成18年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算  
議案第 193号 平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算  
議案第 194号 平成18年度菊池市水道事業会計補正予算  
議案第 195号 平成17年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 196号 平成17年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第 197号 平成17年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 198号 平成17年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 199号 平成17年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 200号 平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 201号 平成17年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 202号 平成17年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 203号 平成17年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 204号 平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 205号 平成17年度菊池市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 206号 菊池市国土利用計画の制定について
- 議案第 207号 字の区域の変更について

まで一括上程

- 日程第 6 議案第 208号 菊池川広域基幹河川改修工事に伴う菊池市道亘甲森線今橋架替工事に係る平成17年度実施協定の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第 7 議案第 209号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第 8 請願第 2号 「国外の違法伐採問題への対応強化を求める請願書」の採択要請について

上程

- 日程第 9 報告第 15号 継続費精算報告について  
報告第 16号 専決処分の報告について  
報告第 17号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

日程第 10 休会の議決

出席議員（28名）

1番	東	裕	人	君	
2番	泉	田	栄一朗	君	
3番	森	清	孝	君	
4番	藤	野	敏	昭	君
5番	樋	口	正	博	君
6番	二ノ	文	伸	元	君
7番	中	山	繁	雄	君
8番	水	上	博	司	君
9番	三	池	健	治	君
10番	怒留湯	健	蓉	さん	
11番	坂	本	昭	信	君
12番	隈	部	忠	宗	君
13番	奈	田	臣	也	君
14番	葛	原	勇次郎	君	
15番	木	下	雄	二	君
16番	坂	井	正	次	君
17番	森	隆	博	君	
18番	山	瀬	義	也	君
19番	本	田	憲	一	君
20番	渡	邊	康	雄	君
21番	栃	原	茂	樹	君
22番	松	本	登	君	
23番	工	藤	恭	一	君
24番	境	和	則	君	
25番	北	田	彰	君	
26番	外	村	國	敏	君
27番	徳	永	隆	義	君
28番	横	田	輝	雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
助 役	村 上 建 二 君
収 入 役	高 本 信 男 君
総 務 部 長	緒 方 希 八 郎 君
企 画 部 長	村 山 隆 君
市 民 部 長	木 下 儀 郎 君
経 済 部 長	岡 崎 俊 裕 君
建 設 部 長	石 原 公 久 君
七城総合支所長	平 野 國 臣 君
旭志総合支所長	稲 葉 公 博 君
泗水総合支所長	上 林 正 章 君
市民部総括審議員	大 場 美 範 君
企画部首席審議員	鳥 井 修 君
財 政 課 長	川 上 憲 誠 君
教 育 長	田 中 忠 彦 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
水 道 局 長	後 藤 定 君
農業委員会事務局長	五 島 千 秋 君
代表監査委員	宮 川 貞 雄 君
監査委員事務局長	田 島 伸 正 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	樋 口 昭 彦 君
議 事 課 長	春 木 義 臣 君
議事課長補佐	城 主 一 君
議事係主事	本 田 昇 君

午前10時00分 開会

-----  
議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は28名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成18年第3回菊池市議会定例会を開会します。

-----  
議長（北田 彰君） ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。去る7月26日から29日まで、合併後初めて中国山東省泗水県の表敬訪問。また8月6日から9日まで韓国金堤市及び清原郡の表敬訪問を福村市長と一緒に行ってまいりましたので報告いたします。

22日は、県下市議会議長会が熊本市で開催され、後期高齢者医療制度及び広域連合についての説明がありました後、平成18年度熊本県市議会議員研修会が熊本市産業文化会館大ホールにおいて、全国市議会議長会事務局、法制主幹、水出豊氏により議員年金制度及び道州制についての講演がありました。

また、監査委員から、平成18年7月分の一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局に備え付けの書類によるご承諾いただきたいと思えます。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、執行部から今回提出議案についての発言の申し出がっておりますので、これを許します。

総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、配布書類の訂正をお願いしたいと思えます。既に配布いたしております平成17年度一般会計及び特別会計決算審査並びに基金運用状況審査の監査委員よりの意見書につきまして、その一部に間違いがございましたので、お手元に配布しております意見書と差し替えをお願いしたいというふうに思えます。なお、差し替え後の意見書につきましては、議会事務局までお返しいただければと思っております。大変申し訳ございませんでした。

午前10時02分 開議

議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、中山繁雄君及び水上博司君を指名します。

-----

日程第2 会期の決定

議長（北田 彰君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る8月29日の議会運営委員会におきまして、本日から9月27日までの23日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月27日までの23日間と決定しました。

-----

日程第3 議会広報特別委員会の調査・視察の報告

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、閉会中の委員派遣について、議会広報特別委員会の委員長の調査・視察報告を行います。

議会広報特別委員長、松本 登君。

〔登壇〕

議会広報特別委員長（松本 登君） 議会広報特別委員会の研修を去る8月16、17日の2日間にわたり、福岡県古賀市議会並びに西日本新聞本社において行いましたのでご報告を申し上げます。古賀市は、人口約5万6,000人、世帯数約2万7,000戸、面積42.11km<sup>2</sup>、福岡県北西部にあり、福岡、北九州両市の間に位置しております。明治以降、食品、印刷、機械などを中心に企業が進出、県下有数の工業都市に発展し、また福岡都市圏のベッドタウンでもあります。議員定数は条例定数20名のうち、議会報編集特別委員会6名で議会だよりを作成、編集がなされておりました。研修時は、特別委員会全委員と事務局の7名で対応していただきました。古賀市議会だよりは年4回発行、編集から写真撮影に至るまですべて議員自らが行っておられました。一般質問の掲載は1ページ2人とし、一般質問をした議員の責任で質問と答弁をまとめ、写真やイラストも本人が準備することになっているとのことでありました。紙面づくりは1チーム2名の3チームに分け、チー

ムごとに表紙や議案一覧、特集、委員会報告、一般質問などを作成されており、紙面は16ページ、全ページ2色、別冊刷り1枚で、議会における審議内容をできるだけわかりやすく、市民すべてが読みやすい紙面づくりに心がけているとのことであります。一議会報発行にあたり5回の委員会と1回の協議会を開催し、議会報作成、編集作業はかなりの多忙を極めているとのことでした。また、委員会、先進地研修や講師を招いての研修会が開催されており、議会研修誌地方議会人に古賀市議会だよりが紹介されて以来、全国各地から委員会研修が相次いでいるとのことであります。今後本市におきましても、古賀市の議会報作成、編集作業方法を参考としながら、広報づくりに役立ててまいりたいと考えております。

次に、西日本新聞本社における研修につきましては、広報紙づくりのポイントであります見出しの作り方や紙面の割り付け、縦書き、横書き時の注意点について、あるいは写真、イラストの使い方等について、紙面づくりのプロであります編集局の方より丁寧な指導をいただきました。特に見だしづくりににつきましては、的確、簡素、わかりやすくを基本とすること、さらには写真は情報であり、穴埋めには関連するイラストを使うこと等々の技術面の専門的な指導をいただいたところであります。今回の研修を通じまして学びました事柄につきましては、今後の広報づくりに役立ててまいりたいと考えております。

以上、報告いたします。

-----  
日程第4 議案第179号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成18年度菊池市一般会計補正予算)

議長(北田 彰君) 次に、日程第4、議案第179号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長(福村三男君) おはようございます。本日、平成18年第3回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定いただきましたように、本日から9月27日までの23日間の日程でご審議をお願いするものでございます。

提案理由を申し上げます前に、先の梅雨前線災害の被害状況等についてご報告を申し上げます。

6月19日から7月25日にかけての梅雨前線豪雨及び8月17日襲来の台風10号は、例年にない降水量を記録し、県下に大きな被害をもたらしました。被



害を受けられた市民の皆様、心からお見舞いを申し上げます。この災害にかかります市内の被害状況は、住民の避難関係では、これは全て自主避難でございますけれども32世帯73名。建物の被害では、床下浸水1件、非住家の全壊1件、一部破損7件となっています。公共土木関係では、市単独災害を含めまして、橋梁1件、河川8件、道路50件で、概算被害額は2億6,000万円。農地、農業用施設関係では、国庫災害該当が20件、概算被害額は4,090万円、国庫災害に該当しない小災害が林道8カ所を含めまして77カ所、概算被害額は2,100万円でございます。現在、現地調査を進め、的確な状況把握を行っておりまして、1日も早い復旧に努めてまいります。また、この時期の記録的な豪雨が影響したのかわりませんが、7月21日には立門地区の県道に約13tの落石が、8月27日には竜門ダム直下の中片地区の集落内に、約200tもある巨大石の落下がありました。立門地区については撤去が完了いたしまして、8月24日から通行可能となっておりますが、中片地区につきましては、熊本県をはじめ、関係機関と対応、協議を行っているところでございます。いずれにいたしましても、小学生の通学、農作業等に大変ご迷惑をかけておりますので、早急に対処したいと思っております。今後の災害防止に万全を期してまいりたいと、このように考えております。

次に、消防関係の報告でございますが、第26回熊本県消防操法大会は去る8月27日人吉市において開催をされ、小型ポンプの部に菊池市代表で出場いたしました「本部機動隊七城班」が参加26団体中、見事優勝の栄冠に輝きました。また、ポンプ車の部では、第1分団が5位入賞を果しました。これまでの厳しい練習の成果がこのような好結果として表れたもので、心よりお祝いを申し上げます。長期間にわたりまして、団員をはじめ、ご指導いただきました関係機関の方々、周辺より支えていただきました地域の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、消防団にありましては今後とも地域防災の要といたしまして活躍を期待するものでございます。

それでは、ただ今上程いただきました議案第179号、専決処分の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

この専決処分は、7月19日から24日の集中豪雨災害に伴います復旧経費で、緊急を要したため、8月4日付けで専決処分をしたものです。詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、すみやかにご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案第179号の説明をいたします。

議案の1ページをお願いします。議案第179号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。これは、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、2ページでございます。専決第12号、専決処分書でございます。4ページをお願いします。平成18年度菊池市一般会計補正予算(第5号)です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,878万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223億2,766万2,000円とするものでございます。今回の専決処分は、ただいま市長が申しましたように、去る7月19日から24日の集中豪雨によります災害の復旧に係る補正でございます。

事項別明細で主なものを説明いたします。

10ページをお願いします。歳入でございます。款19繰越金、目1繰越金2,878万6,000円の補正は、今回の補正財源として充当するものでございます。

開けていただきまして12ページでございます。歳出でございます。まず、款5農林水産業費、目7農地費63万4,000円の減額補正は、国庫災害復旧事業への組み替えによる減額補正でございます。款10災害復旧費、目1農地等災害復旧費277万円の補正の主なものは、農地災害6件分の測量設計委託料と12件分の建設機械借上料でございます。また目3林業施設災害復旧費411万2,000円の補正は、林道等の災害、菊池地区40件、旭志地区4件、合計44件の災害復旧時のバックホー、ダンプトラック等の機械借上料、目4治山施設災害復旧費213万8,000円の補正のうち主なものは、菊池地区内3カ所の災害復旧のための測量設計委託料でございます。款10災害復旧費、目2現年度補助災害復旧費200万円の補正は、三万田線ほか10カ所の測量設計委託料でございます。目3単独災害復旧費1,800万円の補正は、崖崩れ等によります崩土除去84カ所のバックホー、ダンプトラック借上料1,500万円並びに生コン等の原材料費300万円でございます。一番下の目3社会体育施設災害復旧費40万円は、水迫体育館進入路の災害復旧のための工事請負費でございます。

以上、議案第179号の説明でございました。よろしくお願い申し上げます。

議長(北田 彰君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(北田 彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第179号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。議案第179号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第179号は、原案のとおり承認することに決定しました。

-----  
日程第5 議案第180号から議案第207号まで一括上程・説明

議長（北田 彰君） 次に、日程第5、議案第180号から議案第207号までの28議案について一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

市長（福村三男君） それでは、ただ今上程されました議案について説明申し上げます。

今回提案しております議案は、ただいまの専決処分の報告案件のほか、条例の一部改正6件、平成18年度各会計補正予算9件、平成17年度各会計の決算の認定11件、その他議決案件3件、人事案件1件及び報告3件でございます。

議案第180号、きくちふるさと水源交流館条例の一部改正は、施設の改修、新築に伴い、利用施設の追加等必要な事項を追加するための改正です。

議案第181号、菊池市国民健康保険条例の一部改正は、国の医療制度改革に基づく法律改正により、本市国民健康保険の自己負担割合及び出産育児一時金の改定を行うための改正です。

次に、議案第182号から議案第185号までの条例改正4議案は、これまで市が直接管理してきました公の施設について、その管理を指定管理者に行わせることができる体制をとるため、条例の一部を改正するものです。

議案第186号から議案第194号までの9議案は、菊池市一般会計ほか各特別会計、水道事業会計の補正予算で、一般会計においては、先ほど報告申し上げまし

た梅雨前線災害の復旧に係る経費、特別会計は各事業及び起債の確定等によるものが主なものでございます。

次に、議案第195号から議案第205号までの11議案は、地方自治法第233条並びに地方公営企業法第30条の規定に基づき、平成17年度の各会計決算を監査委員の審査に付しましたので、その意見を付けて議会の認定をお願いするものです。

議案第206号、菊池市国土利用計画の制定については、国土利用計画法に基づく本市利用計画を定めるため、同法第8条第3項の規定により、議決をお願いするものです。

最後に、議案第207号、字の区域の変更については、県営花房中央地区2工区の区画整理事業の実施に伴い、字の区域の変更が生じたので、地方自治法の規定により議決をお願いするものです。

以上、上程されました議案の概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして、慎重審議のうえ、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案の15ページをお願いしたいと思います。

議案第180号、きくちふるさと水源交流館条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。開けていただきまして16ページでございますが、今回の条例の一部改正は、きくちふるさと水源交流館の北側棟改修工事並びに宿泊棟新築工事に伴い、条例の第6条で研修棟及び宿泊棟の開館時間の改正と、右側になりますけれども17ページが別表の使用料の規定の一部を追加するほか、必要な事項を定めるものでございます。

以上が、議案第180号でございます。

次に、18ページをお願いします。議案第181号、菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、右の19ページが条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本年10月1日より70歳以上の高齢者のうち現役並みの所得のある人、これは課税所得が145万円以上の方になりますけれども、この現役並みの所得のある人の自己負担割合を現行の2割から3割とする改正が1点と、出産したときに支給されます出産育児一時金を現行の30万円から35万円へ引き上

げるものでございます。

以上が、議案第181号でございました。

次に、20ページをお願いします。議案第182号、菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてから30ページの議案第185号、菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定につきましての4議案につきましては、これまで市の直営で管理していました公の施設につきまして、今回指定管理者制度を導入するため、関係条例について指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項を定めるため条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第182号から議案第185号の説明でございましたが、180号から議案第185号までにつきましては、別冊で新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をいただきたいというふうに思います。

次に、33ページをお願いします。

議案第186号、平成18年度菊池市一般会計補正予算(第6号)でございませう。開けていただきまして34ページ、第1条歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,391万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を227億157万5,000円とするものでございます。

事項別明細書で主なものを説明いたします。

44ページをお願いします。歳入でございませう。款12分担金及び負担金、目10災害復旧費分担金1,268万3,000円の補正は、農地等災害復旧事業及び治山施設災害復旧事業に係ります地元分担金でございませう。款14国庫支出金、目10災害復旧費国庫負担金1億3,073万2,000円の補正は、河川5件、道路26件、橋梁1件の現年度補助災害復旧費の国庫負担金でございませう。目3民生費国庫補助金531万6,000円の補正のうち主なものは、障害者給付認定審査会運営補助金でございませうして、自立支援関係の確定に伴う菊池広域連合への負担金でございませう。目5農林水産業費国庫補助金2,536万2,000円の補正は、19件の農地災害復旧に伴います国庫補助金でございませう。款15県支出金、目5農林水産業費県補助金5,124万1,000円の補正のうち主なものは、菊池生産機械利用組合ほか2組合に対しますトラクター、コンバインの機械導入の補助金1,396万6,000円と家畜排泄物利活用施設整備の補助金で、大平堆肥生産組合への補助金2,117万7,000円と、環境保全型農業総合支援事業補助金でございませうして、片川瀬堆肥生産組合への補助金でございませう。開けていただきまして、46ページでございませう。款18繰入金、目4介護保険事業特別会計繰入金8,154万3,000円の補正は、平成17年度事業の決算に伴う繰入金、一番下になりますけれども、目1財政調整基金繰入金1億99万2,000円の減額補正は、特別

会計への精算に伴います財政調整基金の繰入金の減額補正と起債の現時点での確定に伴う補正でございます。開けていただきまして48ページ、款21市債につきましては、それぞれの起債の事業確定に伴う増額補正でございます。

50ページをお願いします。歳出でございます。款2総務費、目1一般管理費488万8,000円の補正のうち主なものは工事請負費200万3,000円で、小川会館建設予定地を管理上仮整地を行い、整地後は地域住民のグランドゴルフ場、サッカー場としても利用できるようにするものでございます。目4財産管理費791万6,000円のうち主なものは、財政調整基金積立金691万6,000円で、基金利子等を積み立てるものでございます。款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費1,650万円の補正は、予定納税されていましたが法人1社の法人市民税の還付金でございます。開けていただきまして52ページ、款3民生費、目3障害者福祉費693万4,000円の補正は、障害者給付認定審査会負担金でございます。目1高齢者福祉費693万4,000円の減額補正は介護保険特別会計への繰出金で、事業確定による減でございます。一番下の款4衛生費、目4環境衛生総務費のうち開けていただきまして54ページになりますが、簡易水道事業等特別会計繰出金及び地域生活排水処理事業特別会計繰出金につきましては、いずれも今回の補正に伴う繰出金でございます。項2清掃費、目3塵芥処理施設費1,318万1,000円の増額補正はRDF処理委託料で、処理委託料が1t当たり7,200円から9,500円に改正されたことに伴うものでございます。款5農林水産業費、目2農業総務費520万円の減額補正は、農業集落排水処理事業特別会計の財源更正によるものでございます。目3農業振興費1,640万1,000円の補正のうち主なものは、3つの組合に対します品目横断に伴う機械導入補助1,396万6,000円でございます。次に、目6畜産業費3,317万7,000円の補正は、大平及び片川瀬の堆肥生産組合への補助金、目7農地費763万5,000円の補正は、それぞれの事業の事業確定に伴うものでございます。開けていただきまして56ページ、款6商工費600万円の補正は、菊池溪谷手前の旧営林署貯木場跡地へ通じます橋が老朽化により破損し、危険でございますので、橋の改修が必要となり、そのための設計監理業務委託料及び工事請負費でございます。款7土木費、目2道路橋りょう新設改良費1,500万円の補正は、高田橋加恵線75.4mの工事請負費で、県が行います県道熊本菊鹿線の工事に合わせて施工するものでございます。目3道路橋りょう維持費の補正は、旭志道の駅のトイレ改修費190万円と各道の駅の管理委託料の見直しに伴う減額補正及び市道の認定追加に伴います道路台帳修正業務委託料295万6,000円が主なものでございます。開けていただきまして58ページ、目

4 公園費の補正の主なものは、菊池川水辺公園整備事業について、県事業であります護岸工事が変更されたことに伴い、当該事業に設計変更が生じたため測量設計委託料の 8 8 7 万円の増額と整備工事の変更によります工事請負費 1, 1 0 1 万 1, 0 0 0 円の減額補正でございまして、差し引き 5 0 万円の減額補正となるものでございます。項 5 下水道費、目 1 特別会計繰出金 4, 6 1 0 万円の減額補正は、公共下水道事業の事業確定によるもの、開けていただきまして 6 0 ページの下段になりますけれども、款 1 0 災害復旧費、目 1 農地等災害復旧費 5, 1 7 0 万 2, 0 0 0 円と、目 4 治山施設災害復旧費 1, 4 6 0 万円の補正は、7 月の大雨に伴います災害復旧費でございます。開けていただきまして 6 2 ページ、項 3 公共土木施設災害復旧費、目 2 現年度補助災害復旧費 1 億 9, 6 0 0 万円の補正も、河川 5 件、道路 2 6 件、橋梁 1 件の工事請負費、目 3 単独災害復旧費 1, 4 7 0 万円の補正も、道路 2 3 件、河川 3 件の工事請負費で、いずれも大雨による災害復旧でございます。

戻っていただきまして、3 8 ページをお願いします。第 2 表債務負担行為でございます。地方自治法第 2 1 4 条の規定により、大牟田リサイクル発電株式会社等に対する一般廃棄物処理業務委託料につきまして、債務を負担する行為をすることができる期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。右のページが第 3 表地方債の補正で、起債の目的別に限度額を補正後に変更し、補正後の限度額の合計を 2 4 億 4, 9 8 0 万円とするものでございます。

以上が、議案第 1 8 6 号の説明でございました。

次に、6 5 ページをお願いします。6 5 ページ、議案第 1 8 7 号、平成 1 8 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。開けていただきまして、6 6 ページ。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 8, 9 4 3 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5 9 億 7, 8 9 0 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

事項別明細書で主なものを説明します。

7 0 ページをお願いします。歳入でございます。款 3 国庫支出金、目 1 財政調整交付金 2 8 1 万 7, 0 0 0 円の補正は、ヘルスアップ事業に伴う国の補助金でございます。款 6 共同事業交付金、目 2 保険財政共同安定化事業交付金 3 億 5, 8 4 9 万 5, 0 0 0 円の補正は、事業確定によるもの。款 9 繰越金、退職者医療及び一般被保険者分の平成 1 7 年度繰越金の確定によるものでございます。

開けていただきまして、7 2 ページ、歳出でございます。款 5 共同事業拠出金、目 2 保険財政共同安定化事業拠出金 3 億 5, 5 1 4 万 3, 0 0 0 円の補正は、事業の確定によりまして国保連合会への拠出金でございます。その下の目 1、保健衛生普及費 2 9 4 万 4, 0 0 0 円の補正は、レセプトデータ及び人間ドックデータの入力

のための電算処理委託料が主なものでございます。款10予備費3,082万4,000円の補正は、緊急時の対応といたしまして療養諸費の3%以内の財源を確保するものでございます。

以上、議案第187号の説明でした。

次に、75ページをお願いします。議案第188号、平成18年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)でございます。開けていただきまして、76ページ。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億596万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億8,796万9,000円とするものでございます。

事項別明細書で主なものを説明いたします。80ページをお願いします。歳入でございます。款7繰入金、目2その他一般会計繰入金693万4,000円の減額補正は、介護保険事業に係る菊池広域連合負担金の支出を一般会計へ組み替えるため、事務費繰入金を減額するものでございます。一番下の款8繰越金につきましては、平成17年度決算に伴う繰越金の確定によるものでございます。

開けていただきまして82ページ、歳出でございます。款1総務費、目2認定調査等費693万5,000円の減額補正は、菊池広域連合負担金を一般会計より支出するため予算組み替えによる減でございます。款6諸支出金、目2償還金3,132万1,000円の補正は、平成17年度介護サービス費の確定によりまして、国・県及び支払基金への返納金でございます。一番下段の他会計繰出金につきましては、一般会計への繰出金でございます。

以上が議案第188号でございました。

次に85ページでございますが、議案第189号、平成18年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)でございます。86ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,971万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,352万3,000円とするものでございます。

事項別明細書で主なものを説明いたします。92ページになりますけれども、歳入でございます。これはいずれも平成18年度の事業確定に伴う補正でございます。

開けていただきまして94ページ、歳出でございますが、この主なものでございますが、目2事業費のうち工事請負費3,632万5,000円の補正で、これは水源・迫間簡易水道の事業確定によるものと、西部第一水源地の配電板への落雷による修理代でございます。

戻っていただきまして、89ページをお願いします。第2表地方債の補正で、簡易水道事業について限度額を補正後に変更し、補正後の限度額の合計を9,890



万円とするものでございます。

以上が議案第189号の説明でございました。

97ページをお願いします。議案第190号、平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございまして、104ページをお願いします。歳入でございまして、104ページ、今回は公共下水道事業におきまして起債4,610万円が確定したことに伴い市債を増額し、一般会計からの繰入金と同額減額するものでございまして。

下段の歳出につきましては財源の補正で、起債の確定に伴いまして一般財源から地方債へ財源を変更するものでございまして。

戻っていただきまして、101ページをお願いします。第2表地方債の補正で、下水道事業につきましては限度額を補正後に変更し、補正後の限度額の合計を3億2,440万円とするものでございまして。

以上が議案第190号の説明でございました。

107ページをお願いします。議案第191号、平成18年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)でございまして、開けていただきまして108ページになりますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億563万4,000円とするものでございまして。

114ページをお願いします。歳入でございまして、下水道事業で取り組んでいました泗水永南地区の小規模排水事業を市町村型に変更したことに伴いまして、一般会計からの繰入金及び下水道事業債を減額するものでございまして。

下段の歳出でございまして、主なものは当該事業の減に伴い工事請負5,750万円を減額補正するものでございまして。

戻っていただきまして、111ページが地方債の補正でございまして、下水道事業について、限度額を補正後に変更し、補正後の限度額の合計を4,150万円とするものでございまして。

以上が、議案第191号の説明でございました。

次に、117ページをお願いします。議案第192号、平成18年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございまして、開けていただきまして、124ページをお願いします。歳入でございまして、農業集落排水事業におきまして、起債520万円が確定したことに伴いまして、下水道事業債を増額し、一般会計からの繰入金を同額減額するものでございまして。

下段の歳出につきましては財源の補正で、起債の確定に伴いまして一般財源から地方債へ財源を変更するものでございまして。

121ページへ戻っていただきまして、第2表地方債の補正で、下水道事業について限度額を補正後に変更し、補正後の限度額の合計を1億280万円とするものでございます。

以上が議案192号の説明でございました。

127ページをお願いします。議案第193号、平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)でございます。開けていただきまして128ページ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億6,089万9,000円とするものでございます。

事項別明細で主なものを説明いたします。132ページをお願いします。歳入につきましては、いずれも平成17年度の決算に伴う補正でございます。下段の歳出でございますが、職員2名分のユニットリーダー研修時の旅費と負担金及び基金の利子を積み立てるものでございます。

以上が、議案第193号でございました。

次に、135ページをお願いします。議案第194号、平成18年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)でございます。開けていただきまして、137ページをお願いします。第2条の収益的収入及び支出の補正は、収入として款11水道事業収益、項2営業外収益118万3,000円でございます。泗水地区永南配水池への落雷に伴います損害保険金を受け入れるものでございます。支出といたしまして、漏水等に伴いまして夜間工事を行うときの職員の時間外勤務手当及び滞納整理のためのシステム変更料でございます。

次に、第3条で資本的収入額が資本的支出に対して不足する額を起債のとおりに改めるものでありまして、資本的収入において泗水地区の施設整備補助金が当初の1,200万円から1,800万円に増額の内示があったことに伴いまして、600万円の増額補正と内示の増に伴い企業債を2,060万円増額補正するもので、141ページをお願いしますが、141ページの方に収入及び支出の見積もり基礎を添付いたしております。また、戻っていただきまして138ページが実施計画、140ページが資金計画となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が、議案第194号の説明でございました。

次に、議案第195号から議案第204号までの10議案につきましては、別冊となっております薄緑色の表紙の綴じてある分でございますが、薄緑の厚い冊子でございます。平成17年度の歳入歳出決算書でございます。この10議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成17年度の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について認定をお願いするものでございます。

また議案に戻っていただきまして、143ページでございます。議案第205号につきましては、地方公営企業法第30条の規定に基づき、平成17年度菊池市水道事業会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。この11議案につきましては、この決算につきましては、本市監査委員の詳細な審査を受け、審査意見書を付して認定をお願いするものでございます。なお、資料といたしまして、別冊で各会計ごとの決算に係る主要施策の成果を添付いたしておりますので、ご参照をいただきたいと思っております。

次に、議案の169ページをお願いいたします。議案第206号、菊池市国土利用計画の制定についてご説明申し上げます。この計画書につきましては、別冊となっておりますのでご覧いただきたいと思っておりますが、綴じてある別冊となっております。表紙が菊池市の航空写真が載っておりますのでございます。この計画書につきましては、国土利用計画法第8条の規定に基づきまして、新市における土地の利用に関する基本的な事項を定めた計画でありまして、菊池市総合計画の基本構想に則して策定したもので、今後の国土の利用に関するすべての計画の指針となるものであり、制定にあたりましては国土利用計画法第8条第3項の規定により、議会の承認を経る必要がございますのでお願いするものでございます。

以上が、議案第206号の説明でございました。

最後に、議案の171ページをお願いいたします。議案第207号、字の区域の変更についてご説明いたします。菊池市の字の区域を変更するもので、字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要がございますのでお願いするものでございます。今回の変更は、花房中央地区の区画整理事業の実施に伴うものでございます。172ページをお願いいたします。172ページが変更する字につきまして、変更前の大字、字区域、変更後の大字、字を表に整理し記載いたしております。右側に位置図を添付いたしておりますし、開けていただきましてその次が大字、字区域の変更図を添付いたしておりますので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

以上、議案第180号から議案第207号まで一括説明させていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

次に、代表監査委員から監査の報告の申し出がっておりますので、これを許します。

代表監査委員、宮川貞雄君。

[ 登壇 ]

代表監査委員（宮川貞雄君） 平成17年度決算審査の結果についてご報告を申し上げ

げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方自治法施行令第5条第3項及び地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、平成17年度菊池市一般会計並びに各会計歳入歳出決算及び基金の運用状況について市長より審査に付されましたので、森 隆博監査委員とともに各決算書に基づき慎重に審査を行いました。ご提出いただきました書類及び聞き取り調査によりまして、審査を重ねました結果、各会計とも係数は正確であり、予算の執行、事務事業の推進等、概ね適正に行われていたことを確認いたしました。詳細な決算審査の結果は、別紙意見書に掲載していますので、ご熟読、ご確認をお願いしたいと思います。特に市民からの合併の効果と菊池財政の健全性等に対する注目が集まっている中で、執行部によります厳格な財政運営もあり、市税、地方交付税等の増の追い風の反面、地方譲与税、県支出金等の減のマイナス材料はありましたが、最終的には一定の基金組入の実現に至ったことは評価ができます。また、今回は実質的に合併初年度となった決算審査であり、前年度との詳細な比較検討と係数分析等の本格的な決算審査は次回の決算審査からとなります。合わせて、国によります地方交付税の大幅カットが進展している最中、夕張市の財政破綻事例もありまして、第3セクター、土地開発公社等を含めた連結ベース等での財政実態の明確化、さらにはコスト意識を持った行政運営と市民へのわかりやすい市政情報の提供のために、資産及び負債、剰余金などの一切を含めた菊池市の総合的な財産を浮き彫りにするバランスシート並びに行政コスト計算書の早期作成と公表を強く要望するものです。全体的な面では、今後とも費用対効果をベースに事務事業への行政評価、政策評価を加えつつ、組織改革と合わせた職員の総力を結集できるための効果的な人員配置と職員数の削減を含めた人件費の抑制、委託料や各種補助金及び負担金等の個別見直しと一律カットの継続が不可欠であります。特別会計におきましても、一般会計からの繰り入れの減額、使用料等の改定による歳入歳出を通した全体構造の見直し、収入未済額の減少及び滞納防止の収納業務の効率化が求められます。これらの点では関係部課、室等への予算、事業に関する決算審査を実施しまして、個別に述べてきた事項が細々とありますので、一層の精査と見直しを加えていただくことを熱望いたします。

最後に、新市計画、市総合計画基本構想の策定に基づき、精力的な市政、本市運営が展開されておりますけれども、合併によります様々な成果の反面、非効率的で改革、改善を必要とする点も多く横たわっているため、充実した行政サービスと市民の福祉の向上を享受できるための菊池市実現に向かって、今後も財政、組織、事業の全般にわたり、効率的かつ有益な市政運営と執行を一層要望いたしまして、決

算審査意見書の提出とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

-----  
休憩 午前 10 時 57 分

開議 午前 11 時 05 分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----  
日程第 6 議案第 208 号 菊池川広域基幹河川改修工事に伴う菊池市道巨甲森線今橋架替工事に係る平成 17 年度実施協定の一部変更について

議長（北田 彰君） 次に、日程第 6、議案第 208 号についてを議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案の 173 ページをお願いします。議案第 208 号、菊池川広域基幹河川改修工事に伴う菊池市道巨甲森線今橋架替工事に係る平成 17 年度実施協定の一部変更についてご説明を申し上げます。本案件につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定並びに菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決をお願いし、平成 18 年 1 月に臨時議会におきまして議決をいただいた案件の変更でございます。平成 17 年度実施協定の締結内容のうちの協定金額 3 億 8,590 万円を 6,700 万円減額し、3 億 1,040 万円に変更するものでございます。理由といたしましては、橋梁上部工工事を現在施工中でございますが、工事期間が平成 19 年 3 月 15 日まで要し、古い橋の撤去について年度内着手が困難となったことによる現額の変更でございます。また、平成 18 年度の旧今橋撤去工事の減額及び橋梁上部工工事入札謝金と合わせて減額をお願いするものでございます。なお、協定の相手方と協定期間につきましては、変更がございません。

以上、議案第 208 号の説明でございました。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第208号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。議案第208号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第208号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----  
日程第7 議案第209号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（北田 彰君） 次に、日程第7、議案第209号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。本案について、地方自治法第117条の規定に係る議員は除斥する必要がありますが、117条に係る議員はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 議案第209号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

現在、本市の区域におきましては、11名の委員さんが法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事をされております。また、本年10月からは先の定例会で推薦同意いただきました3名が増員をされ、14名の委員さんでの活動となります。その中のお一人、佐々龍一さんが本年12月31日をもって3年間の任期が満了いたします。今回、その後任候補者の推薦について、熊本地方法務局長より依頼がありました。推薦にあたっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社

会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされており、十分検討いたしました結果、菊池市七城町新古閑539番地、佐々龍一さん、昭和16年4月9日生まれを再度推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第209号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第209号を起立により採決します。

お諮りします。議案第209号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第209号は、原案のとおり可決されました。

-----  
日程第8 請願第2号 「国外の違法伐採問題への対応強化を求める請願書」の採択要請について

議長（北田 彰君） 次に、日程第8、請願第2号は、今定例会までに提出されました。その内容については、お手元に配布しているとおりです。

-----  
日程第9 報告第15号から報告第17号まで報告

議長（北田 彰君） 次に、日程第9、報告第15号から報告第17号までの3件について一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、報告第 15 号から報告第 17 号を一括してご説明申し上げます。議案の 175 ページをお願いします。

最初に、報告第 15 号、継続費精算報告についてご説明申し上げます。平成 16 年度から平成 17 年度継続事業として実施してまいりました小川記念会館建設事業及び小川基金振興事業とウォーキングトレイル事業につきまして、継続費事業が完了いたしましたので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定に基づき報告を申し上げますのでございます。

以上、報告第 15 号でございました。

次に、177 ページをお願いします。報告第 16 号、専決処分の報告について説明申し上げます。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

開けていただきまして 178 ページをお願いします。専決処分書でございます。事故の発生日、平成 18 年 6 月 9 日。事故の発生場所、七城町亀尾城址公園。相手方は、記載いたしておりますとおりでございます。事故の概要につきましては、本市臨時職員が七城亀尾城址公園内を刈払い機で草刈り作業中に小石らしきものが飛び、駐車してあった工藤氏所有の車の運転席窓ガラスを破損し、損害を与えたものでございます。損害賠償の額、2 万 3,945 円。決定事項としては、記載のとおりでございます。

以上が、報告第 16 号の説明でございました。

179 ページをお願いします。報告第 17 号、専決処分の報告についてご説明を申し上げます。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

開けていただきまして 180 ページが専決処分書でございます。事故発生日、平成 18 年 7 月 19 日、相手方は記載しているとおりでございます。事故の概要につきましては、泗水のマイクロバス、これはコスモス号でございますが、委託先の菊池市シルバー人材センター会員が運転していた際、泗水総合支所前の三叉路において後方確認を怠ったことによりまして、後続の相手方の車に接触し損害を与えたものでございます。損害賠償の額といたしまして、13 万 1,080 円。決定事項として、記載のとおりでございます。

以上、報告第 15 号から報告第 17 号まで一括してご説明申し上げます。よろしく願い申し上げます。



議長（北田 彰君） 以上で報告を終わります。

報告第 15 号から報告第 17 号までは、地方自治法施行令第 145 条第 2 項及び地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告に留めます。

-----  
日程第 10 休会の議決

議長（北田 彰君） 次に、日程第 10、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日 6 日から 8 日まで及び 11 日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

よって、明日 6 日から 8 日まで及び 11 日は休会とすることに決定しました。

なお、9 日及び 10 日は市の休日のため休会です。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。明日 6 日から 11 日までは休会ですので、会議を来る 12 日午前 10 時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。一般質問及び議案に対する質疑を希望される方は、その質問の要旨を具体的に記載し、明日 6 日の正午まで事務局にご提出をお願いします。

本日は、これらで散会します。なお、この後全員協議会を大会議室で開きますのでお集まりいただきます。

全員、起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

-----  
散会 午前 11 時 17 分

第 2 号

9 月 1 2 日

# 平成18年第3回菊池市議会定例会

## 議事日程 第2号

平成18年9月12日(火曜日)午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 委員会付託
- 第3 一般質問

-----

本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 常任委員会に付託
- 日程第3 一般質問

-----

出席議員(28名)

- 1番 東 裕 人 君
- 2番 泉 田 栄一朗 君
- 3番 森 清 孝 君
- 4番 藤 野 敏 昭 君
- 5番 樋 口 正 博 君
- 6番 二ノ文 伸 元 君
- 7番 中 山 繁 雄 君
- 8番 水 上 博 司 君
- 9番 三 池 健 治 君
- 10番 怒留湯 健 蓉 さん
- 11番 坂 本 昭 信 君
- 12番 隈 部 忠 宗 君
- 13番 奈 田 臣 也 君
- 14番 葛 原 勇次郎 君
- 15番 木 下 雄 二 君
- 16番 坂 井 正 次 君
- 17番 森 隆 博 君

18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	渡邊	康雄	君
21番	栃原	茂樹	君
22番	松本	登	君
23番	工藤	恭一	君
24番	境	和則	君
25番	北田	彰	君
26番	外村	國敏	君
27番	徳永	隆義	君
28番	横田	輝雄	君

-----

欠席議員（なし）

-----

説明のため出席した者

市長	福村	三男	君
助役	村上	建二	君
収入役	高本	信男	君
総務部長	緒方	希八郎	君
企画部長	村山	隆	君
市民部長	木下	儀郎	君
経済部長	岡崎	俊裕	君
建設部長	石原	公久	君
七城総合支所長	平野	國臣	君
旭志総合支所長	稲葉	公博	君
泗水総合支所長	上林	正章	君
市民部総括審議員	大場	美範	君
企画部首席審議員	鳥井	修	君
財政課長	川上	憲誠	君
教育長	田中	忠彦	君
教育次長	山口	正司	君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村	鉄男	君
水道局長	後藤	定	君

農業委員会事務局長  
監査委員事務局長

五 島 千 秋 君  
田 島 伸 正 君

-----  
事務局職員出席者

事 務 局 長  
議 事 課 長  
議 事 課 長 補 佐  
議 事 係 主 事

樋 口 昭 彦 君  
春 木 義 臣 君  
城 主 一 君  
本 田 昇 君

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

-----  
午前10時00分 開議

議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

〔「議長、動議をお願いいたします」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 境 和則君。

[ 自席 ]

（境 和則君） 議長に本会議における休憩の動議をお願いしたいと思います。ご案内のとおり、菊池市議への恐喝容疑に関わる件について休憩をお願いするところがあります。訳は、平成18年5月20日に施行されました菊池市議会議員選挙前に菊池市議への恐喝事件がありました。私どもは新聞やテレビでの情報の範囲内としか事件の全容はわかりません。市会議員という公職にあたるものは、市会議員ひいては市民に説明する義務があるのではないのかと考えます。また、説明がなければ様々な憶測を呼び、思わぬ方向に発展することも予測されると思います。よって、本件に関して市議会としての対応を協議したいと思いますので、議長の特別のご理解と許可をお願いをいたすものであります。よろしくお願いいたします。

議長（北田 彰君） それでは、ここで暫時休憩します。

-----  
休憩 午前10時03分

開議 午前10時11分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----  
日程第1 質疑

議長（北田 彰君） それでは日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

まずはじめに、松本 登君。

[ 登壇 ]

（松本 登君） おはようございます。質疑をいたします。

議案第206号、菊池市国土利用計画の制定についてであります。市国土利用計画とは、市域におきまして長期にわたり安定した均衡ある土地の利用を確保するこ

とを目的として、市域における土地利用の計画を定めるものでありますが、基本的には国の国土利用計画、そして県の国土利用計画に沿い、市の総合計画基本構想の具現化を見据え策定されるものであると理解をしておるところであります。計画にあたりましては、用途別の計画的施策をはじめ地価の安定施策、農林地の保全、治山治水等に配慮しながら、無秩序な開発を防止し、土地の有効利用を図ることを目指すということですが、この土地利用計画はまちづくりの原点をなすものであり、商・工・農・林・河川・道路・宅地等の将来の利用方向を示すものであります。この計画につきましては、法で策定が義務づけられております。市政におけるまちづくりは、すべて市で策定をされますそれぞれの計画に基づくものであります。多くの計画の中で議決事項となる計画は総合計画の基本構想と、この市国土利用計画の2件のみであります。議決事項につきましては法に定めてあるということではあります。その重要性とともに、国・県計画の流れに沿ってそれぞれ市町村域の土地の利用を図ることになっております。この基本を踏まえ、計画策定にあたりましては素案集約の段階から市をあげて集中的に議論し、専門性も含め検討がなされ、素案がまとまる。その後手続きを経て本決まりとなると、このような状況が本来の姿であろうと思っております。そこでお尋ねですが、一つ、素案策定の経緯について、広範囲にわたって審議がなされたのかどうか、できれば具体的にお願いをいたします。本計画づくりは、合併前のそれぞれの地域のまちづくりへの取り組みもあり、その歴史性も含め、専門性もありますが、十分なる検討とともに意見は多彩であったのか。またその意見等の採用はあったのか。お尋ねをいたします。

2番目が、国・県計画との整合性について。土地とは国・県・市それぞれの立場から見ますと、国道、県道、市道ということで共通をしておる、同一のものであります。だからこそ、それぞれの計画があるわけでありまして、ポイントはその流れ、整合性、一貫性であろうと思っております。それが取れているのかどうか。

3番目、議会への提案は最終段階であります。本計画策定の過程で議論は尽くされたということであろうと思っておりますが、その辺について、尽くされたのかどうか、お尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） おはようございます。

菊池市国土利用計画の策定の経緯等についてでございますけれども、議員ご承知のとおり、本計画は国土利用計画法第8条の規定に基づきまして、合併に伴い広範囲になった新市において、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、本市の区域における土地の利用に関する基本的な事項を定めるも

のでございます。計画策定の経緯につきましては、総合計画の基本構想に則して策定するものであるため、平成17年度から総合計画と並行して進めてまいりました。策定にあたっては、専門業者への委託を行い、県が示す策定要領及び国・県の国土利用計画に基づき策定しております。まず、策定要領に基づいた計画素案を策定し、庁内関係部署と調整会議を行うとともに、市民の意向を把握するための市民アンケート調査を実施し、土地利用計画案を策定しました。さらに、計画の趣旨については地域審議会に報告し、その意見をお伺いしました。平成18年、本年3月の定例会において、総合計画の基本構想を議決していただきましたので、基本構想と本計画との整合性を図りながら、庁議等で協議を行い、全課局室と最終調整を行ってまいりました。

次に、国及び県の国土利用計画との整合性につきましては、平成8年に2月に策定された国の第3次国土利用計画及び平成8年に策定された県の国土利用計画を基本としていまして、本計画の内容はそれぞれの計画との整合性を図っております。また、平成10年度に策定され21世紀の我が国が目指すべき国土のあり方を示した第5次全国総合開発計画との整合性も図っております。

最後に、本計画の策定にあたっての議論につきましては、前段でご説明しましたとおり、素案の段階から関係部署との調整を随時進めており、特に土地利用に関する計画と関わりが深い部署とヒアリングを行い、調整を進めてまいったところでございます。また、計画策定にあたりましては、県との協議が必要でありますので、県の関係各課と協議を繰り返し行い、計画内容や文言、数値等を調整してまいりました。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 松本 登君。

[ 登壇 ]

（松本 登君） 再質疑をいたします。

答弁をいただいたわけではありますが、一言で申し上げますと十分に議論をしたということであったかと思いますが、お聞きいたしますと市民の意向としてはアンケート調査のみであったと思います。また各種の調整はなされておるようですが、基本的には市の全域に関わる問題であり、多方面にわたる声をまとめる、その必要性を申し上げておるところであります。計画内容について4点お伺いいたします。

まず1点、郊外の大型商業施設等については、周辺の土地利用との調整を図り、地域の景観との調和に配慮するとあります。郊外との表現については、構想図の土地利用の色分けで見るときの色を差しているのか。図面への記入は必要ではなか



ったのか。文言の意味では大型商業施設の立地は認めるよというような感じで受け止めておりますが。

2番目、工業用地については、企業の立地を促進し、工業生産に必要な用地の確保を図るとあります。企業誘致というのは、市の方針であります。新しい用地の確保を目指されておられるのか。これらの文言によりますと、既存の工業用地については線引きが必要ではなかったのか。

3番目、旧菊池市街地の将来像では、用途地域内の都市基盤整備と土地利用の適正化により、良好な住環境の形成を図るとあります。用途地域は申し上げるまでもなく、市街地の土地利用計画であります。この用地の色分けは昭和52年に設定をされております。52年であります。その後、法改正に伴う色分けの再区分というのがあっており若干の変更はあっておりますが、基本は全く変わっておりません。30年以上も前の計画であり、現況とはかけ離れておると思っております。計画に見直しの表現ぐらい入れるべきではなかったのかなと思っております。

それから、文教施設、公園、福祉等に関する公共用地については、市民のニーズの多様化を踏まえ必要な用地の確保を図るとありますが、このことは市民からの要望があれば用地は確保しますよと受け止めていいのか。さらに、巻末の土地利用構想図、米印の文言であります。開発事業の実施や個別的な土地取引の誘導を図るものではないとあります。この表現についての解説をお願いいたします。計画には、用地の確保を図るという表現が数多くあります。文言との整合性は取れるのか、お伺いをいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） まず1点目の郊外につきましては、市街地の周辺部で巻末土地利用構想図の商業集積地ゾーニングに含まれるものと位置づけ、商業集積地と一体的なものとして郊外としての色分けは行っておりません。また、大型商業施設につきましては、必要とする面積、規模から施設の周辺に及ぼす影響が大きいと考えられるため、周辺の土地利用や地域の景観との調整が必要であることを意味するものでありまして、立地を認めるものではありません。

2点目の工業用地につきましては、市の方針であります企業誘致の促進を図る上で重要な土地利用であると考えております。現段階では、整備済の蘇崎、田島の工業団地を最優先に企業誘致を推進していますが、将来新たな工業団地の確保も視野に入れた土地利用を考えなければならないと思っております。土地利用構想図では、将来の土地利用のあり方をお示しするものでありまして、既存の工業集積地と企業誘致を推進しています工業団地等を工業集積地として表示したところでございます。

3点目の用途地域の見直し関係ですけれども、現在本市の都市計画区域につきましては、菊池地域の市街地及びその周辺地並びに泗水地域の全域が指定されています。都市計画区域は、本来一自治体に1つの地域を設定するのが望ましいとされていますので、本土地利用計画に基づきまして見直しを行うものとし、本年度から取り組んでいるところでございます。また、ご指摘の菊池地域の市街地にあります用途地域につきましても、当然今回の都市計画の見直しに伴い見直す予定でございます。本計画書においては、都市計画や農振計画等の各種土地利用計画についての調整は行いましたけれども、土地利用の基本的考えを示すこととしておりますので、用途地域の見直しの表現はしていません。

4点目の巻末の土地利用構想図は、計画本文に示した本市の土地利用構想を理解しやすいように作成したのですが、色分けの境界については今回の計画では厳密に行うことができませんので、例えばこの部分の用途が構想図で変わっているからといって、実際の用途変更に必要な許認可等が得られるとは限りません。このような誤解を避けるため、注釈でこの図は開発事業の実施や個別の土地取引の誘導を図るものではありませんと断っているものであります。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 松本 登君。

[ 登壇 ]

（松本 登君） 再々質疑をいたします。

それぞれの問いに答えていただきました。これらの問いにつきましては、法律、法、条例等は読むだけではわかりません。運用なんですね。提案の前段で議論の場があれば説明により理解することができます。あるいは、必要であれば修正も可能であります。答弁によりますと、都市計画区域についてであります。市全域を一つの区域としてのという表現であります。これはちょっと私は、私は理解に苦しむところであります。例えば飛び地等についてはですね、当然これは法で認められておるわけでありまして。そういうことではあります。一つの地域としての設定が望ましいという見解であったと思います。さらに今年度から用途地域を加えて見直しをするということではあります。法本来の姿は、都市計画区域の編入、いわゆる線引きの変更であります。この都市計画区域と用途地域、あるいはこれは都市計画用途地域という表現になりますが、土地計画街路、あるいは都市計画公園というのは、これは別途の取扱いとなるというふうに理解をして、私はおります。特に用途地域につきましては、いわゆる私有地の制限、いわゆる私権の制限に関わるものであります。それを前提としたまちづくりがなされるということではあります。大変な作業であるわけではあります。時代の趨勢もございまして見直しをするということ

でございますので、期待をいたすところであります。この見直しについての表現はありませんでした、本文にはありませんので、やはりこうやって議論の中でされるんだなということがわかるということでございます。ただいまの答弁を受けましたので、受け止めましたので終わります。

議長（北田 彰君） 次に、森 隆博君。

[ 登壇 ]

（森 隆博君） おはようございます。通告に従いまして、質疑を行いたいと思います。

議案の第186号、菊池市一般会計補正予算の第6号の54ページから38ページの件であります。款4の衛生費、節の委託料でありまして、RDFの処理委託料及び債務負担行為の補正について質疑を行いたいと思います。

1点目に、今回単価の値上げに伴いまして補正予算が計上されておりますが、市民の方々に本当にこう明確に説明するためにも、大牟田リサイクル発電所の値上げに伴う今日までの経緯についての説明をお願いしたいと思います。

2点目に、菊池市のRDF処理及び焼却灰の処理について、大牟田発電所への年間RDFの搬入と、それに伴います焼却灰の処理先、処理方法あたり、またt当たりの経費についてお尋ねをいたしたいと思います。

3点目に、大牟田リサイクルの稼働しました14年度から今日までトラブルによりまして機械の停止期間、修理及び各組合等への補償額についてでありまして、大牟田リサイクルの発電所の機械のトラブル等で停止期間、また機械修理に伴います損害負担額について。

以上の3点について、お尋ねをしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） おはようございます。

最初に、エコビレッジ旭の建設に至った経緯でございますけれども、ダイオキシン類対策特別措置法の改正に伴い、平成14年12月からダイオキシン規制が厳しくなりまして、これに対応するために旧クリーンセンター、元の焼却場でございますが、この改修工事に約12億円必要なうえに地元との覚書で焼却施設の使用期間が平成15年度までとなっており、新たな施設の建設が必要になりました。焼却施設は燃焼時に有害物質でありますダイオキシンが発生するため、地元合意が難しいことなどから、従来の燃やす方式から燃やさないRDF処理方式を採用したわけでございます。これは、可燃ごみを焼却するのではなくて、ごみを乾燥、破碎、固形燃料、RDF化といいますが、しまして、大牟田リサイクル発電所の燃料として使

用するものでございます。当施設は、旧菊池市、七城町、旭志村の3市町村で構成された菊池広域行政事務組合が総工費約31億円をかけた平成16年1月に建設し管理運営を始めております。市町村合併に伴い、平成17年3月22日から菊池市の直営となっております。また、大牟田リサイクル発電所につきましては、平成14年12月に稼働いたしております。この大牟田リサイクル発電所の運営収入につきましては、施設組合からのRDF処理委託料収入と売電収入、電気を売るわけでございます。売電収入のみであります。値上げに至った経緯でございますが、灰処理費用につきましては、当初灰1t当たり1万2,000円でしたが、現在はセメント会社に処理を委託しているため、t当たり約2万8,600円となっております。この関係で、平成16年度からRDF処理単価が当初の5,000円から7,200円に値上げになりました。昨年7施設の幹事会でさらなる値上げの提案がなされ、最終的には昨年11月28日開催の運営協議会で18年度からt当たり9,500円及び単年度負担金2億5,260万円が提示されました。この内容は、RDF搬入減による収入源17億円、サイロトラブル対応費の支出増2億5,000万円、RDF貯蔵法規制対応費1億5,000万円の計21億円が新たに必要であるとの説明でございます。度重なるRDF処理委託料の改定とサイロ事故処理対応費の財政負担は、参加自治体にとって受け入れることが非常に厳しい状況であり、組合構成19市町村はもとより、7施設組合からは値上げには納得できないと、資金不足は大牟田リサイクル発電所が長期計画を見誤ったものであり、その責任は会社が取るべきだと。福岡県と電源開発株式会社にも相応の責任があるのではないかとし、大牟田リサイクル発電所並びに改定案を作成した福岡県に対し見直しを求めたところであります。あわせて、昨年11月30日には福岡県知事に7項目にわたる財政支援を求める意見書を提出しました。

このような中で、議員各位には昨年12月2日、RDF処理委託料値上げ反対要請行動集会に、参加組合市町村の議員の方々とともに参加していただき抗議されたことでありまして、改めて感謝申し上げます。この要請行動が功を奏しまして、改定案は継続審議となり、本年7月末までに調整を行い決定することで組合と会社、福岡県並びに電源開発株式会社と協議を行ってきました。

そして、本年6月29日の幹事会で提示された計画案は、RDF処理委託料を本年4月から現行t当たり7,200円から9,500円に改正するとともに、福岡県と電源開発が2億1,000万円ずつの計4億2,000万円を増資し、貯蔵サイロ事故対策費2億5,000万円に充てるという内容でございます。増資の理由は、RDFの自然発火性に起因したサイロトラブル費用は、本来事業開始前に資金手当をしておくべきものであったということでの増資対応というふうな説明でございま

した。この案をのまなければ、福岡県も増資を取り下げるという強い態度から、市町村では増資に対しては理解できるが、トラブルに関する費用増高に伴うRDF処理委託料改定は承服できないという要望を伝えております。熊本県内の本市を始め、阿蘇広域行政事務組合や荒尾市は、基本的には納得がいかないため、7月6日付けで意見書を提出し、その内容は、事業計画の説明責任と焼却灰処理費用の低減化及び発電所工事契約書の開示を求める内容です。この意見書を受けて、福岡県の回答は事業計画の見込みと実績に差異が生じたものであると。焼却灰の処理方法については、課題解決の見通しが立たないことから検討を中止する。なお、工事契約書の開示には応じるという回答を受けました。

7月20日開催の運営協議会で施設組合側から、福岡県と電源の支援は評価できるが、メーカーである川崎重工の努力はという質問に対して、福岡県はメーカーに対して副知事が増資に参加してほしいお願いしに行ったが、当初の出資は受注対策であり、経営に参加していないため増資はできないと。今後のメーカーの責任として、保証期間の一部延長、技術的補償の中で費用負担を行うとの回答を受けております。

また、今後再値上げは行わないことの確約はできないかといった議会からの意見があったことも伝えております。さらには、消防法改正に伴う施設改修費に対する支援の要望もいたした次第でございます。平成15年度から平成17年度のサイロトラブル、RDF貯蔵法規制対応費用約2億5,000万円は、さっき申し上げましたが福岡県と電源開発株式会社からの増資で対応するので、参加施設組合や自治体の負担はないこと。RDF処理委託料を9,500円に改正することの案に対して、7施設組合としては責任ある事業運営と灰処理費用負担の低減化、情報の事前提供、情報の公開、契約書の見直しなど7項目を再度申し入れております。これを受けまして、福岡県は申し入れは重く受け止めておると。今後誠意を持って協議するという回答を受けて、改訂長期事業計画案について全会一致で同意いたしました次第でございます。

次に、菊池市のRDF処理量、塵芥灰トン当たり処理費についてお答えいたします。運転開始年度の平成16年度、エコビレッジ旭ごみ搬入量は9,113tでございます。RDFとしまして5,132tが発電所に搬入されております。また、17年度は搬入量が9,227tで、RDFとして5,109tが発電所で、燃料として使用されております。発電所全体の灰処理量は1日約50t程度になります。現在は、宇部興産苧田セメント工場で処理されております。当初の灰処理は、舗装道路の路盤材料として開発利用する計画でしたが、リサイクルを巡る状況の変化もあり、コスト、使用方法の点で課題解決の見通しが立たないことから、本年7

月に検討を中止するとの回答を受けております。具体的には、当時首都圏で一般廃棄物再生品放置による環境汚染問題が発生したことを受け、環境省が一般廃棄物のリサイクルに厳しい基準を適用することとしたため、さらに実用研究を継続する必要が生じ、コスト、使用方法の点で課題解決の見通しが立たなくなったとのことでございます。今後の灰処理につきましては、福岡県は現行のセメント会社への灰処理委託契約は平成20年度までであることから、平成21年度以降の灰処理について、福岡県、大牟田市、電源開発株式会社とともに検討し、灰処理委託費の増加抑制が図られるよう努めていきたいとの回答を受けております。計画による灰処理単価をt当たり1万2,000円で試算されておりましたが、現行はt当たり2万8,600円で処理されております。なお、焼却灰を民間最終処分場に埋め立てることにつきまして、福岡県はプラント建設時に地元大牟田市には灰処理はリサイクルするという承諾を受けており、単純に埋め立てることについて地元の理解を得ることは難しいこと。また、循環型社会の構築からリサイクルに回すことが適当であるという回答でございます。

次に、大牟田リサイクル発電株式会社RDF処理機の稼働後の処理費、トラブル等の処理費及び機械停止期間の補償額についてお答えいたします。平成14年度に運転を開始以来、大牟田リサイクル発電所ではトラブルは10件起きております。停止した期間は述べ1,746時間でございます。発電所は24時間運転していますので、日数に換算しますと72日と18時間になります。

次に、トラブルの概要を申し上げます。一次押込通風機羽車の損傷で平成15年1月26日から2月17日までの停止、517時間で、保証期間中のメーカー対応で損害額はあっておりません。2点目に、不燃物排出スクリー出口エキスパンション破損ということで、平成15年4月23日の停止ということで、これは0時間ということで間接損害は発生しておりません。3点目に、ボイラー層内蒸気器管蒸気漏れで平成15年8月8日から8月24日の停止で373時間、保証期間中で、メーカーで対応しておりますので損害額はあっておりません。4点目に、貯蔵サイロ、RDFを最初持っていったときに貯蔵サイロがございしますが、この貯蔵サイロで発熱がありまして、平成15年9月24日から27日の停止ということで71時間、発電所の直接損害額は1億4,270万円のうち50%の負担があります。5点目に、二次過熱器管蒸気漏れで15年10月21日から25日の停止で104時間、保証期間中のためメーカーで対応しております。6点目に、ボイラー層内の蒸気器管の蒸気漏れがありまして、16年3月10日から17日、停止時間が181時間です。これも保証期間中であるため、直接損害はあっておりません。7点目に、ドラムレベル極低によるマスターフィルエルトリップ、16年の11月24日

に1日間、停止は5時間でございます。直接損害は発生しておりません。8点目に、三次過熱器管蒸気漏れということで、17年4月24日から5月8日の停止、315時間で直接損害はあっておりません。9点目に、二次過熱器管の蒸気漏れということで、昨年、平成17年5月30日から6月5日の停止で135時間、メーカー対応を行っております。ただいま申し上げました9点につきましては、直接経費の損害額のうち、川崎重工業が負担すべき修理費についてはメーカーで直接対応していただいたため、金額はわかっておりません。その他、トラブル損害額のメーカー負担額は合計5,029万円で、大牟田リサイクル発電所に対応する額が1億6,115万円という報告を発電所から受けております。その損害額は、長期事業計画の中に含まれております。もう1点、あと1件のトラブルでございますが、電気ケーブル端子ボックスに雨水、雨水が浸入して漏電しております。これが平成18年9月3日から5日の停止45時間ということです。処理金額及び間接損害額については、現在調査中ということです。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[ 登壇 ]

（森 隆博君） 今、3点についてご説明をいただきました。値上げについての経緯、それと焼却灰あたりが当初1万2,000円であったのがセメント会社の方に持ち込むということになったということで、2万8,600円、t当たり1万6,600円の値上げということで、5,000円から7,200円への値上げになった経緯、またその発電所の機械の故障ということで、停止期間中ということでご説明をいただいたわけではありますが、再質疑とさせていただきます。大牟田リサイクルの発電所への平成29年度までの債務負担行為の疑問点であります。菊池市のRDF供給開始は平成16年の1月から今月までで、約2年と8ヵ月間の期間であります。この期間RDFの処理費は約9,500円ということは、もう約倍額に上がっておるところであります。発電所の稼働後から今日までの説明を伺いまして、本当にこの機械のトラブル、焼却灰の処理金額等につきまして、本当にこの疑問を残す状態であります。さらには、福岡県、電源会社、7組合の協議会の内容が明確に示されていないような状態でもあります。先ほど説明の中に、この9,500円の値上げに対して組合側のいろんな契約書の見直しとか明確に説明を行うというようなことを一応説明は伺っておりますけれども、この値上げに係るまでは一切組合側の方には説明があったのかという不信を抱いております。もしあったか、なかったかということについても、よかったら説明をお願いしたいと思います。

さらに、危険感を感じますが、このRDFの搬入量が減少化しております。菊

池市におきましても17年度は委託料が4,082万円ほどでありましたが、18年度になりますと3,800万円ということで、220万円ほど委託料の方は減っておりますし、運搬費につきましても1,420万円が1,340万円ということで、約75万円ほど下がっております。全体的に293万円ほど減っておるといようなことであります。こうすることで、RDFの持ち込みが段々減っていけば発電能力も下がってくるというようなことも起きてまいりますし、そういったことになりますと、またその値上げの問題が出てくるんじゃないかと。そのために、今回29年まで工事、発電所との契約期間中ですね、29年までを債務負担1年間に1,200万円ということで、12年間で、この前上げてありますように1億3,200万円ですか、の債務負担を認めてほしいと、議会側に認めろということであろうと思います。そういうことであるならば、本当にこの福岡県、大牟田市、電源会社、また発電所あたり等に対しまして、菊池市の、一組合として本当にこう要望、意見等、見直し等のそういったものが今後できるのかということも合わせてお聞きいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） このRDF関係の処理をやってありますリサイクル発電所、大牟田リサイクル発電所の協議とありますが、そういったことはされておるかということですが、それにつきましては今まで協議があつておまして、その都度、時期を捉えながら議会の方には報告をしていって協議をお願いしているところでございます。

それから、委託料の、RDFのごみの減少と委託料の値上げ、あるいはこの積算、この補正でお願いしております積算の根拠につきまして説明させていただきます。平成19年度から、今、議員おっしゃいましたように、19年度から29年度までのRDFの計画量を概算で出しておまして、それに改定単価、9,500円から従来単価が7,200円でございますので、その差額、2,300円を乗じた額を、1億3,200万円を今回の補正でお願いしておるといことでございます。なお、見直し、意見はできるかということでございますが、これにつきましては先ほど申し上げましたように、昨年12月も議員さんご足労いただいて意見書等を提出しておりますし、今後もいろいろな形をお願いすることになるかと思しますので、よろしく願いいたしたいと思します。

議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[ 登壇 ]

（森 隆博君） 再々質疑ではありませんけれども、もう一応今までの経緯に



ついでの説明はあっておりますけれども、議会も28名、新しい議員さんもなっておられます。そういうことで、今回のこの議会に提案されました債務負担というこの行為については、本当にこう慎重に審議する問題であろうと思っております。そういうことで、この所管の委員会におきまして、これから12年間この債務負担を行うという問題につきましては、委員会で慎重な審議を行っていただきますことをお願いを申し上げます、質疑を終わります。

議長（北田 彰君） 次に、栃原茂樹君。

[ 登壇 ]

（栃原茂樹君） おはようございます。

それでは、発言通告に従いまして質疑をいたします。

私は、一般会計の決算、歳入歳出決算について、それから国保特別会計の歳入歳出決算について、議案の195号一般会計、それから議案の196号特別会計、これは国保会計でございます、2つについて、まず第1番の一般会計の195号については、まず一番に不納欠損額1,041万1,250円の当該人員数と延べ人員数、これは説明の場合、決算書につきましては監査委員の意見書等を見ていただきたいというような説明でございまして、中身については詳しく説明があっておりせんので質疑をいたすわけでございます。それから、2番目が法第18条に基づく人員数、それから延べ人員数。3番目が15条の7第5項の適用、個人市民税の2万8,000円ほどが現年度分で消滅させてございますけれども、この理由についてをお尋ねいたします。

それから、議案の196号、国保特別会計についての不納欠損額につきましては1,363万9,120円でございますが、これについては、また人員、それから延べ人員について、15条、18条ごとについてお尋ねをいたします。

後については、自席について質問をさせていただきます。

訂正いたします。質疑でございます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、栃原議員の質疑に対してお答えいたしたいと思っております。

まず一般会計におきます不納欠損及び収入未納額についてでございますけれども、市税のうち住民税、固定資産税、軽自動車税の不納欠損額につきましては1,041万1,250円でございます、該当人員数は229人、延べ人数でしますと383人でございます。内訳といたしまして、地方税法第18条、これは地方税の消滅時効に基づくものでございまして、これによります不納欠損を処理いたしま

した人員数でございますけれども、224名、延べ人数で申し上げますと362人となり、不納欠損額は1,011万7,750円でございます。また、地方税法第15条の7、これは滞納処分の停止による処分でございますが、これに基づきます執行停止後3年経過の消滅並びに即時消滅を適用しました不納欠損額は29万3,500円でございます。該当人員数は5名で、延べ人員数は21人でございます。

次に、地方税法第15条の7第5項を適用しました不納欠損処理しました個人住民税2万8,000円の消滅理由でございますけれども、この理由につきましては住民税を滞納されている方が、この本人の方が昨年中に亡くなられたわけでございます。さらに相続人及び相続財産がないという理由から、即時消滅を適用させていただいたものでございます。

なお、市税の収入未納額については、現年課税分、滞納繰越分を合わせまして6億4,458万228円。内訳といたしまして、市民税1億7,089万278円、固定資産税4億5,379万4,520円、軽自動車税1,286万3,920円、入湯税703万1,510円となっています。

次に、国民健康保険税の不納欠損額でございますが、これは1,363万9,120円でございます。該当人員数は115名でございます。延べ人員数は151人でございます。内訳でございますが、地方税法第18条の消滅時効を適用した不納欠損につきましては、1,268万2,520円でございますが、該当人員数で申し上げますと96人、延べ127人でございます。また、地方税法第15条を適用しました不納欠損額は94万6,600円でございます。該当人員数は19人、延べ24名でございます。収入未納額につきましては、現年度課税分と滞納繰越分合わせまして4億8,664万128円。内訳といたしまして、一般被保険者国民健康保険税といたしまして4億7,642万3,245円。退職被保険者国民健康保険税といたしまして1,021万6,883円でございます。

以上、説明させていただきます。

[ 登壇 ]

( 栃原茂樹君 ) はい、わかりました。

以上で終わります。

議長(北田 彰君) 以上で、質疑を終わります。

-----  
日程第2 委員会付託

議長(北田 彰君) 日程第2、委員会付託を行います。

議案第180号から議案第207号まで及び請願第2号の29案件をお手元に配付しております議案請願等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

平成18年 第3回菊池市議会定例会議案・陳情等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会	議案第180号	きくちふるさと水源交流館条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第186号	平成18年度菊池市一般会計補正予算
	議案第195号	平成17年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第206号	菊池市国土利用計画の制定について
文教厚生  常任委員会	議案第181号	菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第182号	菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第183号	菊池市市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第184号	菊池市総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第185号	菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第186号	平成18年度菊池市一般会計補正予算
	議案第187号	平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
	議案第188号	平成18年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算
	議案第193号	平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
	議案第195号	平成17年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第196号	平成17年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
議案第197号	平成17年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	

付託委員会	議案番号	件名
文教厚生 常任委員会	議案第198号	平成17年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第204号	平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
経 済 常任委員会	議案第186号	平成18年度菊池市一般会計補正予算
	議案第195号	平成17年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第207号	字の区域の変更について
	請願第 2号	「国外の違法伐採問題への対応強化を求める請願書」の採択要請について
建 設 常任委員会	議案第186号	平成18年度菊池市一般会計補正予算
	議案第189号	平成18年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算
	議案第190号	平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算
	議案第191号	平成18年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算
	議案第192号	平成18年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算
	議案第194号	平成18年度菊池市水道事業会計補正予算
	議案第195号	平成17年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第199号	平成17年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第200号	平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第201号	平成17年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	

付託委員会	議案番号	件名
建設 常任委員会	議案第202号	平成17年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第203号	平成17年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第205号	平成17年度菊池市水道事業会計決算の認定について

議長（北田 彰君） ここで、10分間休憩します。

-----  
休憩 午前11時02分

開議 午前11時12分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----  
日程第3 一般質問

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、一般質問を行います。なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は、通告順です。質問時間は答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答で、質問事項に対し3回までとなっております。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

はじめに、松本 登君。

[ 登壇 ]

（松本 登君） 制度が変わりまして、一問一答方式ということであります。初めてでございますが、質問をいたします。

まず、担い手の農業経営安定対策についてであります。農業担い手の経営安定交付金交付法が成立をいたしました。この新制度は、対象を担い手と呼ぶ一定規模以上の農家に絞り込み、支援を集中させております。これまで、すべての農家を対象に品目別に行ってきた価格政策から経営による所得政策に大きく変わるということであります。新たな対策は、品目横断的経営安定対策で、そのスタートは平成19年4月、新年度からであります。制度加入の申請が今年、9月1日から始まりました。制度では、加入条件を原則として個別経営で4ha以上とする認定農業者や地域一帯で手がける集落営農で20ha以上で生産する担い手農家であり、多くの中小農家は対象外となります。農家を一律に支援するばらまき型から中核の農家に支援を集中させるという農業の経営安定対策であります。

一方、本市では生産条件が悪い中山間地域を抱えております。現在、中山間地域の農家には現金を支給するという直接支払制度があり、制度スタートから早6年が過ぎ、制度は5年刻みでありますので2期目に入っております。この制度により、耕作放棄地の抑止、共同での営農体制づくりが成果ありと言われております。しかし、二期目に入り、この地域の集落の人口の減少あるいは高齢化の現実が顕在化をしております。従前どおりの耕作が続けられるのか、危惧されるところであります。二期対策、平成17年から平成21年までの5ヵ年計画であります。給付単

価の減額、さらにはマスタープランの作成など、交付要件が厳しくなっております。ハードルが高くなっているということでもあります。ところで、本市のこれらの制度に対しての方針であります。市の農業政策の基本は、総合計画では多様な担い手の育成をテーマに、認定農業者の育成をはじめ集落営農への取り組みが掲げられ、平成18年度の施政方針では、平成19年度の施行の品目横断的経営安定対策の周知を図り、制度の対象であります認定農業者の確保に努め、すべての農業者が本制度の支援を受けられるよう関係者との話し合いを進め、集落営農づくりを推進するとあります。本市では、新法の方針に沿う姿勢を積極的に受け止められる方針であります。新法を即対応されるとしても、農家の皆さんの厳しい現実の相違を最大限尊重することが肝要であろうと思います。新法の担い手に対する対応として、早各地区において説明会が開かれております。この説明会を前提として加入申請が始まるわけではありますが、説明会については先の6月議会でも質問がございましたが、対象者に対して一方的説明ではなく、意見は意見として十分に賜り、配慮する姿勢が必要であろうと思います。新法は担い手の大規模農家を対象としており、小規模農家とともに中山間地域の規模拡大が厳しい地域の農家が切り捨てとなるのではないかと不安がよぎります。行政の現実、地方分権の改革をはじめ多くの改革が目白押しの状況ではありますが、言えることは現在の行財政の仕組みは先細りは別といたしましても、今後とも変わらないということでもあります。改革が目指す地方の自主性、独立性について、地方も目覚めることが肝心であり、ただ国の方針がかわったから闇雲に進めるということではなく、足を地に着け、現実を見据えて取り組むべきではないか、そのように思います。制度の本質、財政的な面から見ましても、国からの助成なしでは末端の自治体は何もできないという状況にあります。

さて、新法の担い手対策に各地の説明会の状況であります。先の議会での答弁によりますと、現時点で集落営農組織を立ち上げる集落は全体の1割、20集落程度とありました。新法からして、その程度での対応でいいのか、今後JAと一体となり推進すると言われてますが、国の方針が、制度が変わるんです。県も、市も、新法の方針に沿って積極的に取り組む姿勢であるようではありますが、説明会における問題点、あるいは浮き彫りになった点、市として今後の進め方、姿勢についてお知らせ下さい。なお、国の新制度に対する集落営農の実態調査を見ますと、加入予定については約72%の方が予定なしと厳しい数字が出ておるようでございます。

お尋ねいたしますことをまとめますと、一つに農業人口の動向について、できれば5カ年間の状況をいただきたいと思います。内容は、農業人口に加えて、第1次

産業人口、専業農家、認定農業者、地域営農者の動向についてお願いをいたします。

2番目に、直接支払制度については、1期目の評価をお願いいたします。制度の利活用、集落での運営状況、地区ごとの格差はどうか。断念等はなかったのか等々であります。

3番目に、担い手の新法への取り組みについて、新法の説明会の状況、6月議会での答弁での重複は除いていただいて結構でございます。さらに今後の進め方についてであります。

よろしくをお願いいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） おはようございます。お答えを申し上げます。

農業人口等の正式な統計数値につきましては、農林業センサスの数値を基にお答えをいたします。農業人口の動向につきましては、農林業センサス平成12年調査及び平成17年調査で比較してみますと、平成12年に農家人口1万4,975人であったものが平成17年には1万3,018人であります。12%減少をいたしております。専業農家につきましては、販売農家における農業就業人口で比較しますと、平成12年に6,352人であったものが平成17年には5,683人であり、11%減少をいたしております。認定農業者につきましては、平成12年度末、平成17年度末で比較をいたしますと、平成12年度末で564人で、平成17年度末につきましては619人となっており、約10%増加をいたしております。また、地域営農者において組織する営農組織は、これまでの各種補助事業などにおいて設置された機械利用組合や作業受委託組織等の生産組織はございますが、今回の国が示す一定の要件を満たす集落営農組織につきましては、これから設定される、設立される状況にあります。

2点目の中山間地域等直接支払制度のこれまでの評価及び取り組み状況につきましては、中山間地域等をめぐる諸条件は依然として厳しく、自然的、経済的、社会的条件の不利性は、本制度発足以降においても総じて変化していない状況であります。このような中で、1期目、平成12年度から平成16年度までにおいては、菊池、七城、旭志地域において97の集落協定が締結され、面積にしまして1,661haの農用地について農業生産活動などが継続的に行われ、道路や水路などの共同管理の充実や整備などの多様な取り組みが行われました。また、交付金を活用した機械の導入などにより、協定内で機械共同利用による農業生産活動が促進されてきたところでございます。集落の女性を中心とした地域内農産物を活用した加工品



の開発、販売に向けての農産加工所建設計画や手作りのピザ、パンを焼く共同石釜の建設といった画期的な取り組みも実施されているところでございます。総合的に評価をいたしますと、耕作放棄の防止、農業生産活動などの継続的な実施によりまして、農地農村地域における多面的機能の維持等の効果があったと考えております。地区ごとの格差はということでございますが、協定面積規模が大きいほど集落協定活動が活発化している傾向があることから、集落協定間の連携などによる集落の将来像の明確化と持続的な農業生産活動体制等の実現を進めるための具体的な活動等について、集落の合意形成の下に集落ビジョンを明らかにする取り組みが求められていると考えられております。期間途中での断念等につきましては、本制度が5年間継続して活動することを基本としていることから、これまでそのような事例はあっておりません。

3点目の今回の品目横断的経営安定対策の推進状況は、ただいま秋まき麦の加入申請が9月から11月の期間で予定をされている面もあり、麦作集落を中心に加入申請に合わせて集落営農に向けて推進を進めたところでございます。秋まき麦の現状の組織設立及び加入申請の見込みにつきましては、菊池地域で10組織、七城、旭志、泗水地域においてそれぞれ3組織の合計19組織の設立の見込みで、本年度加入手続きの見込みでございます。秋まき麦を作付けしない農家等につきましては、毎年4月から6月に加入申請手続きが予定されており、引き続きこのスケジュールに合わせた推進を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 松本 登君。

[ 登壇 ]

（松本 登君） 再質問をいたします。

答弁につきましては、農業センサスによるということでありました。農業人口、専業農家の5年にわたる減少につきましては、11%、あるいは12%減少ということでありました。厳しい現実を感じる数字であります。直接支払制度につきましては、耕作放棄の防止、あるいは生産活動の活発化、多面的機能の維持等効果があったとの評価をされておるようでございます。評価であったと思います。担い手の新法、新制度につきましてもの今後であります。引き続き加入申請手続きを進めるとことでありましたが、市の方針が先ほど申し上げましたように総合計画をはじめ施政方針におきましても、担い手の育成には農業者の高齢化対策も含め積極的に取り組む姿勢というものが示されております。この方針を基にされまして、JAとともに推進型をお願いしたいと思うところであります。担い手に関する新法によります制度は、経営維持のための所得政策であり、その対象者は認定農業者であ

り、また法人としての集落営農であります。規模拡大が難しい中山間地域については直接支払制度を維持しながら対応するというものでありましたが、実は県におきましても平成13年からの長期計画、県農業計画チャレンジ21くまもつが見直されました。平成22年までの5ヵ年間に熊本農業の目標であります食料・農業・農村計画が新たに策定され、担い手育成等の方策が示されました。構造、展望の中で政策支援の対象となる認定農業者1万1,000人を育成する、もう一つの柱であります営農組織は630組織とあります。一方、規模拡大に伴いまして認定農業者以外の小規模農家を20%減らし、その土地を認定農業者や営農組織に集約するとあります。担い手の規模拡大を目指しておるということであります。規模拡大が難しい中山間地域の農家は直接支払制度で維持するとあります。新計画では、前の計画が抜本的に見直され、効率的で安定した経営を行うということで県内の農業の将来を託すと、託しておるところであります。本市の農業施策の基本は、県の計画に沿うことは制度上当然であろうと思います。

次に、本市の総合計画が示しております新市ブランドの確立についてであります。激化する農業で生き残るために特産品づくりが掲げられ農産物のブランド化を進めるとあります。具体的には、主要事業として特産品の開発、ブランド化、アンテナショップの開設とありますが、例えば菊池ブランドとして有名になっておりますのは数多くございます。畜産関係がありますし、ゴボウ、メロン、梨、シイタケ、米、それからかすみ草等もあると思いますが、本市での農産物づくりに対する具体的な取り組みについて、ブランド化の方針について、できるならお示しをいただきたいと思っております。また、新ブランドとして現在特に力を入れられておりますものがあるとなればお示し下さい。

お尋ねをまとめますと、新法の品目横断的経営安定対策の取り組みについては伺ったところであります。2期目に入っております直接支払制度の取り組みであります。現実では規模拡大を目指す新法と規模拡大が難しい中山間地域に係る本市の現状に対し、本市として線引きができないのではないかと、厳しい状況を感じるわけでございます。そこで区分けと申しますか、できるのか、整合性を図ることの難しさは予想されますが、その対応をお伺いいたします。

2番目に、県計画が具体的に示されましたが、制度であり県計画に沿った運用とは思いますが、その中で市として独自色の発揮はできないのか。これは何かそういう方針があればお示し下さい。

3番目は、新市ブランドについてお願いいたします。

以上です。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

品目横断的経営安定対策における現在の状況としましては、集落内におけるリーダー的存在の有無や既存の営農組織、作業受託組織の存在の有無が進行状況に大きなウエイトを占めているところであります。中山間地域等直接支払制度で組織された集落協定での合意形成とその組織を足がかりとして、今後集落営農組織へステップアップができるように、また複数の集落共同により地域営農システムも視野に入れながら各事業を併用した推進が必要であると考えております。

次に、県では平成13年3月に策定された熊本県農業計画チャレンジ21くまもとの後を受け、平成17年より元気人気くまもと農業運動が実施されており、県地域振興局では元気人気くまもと農業運動菊池地域本部が設置され、推進・活動においても県、市、農業団体などのメンバー構成によりますプロジェクトチームも編成されている状況にあり、この組織を中心に県計画に沿った方向で農業振興を展開する必要があると考えております。今後とも県・農業団体等の関係機関との連携を図り、菊池農業の持続的発展を目指し、地域特性を活かしながら農家所得向上に結びつくような活動を段階的に展開してまいります。また、新市ブランドへの取り組みについても、土づくりを基本とした安全、環境に配慮した取り組みを進め、そこで生産されます安全・安心の農林畜産物がブランドとなるような取り組みを進めていきたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 松本 登君。

[ 登壇 ]

（松本 登君） 再々質問であります。国では本年さらに農地制度の抜本改革を目指しておるようであります。農地について、地主が長期にわたり貸し出しやすくなり、分散の飛び地を交換しあって農地を拡大するという仕組みづくり、あるいは企業の農地利用の規制緩和等のものであります。このように、またまた制度が大きく変わるようであります。今回の制度改革の原点は、我が国の農家1戸当たりの耕作面積は1.24haであり、欧米の15分の1以下ということにあるとあります。これが高コストの原因であり、農産物の競争力低下となっていることが原因ということのようであります。そこで、平成19年度から補助金の対象を大規模農家に限り、日本農業の効率を高め、競争力を強化するという改革のようではありますが、実施は平成20年であります。この制度改革を先取りする方で、今企業による畜産をはじめ、農産物の直接仕入れの拡大が報道されております。農業経営の企業化が今後制度化とともに進むものと思われ。この改革は、農地制度に関わるも

のでありますが、総じて猫の目農政と言われておりますように、制度が次々と大きく変わります。県も同様であります、市の担当も大変であろうと思っておりますけれども、一番大変で深刻なのは、農業者の皆さんであります。本市でも国・県の動向を見極めながら的確なる菊池の農業施策を目指していただきたい。本市の農業は基幹産業であります。ここは制度の、猫の目農政と申し上げましたが、そのように次々と変わる制度に対する本市の考え方につきましては、市長に所見をいただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 再々質問にお答えを申し上げます。

農地制度は、随時改革されております。農地行政は、農業委員会の所管ではあります、農業委員会との連携を図りながら事業を推進しているところでございます。認定農業者など規模拡大を志向する個別農家につきましては、農業経営基盤強化促進法における利用権設定事業によりまして、所有権移転及び農地の交換並びに賃貸借の設定などを推進実施しているところでございます。また農地の交換や所有権移転についての職権登記事務を実施し、農家負担の軽減を図っているところでございます。さらに認定農業者への農地の長期的な賃貸借設定につきましても、一定要件により補助金を交付いたしているところであります。農業法人など組織経営体につきましては、農業委員会との連携協力をを行い、新規就農支援同様、実態、経営状況の把握を行いまして、慎重に認定、指導を行っているところでございます。今後とも県、農業団体、関係機関との連携を図り、迅速で正確な情報把握に努めながら、本市の基幹産業であります農業の繁栄を目標に掲げまして、生産コストの低減や効果的な土地利用を図るため、地域や集落での話し合い活動を進めながら、地域の実情に即した多様な生産組織の育成を推進する必要があると考えております。中山間地域においては、現在継続実施されています中山間地域等直接支払制度を有効活用しながら、集落協定による農業生産活動及び多面的機能を増進する活動を推進し、集落ぐるみによる共同生産活動や機械の共同利用などによる生産組織内での担い手及び高齢者の役割分担などを含めた組織育成を進めていきたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 本市は、農業を基幹産業としたまちでございます。先ほど農業センサスに基づきまして担当部長の方から本市の農業の現況についてご説明を申し

上げたところでありますが、農業情勢は担い手の高齢化や産地間競争が激化をする中でありまして、本当に国の内外を問わずWTO交渉等におきましても非常に国際的なルールというものが厳しくある現状でありまして、ご指摘のとおりめまぐるしく変わるといことで、猫の目と言われるように農業施策の中にあります。この新しい農業施策に本市農業が順応すべく、菊池市の地域性や農業事情などなどを踏まえながら、将来の農業を見据えた中で菊池らしい農業というものを構築していかなければならないと。そのためには、国の施策、そしてまた県が示しておりますチャレンジ21、そういった施策との連携を図りながら、しっかり農業者に対しまして支えて支援していかなければならないと、このように思っております。特に中山間地支払の問題、あるいはまた農地・水・環境保全対策に対しましてこの整合性を保っていくのかというようなお話でございましたが、一例といたしましてご案内のとおり、菊池市は独自にこのファーム菊池という農業法人をつくり、さらに皆様方のご理解によりまして増資をさせていただきました。本年は、既に作付けをやっておりますが、中山間地のひとつの農村、農地の保全と、それから中山間地を含めとした農業の環境という側面を捉えまして、古代米というものを6haほど作付けをしております、もう実りの秋を迎えております。これは、また環境保全という一面もありまして、赤い米、黒い米、もういま五色の色が多分出そろって大変きれいな田畑になっていると、このように思っておりますが、これは中山間地対策でありまして、これがこの台風が来なければ大変な豊作になるだろうと。あとは、これを消費にどのように結びつけていくかということでございますが、関係者一緒になってこの中山間地対策、そして菊池市の特性を活かしたものづくりというものに取り組んでおりまして、ぜひこの収穫を待って、そしてまた次の手を打っていきながら中山間地の皆さん方、そして菊池の農業の中で環境保全というものを強く打ち出した農業施策というものを進めていきたい、このように思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 松本 登君。

[ 登壇 ]

（松本 登君） テーマを変えます。本市の計画策定についてであります。市政におけるまちづくりの基本は、市において策定されます各種計画に基づくことが前提であります。例えば、本市の最上位の計画は、総合計画の基本構想でありますまちの将来の姿形、これは豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちであります。このいわゆるテーマの実現を目指すいわゆる10ヵ年計画であり、これが決定には議決が必要である。この基本構想の具現化を目指す基本計画、前後期5ヵ年計画であります。これは財政計画と一体であります。これは議決の必要はありません。報告の

みということであります。さらにその下位にアクションプログラム、実施計画書がございます。3カ年計画であり、これはいわゆる翌年度予算編成の基礎となるものであります。これも当然、議決の必要はありません。この総合計画の策定にあたりましては、まず国の計画、国土づくりの指針であります全国総合開発計画、現在第5次でありまして、一般的には五全総と言われておりますが、平成10年の策定であります。テーマは、地域の自立の促進と美しい国土の創造であり、具体的には地球時代、少子高齢化時代、高度情報化時代への対応であります。このテーマに沿いまして、県の総合開発計画があり、市のまちづくりの方針もこの方向性に沿うことが条件となります。勝手に市が独自のまちづくりはできないような仕組みになっております。さらにそのまちづくりの原点は、国土の友好的な土地利用を図ることを目指す国土利用計画に基づくことになり、当然県の国土利用計画、さらには市の国土の利用計画が続くということになります。この市の国土利用計画につきましては、今回今議会に提案されており、質疑をいたしたところであります。

このように、市策定のまちづくりはすべて計画ありきであります。まちづくりにあたりましては、総合計画を道しるべとして、行政改革をはじめ市のすべての計画が策定され、執行されるということになりますが、その全計画の策定に関してもありますが、これら計画の策定にあたり、その素案づくりは専門職であります職員の皆さん、そして市民の皆さんが協働で策定するという図式が定着をみております。議会には、素案完成後の対応、説明となります。このこと自体は間違っておりませんが、議員が仮にまちづくりについて意見、要望、あるいは政策提言を持っておったといたしましても、取り上げていただくということは、あるいは採用していただくということは難しい現状であると思っております。

例を申し上げます。先の6月定例議会の最終日、7月7日でありましたが、本議会終了後の全協がありました。この全協におきまして、多彩な計画の素案の説明があっております。1時間に満たない、しかも要点中心の説明でありました。まず、総合計画の前期基本計画、5カ年計画の素案、これは議会には報告のみということではありますが102ページ。2番目が、市国土利用計画の素案、これは25ページ、これは先ほど説明いたしました計画案でございますが、3番目がいわゆる合併時の話し合いの場でありました法定協でつくられました、策定されました建設計画の中の財政計画の見直し、このいわゆる財政計画につきましての、これは5ページにわたる計画ではありますが、説明がございました。いわゆる法定協策定の財政計画は10カ年計画でございますが、見直し試算につきましては5カ年ということであったようでございます。その試算によりますと、非常に質疑もなしということであったわけでありますので、ちょっと見ましてもなぜ5年なのかなという思いもあり

ましたし、また試算の結果としては5 ヶ年で財源不足を補てんするため33億円の基金を取り崩し、平成21年度末の基金残高は21億4,700万円となります。この試算ベースで新市建設計画の残り5 ヶ年を見通した場合、基金残高は平成24年度には0となるというような説明があった、そのときの資料でございますが、あったわけでありませぬ。この辺について、このことの議論は横に置きますけれども、これは、このいわゆる建設計画の見直しにつきましては、これは実は議決の必要がありますので、当然議会に諮られると。その場合は、議論ができるということになるということになります。さらにもう1点は、行政改革大綱の素案が、これは9ページでございますが、わたる案が一挙に報告をされました。そのほかの説明を加えて1時間足らず、質疑時間もなしというよりできませんでした。今申し上げておりますが、繰り返しになりますけれども、議決を要しない計画は素案の説明で手続きは終わります。本決まりとなります。そこで製本されて、後で議員に配られる、市民の皆さんに配られるというようなそういう図式であります。議員は市民の代弁者であります。まちづくりには、さっき申しましたように政策提言を含め最大の関心を持っております。私は、できれば素案づくりから意見聴取を願うものであります。このことは別途に議会での議論が必要であります。申し上げたいことは、なぜ時間をかけて説明できないのか。内容については、ポイントの背景等についても説明があれば理解できる部分がほとんどであります。できれば、1週間ぐらい前には素案の配布ができないのか。執行部としては説明責任は義務ではないかと思うところであります。行政改革に関しましては、既に集中改革プランが国に提出をされております。私は、この集中改革プランにつきましては、行政改革の大綱と同格と受け止めております。この集中改革のプラン策定にあたりましては、議会の意向は100%反映されておられません。プラン策定にあたりましては、国の求めに応じ、素案説明の段階で国への報告期限というものがあるということで、時間的余裕がありませんでしたという説明でありました。これは、以前にですね。今後、合併後の行政改革は緊急かつ最大の課題であろうと思います。しかしプランは、もう既に国に提出済みであります。そのプランは、国によりまして公表がありました、近々でございますが。公務員削減目標値は5.9%となった。骨太方針が目指す5.7%をクリアしたとありました。また、市町村職員削減の目標値は7.9%となりました。その後ただし書きで、退職者の不補充が多いとありました。ところで、このいわゆる集中改革プランによる本市の職員削減数は5 ヶ年で7.8%、これは国のいわゆるプランの報告値と、公表値よりも上回った数ではございますが、7.8%、48名のいわゆる削減を図るということでございます。この数字は、あらゆる角度から、特に財政面も含めての議論の結果であるのか。市職員が現在612名、

48名を引きますと564名。この定数で、将来にわたって市政運営に何も問題ないのか。財政計画に至っては、これから検討が始まるのではないかと思うところがあります。去る7月7日の全協での説明で、行政改革の大綱は説明済みであります。いわゆる市に報告済みであるということで、決定を見ております。そこで、その具体的な取り組みとなります実施計画書を策定、これが極めて重要ではないかと思うところがあります。議論の場がぜひ必要であるということでありまして、この実施計画書こそ、市を上げてまとめる必要があるということをお願いしておきたいと思っております。この際、議会の存在にも目を向けていただき、すべての計画づくりに議論の場というものをぜひこれは考えていただきたいなと思っております。地方分権改革に対する市の対応では、市民からのアンケート調査、ワーキンググループによる提言、意見、あるいは各種委員会、協議会、審議会による協議等により意向を伺われることは当然であり、分権化の精神に沿うところでもあります。申し上げたいことは、議会も制度上は議決機関であります。議員は市民の代弁者であり、また市民の一人でもあるということです。多くの意見を持っております。計画づくりに対する見解をお願いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、お答えしたいと思います。

本市が策定します計画については、法律の定めによります議会の議決を経る必要がある菊池市総合計画基本構想、また今回議決をお願いいたしております菊池市国土利用計画、それと先の議会で計画変更の議決をお願いしました地域計画であります辺地総合整備計画等がございます。このほか、地方公共団体には多くの計画がございます。その計画の中で環境関係では環境基本計画、それと地球温暖化対策実行計画、福祉関係では障害者福祉計画、また老人保健福祉計画、介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画、また建設関係では住宅マスタープラン等がございます。これらは市全体ではかなりの数になるというふうに思いますけれども、いずれにいたしましても、市民の皆様にとりましても、市にとりましても大変重要な計画というふうに考えております。計画策定に係る議会への対応についてということで、ただいま最後の方に執行部の見解をということでございましたが、本市のまちづくりの基本となります主要計画の策定にあたりましては、次の4つの基本姿勢で策定いたします。

まず第1に、法令及び上位計画等との調整でございます。関係法令や国・県等の上位計画に基づく計画については、当該計画との整合性を図り、計画の目的や狙いを明確にするため綿密な調整を行うことといたしております。



また第2点目に、市民参加のまちづくりでございます。市民主体のまちづくりを推進する上では、市民の声を各種計画に反映する必要がございます。市民で構成された審議会や懇話会、協議会等に諮問するとともに、広く意見を聞く意味でアンケート調査やパブリックコメントを実施することとしています。

次に3点目でございますけれども、議会との連携でございます。まちづくりを進める上では議会と行政が連携して行うことが大変重要と考えております。このことから、計画素案の段階から協議報告を密にすることといたしております。

第4といたしましては、庁内部署、庁外組織の連携でございます。市民のニーズの多様化や社会情勢の変化により、計画策定を進める上では関係部署、関係機関との連携が重要であり、庁内の調整委員会や関係機関との調整委員会を設置し、協議しながら進めることといたしております。

以上が基本姿勢でございますが、先ほど議員ご指摘のように、6月の定例会最終日に全協を開いていただきました。前期基本計画、行政改革大綱、国土利用計画、また財政計画と多くの計画を説明いたしたわけでございますが、一括説明し、要点だけ説明したということで大変配慮が足りなかった部分があるのかなと今反省しているところでございます。今後、各種の計画策定及び会議等の開催にあたりましては、議員仰せのとおり1週間ほど前には計画の内容、また会議の資料等を配布できるように、今後体制づくりに努めてまいりたいと思います。

次に、行政改革の大綱の件でございますが、本市の行政改革の基本的な計画や方針につきましては、3月公表しました集中改革プランと6月に報告させていただきました行政改革大綱がございます。しかし集中改革プランは国が示した内容や削減目標などを満たしておりますが、さらに本市といたしましても目標や効果を十分に煮詰める必要がございます。また行政改革大綱は、行革の基本事項などをまとめたものとなっております。このことから、今後早い時期に各項目の進行管理の具体的なあり方や目標、効果などを示した実施計画的なものを作成し、十分議論をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 松本 登君。

[ 登壇 ]

（松本 登君） 再質問をいたします。

答弁をいただきました。市計画の策定につきましては、議決事項以外の計画につきましては議会への報告のみと、それで計画決定するという現実があります。見解をいただいたところでもあります。計画策定、いわゆる素案の完成しました段階で、できれば1週間ぐらい前には配布するというものであります。ぜひそのようにお

願いをしたいと思います。分権化に伴う対応として、議決事項の重要性というものがありますけれども、これは議会の方で議論をいたします。集中改革プランに係るいわゆる行政改革の大綱の具現化を図る実施計画書の策定につきましては、これは大いに議論をいたしたいと考えておりますので、その場をぜひ提供していただきたい。地方分権の改革は、国と地方の関係を中央集権型から分権型への転換を目指しており、方向としては現実の社会情勢に沿い、教育とか、財政とか、子育て支援、福祉介護とか、などなどの制度が現在大きく変わっております。議員はこのような変革といいますか、改善には大変敏感であります。特に地域の実情については、日常の活動を通じまして十分に把握しております。地域の環境問題、あるいは土地の動き、高齢者の動向等々に対してどうしたら改善ができるのかなという事柄につきましましては積極的であります。当然、その場合改善をするということになりますと発言の場が必要であるということで、現在はその意見聴取の場が無きに等しい状況であるということで申し上げているところであります。分権化は、市町村に対して従前以上に政策形成過程での市民への広範な参加を促し、行政と市民の連携協力を奨励しております。この精神から見れば、市の対応は議会を無視していることには全くなりません。が、分権化により議会の権限も大幅に、格段に重くなっております。具体的には、調査能力、政策立案能力、法制能力等の向上が求められております。特に議会の機能強化ということ、あるいは活性化ということにつきまして、制度的な制約の打破というものが求められております。議決事項のその中で、特に一番目に掲げられておりますのが議決事項の追加が示唆されておると。もちろん、議決事項の追加となりますと、市条例の制定というものが関わってまいります、そのことも含めまして議会の方で議論をいたさなければならないと考えているところであります。議決事項の追加を考えるということでもあります。今現在の状況を議会のありようと申しますか、市民の皆さんは議会は縮小すべきである、あるいは多すぎるというような厳しい声があるのも事実であります、議員の努力も必要ですが、執行部にもぜひこのことを念頭に置いていただきたいなと思うところであります。

ところで、市民の皆さんの市政への参画は大賛成であります、執行部に対して申し上げたいことは、今の行財政の仕組みから説明し、市政を理解していただいた上に立ちご意見を伺うことが重要ではないか。市政は複雑であります。思いつきの意見は政策ではありません。議会は、各種委員会、協議会等に委員として参加できません。その理由の一つは、議会は議決機関であり、執行部よりの提案に対して可否を論ずる場であるということでもあります。そういうことで、派遣が見送られております。議員の立場に立って申し上げておりますが、当然議会での議論も必要であ

りますけれども、執行部では計画の策定等にあたりましては、ぜひ発言の場を考えていただきたいということを申し上げ、質問を終わります。

議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。午後の会議は、午後 1 時 10 分に開会します。

-----  
休憩 午後零時 07 分

開議 午後 1 時 09 分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、怒留湯健蓉さん。

[ 登壇 ]

（怒留湯健蓉さん） これより一般質問をいたします。

私は、教育の問題について 2 題お願いをしておりますけれども、これらは福村市長であればこそ、田中教育長であればこそ質問ができると確信して用意をいたしましたので、どうぞよろしくお願いをいたします。

全国学力調査についてと県立高校再編整備計画について 2 つお願いいたします。

まず、全国学力調査についてでございますが、文科省は 2007 年 4 月の 24 日に全国学力調査を実施すると発表しました。国公立の小学校 6 年生と中学校 3 年生全員を対象に、国語と算数、国語と数学を全国一斉にテストするというものです。全国一斉テストは、一体何のために行われるのか、採点は誰がするのか、結果はどう使われるのか、今、識者や心ある保護者や教育関係者等の間で大きな疑問と憂慮が示されています。この全国学力調査を実施するきっかけとなったのは、中山成彬前文部科学大臣が就任してすぐの 2004 年の 10 月の記者会見で、テスト結果を公表して、子どもたちの競争意識を高めたらどうかと発言したことでした。これは、教育改革案よみがえれ日本で学力向上策と称し、競争意識の肝要と全国学力テストの実施を掲げるとともに、全国学力テストをして競い合う教育をしないと叫ぶなどの発言を繰り返してきたことで知られていますが、それを緒として現坂口文部科学大臣によって実施されるというわけです。現在、国レベルで実施しているものには、教育過程実施状況調査があります。ただしこれは学習指導要領の改定のための資料にする目的で、一部の児童生徒のみに行われている、いわゆる抽出調査と言われるものです。結果についても、全体的な状況は公表されていますけれども弊害が大きいとして、自治体別や学校別の結果は明らかにされていません。中山前文部科学大臣の構想は、この教育過程実施状況調査を全員に課し、つまり抽出ではなく悉皆調査にして、その結果を公表したらどうかというものでしたが、それには

同省の専門家検討会議などからも強い懸念と反対意見が出されました。実は、覚えていらっしゃる方も多いと思いますけれども、こうした全国一斉の学力調査には苦い経験があるんです。最初の全国的な学力調査は、1956年から66年にかけて実施されました。このとき、都道府県別の平均点などが公表されたため、それは直ちに自治体間の序列となって、県知事や各首長、議会は、うちこそ日本一を掲げ、さらなる競争を強いる方針を色濃くしていきました。各地で点数競争が加熱し、テスト対策のための勉強に陥り、偏り、成績のふるわない子が居場所をなくしたり、肩身の狭い思いをしたり、またテストの当日学校に行けない子、あるいは休ませられる子などなど、教育は未曾有の混乱に陥りました。そのため大きな社会問題となり、それによりこのテストは1966年廃止になりました。これが教育史上、負の遺産として刻印されることとなった全国学テ反対運動と言われるものです。そしてその20年後、この熊本ではその流れを組む個人学習診断テストなるものが導入されました。これは、1987年だったと思いますけれども、当時の熊本県知事、細川護熙氏の発議で始まりました。こういうのを鶴の一声というのでしょうかけれども、例の熊本の日本一づくり戦略の中のあの何でも日本一、東大合格者も日本一というやつです。その意を受けて、教育委員会が思いついたのが小中学校でのマークシート方式による県下一斉テスト、個人学習診断テストでした。しかし、これはご存じのとおり、県下の各階層から一斉に疑問や反対の声が上がり、2,000人を超える受験拒否者を出すという前代未聞の自体に至りました。このことは、子ども社会に新たな亀裂を生み、保護者と現場を混乱させたことは言うまでもありません。熊本市をはじめ県下各地でこのテストに関する監査請求が起こされ、一方では裁判闘争もありました。菊池でも、保護者による監査請求が起こされたことはまだ記憶されているところです。反対運動が全県ネットで整然と行われる中、1993年8月、まず熊本市教委がこのための予算を組まずテストに参加しないことを決めました。翌年には、合志町が不参加を決めています。翌々年には、実施主体が県から各市町村に移され、そして99年10月29日でした。熊本県教委は、個人学習診断テストを休止すると発表したわけです。かつて子どもや保護者や現場や良識人を苦しめた熊本の個人学習診断テストは一応の終息を見たのでした。

以上のような過去を知る、過去を持つ国や県の競争教育は、子ども社会をすさまじく誇りと自信と希望を奪い、決して子どもたちを幸せにはしませんでした。犯罪の低年齢化や残酷化は、そのことを物語っているのではないのでしょうか。私は、今回実に40年ぶりに全国学習調査なるものの実施が発表されたことについて、深い憂慮を覚えます。当局としては、時代錯誤と内外から批判される今回の全国学力調査の復活をどのように受け止めておられるのでしょうか。1回目の質問といたしま

す。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） お答えします。

全国学力調査についてのご質問ですけれども、この調査の正式名称は、全国学力・学習状況調査と申しまして、学力だけではなく、学習環境、生活習慣等についても可能な限り把握して、ペーパーテストで測定可能な学力に加えまして、学習意欲や関心などの学力の様子を把握するとともに、学力とその相関関係等を分析しようとするものであります。また、学校に対しましては指導内容、指導方法に関する取組や人的、物的な教育条件の整備の状況等についても調査を行うこととされています。したがって、この調査の目的は、第1に各地域における児童生徒の学力、学習状況を把握、分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。第2に各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自ら教育及び教育施策の成果を把握し、その改善を図ることです。このような意味におきまして、今回実施されます全国学力・学習状況調査は、児童生徒の競争をおおるものではなく、児童生徒の学力だけではなく、学習環境、生活環境等及び学校における指導内容、指導方法並びに教育条件の整備状況等について調査・分析し、今後の教育施策や指導及び学習の改善につなげていくものと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[ 登壇 ]

（怒留湯健蓉さん） そういうお答えだろうと思うわけですが、私は問いました文科省の資料にはそのように説明はされているんですね。何かが行われるときは、非常にやっぱり正しい情報といいたほうがいいか、多面的な検討が私は重要になってくると思うんです。今、お答えのように、文科省や県教委というのは、この全国学力調査を全市町村、全児童に行いたいわけですから、それを促す説明資料しか流してこないと思うんですね。しかし、それを執行する当局としては、やっぱりその独自に資料収集などをされて、その歴史的な背景とか、政治的な背景もしっかり学習していただいて、その何たるか、事実に向っていただきたいということを切望したいと思います。今、ご回答がありましたけれども、その文部科学省はですね、全国学力調査、今正式な名前をおっしゃいましたが、私どもちょっと通称でこれ呼んでおりますので、ここでは通させていただきますが、それを実施するとして、平成18年度の概算要求で事前の体制整備等の予算として42億6,742万円を位置

づけて、これは細かにあるんですけれども、42億6,742万円、そんなお金があるのなら一般的には、保護者たちは今やるべきは全国学力調査ではなくて、もっと別なことではないかと考えています。第1に少人数学級などの条件整備です。学力世界一のフィンランドは、申し上げるまでもなく、1学級24人以下ですね。未だに日本は40人学級制で、実際に30人以上の学級が6月で調べましたところ6割近くを占めているということでした。これでは、一人一人丁寧に指導ができないと思われます。また、第2に教師の地位です。これもフィンランドでは教師は専門家として尊重され、責任を持って自由に授業を行います。日本では、多くの学校でそうした自由が奪われ、授業の魅力が失われています。管理と雑務に追われ、教材研究の時間もないという実態は深刻と言わなければなりません。第3に、学習内容の抜本的な見直しがあるのではないのでしょうか。世界の流れは、単なる暗記から市民として生きていくための学力重視、そういう学力重視の方向です。日本の子どもも基礎的な事項の意味が深くわかったり、自分や現実社会とのかかわりがつかめる授業に目を輝かせるといいます。現行の競争的な選別教育の推進、多人数学級、そして教職員のゆとりや教育の自由を保障しない施策などでは、そうはならないでしょう。そもそも文部科学省が気にする国際学力調査自体が競争的な学力への疑問を出発点にしていると言われていています。OECDが学力調査を始めた経過は、このように説明されています。日本や韓国型の学力の内容は、ほかの重要な面、すなわち児童生徒の創造性、批判的な志向思念、自信といったものの犠牲の上になされているのではないかと。つまり、日本型の学力は21世紀には通用しないだろうというのがOECDの大局観というわけです。競争では、到達しづらい学力が世界で探求されているときに、さらなる競争の復活というのは余りにも方向違いと言うしかありません。国際化する未来社会の中で生きていく子どもを支える学力の中身が、今こそ語り合われるべきときです。真に必要な学力の形成は、学校が子どもたちにとって安心と信頼に満ちた学びの場となるよう教育条件を整え、学校の自主性や創造性を回復することにあるのではないのでしょうか。全国学力調査は、時代錯誤と指摘されるように、世界の流に逆らう蛮行と言わなければなりません。巨額を投じて過度の競争と負担を強いることは、結果的には国益につながらないことをすべての大人たちが知るべきです。費用対効果として見たとき、恐るべき壮大な無駄遣いといわなければなりません。国連子どもの権利委員会は、日本の子どもたちが高度に競争的な教育制度のストレスにさらされ、子どもが発達のゆがみをきたしていることや学校嫌いの数が見過ごせない数になっていることを懸念すると表明しています。2006年、本年はその国連の刻に基づき、日本政府が国連子どもの権利委員会に政府報告書を提出しなければならない年でもあります。条約の批准から12年、こ

それを祈念して子どもの権利条約フォーラムが毎年全国各地で開かれてきましたが、この秋11月11日、第14回大会が熊本学園大学で開催されます。条約の批准国として、子どもの成長と学びに最善の施策を用意しなければならない国の施策として見るとき、今回の学力調査の復活は大いなる疑問を呈さざるを得ません。当局としては、全国学力調査が本来の未来の国際社会を生きる子どもたちのための最善の施策とお考えでしょうか。そしてこれを唯々諾々として行われるおつもりでしょうか。お願いします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） 再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、確かに国連の子どもの権利委員会の1998年での勧告では、日本の子どもたちがストレスを感じ、それが発達上のゆがみを与え、子どもたちの体や心の健康に悪影響を与えていると指摘しています。本年はこの勧告に対し政府報告書の提出がなされてる年ではありますが、日本の教育システムのあり方等を考えるときに、まずはこの調査を通して教育の現状を把握し、施策や指導、学習の改善につなげていくことが重要であると考えます。この調査は、全国一斉に行われるものですから、そこから得られる資料、分析結果は今後の国における教育現場や先生たちの環境整備や学習内容の見直しを含めた各種教育施策へ反映されるものと考えます。なお、市町村の教育委員会に対しましては、当該市町村内の公立学校に関する資料を、また各学校に対しましては当該学校全体及び各学級、各児童生徒に関する資料が提供されることとされており、教育委員会、あるいは学校としましても、これらの資料や分析結果をよりきめ細かな施策を指導の改善に活用していきたいと考えております。また唯々諾々とこれを受け入れるのかとのご質問ですが、私はこの全国学力・学習状況調査は、これまで議員のご指摘の競争的学力を増長する教育の延長線上にあるものではなく、競争では到達しづらい学力、議員のおっしゃる創造性や思考力などを対審する教育実現に向けての手段であるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[ 登壇 ]

（怒留湯健蓉さん） 少なくとも引き受けるとなれば、そういうやっぱり気持ちを持って引き受けなければならないはずですね。誠にご最もだと思えますけれども、そもそもそのテストというものを考えたときに、それは教師が児童生徒の理解度を知らするために次の手立てを高じるために必要最小限に行うものだというふうに今テス

トは考えたわけですが、そうであれば、授業もしていないものが一斉に一律にやって点数を付けるというのは元来馴染まないし、本来そのテストの目的も達成できないのではないかというふうに非常に初歩的な疑問を持つわけです。フィンランドの文部大臣の講演記録を読んだことがあるんですけど、彼は私たちの国の教育は、私たちの教育は福祉国家に欠かせないものだ。学習で競争より協働を重視するのも連帯を尊む人間に育てたいからだと言っています。日本の文部大臣との間違いと言いましょか、日本の教育行政の貧困をきたたせる大変印象的な言葉と思ひましてあえてご紹介をいたします。ご答弁でありましたけれども、かつて失敗して中止せざるを得なかった、いわゆる学テの復活が決まった背景には、これももうご承知と思いますが、競争万能の新自由主義があると言われていすね。その旗振り役は財界です。学校間はもとより、教員間の競争原理を働かされば21世紀に必要とされる人材育成が可能となろうと、これは日経連の教育提言、05年1月の中に述べられているもので、財界はもっと競争原理をと、教育の中に、そういう大合唱をしています。しかし、日本で広がる競争主義も未来社会から見ると方向違いだと世界が見ているのは、先ほど述べたとおりです。もう一つ、私たちが謙虚に心を傾けるに値する話があります。それは、愛知県犬山市が2月23日でしたか、全国学力調査に参加しないことを決めたということです。私が入手した数種の報道を要約しますと、犬山市の教育委員会は2月24日、全国学力調査について画一的な学力調査では子どもの成長発達の姿を捉えることはできないとの見解を盛り込んだ2006年度の重要施策を全会一致で了承したというものです。石田芳弘市長も、我々は学力を全国一律で評価するような学力観には立っていないとして、文部科学省との学力をめぐる理念の違いを強調しています。こうした教育への積極的な対応の背景にあるのは、地方分権と教育観に対する強い信念だと思われます。我々も上意下達で文科省や県教育委員会の方針を実行するだけではなくて、独自の教育理念、施策を持たなければなりません。犬山市では他に先駆けて明快な哲学と覚悟を持って実践されています。犬山市教育委員会と小・中学校長、小・中学校長ですよ、がまとめられた2006年重要施策には、自ら学ぶ力は学力調査の正答率によって測定できるものではないと強調され、地方分権が喧伝される中で、全国的な学力調査を実施しようとする試みは、地方の特色ある教育づくりを阻害することが危惧されるとして、不参加に対する明確な論拠が示されています。地方都市の犬山市の姿勢は、私たち議会や行政に関わる者に示唆に富んだ一つの方向性を示しているように思われますが、どういう印象を持たれるでしょうか。

それから、少し具体的な中身ですが、全国学力調査は、一方でこの調査に関わる膨大な事務作業の民間委託も懸念されています。全国で240万円を超える



対象者の解答用紙を採点、集計、分析ですね、集計分析するための設備やノウハウを持つ民間業者と言え、全国学力模擬試験などを行っている大手受験産業とならざるを得ないでしょう。子どもたちの未来に関わる重要な情報が民間の手に渡りかねませんが、これについてどういうご見解でしょうか。

また、文科省は参加主体は各都道府県や市町村にあるとして、自治体に参加のための理解と協力を求めていくとしていますので、これは犬山市のようにきっちり断ることができる性質のものだと思われませんが、これについてはいかがお考えでしょうか。

また、公表については基本的には市町村名や学校名を明らかにした公表はしないとしていますが、各学校が結果を公表することについてはそれぞれの判断に委ねるとしています。この点はどう思われるでしょうか。さらに、調査の目的は先ほど教育長のご答弁のように、学校現場の指導であり、改善であり、学校現場に役立つものにするためだと説明されています。そうであれば、何も全国一斉に悉皆で学力調査を行う必要などないでしょう。どう考えてもこの調査が合理的で有効な手段とは思えませんが、この点いかがお考えでしょうか。明快な論理の基に不参加を決めた自治体もあります。我が菊池市は、観光や福祉や農業等の分野で地方発信の自治体として高い評価を受けていますので、教育の分野においても地方の時代における今日的な、そして未来を洞察した文教菊池の理念と施策の構築が望まれます。そういう意味において、もう一度伺います。今回打ち出された全国学力調査にどう向き合い、今後はどうつないでいかれるでしょうか。お願いいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） 再々質問にお答えいたします。

愛知県犬山市の姿勢はこの調査に不参加ということではありますが、本市としましては今回の全国学力・学習状況調査は、評価ではなく調査であると考えております。多くの児童生徒が調査に参加することで、実態に近い調査結果が得られるものと考えます。

また、民間への委託についてですが、委員会や学校の負担軽減を図り、民間の高度な資料分析能力を活用することとされています。公平で透明な委託機関への選定が行われ、また今後この調査の実施が毎年予定されていることから、児童生徒の個人情報の管理につきましては万全の体制で臨まれることと思っております。

次に、本市の参加方針についてですが、先ほど申し上げましたとおり、本調査は評価ではなく調査であると考えておりますので、参加することにしております。また、公表につきましては、今後市内の各学校と協議してまいります、本市教育委

員会としましては、個々の学校名を明らかにした公表を行うつもりはありません。

次に、全国一斉の悉皆調査の合理性についてですが、先ほど述べましたとおり、この調査が国全体における児童生徒や学校単位での学力の分布状況や学力と学習環境等との関係を把握・分析し、今後の施策や教育活動の改善を図っていくために実施されるものでありますので、抽出調査よりも悉皆調査の方がより実態に近い調査結果が得られるのではないかと考えております。

最後に、今日的な文教菊池の構築が望まれるとき、これにどう向き合うかのご質問ですけれども、本調査がその趣旨を果たし、本市の児童生徒あるいは各学校のよりよい実態に近い結果を表すとともに、それによる成果と課題が明確化され、今後の市として取り組むべき具体的施策、進むべき将来に向けての方向性が示されることを期待するものであります。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[ 登壇 ]

（怒留湯健蓉さん） 1回目の質問はこれで終わりますので、質問は止めますけれども、2つ目の質問に入る前にちょっとご紹介したいことがあります。9月3日の朝日新聞ですね、非常に興味深い記事があったんです。全国学力調査について東大の基礎学力研究開発センターが現場の校長の声を聞こうと約1万校を対象にしたアンケートを調査されています。それによりますと。

議長（北田 彰君） 怒留湯議員、1つの質問は3回目でありますので、次の質問を言って下さい。

[ 登壇 ]

（怒留湯健蓉さん） ということでございますので、ちょっと平行線でありましたが、あと半年あります、来年度のことでありますので、教育長の希望的な観測が当たりますことを願いまして、教育委員会内当局におかれましても十分にご検討を加えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

ご存じのとおり、今、県立高校の再編整備計画が進められています。熊本県教育委員会は、2004年11月に県立高等学校教育整備推進協議会、通称第2期整備教と呼んでおりますけれども、これを立ち上げました。第2期整備教の設立の背景として、社会状況の変化をいい、そこには市町村合併とか、少子化などが上げられています。そして協議の事項は、通学区域について、それから高校の適正規模について、それから特色ある学校づくりについてと再編整備についてであります。スケジュールは、2006年度中に再編計画を確立して2007年度から実施に移され

ていくという予定です。ですから、今の中学1年生から再編後の高校を受験することになります。私は、第2期整備教の各報告や基本計画素案などに目を通すことと地域説明会に参加することなどを通していくつかの疑問を抱くようになり、徐々に不安を募らせてまいりました。県立学校のことですから、熊本県と県議会が取り扱う問題だという答弁では説明がつかない深刻な問題をはらんでいることを認識したからです。再編計画の裏には、また、これまた財界が求める21世紀に期待される社会像、人間像のための大学の住み分けがあり、県民の良心はそれに添う高校再編であってはならないと願っていますけれども、ここでは本市に関わる問題のみを抽出してそのご所見を伺います。

まず最初に、通学区の拡大撤廃についてですが、2001年7月に地方行政の組織及び運営に関する法律が改正され、通学区域の設定は都道府県の判断に委ねられることになったために通学区撤廃の動きが加速しました。県教委は、将来の学区撤廃の根拠として、保護者アンケートを行った結果、約6割が全県1区を望むものであり、同じ熊本県民でありながら居住地によって行きたいと思う学校に行く機会が制限されるのは不公平だという意見が寄せられたと。その対応策として、県立高校の、受験機会を居住地に関わらず県民間で公平に確保するということから、理想的には全県一区が望ましいとしています。しかしこれはどうでしょうか。あたかも憲法の言う教育の機会均等のごとき言い回しですが、公教育の責任者がこんなふうな稚拙な説明をするのは感心いたしませんね。これはすべての子どもたちの学ぶ機会を保障することにはならず、財力のある人たちの願いを代表するというべきもので、そうでない人たちを切り捨てることになるのは明らかです。この点について、まずどうお考えでしょうか。

次に、現在学区外入学率は6.5%ですけれども、これを20%にすると言います。そうすると、熊本市志向がただでさえ根強くある中で、そこへの入学率が3倍強に増えるわけですから、熊本市の有名進学校と言われるところへの受検者が殺到するでしょう。そういう現象が進むと、中学校、小学校ではどうなるか。早い段階から多くの子どもたちが競争にかられ、進学塾へと流れ、親の負担は増大していくという図式になり、義務制のあり方が本来の姿から遠いものになっていくのではないのでしょうか。この再編計画では、熊本市への一極集中はさらに加熱し、高校受験はさらに激化するでしょう。その結果、何が起こるか。小・中学校は一種の義務制破壊減少を兆し、そして地元の伝統校は定員割れが恒常化し、さらに地盤沈下するのではないかと危惧されますが、この点はいかがお考えでしょうか。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） お答えします。

熊本県立高等学校の再編につきましては、全8地域で説明会等が実施されまして、多くの意見が出されていることは新聞テレビ等でご承知のとおりです。通学区域の設置につきましては、先ほどありましたように地方教育行政の組織及び運営に関する法律の旧第50条で、高等学校教育の普及及び機会均等を達成するために、県立高校の通学区域が設けられてきました。しかしその50条の規定が削除されまして、通学区域を定めるか否かにおいては、各都道府県の判断に委ねることとなったことはご承知のとおりと思います。熊本県でも平成17年度高等学校進学率が98.5%に達し、高等学校教育の普及及び機会均等という通学区域設定の所期の目的が達成されたことと、平成16年11月に行われた生徒・保護者のアンケートの結果でも、先ほど議員も紹介されましたが、全体の6割が通学区域の撤廃、全県一区化といいますか、拡大を望む回答がありました。さらには、同じ県民でありながら通学区域の制限により行きたいと思う学校に行く機会が制限されることは不公平ではないかという意見もありました。また議員のご意見でも、熊本学区に所在する県立高校への入学志向が強いことや平成17年度に始まった新しい高校入試制度の定着状況を見極める必要があるのではないかとという熊本県特有の課題もあります。菊池市としましては、菊池地区の拠点校であります菊池高等学校の存続とさらなる発展を望むものであります。今後もさらに論議し、特色ある学校づくり等への支援に努めてまいりたいと存じます。受験競争の激化の義務制への波及についてですが、教育委員会といたしましては小・中・高校の連携を密にしながら、各学年に応じた適切な進路指導と内容の充実を図り、児童生徒が的確な進路の選択ができるように努めていきたいと考えております。また、地盤沈下という、地元高校の地盤沈下についてですが、議員ご指摘のとおり我が町にある高校を大切に思う気持ちや今回の高校再編が義務制へ及ぼす影響を熟慮し、それらが素案に反映されてよりよい内容になるよう努力を傾注することがこの問題を考える上で必要であると考えております。そのような意味におきまして、本市では現在3年前から小・中・高校が連携のための交流や共同研究等を行っております。また、魅力ある高校づくりに向け各種団体と協議しながら、関係方面へ働きかけを行っております。教育委員会としましては、教育内容、環境の充実が魅力ある菊池市づくりになると考え、さらなる充実発展に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[ 登壇 ]

（怒留湯健蓉さん） 質問とちょっと重複してしまいましたけれども、私も同じよう

な資料を見たんだと思うんですけども、学区撤廃についての問いは説明会の席上でもたくさん出ましたですね。しかし県は的確に答えられなかったということです。居住地に関わらず学習の権利を保障するというのであればですね、学区の撤廃とか、郡部の3学級以下の高校を統廃合するということではなくて、そういうことにはならないはずですよ。むしろこういうことになれば、学力の保障からも、学習権の保障からも遠ざかるということが心配されるということで質問を思い立ったわけです。さらにちょっと中身に入っていきたいと思いますけれども、義務制と高校の連携を独自に図っていくということで、大変菊池高校からもその発表があって評価をされているところですけども、地域のそのような特色ある取り組みが上位の制度によって壊されるということが非常に心配されるものですから、その制度的な裏付けが非常に重要だと思うんですね。そういう意味で、今回の再編は深く関わっているのではないかと思います。現在ある8学区と学区枠外の6.5%の制度は、県下どこに住んでいても、県立高校に通うことができ、高校卒の資格が取れるようにとの配慮からで、それがこれまでは国や県の方針でもありました。ところが、規制緩和によって今回法律が県に委ねられることによって今回の再編計画で大きく変わろうとしているんですね。少子化の進展の中で、今後何らかの再編は避けられないでしょうけれども、本当に学校間の格差を緩和し、どの子にも学力を保障し、希望する子どもたちすべてに高校卒の資格を与えたいと考えるならば、この7月にまとめられた基本計画の素案では、とてもそれは達成できないと思われます。内容をご覧になったらそう思われるんじゃないでしょうか。阿蘇や天草、球磨地区などでは、地元の伝統校が統廃合の対象になっており、当該の自治体では既に存続を掛けて動いておられます。菊池高校は、当面統廃合の対象ではありませんので、今回の再編計画が地元でもさほど重大かつ緊急課題であるとは受け止められていないようですけども、実は再編の内容には見過ごせない問題があると思います。地域の高校は、今教育長がおっしゃいましたように、地域の様々な分野で役割を担い果たしているのですから、まちづくりの一つの柱という位置づけが必要です。本市に菊池農高と菊池高校と私学の女子校があるとないとを考えてみましょう。その差は歴然としています。我が町に高校があるということは、実に素晴らしい、誇らしいことです。私たちはもっともっとこれらの高校群を大事にしなければならないと思います。しかし、今回の県立高校再編の一環として、現8学区を当面は県北、県中央、県南の3学区に分け、将来は全県一区にするとしています。3学区になった場合、菊池農高、菊池高校は県北学区になって、その線引きは玉名、植木、菊池、大津、西原、南阿蘇、高森を結ぶ線で区切られています。なんと広大で、不自然で、かつ非現実的な学区の設定でしょうか。そこに住む子どもや保護者やそのまちの願

いはどう組まれたのでしょうか。素案はこの後、パブリックコメントなどを経て本案になっていきます。私たちは、我が町にある高校群を大切に思い、そして今回の再編が義務制に及ぼす影響などをもう一度考え、それらが素案に反映されて、修正されて、よりよい内容になるように働きかけなければならないのではないかと考えます。行政当局としても、少なくとも学区拡大、撤廃の見直し、学区外入学枠の現状温存などを市民に先んじて意思表示をされて、まちの疲弊を招かないよう具体的な提言をなさるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、国家百年の大系教育にありと言われますように、地元で高校があるかどうかは、将来の菊池のまちづくりに関わる重大な問題であります。全日制普通科に進学を希望する生徒及びその保護者から学区枠の拡大、全県一区の要望を聞くこともありますし、実際学区外からの進学が難しいため、小学校卒業後、志望校の学区内に転居する例もあります。今後、全県一区は大きな流れであろうかと存じますが、確かにご指摘のとおり、現状のまま素案のように学区枠の拡大を実施しますとその影響は大きく、熊本市への一極集中に拍車がかかり、地元高校衰退の恐れがございます。したがって、素案を見直し、学課再編と教育内容の強化を図り、地元高校をさらに活性化し、特色ある学校づくり、生徒にとって魅力ある学校にすることが早急に取り組むべきことであろうかと思っております。市教育委員会としましては、このようなことをあらゆる機会を通して県教育委員会や地元高校に働きかけてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[ 登壇 ]

（怒留湯健蓉さん） 大変力強いご答弁でありありがとうございました。質問を出してよかったというふうに思っています。そもそもこの再編を動かしているといいたほうがいいか、突き動かしているのは、やはり財政の問題であり、効率の問題なんですね。菊池農高、菊池高校というのは、直近の統廃合対象校ではありませんけれども、やっぱり数や金で教育を論ずる計画の中で、そのあおりを余儀なくされていくということです。菊池農高の方は、学科の性格上、ずっと全県校区でありますけれども、それでも地元を支えているということには間違いありません。高校教育という多感な青年たちの学びの仕上げを考えると、今回の再編は効率に与し都市部の青年にも、郡部の青年にも目配りの効いた温かい中身になっていないことを

私は大変危惧するものです。

最後に質問に入ります。地方分権改革に意欲的な市町村長らでつくる政策ネットワーク、提言実践首長会というのがあるというのを聞きまして調べてみました。これは、地方行財政全般について、市町村の立場から政策提言を行い、独自施策を展開する自治体間のネットワーク化を図る目的で2001年ごろから活動されているようです。教育問題では、昨年の三位一体改革における義務教育費国庫負担制度を検討するなどの経緯を経て、リレーフォーラムの開催を通じて、引き続き自治体の立場で検討していくということのようです。従来、首長が教育行政に関与し発言することはタブーだと思われてきた節がありますが、一方ではまちづくりという視点から考えますと、教育委員会だけの取り組みでは限界があるとの見方もあります。教育の政治的中立性の確保はもちろんベースであります。まちづくりの視点から学校と地域について論議をするとき、首長の教育支援の姿勢、取り組みは大変重要となってきます。提言実践首長会の主催のリレーフォーラムに出席した文科省の財務課長補佐は、その折り、首長が教育について語るのはタブーだという雰囲気があるのは事実だが、それはあくまでも雰囲気に過ぎないとの見解を示しています。全国的な教育改革論の中では、教育委員会のあり方が古くて新しい問題として絶えず論議をされ、その中では教育委員会不要論、また首長部局と教育委員会の整理の問題及び連携の問題等々ある中で、本市においてまちづくりに深く関わり義務制への波及が懸念される県立高校再編の課題の問題が浮上し、今我々はそれに直面しています。子どもたちが我が町でのびのびと義務教育を受け、保護者の負担の軽い地域の高校へ喜んで進学できるよう、細やかな実態の把握と大局に立った条件環境の整備が望まれます。そして、それは教育委員会のみならず、まちづくりの視点からすれば市政全般の課題でありますから、市当局として県の関係機関へ働きかけるべき筋のものだ考えられますがいかがでしょうか。今回の高校再編計画が私たちのふるさと、菊池のまちづくり百年の体系に深く関わることとして、市長、教育長には特にご奮闘を賜りたいと私は存じますがいかがでしょうか。最後の質問でございます。よろしくお願いいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 昨晚、答弁書に目を通しておりまして、なかなか難しい問題だなと思いました。20年の歳月が流れようとしておりますけれども、県議会に席を置きましたときに、私は特にこの高等学校の再編問題については再編すべしということを進めた立場にあります。それは、やはりこの分校化していく高等学校のそれぞれの地域にあります本当に小さな高等学校が無数にありまして、その高等学校の

生徒さん方からして非常にスキンシップの教育を受けられるという側面がある反面、また非常にこの競争という原理が働かない、競い合いがないということで現状に甘んじてしまうというようなことでもありました。そんなことを含めて、やはりこの地域の理解を深めていかなければならないと。もちろん、この教育の機会均等というものを欠いてはならないということで進めてまいった立場にあります。しかし、往時においては、やはりこの地域性、あるいは文化のシンボルであったといった、そういったことでなかなか理解が進められるような雰囲気ではありませんが、やっときたかなという感じであります。中身につきましては怒留湯議員の方が詳しくご説明いただきまして、その中でそれじゃどうするかということにしか私の方が答弁できないのかなと思っております。昨晚、皆さん方もご覧になったかと思いますが、何かこの答弁書に目を通そうとしているとニューヨークテロの5年目の真実という番組がございまして、非常に悲しみの中で5年前の本当にあの現実、再現した生き証人の言葉などなどが報道されてございまして、多民族国家でありますアメリカのひとつのヒューマニズムというものを改めて見させていただいた、あるいは感じ取ったといった感じでございます。3,000人に及ぶ尊い人命がなくなったわけですが、その背景の一つ一つの中に、家族あり、兄弟あり、あるいは友人、知人ありということで、その中に24名の日本人の方も含まれ、その尊い人命を救うために300人以上の方々が消防士として職務に殉職されたということで、これもリアルに表現がされておりました。心からご冥福をお祈り申し上げますところではありますが、言いたいのは、やはりこの教育というものがアメリカは日本と比較してどうなのかと。そういうことから考えまして、教育そのものは人の道筋を教えるという、やはり心の教育というものが根底になければいけないんじゃないかなと。地区の中におきます、あとはやはりこの地の中に含まれた人間としてのあり方、倫理観、そういったものがいざ何かがあったときに、あのエレベーターの中からどう救い出していったのかという、そのことからして、清掃作業にあたっている人が知恵を出しながらその中から数名の方々が退出できた。その他の場合もいろんなのが類例が上げておりましたけれども、心の教育でなければならぬ。しかもそれは実践につながらなければならぬと、こういった思いを強くしたところでもあります。この教育基本法に示されておりますとおり、もう議員がいろいろとお述べになりましたから端的に申し上げまして、菊池に3つの高等学校があると。この再編に係るものは県立の2校であると。特にこの今からというのは、この最も大切にこの3校を私たちは地域の最高教育機関として育てていかなければならぬし、支援していかなければならぬと、同感であります。この市内の3校は本当にそれぞれが長い歴史にありますし、菊池高校も100年目をもう2年後には迎えようとい



たしておりますけども、この長いひとつの伝統、歴史の中において、有為な人材が社会に輩出をされてまいりました。そしてまた市のために貢献をいただき、あるいはまた日本の国の郷土の発展のために努力をいただいている方々が数多くあられます。昨年秋には、全国の弁護士の会の日本弁護士連合会の会長さんに平山先生がおなりになりましたけれども、まさしく地元菊池高校が輩出した方が日本法曹界の会長になられているということでございます。文教菊池市を考え、また再興する場合に、この3つの高等学校が存在しているという意義をさらに改めて考えるべきであると思います。しかしながら、一方においてはご指摘のとおり、大変この児童生徒が少なくなって、少子化に伴いまして、中卒者が減少の傾向にあります。また子どもや保護者のニーズの多様化などによりまして、県立学校の再編が計画をされているということは、もう本当にご案内のとおりですけれども、再編にあたって子どもたちが行きたい高校に行きたいとするのは当然といえば当然でありますし、またこの一方においては学区の枠で縛ることへの不満ということは、当然またあります。教育機会均等、同じ県民であってどうして県立高等学校に行けないのと、自分の希望するところになぜ行けないのといったものもあることも事実でありますし、かといってこのまま何の対策もしないでいることは唯々諾々としてというご表現がありましたけれども、学区枠を広げることは熊本市内への一極集中になり、そして地元高校が衰退になるというご指摘のとおり、そのように私も実感いたします。そういうことを総括的に考えますときに、やっぱり地元は何をすべきかということは、今あります3校の地元高等学校にとって、さっきも教育長が述べましたように、魅力のある学校にすることが肝要であると、このように思います。現在、3校ともそれぞれに特色のある学校教育をされておきまして、菊池農業高校におきましては農業経営者の自立高校として努力をされておりますし、これは県下で確か2校だったと思いますが、1校ですかね、今、菊池農業高校ただ1校ですね、九州でも数少ない農業者の自営者高として育成されております。また、県立菊池高等学校はご案内のとおり、拓志館の方でゼミナールを開きながら高等学校生徒が小学校を教えたり、あるいはまたOBの先生方、現場の先生方あたりが本当に同窓会としてこれを支えながら中学校義務教育を育てておられるということも、そのことの背景にあることのように思っております。そして女子校は女子校として、本当に長い歴史を刻みながら婦女子の教育ということでこれまで理念を貫いて独自の私立高等学校の特色を生かしながら人材を育成されているということで、非常にそれぞれの特色を持っているのであらうと思います。市といたしましても、これにつきましては積極的に取り組みに関わっていききたいと、このように思っております。またいろいろと提言をするネットワークについての市町村長の取り組みということでありますが、これは

現在私は九州市長会の理事ということになっております。つい先ごろ、6月までは全国市長会の評議員になっておりましたし、このようなことで市長会を通じながらいろんな場で提言するチャンスはありますし、また教育を考えるといった専門的なものもあります。もちろん市町村合併のものもありますし、それぞれに国の方に提言をするというチャンスはありますので、そういった機会を捉えながら、この学校の統合、あるいはその再編というものについてもいろんな意味で提言すべきところはしていきたいと、このように思っております。沈みかけた船を船長が離れないという表現が昨日、昨晚あっておりました。やはりこの人命を救助するために消防士が命がけでやったように、私は少なくとも5万数千人の方々の人命を預かっている立場にあると。議員も、皆様方も一人一人がそうであるように、少なくともこの5万2,500tの船の操舵をされているということでございますので、ともどもお互いにこの人命を尊重しながら、あるいは生活を安全安定な方向に導くために努力をさせていただきたい。そのためによりしくまた皆様方のご意見を賜りたいと、このように思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） 先ほどある程度申し上げましたので、気持ちを申し上げたいと思います。市長の後で申し訳ございません。

私の気持ちも菊池の地元の高校を卒業しております。そういう意味で、地元の高校が衰退していくということになれば、これはもう寂しいことでありまして、決してそういうことを許す、許すといいますが、見過ごすわけにはいきません。現在そういうことで小学校、中学校、菊池高校と一緒にその知恵を出しながら特色ある菊池高校、そして生き残れる菊池高校ということで今研究、努力をしております。そういうことで、今回の出されました素案についてはですね、先ほど申しましたように見直しを図りながら、やはり地元としましては学科編成等の強化を図りまして、やはり私どもが提案しているものは現在中高一貫というのがよく出ておりますけれども、小・中・高一貫教育をこの菊池の地につくっていかうということを今提案をしているところです。そういうことを含めまして、地元の学校がそのますます活性化するようなことを今後も県教委、あるいは菊池高校等への働きかけをしてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 次に、三池健治君。

[ 登壇 ]

(三池健治君) 皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

介護サービス者の移動支援について質問します。本市も高齢化の時代を迎え、増加の一途をたどっています。戦前戦後、物資の貧しい時代をたくましく、また一生懸命に我らを導いてこられました。そうした高齢者の方がいらっしゃったからこそ、今の菊池市があるのではないのでしょうか。介護保険事業第3期計画での介護サービス受給者の状況を見ますと、今から言います数値は65歳以上の高齢者の方の人数ではなく、また介護保険認定者の方の数値でもございません。あくまでも介護サービスを受けられている人の数値であります。介護保険制度が施行されました平成12年度は1,140人、5年後の平成17年度は1,875人で735人の増であります。さらに5年後の2022年度は約2,250人、平成17年度よりさらに370人の方が増えると推測されます。その先の平成26年、今年から数えて8年後は約2,460人の方が利用されると推測されます。平成18年以降は、推測です。これは、要介護認定者数の推移から割り出した値で、このくらいの方が介護サービスを受けられるのではないかと考えております。平成12年度から平成17年度の5年間で増える人より平成17年度から平成22年の5年間で増える人数の数が若干減っております。この理由の1つは、菊池市では介護予防に力を入れられています。特に温水プールを利用した水中運動は、盛んに行われております。余談ではございますが、私も水中運動に参加したことがございます。あまり無理な運動ではないようですが、体内の脂肪燃焼が非常にいいことを感じました。また、水中で運動するので腰にも負担がかからず、私には心地よい運動でした。最後までやり遂げるには約3ヵ月間かかりますが、私の場合は予期せぬ事情がありましたので最後までできなかったことが残念でなりません。このように、本市も介護認定者の方を少しでも減らそうと努力しているようです。市民が望む今後の介護環境はとの調査では、標準的在宅サービスを利用したいと希望している人は介護サービスを受けている本人で8割、家族の方で7割の方が在宅サービスを受けたいとしています。これからは施設利用より我が家にいて家族みんなで介護をする、このような家族が増えることが予測されます。非常によい傾向ですが、問題はこれからです。家族介護者で医療機関に通院している人は全体の半分を占めるといっています。平成17年度の例をとりますと、標準的在宅サービスを受けている人は1,260人です。この方の半分が通院しているとするれば、約623人の方が通院している計算になります。年を重ねるごとに通院する人は増えています。今、菊池市民の元気のよい高齢者の方が口にする言葉は、元気なうちに通院の車代ば貯めとかにゃいかん、これが口癖のようです。この言葉を聞くと、うれしいやら、悲しいやら、寂しいような

気持ち、複雑な気持ちになります。ここで市長にお尋ねします。通院している一人全員とは言いません。せめて車いす利用者の方に愛の手を差し伸べてもらえないでしょうか。車いすの方は巡回バスも利用できませんが、相乗りタクシーも利用できません。車ごと乗せる介護タクシーしか利用はできません。車いすの方の通院方法は、もっぱら家族の方の送迎と聞いております。介護タクシーを利用し、家族の御世話にならず自分で通院ができたなら素晴らしい菊池市になるのではないかと思います。介護タクシーの料金の全額の補助とまでは言いません。何割かを市が負担していただければよいのです。助成する考えはないか、お尋ねします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） お答えいたします。

我が国の高齢化は急速に進展し、本市におきましても高齢化率が26%に達しようとしております。今後、団塊の世代が高齢期を迎えることを想定いたしますと、ますます高齢化は進むということになります。このような中で、平成17年6月、介護保険法の改正が行われまして、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本としつつ制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化の3点を基本視点に位置づけて制度全般にわたる見直しが行われました。国の財政事情を反映した三位一体等の改革により、高齢者を取り巻く現状がますます厳しくなっておりますことから、介護需要の多い移送サービスの部分の助成ができないかということの趣旨かと思えますけれども、現在保険給付の対象となっている介護タクシーにつきましても、厚生労働省の基本的な考え方といたしまして、移送サービス運転部分は介護サービス給付対象としては認められておりません。したがって、介護保険が算定できるのは、自宅や病院などから車の乗り降りに伴う介助、身体介護ですね、となりまして、移送部分につきましても自己負担となっております。本市の判断において、この移送部分を保険給付とすることにつきましては、保険給付の特例給付にあたり、その費用を第1号被保険者の保険料に反映することにもなりまして、介護保険料の新たな負担をお願いすることにもなります。こういったことから、本市におきましては法に沿いまして介護サービスが利用できる場所は利用していただき、移送部分につきましてはこれまでどおり自己負担で行うということをご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、本市では旧菊池市におきまして平成15年5月から構造改革特別区域法、いわゆる特区と言われます法に基づきまして、単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者に対しまして、ボランティア有償運送事業としてリフト車による外出支援を行っております。この事業を受けられる対象者は、菊池市在住の方で1人で

公共交通機関の利用が困難な移動制約者ということで、介護保険法に基づく要介護認定を受けている要介護認定の3から5に該当する方、身体障害者福祉法に基づく第1種身体障害者の手帳の交付を受けておられる方、知的障害者福祉法に基づく療育手帳A1、A2を交付された方などの皆さんを対象とし、菊池市福祉サービス応援特区有償運送事業登録会員となる必要があります。登録を受けられた方は利用料金として5分まで220円、以降5分ごとに220円の加算となり、一般料金の半額程度の負担で利用が可能となります。平成18年度より、旧菊池地域に限定されていた特区地域につきまして、全市、旭志、七城、泗水でございますが、全市にエリアを拡大する許可も受けておりますので、今後このような事業をご利用いただきたいと思いますというふうに思います。

議長（北田 彰君） 三池健治君。

[ 登壇 ]

（三池健治君） さっきの説明に付け加えますと、厚生労働省の考えは、我が家からタクシーに乗るまでと。それからタクシーから乗って診察ですかね、病院の、そこまではお手伝いをする介護保険法が使える。タクシーに乗っている移動区間は介護に当たらないので介護保険は使えないと。よって、介護保険が利用できないところは自己負担ですよという説明だったと思うんですけど、私が説明しているのはそこなんです。その保険を使えない、自己負担をするその部分を補助していきたいと聞いたつもりなんですけれども、執行部の方ではあくまでも自己負担でお願いしたいと、かなり冷たい返事のような感じでしたが、その前に救われたのが、その特区ではリフト車により外出支援を行っていると言われました。このリフト車が介護タクシーではないかと思っております。要介護認定者の3から4の方が特区有償運送事業登録会員に登録すれば、登録を受ければ利用できるということです。しかも一般料金の半額程度の負担で済むという説明でした。5分で220円、以後5分ごとに220円が加算されると言いましたけれども、普通タクシーに乗る場合は初乗りが1.5kmくらいで、何m行ったらいくらというのが普通されているわけです。それで、じゃ自動認定運賃制度料金表の九州市ブロックによりますと、小型車の初乗り運賃が1.5kmで、これは上限と下限がありますけれども、中間で取って530円くらいになっております。それで平均速度30kmの車が5分走ると約2.5kmくらい走ります。それで平均時速20kmで走りますと大体1.7km走ります。普通、車は時速50kmから40kmくらいで走りますが、信号で停まりますとこの繰り返しで大体時速20kmから30kmだろうというふうに推測されます。そうなってくると、5分間の220円というのは、やっぱりかなり割安になっているのではないかというふうに思います。これがまた平成18年度から旧菊池市でなく全菊

池市に適用できるということでもありますので、車いすの方の行動範囲が広がり、菊池市の経済効果につながることをお願いいたします。

それでひとつ質問していきたいんですけども、ここに特区というような言葉が出てきたと思うんですけども、もし構造改革特別区域法という法があるんですけども、これがちょっと覚えておられるなら、そのところをちょっと説明していただければと思うんですけども。覚えてなければ結構でございます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） すみません。構造特区そのものについては、今、特区ということでございますので、申請して菊池市のこの範囲内、もともと菊池市管内だったんですけども、その特区を今度、今年の3月でございましたが、全体的に広げるという、範囲をです、先ほど申し上げましたように、旭志、七城、泗水に範囲を広げるということで、この実際協議会がありますけれども、これには陸運局とか、熊大の先生方とか、いろいろな関係者の方で協議されてこの内容を検討して、金額的にもうそうですけども、確かに安うございますので、そういった利用につきましては今後普及といいますか、何らかの形で説明を広げていきたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 三池健治君。

[ 登壇 ]

（三池健治君） どうもすみません、急に質問しまして。

それでは、次の質問に移ります。

七城温泉ドーム改修工事についてでございます。平成18年第2回臨時議会が5月26日に行われました。このとき、平成18年度一般会計補正予算が提案され、七城温泉ドーム改修工事費5,356万円の承認を執行部より求められました。その内容といいますと、平成16年度のリニューアル工事の一部分の工事として、浴室上屋部分の塗装工事をしたようです。そこには、温泉の湿気を外に出すための換気扇が付いていました。塗装のとき、その換気扇が塗装で汚れないように養生シートを張って養生したと記憶しております。工事は完成しても養生シートを剥がすことなく、そのまま放置していた。そのことにより、温泉の湿気が外に抜けず、上屋部分が腐敗し、木片が天井から落下し危険なので、早急に改修工事をしたいとのことでした。そのとき、議員各位からいろんな意見が出ましたが、案件は可決されました。これは、養生シートの取り外しを忘れた単純なミスですが、事は極めて重大です。市民皆さんの血税が無駄に使われたこととなります。可決はしましたが、まだ解決してないことが5項目ほど考えられます。

そこで質問をいたします。

1つ目として、当然施工業者は工事完成時に養生シートを剥がすべきであるが、それを忘れたことは施工業者に瑕疵があります。前回の説明では、施工業者も瑕疵も認め、その瑕疵に係る分については契約約款に基づき誠意を持って対応すると言っていました。施工業者はどのような対応をしたか、お聞かせ下さい。

2つ目として、今回の改修工事は休業して行うと言っていました。営業の休業期間とその間の営業損失はいくらであったか。前回は約300万円ぐらいの損失と言っていたようです。その範囲内で納まっているか、お聞かせ下さい。

3番目としまして、施工業者だけの瑕疵ではなく、竣工検査を行ったとき気が付くべきであった市の担当者、当然行政側にも瑕疵はあると思います。この瑕疵の割合を弁護士等と相談しながら対応していくと言っておられましたが、弁護士の先生からはどんな返答を得たか、お聞かせ下さい。

4番目としまして、竣工検査の体制が4市町村で異なっていたので、検査体制の統一を図る必要があり、体制の強化をしたいとも言っておられました。検査体制をどのような形態に改善したのか、お聞かせ下さい。

5番目としまして、竣工検査時に見逃した単純ミス、このことにより市に莫大に損失をもたらしたのは事実であります。これに携わった市職員にも瑕疵があるように思えます。瑕疵の割合が何%かでもあった場合ならば、それなりの懲戒があってしかるべきだと思うんですが、どのような対応をしたか、お聞かせ下さい。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。5点ほどございましたので、順次お答えを申し上げたいと思います。

1点目でございますけれども、合併以前の七城温泉ドーム改修工事の瑕疵につきましては、平成18年4月下旬に設計管理業者及び施行受注業者より、それぞれ瑕疵を認め誠意を持って対応する旨の文書をいただいております。瑕疵に対する対応を関係業者と協議するためには、損害賠償額等を算定する必要がございます。ただいま顧問弁護士と協議をしながら損害賠償額の確定作業を進めているところでございます。

次に、木片等の落下から劣化状況調査に伴う営業休止期間として、平成18年の3月27日から3月31日までの5日間及び改修工事期間であります平成18年6月20日から8月4日までの46日間、合わせまして51日間の営業休止期間となっております。今回の損害賠償額の算定にあたりましては、施設そのものは市所有であります。そのため、市との協議となりますけれども、営業休止に関する損失に

つきましては、七城温泉ドームを管理運営いたしております有限会社七城町振興公社との協議となります。営業損失につきましては、ただいま有限会社七城町振興公社が算定中というところでございます。

次に3点目でございますけれども、瑕疵の割合につきましては、先般6月18日に顧問弁護士に伺い、一次責任としてシートを剥がし忘れまして業者の責任が重いということでございます。瑕疵の割合につきましては、損害賠償額をそれぞれ提示後、市と関係業者との協議、有限会社七城町振興公社と関係業者との協議の中で決めていくものであり、現段階では瑕疵の割合は定まっていない状況であります。それぞれ市と振興公社と別々に協議を進めているところでございます。

次に、4点目でございますが、竣工検査の体制強化ということでございます。平成18年6月20日発注の七城温泉ドームの浴室屋根改修工事におきましては、一級建築士資格を持つ本市職員の立ち会いの下、中間検査及び竣工検査を実施しております。また、工程会議などの主要な協議にも出席をして遺漏のないよう留意したところでございます。

最後に、合併前の七城温泉ドーム改修工事における竣工検査時の状況につきましては、足場が外された状況での検査となっております。シートの剥がし忘れについては最上部の換気小屋ということで非常に気づきにくい状況でありました。また、工事の監理につきましては業者に業務委託を行っており、途中工程における確認は委託業者の責任が重要であると認識しております。先ほど申しましたように、顧問弁護士との相談においても一次責任としての業者の責任は重大であるという見解をいただいております。当時の竣工検査体制といたしましては、専門知識を有していない職員による検査体制となっておりますが、今後専門職員を含めた検査体制の強化が重要であると考えております。今後このような確認ミスが発生しないように、検査体制の確立と専門知識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 検査体制の強化につきまして回答を申し上げます。

現在、市が発注します建築物につきましては、担当の職員と、より専門的知識を持っておりますコンサルとで工事の監督を行っております。毎週の工程会議では、工事の施工状況の確認や指導を行い、工程ごとに材料の検査、配筋検査等の中間検査を行っております。また主要な建物の建設にあたりましては、建設部の一級建築士の資格を有する職員が指導や助言を行うとともに、工程会議にも積極的に出席し、専門的見地から意見を述べているところでございます。竣工時においても担



当課と一緒に立ち会い、竣工検査を実施し、管理体制の強化を図っているところでございます。

申し添えますが、今回の七城温泉ドームの改修工事につきましても、建設部の一級建築士の職員が工程会議にも出席いたしまして、指導助言を行い、竣工検査も行なっているところでございます。

以上、報告いたします。

議長（北田 彰君） 三池健治君。

[ 登壇 ]

（三池健治君） 1つ目の質問では、話し合い中ということで、まだ全然進行していないということですね。

それと2番目も、算定中ということで、これもまだはっきりわからない。

竣工検査の方は、体制強化を図っているという答弁でした。

それと5番目の瑕疵に対する質問は答えが返って来てないようですけれども、この職員の方はもう全然瑕疵はないと。何もあれですね、懲戒に当たらないという解釈でよろしいのでしょうか。5,000万円という莫大な金を費やして修理しているわけですが、皆さんの本当に重い税金でこれ改修されております。この無駄になったのに全然知らん顔で済ませるものかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） それぞれご答弁を申し上げましたとおりでございますけれども、1点目のことについて再質問でございますので、瑕疵責任につきましては、これまで顧問弁護士と4回ほど協議を重ね、損害賠償額の算定に向けた基本事項の確認を行っているところでございます。関係業者につきましては、平成16年6月20日発注の改修工事前にですね、瑕疵に関する協議継続通知を行い、瑕疵問題に関する施工受注業者の意見等を聞き取り調査をいたしております。その中で、損害賠償額の提示額をもとにできる範囲で誠意を持って対応しますということをお願いしております。

なお、休業期間における営業損失に伴う損害賠償額の算定につきましては、改修工事が終了するまでは実績が把握できないという状況でございましたので、今回8月4日に終了をいたしております。現在、休業期間中のことにつきましては、有限会社七城町振興公社で算定を行っているということで、その後関係業者との協議を進めていかなければならないと考えております。金額については、ここで申し上げるところではございません。

それから、行政側の責任ということでございますが、先ほどもご答弁を申し上げましたとおり、今回の瑕疵責任は腐食を抑える工事においてシートを剥がし忘れたことにより、結果的には腐食を早めることになった事案でございます。シートを剥がし忘れた業者が第一次責任ということで重大な過失があります。その過失責任が生じるということで弁護士からも回答といたしますか、見解をいただいているところでございます。このことからしまして、場合によってはですね、第二次責任というものが発生するとなれば、そのときにはまた顧問弁護士の見解をお聞きしたいと考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 三池健治君。

[ 登壇 ]

（三池健治君） 最後に1つだけ。この問題、非常に市民がちょっと関心があるところなんです。それで、この解決ができたならば、どうやって市民に知らせるか、1つだけ、最後をお願いします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） ご指摘の件につきましては、まず議会のですね、担当委員会の方に詳しくご説明を申し上げながら、その了解を得たところで市民の方へ何らかの形で報告をしたいと考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） ここで、10分間休憩します。

-----  
休憩 午後2時33分

開議 午後2時43分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[ 登壇 ]

（泉田栄一郎君） 皆さん、こんにちは。議員になって4ヵ月になりました。この間、市職員の皆様、議員の皆さんに教えていただきながら感じていること、また市民相談を受けた中から、今日は4つ一般質問をさせていただきます。

まず初めに、アフリカ人女性として史上初のノーベル平和賞を受賞したワンガリー・マータイ博士のことを紹介したいと思います。一人の女性の地域に根ざした行動が人々の心を変え、国を変え、世界を変えたアフリカで3,000万本の木を植

えたグリーンベルト運動の創始者です。この植樹運動は、ケニアの農村女性を中心に国境を越えて広がり、約10万人が参加、砂漠化が続くアフリカに緑を蘇らせました。博士は、愛地球博の会場を視察し、日本のもったいないという言葉には自然を尊敬しよう、有限な資源を有効に活用しようという尊い心を感じると述べました。私たちがワンガリー・マータイ博士から学ぶべきことは、一人の地道な行動が、やがて地域をも変えることができるということに確信を持ったこと。また、もったいないという素晴らしい日本語を私たち自身が再認識し、未来を託す子どもたちに教えていくことではないでしょうか。

それでは、最初の一般質問をさせていただきます。指定管理者制度についてです。指定管理者制度は、公の施設の管理運営について、これまで市の直営や出資法人に限定したものを規制緩和し、民間事業者に拡大することにより、住民サービスの向上と効率的な運営を図るため、昨年9月に施行された地方自治法の一部改正によって導入された制度です。

まず初めに、菊池市の指定管理者制度の現状と今後の予定についてお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、指定管理者制度の市の現状と今後の予定についてということですが、公の施設の指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正によりまして、従来の管理委託制度に変わって創設された制度でございます。大きな違いといたしましては、民間業者を含む法人、その他の団体も管理者として指定することができるようになったことや管理者は施設の利用等の許可行為も行うことができるようになったことでございます。多様化している市民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間事業者の有する能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上と施設の管理経費の削減を図ることを目的に導入された制度でございます。本市では、平成18年9月1日現在、152の公の施設のうち、3月の議会におきまして施設設置条例の改正、また6月の定例会におきまして指定管理者の指定の議決をいただいております。74施設について9月1日より指定管理者による管理運営を行っております。指定期間につきましては、原則として3年でございますが、地域に密着しております地区公民館や集会所等は10年となっております。指定期間が3年の温泉や物産館や福祉施設等は、次回以降は原則公募により指定管理者の選定を行う予定でございます。また現在直営で管理いたしております78施設につきましても、指定管理者制度の導入により市民のサービスの向上や施設を効率的かつ効果的な運営が期待でき

る施設については、積極的にこの制度を導入してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[ 登壇 ]

（泉田栄一郎君） 再質問させていただきます。

指定管理者制度に幾つかの問題点があると思います。民間事業者は、千載一遇のチャンスとして全国各地で講習会、研修会等を行い、参入を開始しています。そんな中、議会や住民チェック体制が困難になり、公的責任制は後退せざるを得ないことや行政処分をできないことへの危惧が当初から指摘されています。また、最近のことでございますが、今年の夏、市営プールの排水溝の蓋が取れ、小学生女児が吸い込まれ亡くなるという痛ましい事故がありました。このことが引き金となって、国民の意識の中に行政はちゃんと指導監督していたのかと疑問が起きました。菊池市においては、指定管理者への施設の管理責任とチェック体制はどのようになっているか、お伺いします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） お答えいたします。

公の施設を指定管理者が行う場合であっても、市の所有であります施設である以上、管理責任はあると、市があると考えております。施設内の事故等により利用者に損害を与えた場合、事故の原因等が指定管理者の過失である場合で除き賠償責任は市が負うべきと考えております。それぞれの施設条例や管理協定書でリスク分担を取り決めておりますが、すべての施設において利用者が安心して利用できる施設でなければなりませんので、市と指定管理者と連携して管理運営を行ってまいりたいというふうに考えております。また、指定管理者には事業報告書の作成と提出を義務づけております。管理業務の実施状況及び利用状況、使用料または利用料金に係る収入の実績、管理に係る経費の収支状況等を毎年度事業終了後に速やかに提出することとなっております。さらに、年度終了後だけでなく、必要に応じて臨時的に報告を求め、実地に調査し、必要な指示をすることができ、指定管理者がその指示に従わなかった場合には指定の取り消しや管理業務の全部または一部の停止を命ずることができるよう条例で定めております。住民サービスの向上を目指して、指定管理者制度を導入しておりますので、今後は利用者の意見も参考にしながら充実した施設運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[ 登壇 ]

（泉田栄一郎君） ありがとうございます。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。人口減少、自治体の活性化についてです。総務省は今年5月、人口減少自治体の活性化に関する研究会からの報告書を公表しました。同報告書は、これからの人口減少社会において、地方は危機意識を持って産業振興や地域間交流、魅力ある地域づくりなど様々な活性化策に取り組んでいくことが課題であると指摘し、特に今後の地方の活性化のためには人材誘致、移住政策の必要性と意義について強調しています。平成17年の国勢調査によれば、我が国は人口減少局面に入り、今後かなりの都道府県において人口減少にますます拍車がかかる見込みです。人口減少は、地方に対し都市部との経済力格差の一層の拡大、地域社会の活力や集落機能の低下、耕作放棄地の増加や森林の荒廃による自然災害の発生危険度の増大など大きな影響を与えると予想されるところです。また、いわゆる2007年問題と言われる団塊の世代の大量退職を目前に控え、地方回帰への機運が高まりつつある中であって、地方自治体においては人材誘致や移住、交流の促進に向けた施策が急速に広がりつつあります。菊池市では、この人材誘致、移住政策等で人口減少に歯止めをすることを考えているのかをお尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 人口減少に関する対策についての本市での施策ですけれども、人口の動向を見ても、平成17年度国勢調査の結果、我が国が人口減少局面に入ったと考えられ、平均出生率の低下などにより、本市も減少に転じていくと推測されます。人口が減少しますと、少子高齢化が進み、地域の活力が損なわれることが考えられます。このため、本市では総合計画の中でお示ししてありますとおり、定住促進のための施策として、医療、福祉や教育環境の充実、道路や下水道などの公共基盤の整備、働く場の確保などを目指した企業誘致等の促進など、幅広い分野で施策の推進を掲げ、その実現に向け努力しているところでございます。また、本市の豊かな自然、歴史、文化を活かし、経済的、文化的な活性化をもたらす交流人口の増加策も推進し、地域の持続的な発展を目指しております。議員おっしゃるように、団塊の世代と言われる人たちが来年から大量に定年退職を迎えられます。産業界におきましては、労働力の減少や技術、技能の伝承、消費市場では新たなマーケットの創出など、広範囲な分野で影響が見込まれております。ふるさとを離れ大都市圏に居住しておられる団塊の世代がどのような行動を起こされるか、地

域の自治体にとっては大きなチャンスにもなり得ると思います。その中には、都会にはない魅力をふるさとや田舎に感じる都市住民もおられるとされますので、地方への移住を推進するためには様々な機会を捉え、多様な媒体を活用し、継続的に情報を発信し続けることが重要であると考えています。本市では、現在取り組んでいますところのグリーンツーリズム事業等によりまして、本市の魅力であります水と緑に代表される豊かな自然や先人より受け継いだ歴史、文化を都市住民との交流を通して発信してまいりたいと考えています。さらに、本市の基幹産業であります農林業を対象とした移住につきましては、農業法人への就農や独立のための技術習得支援、さらには経営開始時の支援等の受入体制の整備を図り、Uターン者などの農業者以外からの新規就農者を含めた幅広い人材の誘致、育成を図りたいと考えています。また、団塊の世代の人たちが長年培われてきた経験や技術、あるいは人脈などを活用し、ふるさとで新規の事業を興したい、あるいはボランティア活動を積極的に行いたいと考えている方もおられるとされますので、そういうような人たちへの支援も考えていかなければならないと考えています。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[ 登壇 ]

（泉田栄一郎君） 再質問させていただきます。

各地で行っている事例として、北海道では従来の職ありきの移住政策だけではなく、新たな取り組みを通して北海道の魅力を戦力的に発信する首都圏へのプロモーションや北海道生活を一定期間体験する移住ビジネス創出支援を行っています。また、島根県では定住促進事業を総合的に促進するふるさと島根定住財団を設立し、Uターン、Iターン希望者を対象とした産業体験事業の実施により、平成8年度から8年間で体験者905人のうち定住者は458人、定着率51%であり、家族をも含めると既に700人が定住しています。これは、すごい成果だと思います。また、阿蘇郡小国町においては、町内外の11団体が小国に長期滞在ツーリズムビジネスコンソーシアムを立ち上げ、退職を迎えた団塊の世代をターゲットに、連携して長期間滞在型観光ビジネスプラン対策に乗り出しています。特産の大根やジャージー牛乳などの食料源、小国杉に代表される森林資源、温泉資源などを連携させ、観光サービス業だけでなく、一次、二次産業を取り込んだビジネスモデルを構築するのが目的としています。

これらのように、菊池市全体としてプロジェクトチームをつくり、本格的な人口減少に歯止めをする機関の立ち上げができないものだろうか、お尋ねします、

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 移住政策と促進を図るため、総括的に対応していく組織を設置する考えはないかということですが、厳しい本市の財政状況から、行財政改革を推進している中ですけれども、現在のところ新しい課の設置は考えていません。なお、移住や定住を促進するための施策は、それぞれの関係各課で単独でできるものではありませんので、連携した事業取り組みが必要となってきた場合には、スムーズな対応や取り組みができるようなプロジェクトチームなどの組織づくりを考えてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[ 登壇 ]

（泉田栄一郎君） どうもありがとうございました。

それでは、3番目の質問に入らせていただきます。資源ごみ補助制度についてです。私の住む泗水町では、小学校、中学校の教育機関また登録してある各種団体の廃品回収に対し補助金があります。そのおかげで研修の費用に充てたり、親睦を図る目的で使うことができ、大変役立っております。実は私自身、3年前より組内の廃品回収を始めました。2ヵ月に1回の割合ですが、組内の方からはごみを出す量が減った、組の積み立てになるのが楽しみ等の声が聞かれ、ずっと続けてほしいという希望があります。そこで、菊池市では現在どのような制度があるのか、お尋ねします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） 資源ごみの補助制度につきましては、合併前のままの状態です。泗水地区につきましては、ただいま議員ご紹介がありましたとおり、有価物ごみ回収団体奨励金交付制度がございます。子ども会、女性の会、老人会、PTAなどが有価物を回収し、資源物回収業者に引き渡した場合、一升瓶1本当たり8円、ビール瓶1本当たり6円、紙類、布類及びアルミ缶1kg当たり8円を交付する制度となっております。

次に、七城地区でございますが、雑誌収集補助金がございます。これは子ども会、PTAなどがアルミ缶、ビール瓶等の廃品回収を行いますが、この資源物を回収業者に引き渡した場合、段ボール、新聞、雑誌1kg当たり6円を補助しております。

次に、菊池地区の場合は行政区単位で資源物ごみを回収しておりまして、生活環境推進委員の皆様方に立ち会って適正に分別して出すよう指導をお願いしております。

す。そのときの分別立ち会い指導料として1人当たり年間5,000円と9球種分別委託料として1戸当たり年間100円支払っております。なお、旭志地区につきましては、このような制度はございません。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[ 登壇 ]

（泉田栄一郎君） 再質問させていただきます。

今、伺ったように、補助制度があるところとないところがあるというのは、合併した今、足並みを揃えるべきだと思っております。全体で補助制度をさらに拡充してもらうことを希望しますが、今後の予定をお伺いします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） 市のごみの出し方、分け方などにつきましては、新市の規模にふさわしいごみ処理施設がございませんので、合併前の状態のままであります。早急にリサイクルセンターなどのごみ処理施設を建設しなければなりません。合併後、各区から生活環境推進委員を選出していただきまして、本年度統一した協議会が設立されております。今後は生活環境推進委員の代表の皆様と協議を行い、市のごみの出し方、分け方などの統一を図りたいというふうに考えております。その中で、資源ごみの補助制度につきましても、循環型社会を推進する上で必要であるかどうか、財政面等も考慮して存続するのか、廃止するのか、あるいは新たな制度を設立するのか、全市的視野で慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[ 登壇 ]

（泉田栄一郎君） ありがとうございます。要望でございますけれども、冒頭に述べましたように、ワンガリー・マータイ博士のもったいないの言葉に象徴されますように、有限な資源を有効に活用するという、また心を育むためにも、ぜひ分別、廃品回収は大切だと思いますので、ぜひともご検討をお願いしたいと思います。

それでは、最後に子どもボランティアについてでございます。夏休み、春休みの時期を利用して、高校生、中学生、小学生がそれぞれ自分たちにできることを考え実施する中で、人の役に立つことの喜びや充実感、また異なる年齢との交流を通して、人間関係の学習をすることは今の時代にとって大切だと思っております。菊池市の現状はどのような取り組みをしているのか、まずお尋ねします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]



教育長（田中忠彦君） 子どものボランティアの現状についてお答えしたいと思います。現在、菊池高校では教育改革支援事業の一環としまして、先ほど怒留湯議員の質問の中で市長から紹介がありましたように、夏休み中に高校生が小学生を対象に勉強を教えたり、また年間を通して毎週土曜日に教師及び教師OBの方のボランティアによる市内の中学生に対して教科の学習指導が行われております。また、教育委員会といたしましては、青少年の一日一汗運動と小学生を対象にしたわんぱく広場事業があります。青少年の一日一汗運動は6月の環境月間に実施するもので、各地域の行政区が中心となり、子ども会等と一緒に空き缶拾いや地域の美化作業を行うものです。実施日は統一した基準日を設定していますが、地域の実情に合わせて決定していただき、小・中学校の協力も得ながら子どもたちに積極的に参加いただいております。また、年度末には市内小学生を対象にしたわんぱく広場を実施しております。毎年200名程度の参加があり、地域の歴史、文化を学びながら、市内をウォークラリー形式で実施しています。この事業に、市内の高校生ボランティアとして菊池高校、菊池農業高校、菊池女子高校の生徒の方々にご協力をいただきながら、小学生との触れ合いをつくるために実施しております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[ 登壇 ]

（泉田栄一郎君） 再質問させていただきます。

今、お伺いしましたように、私もできるだけ今の行事には参加させていただきたいと思っております。今、実施している単発的な取り組みではなく、地域とのつながりを継続的な取り組みとしていけないものか、お尋ねをいたしたいと思っております。お願いします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） 地域とのつながりを深めるための継続的な取り組みの計画についてですが、本年度は市内すべての小学生を対象に、青少年育成キャンプ事業を実施しました。合併後初めての事業ということで、約30名の参加がありまして、七城にあります木の研修交流施設に宿泊しまして、2泊3日という日程で行いました。研修日程としましては、体験活動として、川遊び、カヌー体験、鞍岳登山、サイクリングなど、菊池地域の自然観察を含めた内容で、参加者同士の交流を深めるものとなりました。今後の計画としましては、この事業に携わるスタッフに高校生ボランティア等の育成を含めたリーダー育成を継続的に図りたいと計画しております。さらに地域における青少年のつながりを深めるために、自治公民館活動を中心

に進めております。この事業は、自治公民館活性化助成金交付事業と題しまして、青少年健全育成事業、家庭教育事業、世代間交流事業、伝統文化継承事業を実施する自治公民館に対しまして上限5万円の活動費を助成するものです。昨年度も市内で40地区の自治公民館が受けておられます。主な活動内容としまして、青少年と高齢者が一緒になって各種の触れ合いを行う事業、地域の伝承事業などが含まれています。今後とも地域が主体となった青少年育成事業をすべての自治公民館へ広げていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

[ 登壇 ]

( 泉田栄一朗君 ) どうもありがとうございました。以上で終わります。

議長( 北田 彰君 ) 次に、東 裕人君。

[ 登壇 ]

( 東 裕人君 ) こんにちは。日本共産党の東 裕人です。私は、今回は菊池市の将来を担う子どもたちに関わる問題とこれまで菊池市を支えてこられた高齢者の方々の問題について、通告に基づいて3つの質問を行います。

1番目の質問は、公立保育園の民営化についてです。菊池市が3月に発表した集中改革プランでは、民営化の推進として第一幼楽園、第二幼楽園、菊之池保育園、花房保育園、砦保育園、市内5つの公立保育園と公立の2つの幼稚園、そして3つの養護老人ホームなど、それぞれ名前を挙げ、平成21年度までの民営化について検討・推進するとあります。私は、その中で公立保育園の民営化の問題について質問いたします。私の子どもも公立保育園でお世話になっていますが、保護者の方々もこの問題、大きな関心を持っている問題であります。児童福祉法では、国及び地方公共団体は、保護者とともに児童を心身共に健やかに育成する責任を負い、保育にかける児童を保育所において保育しなければならないとしています。公立保育園の民営化は、一つに子どもたちの健全な成長に直接責任を負っている行政の責任、これを大幅に後退させること。2つ目に、公立保育園の民営化で保育サービスを受ける子どもたちの中に格差を持ち込むこと。3つ目に、地域における子育て支援ネットワーク、その中心である公立保育園がなくなることは、長い目で見てこの菊池市の子育て支援、若者定住定着等にとって大きな問題となることなどから、私は強く反対するものであります。ただ今回は、その賛否は脇に置いて、保護者の方々が多くが知らない、そして知りたいこの民営化の問題で、本市で考えておられることについてお聞きしたいと思います。

1つ目は、この問題が集中改革プランの重要な柱である民営化に位置づけられているわけですが、今なぜ公立保育園の民営化の検討推進なのか。その理念、政策的

意味についてご答弁をお願いします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、ご質問のように今年3月に公表しました集中改革プランの中では、公立保育園の民営化を掲げておりますが、この集中改革プランは合併後の菊池市が取り組む行財政改革の内容と目標をまとめたものでございます。現在、国や地方の財政状況は年々悪化をする傾向にあり、菊池市も例外ではなく大変厳しい事態を招くことが予想されます。将来において、足腰の強い自治体をつくり、市民に理解と納得を得る行政を行うためには、今、強力な行財政改革に取り組まなければなりません。このことから、公立保育園についても、なぜ民営化なのかというご意見もあると思いますが、逆になぜ公立でなければならないのかなど、総合的に検証をしながら民間の活力を導入し、増加及び多様化する保育ニーズへの対応と保育園運営の効率化を進めますとともに、市の保育の充実を図る必要があることから、今、公立保育園の民営化の検討推進を図っているものでございます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[ 登壇 ]

（東 裕人君） 結局は、市の厳しい財政状況が民営化の強い動機であることはよくわかりました。では、検討されている民営化への流れ、その目標と効果について内容をお聞かせ下さい。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） お答え申し上げます。

現在、本市が運営しております公立保育園は、全部で5園ございます。先ほど申されたとおりでございますが、民営化により現在の保育園運営経費が節減できることはほぼ間違いのないことでございます。民間でできることは民間での考え方に沿って、市全体の保育の質の向上につなげたいというふうに考えております。今後の民営化の流れにつきましては、公立保育園の現状、特に施設面や運営経費などについて検証を行います。また、最も重要な将来の出生者数や就園対象者数の見込みなども併せて検証を行い、その上で具体的なガイドラインを作成し、議会や市民の代表者及び利害関係者の皆様と幅広く協議を進めてまいりたいというふうに考えております。また、民営化の目標年次と効果につきましては、集中改革プランの中では平成21年度までに公立5園すべてを民営化することで約3億円の削減効果を見込ん

であります。現時点での検討している詳しい内容につきましては、現在事務レベルでの調査段階でございますので公表するまでに至っておりませんので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[ 登壇 ]

（東 裕人君） 平成21年までに5つの保育園すべてを民営化する、その経費削減効果は3億円を見込んでいる、こういう計画目標であることがよくわかりました。この公立保育園民営化は、今全国各地で裁判が起こるなど大きな問題になっていきます。最近の例では、横浜市では民営化によって多様なニーズに応えられる、こういう行政の主張が早急な民営化を正当化する根拠としては不十分、こう行政による公立保育園の民営化が違法という司法判断が下されたところであります。こうした問題が起こらないように、市はこの決まってから提起をするのではなくて、その計画の段階から保護者はもちろん、地域の方々に説明を十分行い、広く市民や保護者の方々の声をよく聞いて、不安や反対の声があるならば、その声を受けて中止あるいは凍結、延期をする、そういう考えはあるでしょうか。お答え、お願いします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） この公立保育園の民営化に限らず、すべての行政事務事業は地域住民の理解と協力がなければ適切に遂行することはできません。そのためには、市民の皆様には正しい情報を提供し、それに対する市民の声を聞き、広く議論を重ねていくことが基本であると考えておりますが、誤った情報や一部の強い反対意見等によって混乱を招かないように、慎重の上にも慎重を重ねて検討してまいりたいと考えておりますので、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。また、この公立保育園の民営化につきましては様々な条件が整い、結果的に民営化が適当であるという結論に達した場合は、市民の理解を求めた上で積極的に民営化を推進していかなければなりませんので、現在のところ、中止や凍結、延期は考えておりません。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[ 登壇 ]

（東 裕人君） ありがとうございます。私は、この問題で強い反対の思いをもってこれから保護者の方々と取り組んでいく決意を述べて、次の質問に移ります。

2番目の質問は、障害者控除の認定制度についてであります。今、高齢者への住民税大增税はじめ、庶民大增税が市民の暮らしに大きな影響を与えています。急激

な増税、負担増への悲鳴、怒りの声がこの菊池でも各地でわき起こっています。老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小、定率減税の縮小などで、税金の負担が増える、それに連動して国保税や介護保険料など雪だるま式に増えてしまう、こういう事態が起こっています。この菊池市では、昨年まで市民税非課税だった65歳以上の方が今年は1,800人も課税になる、文字通り大增税であることは6月に述べました。市民の暮らし、とりわけ高齢者への負担軽減は、高齢化率の高い本市では緊急の課題であります。そこで、少なくとも介護を受けている方々の税金の負担の軽減のために、障害者手帳の交付を受けていない人でも税金の障害者控除が受けられる制度、要介護1から要介護5、このすべての要介護認定者に障害者控除対象者認定書、こういう認定書を発行して市民負担を軽減する考えはあるでしょうか。所得税法では、障害者控除は障害者手帳がなくても65歳以上で市町村長が障害者に準ずる、こう認定すれば受けられます。また国税庁は、市町村長の認定書があれば障害者控除適用となる、こう見解を示しています。今、全国各地の自治体で広がっているこの制度の導入で少しでも高齢者の負担軽減の道に踏み出すべきだと考えますが、いかがでしょうか。お願いします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） お答えいたします。

所得税法上の障害者控除の対象となります障害者とは、所得税法施行令第10条第1項に限定、列挙されておりまして、知的障害者や身体障害者のほか、精神または身体の障害のある65歳以上の方であって、その障害の程度が知的障害者または身体障害者に準ずるものであり、市町村長などの認定を受けていることとされております。なお、介護保険法の要介護者の認定を受けている人については、特に規定されていません。したがって、所得税法上の障害者に該当しない場合には、介護保険法の要介護者の認定があっても障害者控除の適用は受けられないというのが国税庁の見解ともなっております。しかし、ただいま申し上げましたとおり、市町村長などが認定をすれば障害者控除を受けられることができるという規定に基づき、一部の市町村では要介護1から5の認定を受けている方に対し、障害者控除認定書を交付しているところ、また申請に基づき個々の状態を審査し、対象者に該当するか判断しているところなど、介護認定者に認定書を交付している市町村もあります。現在、菊池市では障害者控除を対象に認定を行っておりませんが、本年中に認定書の交付ができるように、生きがい推進課はじめ内部検討を始めているところでございまして、今後近隣市町村の状況等を調査し、税務署、税務課、福祉課等の関係機関と協議を行い対処してまいりたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[ 登壇 ]

（東 裕人君） 本年中に認定書交付実現に向けて、検討、ご努力されるというご答弁でした。要望というか、提案であります、実現の際には、ぜひ周知徹底いただいて、手続きも申請者が申請しやすいやり方で簡素化されることをぜひお願いしたいと思います。例えば、鹿児島市では要介護認定者に直接認定手続きの案内と申請書を送付されるなど、自治体自ら申請を促す取り組みをされています。こうしたほかの自治体の取り組みもぜひ検討をされて、菊池で暮らす高齢者の負担軽減にご奮闘いただくことを求めて、2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問であります。高齢者からの介護とりあげについてです。今、介護保険料の値上げ、介護施設の利用料負担増などなど、制度の問題からも、お金の問題からも多くの高齢者がサービスを利用できなくなる高齢者からの介護サービス取り上げという事態が起こっています。そのうちの一つ、車いすや介護ベッドなど、福祉用具についてお尋ねをします。改定介護保険法全面実施により、要支援及び要介護1の軽度の高齢者は、今年4月から原則として福祉用具の貸与が受けられなくなり、車いすや介護ベッドを必要とする利用者に深刻な影響と不安を与えています。また、従来からの利用者への経過措置も9月末が期限とされる、これから利用者は福祉用具を自分で購入するか、自費でレンタルするか、あるいは利用をあきらめるか、こうした選択が今迫られています。全国で電動ベッド約27万台、車いす約11万台が10月から利用できなくなります。この菊池では、車いす、介護ベッドほか福祉用具の貸与を受けている方が164人いらっしゃいます。この方々から10月1日になって機械的一律に車いすやベッドを回収、取り上げるべきではないと考えます。本市において、この問題でどういうお考えか、また対応についてお答え下さい。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） 今年の4月より総合的な介護予防システムの確立のために、地域包括支援センターの設置が義務づけられまして、これまでの要支援及び要介護1の認定者の皆さんが要支援の1、2、要介護1、に新たに区分され、予防給付と介護給付に分類されることになりました。法の改正に伴い、要支援の指定範囲が広がった傾向で、福祉用具、特に特殊寝台、車いすなどは原則として要支援者及び要介護者1の方については給付対象から除外されることになりました。しかし法改正後から福祉用具の貸与については、利用者はもとより、現場や保険者の方々からいろいろな意見が出され、今年8月の厚生省の見解では、当初より若干の緩和措

置が取られるようになりまして。それに伴いまして、菊池市では福祉用具の貸与に関する内規を定め、要支援 1、2、経過的要介護者、要介護 1 の方々につきましては、審査判定会を開催し適切なケアマネジメントを通じまして、機械的ではなく、個々の必要性に応じて柔軟に対処するというところで運用を図っております。あわせて、保険者として適正な給付と第 1 号被保険者の保険料にも影響がありますことから、他制度等を広く考えながら対処していく考えてございます。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[ 登壇 ]

（東 裕人君） この件については、高齢者、介護を受けられている方々の不安に答え、一律に回収することのないよう改めて強調もし、求めたいと思います。厚生労働省の事務連絡の留意すべき事項、これを担当者、事業所、業者等に周知徹底されて、福祉用具貸与の判断は現場のケアマネージャー、主治医の判断が最大限に尊重されるよう必要な措置を講じていただきたいと思います。何よりも、介護を必要とされている方々が必要なサービスを受けられなくなることをないよう配慮いただきたいと思います。本市においては、今年 4 月の改定法施行に伴い、現場の皆様を先頭に周知徹底はじめご苦労されておられると思いますが、高齢者からの介護取り上げでなく、誰もが安心して利用できる介護制度に向けて、さらにご努力いただくよう求めて、私の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

-----  
散会 午後 3 時 3 2 分

第 3 号

9 月 1 3 日



# 平成18年第3回菊池市議会定例会

## 議事日程 第3号

平成18年9月13日(水曜日)午前10時開議

### 第1 一般質問

-----  
本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問  
-----

出席議員(28名)

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一郎	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	渡邊	康雄	君
21番	栃原	茂樹	君

22番	松本	登君
23番	工藤	恭一君
24番	境	和則君
25番	北田	彰君
26番	外村	國敏君
27番	徳永	隆義君
28番	横田	輝雄君

-----

欠席議員（なし）

-----

説明のため出席した者

市長	福村三男君
助役	村上建二君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	村山隆君
市民部長	木下儀郎君
経済部長	岡崎俊裕君
建設部長	石原公久君
七城総合支所長	平野國臣君
旭志総合支所長	稲葉公博君
泗水総合支所長	上林正章君
市民部総括審議員	大場美範君
企画部首席審議員	鳥井修君
財政課長	川上憲誠君
教育長	田中忠彦君
教育次長	山口正司君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	後藤定君
農業委員会会長	上田利弘君
農業委員会事務局長	五島千秋君
監査委員事務局長	田島伸正君

-----

事務局職員出席者

事務局 長	樋口 昭彦 君
議事課 長	春木 義臣 君
議事課長補佐	城 主 一 君
議事係主事	本 田 昇 君

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

-----  
午前10時00分 開議

議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
-----

日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

最初に、水上博司君。

[ 登壇 ]

（水上博司君） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、質問をいたします。

少子化問題につきましては、同じ所管事項でございますので、所管委員長の許可を取っておりますのでよろしくお願いたします。昨日、5名の方が一般質問されました。一般質問は、大体財政上大変厳しい状況の中ですが、金の要る、金を必要とする質問が多いわけですし、私の質問もお金を要する質問でございます。子どもは菊池市の将来を担う宝でございます。市長をはじめ執行部の皆さん方、大変だと思いますが、前向きに検討されますよう冒頭をお願いを申し上げまして質問をいたします。

少子化対策については、国でもいろいろな政策を実施、あるいは新しい少子化対策案が示されておりますが、合計特殊出生率1.25と依然として少子化に歯止めがかかっておりません。少子化は、労働人口の減少による労働供給力の減少や年金、医療、福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担増大の経済面での影響や、また単身者や子どものいない世代が増加し、社会の基礎的単位である家族の核家族化や子どもの数の減少による子ども同士の交流の機会が減少、過保護化などによる子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子どもへの影響が道路、そして河川、田畑、山林など、社会資本や自然環境の維持管理が困難になればなるほど、地域社会の影響等が懸念されることとございます。今後も予想される少子化の流れを変えるためには、各種の事業を敏速かつ重点的に推進することが必要不可欠となっております。各自治体で様々な少子化対策が取られておりますが、当然のことながら菊池市におきましても少子化問題は先送りできない課題であります。そこで、現在菊池市ではどのような少子化対策が取られ、またそれに係るどんな事業が

実施されているか、お尋ねいたします。

1 問目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） おはようございます。お答えいたします。

少子化問題に対しての本市子育ての取り組みにつきましては、菊池市次世代育成支援行動計画、これは16年度末にできておりますが、を基本に各々目標を設定し、総合的に事業を実施しております。主なものを挙げますと、3人目以降の子どもの出生に際し祝い金を支給する「すくすく子宝祝い金制度」の実施、未就園児とその保護者が気軽に集い交流し、育児の孤立化を防止する「集いの広場事業」、仕事と育児の両立を支援し多様な保育ニーズに対応した相互援助活動を行う「ファミリーサポートセンター事業」、放課後や長期休みの留守家庭児童対策としての「放課後児童育成クラブ事業」、保育料につきましても保護者の負担軽減を図るため、国の保育料徴収基準額を下回る市独自の保育料徴収基準額を設定しているところでございますし、子どもが3人以上いる世帯の保育料の一部軽減等の施策も実施しております。また、各園において就労形態の多様化などに対応するための延長保育の実施や保護者の就労を病気、看病、冠婚葬祭等の際にお預かりし一時保育する一時保育事業等の事業も実施しているところでございます。

議長（北田 彰君） 水上博司君。

[ 登壇 ]

（水上博司君） 厳しい財政状況ではございますが、ある意味子育て支援に関する部門につきましては、追い風が吹いていると言ってもいいかもしれません。今ご紹介いただいた事業のさらなる充実強化に努められることをお願いいたします。

次に、第3子の保育料の無料化についてお尋ねします。保育料は、その家庭の所得額に応じ階層区分で保育料が課せられますが、子どもの数が増えれば増えるほど負担は重くのしかかってまいります。そこで、少子化対策の一つとして、保育園に通園している第3子について、保育料の無料化に取り組む、実施する考えはないか、お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） お答えいたします。

第3子の保育料の無料化につきましては、現在、多子世帯子育て支援事業といたしまして、3人が同時に保育所に入所している場合は所得の階層区分に応じて第3子、あるいは第1子の保育料を無料としております。また18歳未満で3人以上の

児童を扶養している家庭で、保育所に第3子以降の3歳児未満が通園している場合、保育料の一部軽減を実施しております。議員ご質問の第3子以降の保育料の無料化を実施する場合、現在の対象児童は217名でございます。新たに4,100万円の財源を必要とするわけでございます。現状では実施は困難でございます。先ほど申し上げましたとおり、現在実施しております多子世帯子育て支援事業を引き続き支援してまいりたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 水上博司君。

[ 登壇 ]

（水上博司君） 大変厳しい財政状況ということでございますが、三位一体の改革の進行により、今後も厳しい財政運営が予想されるのは承知しております。また、改革は痛みは付き物かもしれませんが、少子化に及ぼす影響は、先ほど申し上げましたことはもとよりとして計り知れないものがあります。第3子の無料化につきましては、現段階では実施が難しいという答弁で、今後の検討課題として位置づけていただきたいと思います。今後も時代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るために、様々な少子化対策事業に積極的に取り組みをなされますようお願いを申し上げまして、1問目の質問を終わります。

次に、菊池管内における災害箇所、危険箇所、その状況についての対応についてご質問いたします。7月、8月、ご存じのように2度に渡って菊池市管内で落石事故が起きました。管内における危険箇所及びその状況についてご質問いたします。合併し、4カ市町村の中で菊池、七城、泗水、旭志の急傾斜地、または落石危険箇所、土石流の災害危険箇所、それぞれどれだけの危険箇所があるか、ご報告をお願いいたします。今回の落石では、迂回路を利用され、通学路として、また生活道として狭い道を利用することを余儀なくされているわけですが、その迂回路もなく、もし災害が発生した場合、孤立する集落が何集落あるのか。また、未改修の農業用水路の下流にある集落につきましても、わかる部分だけでも結構でございますのでご報告をお願いいたします。そのほか、近年に土砂災害により不幸にも災害に遭われた方々がおられると思いますが、その場所、その後の状況についても、できればご質問をいたします。

以上、質問いたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、お答えいたします。

ご承知のとおり、7月21日に原・立門地区におきまして、推定20tの岩石が

落石し、また8月24日まで、約1ヵ月間でございますけれども、県道原・立門線の通行止めが引き続き行われたわけでございます。8月27日には龍門の中片地区で推定200tの巨岩が落下し、市道寺小野・上虎口線をふさぐ事故が相次いで発生いたしました。幸い人的被害はなかったものの、迂回路を利用した生活を余儀なくされたわけでございます。議員ご質問のとおり、急傾斜地また落石危険箇所の箇所数でございますけれども、急傾斜地崩壊危険箇所につきましては、危険箇所の指定権者が熊本県知事でございますので、現在県が指定しています数値をご報告申し上げます。旧菊池市管内は94ヵ所、七城総合支所管内は7ヵ所、旭志総合支所管内が20ヵ所、泗水総合支所管内が同じく20ヵ所で、合計141ヵ所が指定されております。また、迂回路もなく災害が発生した場合、孤立する集落の箇所数でございますが、旧菊池市だけの問題だと思っておりますけれども、山間部の木護区、柏区、杉生区、古川区の4ヵ所が考えられます。それと、未改修の農業水路の下流にある集落数でございますけれども、これについては把握しておりませんのでご了承いただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） ご質問の大きな災害の場所、またその後の対応の状況につきましてご報告いたします。

今年の公共土木災害につきましては、6月末より7月にかけて過去にデータのないような集中豪雨によりまして多くの災害が発生いたしました。その件数につきましては、補助、単独災害と合わせまして、橋梁災害1件、道路災害52件、河川災害8件となり、合計で61件。また概算の被害額は2億6,500万円となっております。大きな災害の箇所といたしましては、伊牟田地区の渡瀬橋橋梁災害、それから市道が半壊いたしました雪野地区の雪野・篠倉線道路災害、また立門地区における県道原・立門線の落石災害、先ほど総務部長の方で報告がありましたこの8月27日に発生いたしました竜門中片地区の市道寺小野・上虎口線の推定200tにも及ぶ落石災害等がございます。この中片地区の落石につきましては、早急に対応いたしまして、9月10日には巨石を取り除き、地元と緊急車両のみの片側通行が可能となりました。今後はこれらの災害につきまして順次国からの災害査定を受け、早急に工事発注を行い、市民生活に支障がないよう早期復旧に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 水上博司君。

[ 登壇 ]

( 水上博司君 ) 再質問ですが、昨年、そしてまた一昨年、そして本年と全国で集中豪雨や土砂災害が多く発生し、多数の死傷者が出て市町村の避難勧告を出すのが遅れたケースも多く、警戒態勢の不備が指摘された地域も記憶に残るところです。今回の落石、災害指定地区でもあり、治山工事で防御柵も設置してありますが、200tもの石の落下では全くこの防御柵も通用せず、人的被害がなかったことが幸いであったと思います。落石災害を受け、地域の方々もそれなりの安全対策を考えられていると思いますが、市としましてはその対応として集落がある危険な急傾斜地、土石流の発生しやすい箇所、落石の危険箇所を改めて災害を未然に防ぐためにも山の地権者、中には菊池市におられない不存在者と申しますか、山を持っておられる方もおるとは思いますが、県または市の担当の方に状況報告する協力をお願いし、場合によっては現地で立ち会い、現場確認するなどの対応が必要があると思います。とても市の職員、そして県の職員が山の状況を見に行くということは無理だと思えます。当然、その対応にあたっては、早急に対応するということは多額の予算も伴うことであれば無理だと思えますが、近年の地球温暖化による異常気象、また核家族化が進み、中山間部は特に高齢者の一人暮らし、そして二人暮らしが多く、農林業の取り巻く情勢は大変厳しく、後継者も減少の一途をたどっており、大災害へとつながる恐れも考えられます。市民の安全な、そして安心の確保のためには、集落などの話し合いにも出向き、地域における災害に対しての避難態勢の強化、整備等を連帯することにより、減災に向けた効果的な事業を実施することだと思えます。市としまして、このことをどのように捉え、どのように対処するお考えか、再度お尋ねいたします。

議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長(緒方希八郎君) それでは、危険箇所につきましては、山間部を中心に点在しており、行政といたしましてもなかなか全部を把握することは非常に困難なことだと思っておりますが、現況につきましては、目視による確認でなければできない状況であります。そこで、地元住民の方や山の地権者の皆様が危険度については十分熟知されておりますので、その情報等を行政の方へ連絡できるような体制をつくりあげ、落石危険箇所の把握に努めたいと考えております。また、特に落石による危険箇所調査につきましては、区長さんを通じ関係各課と連絡を取りながら進めてまいりたいというふうに考えております。治山工事や急傾斜の崩落防止工事等によります整備は、事業費、工事期間、県との協議等の関係で時間的にも厳しいものがありまして、整備促進が図られない状況下ではソフト面の充実がより必要と考え



ております。そこで、本年度導入いたしました菊池安心メールの活用や防災行政無線を通して、気象庁や国交省、熊本県からの総合防災情報をより早く、かつ確実に地域住民の皆様へお知らせすることが重要と考えております。また、日ごろから身近な危険箇所を知っておくことが早めの避難行動に役立つため、現在防災ハザードマップを全家庭に配布する予定にいたしております。いずれにいたしましても、危険を感じられたら早め早めの避難をしていただくことが最も大切であります。自分の身は自分で守るを基本に、住民の皆様にも周知をお願いし、ご協力をお願いしたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 水上博司君。

[ 登壇 ]

（水上博司君） 要望でございますが、本当にこう中山間地に住む人たちにとって最も大きな悩みが、常に台風や集中豪雨における自然災害に見舞われるという危険性と隣り合わせに住んでいるということです。旧菊池市としましても、これまでに落石に対しましては今日まで全く予想しなかったわけではなく、それなりの対策を講じてこられたと思います。ところが今回の落石は、その予想をはるかに超える巨大なものであり、直接人家等を襲ってれば、その被害の大きさは容易に察しがつくところです。要は、予想を超えた災害を予想するという一見矛盾する対策が求められている前兆と言えるべきではないでしょうか。災害は形を変えて私たちを襲ってきます。かといって、災害から逃れていたのでは地域は成り立ちません。地域はもちろん、市当局におかれましては災害に立ち向かうという強い姿勢と、一方では災害は人間の能力を遙かに超えた巨大なものであるという認識の上で、今後も市民の安全を守るためにも、特に危険地域につきましては防災委員会の設置を図るなり、より効果的なご指導をお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（北田 彰君） 次に、隈部忠宗君。

[ 登壇 ]

（隈部忠宗君） おはようございます。12番の隈部でございます。

まず、6月19日から7月25日に掛けての梅雨前線によります豪雨、また8月17日襲来の台風10号の集中豪雨で被害を受けられた皆様方にお見舞いを申し上げます。農水省が8月29日に発表しました2006年産米の作柄概況は、46都道府県のうち28の県がやや不良となっているようです。九州各県、すべてやや不良で、作況指数で95から98だそうでございます。田植期以降の日照不足が原因だそうでございます。現在、稲穂が重くたれて秋の収穫を待つばかりでございますけれども、台風13号の北上が気になるところでございます。

それでは、先に通告をいたしました本市の農業の活性化について質問をいたしま

す。

前回の第2回定例会において、個性ある独特の農村都市菊池をどう建設するか伺いました。今回は視点を変えまして、農業の活性化について4項目ほど質問をしたいと思います。先日、農水省は2007年の農林水産予算の概算要求を決めました。それによりますと3兆1,514億円、概算要求ベースでは2006年に比べて4.5%の減となるそうでございます。この主なものは、戦後の農政の転換として、品目横断的な経営安定対策や農地・水・環境保全向上対策、米政策改革の推進の骨太の政策に着手するということであります。また、九州農政局は、2005年度の九州の食料・農業・農村情勢報告、いわゆる九州農業白書を発表しました。規模拡大による経営強化を進めるほか、離島や山間地の条件不利地域に着目、高冷地や耕作放棄地が増えるこれらの地域で不利を克服した事例を取りあげて、農業を核にした地域振興策を明らかにしました。中山間地のある私たちの地域でも非常に参考になるのではと思いました。まず、菊池市の農業の概要でございますけれども、昨日、松本議員の質問にありましたように、平成17年度農業センサスによりますと、販売農家2,800戸、農業従事者8,114名、そのうち専業農家882名、認定農業者691名、経営の耕地面積は5,083haで、1戸当たりの耕地面積は182アールだそうでございます。この条件の中で、平成16年度の生産農業所得は86億円で、県内4番目だそうです。農家1戸当たりの生産農業所得は245万円、農業従事者1人当たり所得は167万円で、いずれも県下4番目に位置しております。しかし、他産業や先進地に比べるともっともっと努力が必要であると思います。このような状況の中で、菊池市が活発になるためには、基幹作物である農業農村が活力ある活動、生産を上げることが大切だと思っております。そのためには、地域に密着した事業、国の政策に沿って国や農業団体の支援を積極的に活用することも手段だと思います。そこで、我が国の農業の政策に基づいて、現在菊池市の現状と今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

第1番目に、農業の競争力強化のためにどう取り組む考えであるかお尋ねを申し上げます。農政の方向としては、品目横断的な経営安定の導入、米改革のさらなる推進、新たな発想に立つ担い手の支援策の創設、野菜・果樹対策の見直し、企業の農業外からの新規参入の推進、構造改革のための基盤づくりの新たな展開等が挙げられております。この中で、品目横断的経営安定対策の導入、それから中山間地の直接支払制度の活用、担い手の育成対策については、昨日松本議員さんの方から質問がありまして詳しく説明、回答がありましたので、それ以外のことで農業の競争力強化のためにどう取り組む考えであるか、質問いたします。

2番目に、攻めの視点に立った農業をどう行うか。農政の方向としては、東アジ

ア市場全体を見据えた食品産業の戦略構想の推進、技術の地、財の力による新需要、新産業の開拓、輸出倍増対策の強力な推進、革新的な技術の開発と普及等が挙げられております。前回の第2回定例会の答弁では、発展的な構想に至るために現状をどう維持していくかという現実的な、段階的な対応が一方では必要であろうと考えております。国の政策においても、集落の機能を守るために農業者だけでなく、地域住民の方々をはじめとして、幅広い活動組織による集落や農村環境保全の取り組みをする方向に変わりつつあるという答弁をいただきました。しかし、攻めの視点に立った積極的な農業の展開も必要と思いますけれども、伺いたいと思います。

3番目に、食や地域に根ざした活動をどう展開する考えであるか、お尋ねをいたします。農政の方向としては、食の安全、消費者の信頼確保、食育の推進、あるいは地産地消等の食生活の豊かさを実感できる国民生活の実現、それから地域資源を活かした潤いのある国民生活の実現というのを掲げております。食育に関しましては文厚に関係ありますので、今回は農業関係からの答弁をお願いいたします。

4つ目は、地域の力を活かした農山村づくりにどう取り組む考えであるか、お尋ねを申し上げます。農政の方向としては、農地・水・環境保全向上対策の本格的な実施、立ち上げる農山村の基礎的整備と安全・安心な暮らしの実現を掲げております。この中で、農地・水・環境保全向上対策の本格的な実施につきましては、森清孝議員に質問事項がありますので省略をいたして、以上、4点について、第1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） おはようございます。お答えを申し上げる前に、お断りを申し上げたいと思います。昨日、松本議員さんにお答えを申し上げた部分と重複する部分がございますので、まずもってご了承をいただきたいと思います。

昨年の10月に経営所得安定対策大綱が決定され、農業に対する国の施策が平成19年度から大きく変わろうといたしております。施策の細かな内容については明らかにされていないものもありますが、それぞれの施策の推進につきましては、国・県の動向に合わせ、関係機関、連携を取りながら対応していきたいと考えております。また、今日の多様な消費者ニーズに対応した安全・安心・高品質な農林畜産物の生産を進めることも競争力強化の一つの手段であると考えております。これまで地域特性に適合した産地づくりや、新鮮な農産物の直売を通じた消費者と生産者のつながりを深める取り組みをさらに磨き上げていきたいと考えております。

2点目でございますけれども、農家の高齢化や後継者の減少、非農家との混住化

が進んだ農業農村の現状の中では、今の農業をどう維持していくかという現実的、段階的な対応が必要であると考えております。今後の農業農村においては、このようなことを考えながら、国の施策においても進められております規模拡大を目指す認定農業者の確保、育成と合わせ、組織営農への対応を国・県の施策に対応しながら推進してまいりたいと考えております。

3点目でございます。これまで引き続き物産館出荷者協議会の組織的なエコファーマーの認定への取り組みや物産館から学校給食への食材提供、小・中学生を対象とした農業理解活動の実施、菊池うまかもん衆を中心に菊池の農産物のおいしい食べ方や加工方法の普及促進を図るとともに、農産加工グループを中心に消費者ニーズに沿った製品を生みだし、商品の品揃えと安定供給体制の確立を進めております。今後もこのような安全・安心の農産物生産や農産加工品活動支援の中心とし、地域に根ざした活動の中から食に関する理解を深める取り組みを推進していきたいと考えております。

最後に、先ほど申し上げましたように担い手の減少、高齢化が進行している状況の中で地域の力を活かした農山村づくりについては、将来にわたって農業農村の基盤である集落や農地や農業用水などの資源を守る地域でのまとまりが大切です。そのためには、中山間地域等直接支払制度や今後新たに施行されます農地・水環境保全向上対策などの事業の推進に努め、農業農村の持つ多面的機能の維持を図ることが必要であると考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[ 登壇 ]

（隈部忠宗君） 再質問を5項目ほどさせていただきます。

第1番目に、農業の競争力強化のためには、農業の担い手の確保と担い手が活躍できる環境を整えることは行政として大切なことであると思います。本市の認定農業者は691人で、この方々に対する支援について伺いたいと思います。特に農業において女性の役割は大変大きいものがございます。男女共同参画社会の中で、認定農業者の中の女性の活動の推進を強力に推し進めていただきたいと思います。お伺いいたします。

2番目に、構造改革のためには農地の基盤整備が重要であります。基盤整備の現状と今後の取り組みについて伺いをいたします。

3番目に、攻めの視点に立った農業ということで、菊池市の農産物の中で県下でも上位の生産量を占めます牛肉、豚肉、生乳、鶏卵、ゴボウ、米、メロン、イチゴ、シイタケなど、安全でおいしい高品質の農産物を農業団体の連携のもとに輸出

の検討はないかお尋ねをいたします。また、友好、姉妹都市との農畜産物の取り引きの検討はないか伺います。

4番目の質問ですが、畜産経営において飼料の高騰は経営を直接圧迫いたします。現在、行われている粗飼料確保のための稲の発酵粗飼料、稲わらの確保、共同作業によるコントラクターの推進に市として支援する考えはないか、お尋ねをいたします。また、国・県・農業団体の支援があれば積極的に活用してほしいと思いますが、お伺いいたします。

最後の5番目ですけれども、畜産の盛んなこの菊池の地域の課題は、堆肥の生産量の半分を域外に流通しなければなりません。昨年5月に発足されました堆肥促進プロジェクトの成果についてお伺いをいたしたいと思います。

以上5点、よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 限部議員の再質問にお答えを申し上げます。

市内の認定農業者は、平成17年度末現在で619人でございます。昨年9月に菊池市認定農業者連絡協議会を設立しまして、旧4市町村の各認定農業者連絡協議会を統合いたしました。認定農業者の確保・育成のための各種研修会などを市補助により支援を行いながら実施するというものでございます。また旧市町村ごとに支部を置き、独自の活動が行われているところでございます。女性の農業者につきましては、生産の重要な担い手であるとともに、地域社会においても大きな役割を果たしておられます。平成17年の農林業センサスでは、農業就業人口の48%が女性農業者であります。しかしながらこれまでの認定農業者は、経営主による認定申請で、女性認定農業者はごくわずかでございます。今後認定農業者制度においては、夫婦や親子間で家族経営協定締結などの要件を満たせば連名申請も可能であるため、その推進を行っているところでございます。認定農業者連絡協議会を通じまして、女性認定農業者の確保・育成と活動の場づくりをより一層進めてまいりたいと考えております。

次に、農地の基盤整備状況でございますが、旧市町村別で固定資産概要調書面積を基礎とした圃場整備率は、平成17年度末現在、旧菊池市で43%、旧七城町で82%、旧旭志村で71%、旧泗水町で79%となっております。今後の取り組みといたしましては、県営による経営体育成基盤整備事業、畑地帯総合整備事業、中山間地域総合整備事業などにより基盤整備を実施し、優良農地の確保、農家経営の安定を目指してまいりたいと考えております。

次に、市内の農畜産物の輸出の検討等につきましては、現段階では具体的な計画

はありませんので、提案という形で受け止めさせていただきたいと思います。なお、姉妹友好都市との農畜産物流通の状況は、現在きくち観光物産館と双方の物産館との連携で、本市からは茶、竹炭など、遠野市からはヤーコンジュース、発芽玄米など、また西米良村からは柚加工製品などの加工品による商品交流が行われている状況でございます。青果物等の交流につきましては、距離的なものによる輸送時間から、鮮度の問題や運送コストの問題があり、現時点では実施されていない状況でございます。

次に、畜産経営の生産コスト低減と経営安定を図るためには国産粗飼料の増産を図り、畜産経営の粗飼料供給を促進していくことが重要となっております。特に水田を利用した飼料作物の生産拡大に向けた稲発酵粗飼料の利用拡大、口蹄疫などの海外悪性疾病への侵入防止に向けた国産稲わらの飼料利用を拡大していくことが必要であると考えております。畜産農家による稲発酵粗飼料の給与及び国産稲わらの安定的な収集、供給体制を確立するため、全農などでは平成18年度から国産粗飼増産対策事業が実施されております。事業内容は、稲発酵粗飼料を家畜に給与する者に対して10a当たり1万円を事業開始から3年間定額補助するというものでございます。また国際化や生産者の高齢化が急速に進んでいることに対応し、飼料生産に係る作業の効率化、低コスト化及び労働負担の軽減を促進し、畜産経営の一層の労働軽減と飼料自給率の向上を図ることが緊急の課題となっております。地域における飼料生産の中核的担い手として、コントラクター、飼料生産受託組織でございますが、を設立育成し、その定着を促すため、平成12年度から飼料増産受託システム確立対策事業が実施されております。事業内容は、飼料作付け、収穫、堆肥散布などの作業について面積に応じた補助をするものでございます。このような全農系の補助事業がございますので、市単独の助成は現在のところ考えておりません。

次に、堆肥利活用促進プロジェクトは、菊池農業の元気づくり、菊池グリーン農業、菊池食・農ルネッサンスの3つを運動の柱として実践プログラムを策定し、関係機関の相互連携の下に取り組みが進められているところでございます。元気人気くまもと農業運動菊池地域本部のプロジェクトの1つとして、昨年5月に発足しましたプロジェクトは、地域推進班、これは菊池市、大津菊陽、合志市の3班でございます。また流通システム班、技術開発班、販売促進班及び広報班の5班で構成されております。平成17年度から平成19年度までの3年間が運動期間でございます。各班の17年度の実績をご報告申し上げます。地域推進班では、全畜産農家を対象とした家畜排泄物処理状況実態調査や耕種農家及び一般消費者へのアンケート調査を実施いたしております。それぞれの回答数は、畜産農家が約400戸、耕種

農家が約1,700戸、一般消費者が約1,900名となっています。技術開発班では、本年3月堆肥づくりマニュアルを作成し、各農業団体を通じて生産者へ配布しました。このマニュアルは、畜種を牛、肉用牛、酪農でございますが、施設は地域内で主流の堆肥舎方式とロータリー方式に絞って作成したものでございます。流通システム班では、堆肥流通情報センター、仮称でございますが、設置に向けての検討をいたしております。このセンターは、畜産農家と耕種農家を結ぶセンターで、耕種農家が必要とする堆肥の情報を入力しますと堆肥生産者のリストの中から最適な堆肥を自動的に選定するシステムを開発する予定でございます。販売促進班では、現在取り引きのある販売先を確保するとともに、新規販売先を開拓するためのコンポストキャラバンを耕種地帯で実施をいたしました。また、県内ではJAあそ、JA熊本市、JA八代市などへの販売促進をするとともに、県外においては福岡県の糟屋、八女地域、佐賀県の佐賀市や小城市の堆肥流通状況を調査し、菊池地域堆肥の取扱いについても可能か、可能性があるかという打診をいたしているところでございます。広報班ではPR用のパンフレット、カタログ、展示用パネル等を作成するとともに、マスコミなどを活用したPR活動を実施いたしました。その結果としまして、KABの「くまけん」とRKKの「アグリウォッチング」の2つの番組で菊池の堆肥に関する放送がされました。このようなプロジェクト活動が現在実施されておる状況でございます。今後のプロジェクト活動の結果を踏まえ、関係機関連携による対応をさらに図りたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[ 登壇 ]

（隈部忠宗君） 再々質問といたしまして、要望を4項目ほどさせていただきます。

その前に、認定農業者を691人と申しましたけれども、619人の誤りでございましたので訂正をいたします。

要望の1つは、ハウスリース事業の継続と負担の軽減についてであります。ハウスリース事業は、七城町が行ってきた事業でございますが、台風による災害の回避とメロンドームにおける野菜、花、メロンの周年栽培、特にこの西南団地では台風の被害が多うございまして、メロン等の収穫を間近に控えた生産物が台風の被害でだめになったということも多くありまして、そのためにハウスリース事業が行われてまいりました。今後、物産館等に周年に農産物を出荷するためには、ぜひ必要な施設であると思います。また、今後燃料等が高騰いたしますと、園芸農家にとっては必要な施設であると思います。七城町では、平成11年度に40戸、133棟、平成14年に15戸、25棟、平成16年に3戸、3棟、平成17年に23戸で5

5棟、計216棟がこの事業で建設をいたしております。平成17年度取得した分につきまして、新市になりまして償却資産税が課せられたわけでございます。ぜひこの資産税に見合うぐらいの支援策をお願いをいたしたいと思っております。

2番目に、七城町の加恵本村、それから荒牧、高田地区は、第1次構造改善の指定を受けまして基盤整備事業を行いました。もう43年前の事業でございまして、その当時と農業の環境が大変変わってまいりました。その当時は、稲作中心でございましたから、一昼夜ぐらいの冠水は稲作に影響は及ぼしませんでした。しかし、現在施設園芸が普及いたして、ちょっとの冠水も許されません。この幹水路は100町余りの水田を賄っている幹線排水路でございまして、工法的にも当時としては最先端の工法だったようですが、老朽化がひどく、幹線排水路の修復と排水事業の見直しが必要になってまいりました。地元の意見を聞きながら、ぜひ復修と排水事業の見直しを要望いたします。

3番目に、JA菊池七城支部の青年部が主催いたします七城ファームスカウト学校、これには県内外から今年も小学校4年生から6年生の子どもたちが農作業の体験、あるいはサイクリングでまちの探検、カヌー教室やカブトムシ取りなどを体験しながら、農業の理解と食育の大切さを学びました。もう10年を迎えております。ファームステイは一口で簡単でございますけれども、働きながら青年たちは大変な努力をしています。この事業を菊池市全域に広めるためにも、行政としてさらなる支援をお願いいたしたいと思っております。

最後の要望ですが、菊池の農業にとって竜門ダムの水の活用は農業の活性化に大きく貢献をいたしております。通水から今年で10年を迎えますが、3市2町、受益面積は計画として4,350ha、うち菊池市関係は52.3%の2,276ha。今まで完成している、通水している面積はそのうちの54.3%の1,237haだそうでございます。今後花房中央、花房中部、花房北部で事業が展開されるわけでございますけれども、水田4,500円、畑1,500円の低額の負担で運営できますのも、国・県・市・町の助成のお陰であると思っております。さらなる支援をお願いいたしますとともに、これが農家の経営に貢献できるような指導をお願い申し上げたいと思っております。

最後に、菊池市の基幹産業であります農林業の活性化は、まさに市長のリーダーシップと強い熱意が必要でございますけれども、熱意のほどをお聞かせ願いたいと思っております。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 農業を实践されておられる立場から、隈部議員、あらゆる角度



からの質問、そしてまた提言、ご要望をいただきまして、敬意と感謝を申し上げるところでございます。議員も触れられましたように、昨日の松本議員の質問にお答えいたしましたけれども、農業あるいは林業を取り巻く環境というのは国内外、本当にこの大きな変化を遂げておりまして、どんどんどんどん厳しさは増すばかりであると、このように認識をいたしております。こういっためまぐるしい政策の変化の中で、本市の農林業がこの施策に順応していけるように行政としては地域の特色を生かした、あるいはまた将来に希望の見える菊池らしい農林業の確立というものを目指していかなければならないと思います。このためには、やはり何と云っても生産農家の方々の魅力を感じるような農林業でなければなりませんし、またこの生産者と組織団体でありますJAさん、そして行政というのが、まさしくこの三位一体となって取り組んでいかなければこの制度の変化についていけない、このように思っております。お触れになりました中におきまして、特に交流しております隣の国、中国や韓国を指されたことであろうと思いますが、東アジアに対するこの輸出ということまでお触れをいただきましたけれども、この交流をしております旧泗水町におきます全羅北道の金堤市、あるいはまた菊池市が友好を結んでおりました、経済交流をしておりました忠清北道の清原郡と、この2都市におきまして、また過日議長ともどもまいりましたこの中国の山東省泗水県におきましてもそうでありましたけれども、非常に相手の友好姉妹都市については積極的にこの貿易という言葉が盛んに出てまいります。ただこの我々の体制としてまだそれに至ってないというふうに思っておりまして、相手の中の気持ちは非常に強いものがありまして、それをどのように受け止めていくのかということ、私たち菊池市としては内部の体制というものを整えながら協議に応じていけるような体制を今からつくっていかねばならないと、このように思っております。この観光の一面で捉えてまいるだけではなくて、この物流というものを考えていく時代に当然入っているというふうにも思っておりますし、このような中で農林業の方々やはりこの視点を、視野を広く持ちながら、この生産に喜びを、あるいはまた希望を持ってられるようにということで大きなそのチャンスを私たち行政としてもつくっていきたいと、このように思っておりまして、隈部議員のご提案、そしてまた要望についても十分また私たちは勉強させていただきたいと、このように思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

-----  
休憩 午前10時52分

開議 午前11時04分

-----  
議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本昭信君。

[ 登壇 ]

（坂本昭信君） 坂本でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

325号線の4車線化に伴います市道亘・甲森線について質問いたします。ご承知のとおり、325号線は交通量の増加に伴いまして沿線住民の方たちにとりましては出勤時間帯の交通停滞の深刻化で、日常生活にも支障をきたしている現状でございます。また、空港線への幹線道でもありますし、先般4車線化に向けての期成同盟も結成されました。4車線に向けての運動が展開されているわけですが、菊池市議会も今議会で国に対しまして道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書、また県に対しましては国道325号線の4車線化の推進及び予算拡大に関する意見書を提出する段取りのようですが、1日も早い事業着手ができるように、意見書共々執行部も、議会も合同で県選出国會議員に対しまして陳情活動を行う考えはないか。意見書という文書で要望しますより、直接談判の方がより効果的な運動だと思います。しかるに、執行部も議会ももう少し積極的に行動すべきと感じますがいかがでございましょうか。1回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 国道325号線の4車線化につきましては、現在旭志工区から森北のグリーンロード交差点付近までの約700mの事業に取り組んでいるところでございます。しかし森北から市街地に至る区間につきましては、路線認定も行われておりませず、そのような状況から推察いたしますと、市街地までの延伸には数十年の期間を要するものと危惧いたしております。そこで、市では事業の早期完成及び予算拡大を目的として、この8月23日に議員さん方もご出席願ひまして、官民一体となった国道325号四車線化整備促進期成会の総会を行ひまして、設立をみたところでございます。また、同日整備促進大会を各機関団体から120名の参加をいただき開催したところでございます。今後の期成会の事業計画といたしましては、9月末に県知事及び県議会議長に対し要望を行う予定としております。また、申し添えますが、去る7月19日には県北横断道路推進期成会の事業といたしまして、この期成会の会長であります福村市長をはじめ、役員市の町村長とともに県選出国會議員に要望活動を行ひましたが、その中でも国道325号の整備について要望をしてまいったところでございます。今後整備促進大会で決議いたし

ましたとおり、地元の協力体制を整えるとともに、予算拡大のため県選出の国会議員の先生方にも直接強く要望してまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[ 登壇 ]

（坂本昭信君） 今橋の工事の件でございますけれども、今橋工事も見るところによりますと現在5割程度の進行状況とっております。亘地区側の土地交渉の進捗状況はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

また、市役所前の道路と直結するのは何年先になるか、見込んでおられるか、お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 市道亘・深川線までは、地権者2名、3筆の未契約がございまして、交渉を続けてはまいっておりますが、諸々の家庭の事情がありまして今日まで承諾をいただけてないという現状でございます。今後もねばり強く誠意を持って交渉を継続して努力してまいりたいというふうに思います。

また、市役所までの工事でございますが、今は今橋付近の亘・深川線までの用地交渉に全力を挙げて、そちらの完成後、市役所までの道路の開通に向けて努力をしてまいりたいというふうに思います。何年までということは、ただいまここでは控えさせていただきます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[ 登壇 ]

（坂本昭信君） 何年先かわからないようなことではだめだと思えます。早急に取り組んでいただきたいと思えます。

今橋から今・赤星線を横断して325号までの延長計画はありますか。もしあるとするならば、亘・甲森線は中心市街地を結ぶバイパスにもなろうと思えます。したがって、市の活性化にも一役も二役もかってくれるものと信じております。あるとするならば、早急に計画を実現に移してもらいたいと思えます。いかがでございますでしょうか。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） ご指摘の本路線は、市道大琳寺・木庭橋線から国道325号までの延長2,407mの路線でございます。1期工事として大琳寺・木庭橋

線から市道今・出田線を結ぶ1,220mを現在施工中でございます。当該路線は市街地の中心部を南北に走る市道隈府中央線、東西に伸びる市道大琳寺・木庭橋線と接続する市街地へのアクセス道路として、また地域の生活及び通学道路として重要な幹線道路でございます。議員ご指摘のとおり早急な整備が望まれているところでございます。したがって、本市といたしましても産業経済拠点道路として位置づけおきまして、将来は2期工区として国道325号までの事業計画が必要であるというふうに十分認識いたしております。現在のところ325号の4車線化に全力を挙げるといふことで進んでおりますので、それと並行しながら今後計画に入っていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[ 登壇 ]

（坂本昭信君） 続きまして、2問目の教育問題について質問いたします。

最近の高学歴社会傾向による学費の調達が少子化問題にまで波及していると言われております。また、教育長は常日ごろ文教菊池の再生を唱えていらっしゃいます。そこでお尋ねでございますが、奨学金の運用状況と貸付基準についてお尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） お答えいたします。

奨学金の運用状況でございますけれども、平成17年度の奨学金の利用状況につきましては、貸付者59名に対しまして総額2,638万8,000円の貸し付けを行っております。奨学金の貸付月額、公立高校1万8,000円、私立高校3万円、各種専門学校5万3,000円、国公立大学4万4,000円、私立大学5万3,000円と定めております。学校別の内訳としましては、旧市町村の継続貸付者を含めまして公立高校が10名、私立高校が6名、各種専門学校が12名、国公立大学が12名、私立大学が19名となっております。また旧市町村別の内訳としましては、七城町が42名、旭志村が5名、泗水町が11名、菊池市が1名となっております。奨学金の返還状況としましては、平成17年度は88名の返還者から総額1,627万4,800円の償還がっており、滞納なく計画どおりに遂行されているところでございます。返還者の旧市町村別の内訳といたしましては、七城町が79名、旭志村が8名、泗水町が1名となっております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[ 登壇 ]

( 坂本昭信君 ) 貸付基準の答弁がなかったようでございますが、どのようになっていますでしょうか。

議長 ( 北田 彰君 ) 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長 ( 田中忠彦君 ) 失礼いたしました。所得基準につきましては、県が所得の1.5倍というものをしておりますが、本市としましては少しそれを幅を持たせて1.7倍ということで、より目的に添った形で対象者の拡充を図っているところです。

以上、お答えします。

議長 ( 北田 彰君 ) 坂本昭信君。

[ 登壇 ]

( 坂本昭信君 ) 貸付基準はわかりましたけれども、奨学金は返済しなければなりません。菊池から素晴らしい人材を輩出するためにも、また向学心に燃える子どもたちのためにも、貸付基準を2倍ぐらいに緩和されまして、子どもたちの希望を叶えてやる考えはないか、お尋ねいたします。

議長 ( 北田 彰君 ) 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長 ( 田中忠彦君 ) お答えいたします。

制度の見直しについてでございますけれども、この制度の目的といいますか、有能な人材を育成することを目的にしておりますけれども、この制度に対しましては県の育英資金制度や日本の学生支援機構の制度を参考に旧市町村の制度を見直して合併時に制定されたものでございます。合併から現在までの期間1年6ヵ月とまだ日が浅いこともありますが、制度に対する問題等もまだ聞き及んでいないところから、現在制度の見直しについては考えておりませんが、議員ご指摘のように今後とも少し考えさせていただきたいと思っております。

議長 ( 北田 彰君 ) 坂本昭信君。

[ 登壇 ]

( 坂本昭信君 ) この次の質問は、少し耳の痛い質問かと思いますが、よろしく願いいたします。

子どもたちの安全が社会問題になり、地域全体で育成しようという気運が高まってまいりました。その反面、学校ではどのようになっているのでしょうか。例えば、菊之池小学校の教室と職員室を結ぶインターフォンが合併前から壊れっぱなしで修理もしていない状況であると保護者の方も嘆いておられました。このことは、学校

を管理する教育委員会、行政の怠慢の何ものでもないと思います。予算も関係しませんが、数千万円の単位を必要とする工事ではないと思います。将来を担う子どもたちの命がかかっております。早急に対処していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） 学校の問題の、子どもの安全の問題については最大限に努力をしているところでございますけれども、現在学校施設の管理につきましては小学校14校、中学校5校及び2園の幼稚園を管理しております。既に建て替えが済んだ学校もありますけれども、ご質問の菊之池小学校を含めまして多くの施設が老朽化し、改修、修繕を必要とする学校がほとんどでございます。修理すべき場所や改修すべき危険な場所など、各学校、各幼稚園からの報告、要望に基づき現場を調査し実態把握に努め、限られた予算の中で計画的に改修を実施しております。また修繕や改修工事と並行いたしまして、国の指導により現在校舎等の耐震化を図るために耐震診断、耐震補強についても計画的に進めております。実施にあたりましては、多くの予算を必要とすることから、施設の不備状況を把握の上、園児、児童生徒の影響の大きい物件から先に手がけている状況でございます。平成18年度におきましても、泗水中学校の耐震補強、隈府小学校の耐震診断、旭志中学校の屋根防水改修工事、菊之池小学校の公共下水道への接続工事や各学校の維持修理工事を学校間、地域間のバランスを考慮しながら行っております。予期できなかった突発的な工事や修繕を含め、予算の許す限り学校の施設の充実に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[ 登壇 ]

（坂本昭信君） それでは、教育問題は終わりましたので、新庁舎建設について質問いたします。

実は新庁舎問題につきましては、まちづくり三法、そして財政問題と二通りの考えがありますので、一つずつ分けて質問したいと思います。

国は、内閣総理大臣を本部長にまちづくり三法、すなわち中心市街地活性化法という法律を立ち上げました。少子高齢化、生活等の消費者生活程度の状況、状況変化に対応して中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する、これが中心市街地活性化法の目的であります。基本理念といたしまして、快適で魅力ある生活環境の形成、都市機能の集積、創造的な事業活動の

促進を基本として、地域の関係者が主体的に取り組み、それに対して国が集中的に支援を行うとなっております。中心市街地活性化の認定を受けるためには、新基本方針案の作成、新基本計画の作成、それを経て内閣総理大臣に認定を受けなければなりません。菊池市としてはどのような姿勢で臨まれるのか質問いたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） お尋ねのまちづくり三法についてございましたので、まずまちづくり三法の要旨から重複いたしますがご説明をさせていただきます。改正前のまちづくり三法、いわゆる中心市街地活性化法、改正都市計画法、大規模小売店舗立地法は、平成10年に制定されましたが、各種の取り組みにも関わらず地方都市の中心市街地の衰退は深刻化し、その再生は喫緊の政策課題となってまいりました。また、近年モータリゼーションの進展などを背景として、公共公益施設や大規模商業施設などの都市機能の無秩序な拡散が進み、中心市街地の衰退のみならず、自動車を運転しない高齢者などの利便性の低下や後追いのインフラの整備、その維持管理コストの増大など、様々な問題が生じております。こうした中、我が国は人口減少、超高齢化社会を迎えるという歴史上始めて以来の大きな時代の転換期にあります。このような時代の転換期にあたり、高齢者も含めた多くの人の暮らしやすさを確保するという観点に立って、これまでの都市の拡大、成長を前提としたまちづくりから既存の社会資本のストックを有効活用しつつ、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりへと転換することが必要であるという考えのもと、こうした問題に対応するため本年5月の国会でまちづくり三法の改正がなされたところでございます。今回、中心市街地活性化法の改正では、議員さんご指摘のように、政府一丸となって中心市街地の活性化に取り組むため、内閣に中心市街地活性化本部を設置するとともに、やる気のある市町村を重点的に支援するため、中心市街地活性化基本計画を内閣総理大臣が認定し、様々な支援策を重点的に実施することとなっております。また、都市計画法などの改正では、広域的に都市機能やインフラに大きな影響を及ぼす大規模集客施設について、広く立地が可能とされているこれまでの土地利用の原則を転換し、一旦立地を規制した上で、その立地について都市計画の手続きを要することとし、地域の判断を反映した適切な立地を確保することとなっております。また、病院、庁舎などの公共公益施設についても、開発許可の対象外となっておりますが、今回の改正では開発許可の対象とすることとなっております。

以上のような大きな改正がございますので、菊池市といたしましても都市計画の基本計画を策定すべく、現在そのコンサルに委託をして、なるべく早く計画に入り

たいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[ 登壇 ]

（坂本昭信君） それでは、中心市街地活性化法には参加するというご理解でいいわけですね。はい、わかりました。

それでは、2番目に財政面から考えてみたいと思います。財政面から考えてみますと、三位一体の改革により、財政はかなり厳しさを増してきました。17年度決算審査を見てみますと、自主財源の構成比率が37.1%、残り62.9%は依存財源で財政を賄っております。収入で前年、16年と比較してみますと、51億6,597万9,000円の減となっております。依存財源比率が高く、地方交付税の占める割合が31%と国の財政改革により交付税等が、依存財源が減少する中で、財政基盤は大丈夫なのかと危惧するわけでございますが、新庁舎を建てるにいたしましても、やはり一番住民の心配は財政問題でございます。先般北海道のようにですね、夕張市のように赤字再建団体になりはしないかという住民の声を多数聞くわけでございます。このようなことで、財政面から考えた場合、どのようなお考えをお持ちかお尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、再質問にお答えいたします。

新市建設計画の財政状況につきましては、先の7月7日の全員協議会においてご説明申し上げたところでございますが、当初の新市建設計画策定後は国の三位一体改革が示され、歳入においては国・県支出金、地方交付税等と大きな差が生じており、歳出面においても義務的経費等が増額が見込まれるなど、各年度において財政調整が必要になってくるものと想定いたしております。新市建設計画に沿いまして、平成19年度から平成21年度の3年間で保健福祉センター、生涯学習センターとの複合により新庁舎を建設した場合、建設費を約70億円と仮定しますと、合併特例債の充当額が60億8,800万円程度になります。残りの約8億1,000万円程度が一般財源となるということになります。平成19年度から3年間で借入れを行った場合、3年据え置き25年償還となりますので、平成23年度には元金償還が始まり、償還額は約2億1,000万円程度。それ以後は約3億5,000万円程度の償還が発生するということになります。合併特例債につきましては、元利償還額の70%が基準財政需要額に算入されますので、すべてが市の財政負担になるということはありませんけれども、庁舎建設以外にも取り組むべき事業が



多くありますので、さらなる歳入財源の確保に努めますとともに、後年度の財政状況を十分に考慮し、事業を進めていくことが肝要ではないかというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[ 登壇 ]

（坂本昭信君） 依存財源に頼っているわけでございますので、自主財源を増やすのが先決でございます。これはちょっと余談になるかもしれませんが、質問と外れるかもわかりませんが、自主財源の地方税が約４８億円以上になっております。義務的経費の人件費がそれに増して４６億円ぐらにかかっているわけございまして、それは非常に考えてみますと税金は人件費に食われてしまつとる。ほかの事業はすべて依存財源に頼っているという、そのように考えても過言ではないと思います。しかるに人口減少社会に突入し、日本の人口は２０５０年には３割減少すると推計されています。また、高齢社会を迎え、先日市民部長の答弁の中にもありましたように、高齢化率が２６％という４人に１人以上というような高齢社会を迎えました。若者にとっては、これは大変な問題であります。さっき水上議員も触れましたように、非常に若者が無理する時代になっているからでございますが、このような時代背景の中で、子や孫に負の遺産を残さないためにも、新庁舎建設は凍結が見直しが妥当と思われませんが、いかがでございましょうか。隣の山鹿市は、当分の間は凍結と聞いております。が、菊池市の場合は、やはり無理してでも前に進むわけでございますか。それと、やはりさっき申しましたように、まちづくり三法、中心市街地活性化に反するような、そこで整合性をどうして見つけるか、お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 建設部長の答弁と一部重複しますが、今回のまちづくり三法の改正では、都市機能を中心市街地に集積し、活性化を図るのが主な目的でありまして、公共公益施設等の町中への立地など、コンパクトなまちづくりが推進されております。このような中、まちづくり三法改正の問題につきましては、新庁舎建設のみならず、これに類するすべての公共公益施設整備の今後の方向性に関わる問題でもありまして、合併後の菊池市の全体的なまちづくり課題として位置づけ、今後も情報収集に努めてまいりたいと思っております。市としましては、隈府の町中の活性化につきましても、また合併協議会の確認事項であります新庁舎建設につきましても、本市における重要な課題として事業推進に努力していかなければ

ならないと考えております。財政面ですけれども、現在新庁舎建設等の基本構想、基本計画を策定しています。その中で、新庁舎建設費や維持管理費並びに旧市町村の支所等の利活用についても検討し、その財源についても試算を行っております。基本構想、基本計画の案がまとまり次第、議会に協議をお願いし、市民にもパブリックコメント等でお知らせして意見を聞きながら今後進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

[ 登壇 ]

(坂本昭信君) これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長(北田 彰君) ここで、昼食等のため暫時休憩します。

-----  
休憩 午前 11時45分  
開議 午後 1時00分  
-----

議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[ 登壇 ]

(木下雄二君) 皆さん、こんにちは。

それでは、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、市営住宅の現状と今後の計画についてお尋ねをいたします。菊池市の発展には、そこで暮らす市民の生活基盤を整えることが重要であり、特に公営住宅の整備、建設が必要であります。まだまだ地方の経済情勢は厳しい状況ですので、今後も市営住宅の需用は増えると思われれます。合併後は管理戸数も増え大変だと思われれますが、現状を把握することによって、今後の計画を立てていかなければならないと思います。そこで改めてお尋ねですが、旧市町村ごとの戸数をお示し下さい。また、平均入居年数、待機者数、滞納者数、滞納額をお示し下さい。なお、待機者数は市外からの待機者数もお願いいたします。また、現状を見ても老朽化の住宅が多く整備の必要があると思われれますが、新築も含め、今後の計画の状況をお示し下さい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長(北田 彰君) 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長(石原公久君) ご質問に順次お答えさせていただきます。

まず、市営住宅の管理戸数でございますが、平成18年8月末現在で、旧菊池市が711戸、旧七城町が111戸、旧旭志村が122戸、旧泗水町が221戸の合

計で1,165戸となっております、住宅に困窮する低所得者に対し市営住宅の供給を行っております。

次に、年度内に空き家が出た場合の対策といたしまして、年度初めの4月に補充入居の抽選会を行い、各団地ごとに入居順番を決定し、退去者が出た時点で団地ごとの入居順番に入居いただいております。なお、平成18年8月末現在の入居者の平均入居年数は14年でございます、余り移動がありませんので年度内に入居できない待機者が数多くおられる現状でございます。また、平成18年8月末現在の待機者は、実数で申し上げますと菊池市内が69名、菊池市外が13名おられますが、市営住宅は一人で3団地まで申し込むことができますので、延べ人数にいたしますと菊池市内が157名、市外が32名となっております。

次に、家賃の滞納につきましては、平成18年6月末現在で滞納者が232名、その滞納額は6,355万6,166円となっております。滞納者に対しては、督促状や催告書の送付、住宅課への呼び出し等を行い、納付相談の実施や個別訪問により徴収を行っております。また特に11月を滞納徴収強化月間として位置づけておりまして、徴収の強化を図っているところでございます。悪質滞納者につきましては、顧問弁護士と相談の上、法的手続きを取っております、今後も滞納額の徴収に努めてまいりたいと思っております。本年度の市営住宅の整備事業につきましては、地域住宅交付金事業による葉山住宅平屋8戸の改修と平成17年度の繰越事業として泗水田島団地18戸の建設を現在行っております。また本年度七城砂田団地12戸とまちづくり交付金事業による旭志新明団地の9戸を建設いたします。今後の市営住宅の整備計画につきましては、本年度菊池市住宅マスタープランとストック総合活用計画10ヵ年計画を策定しますので、この計画により市営住宅の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[ 登壇 ]

（木下雄二君） 答弁によりますと、やはりまだたくさんの待機者がいらっしゃるようであります。市内においては69件、市外からの入居を希望されている方は13件いらっしゃるということでございます。申し込みをされた家族の人数まで入れると相当の数になると思われま。人口増対策の面からも、民間の住宅等の借上等も視野に入れながら待機者ゼロを目指して取り組んでいただきたいと思います。また、市営住宅の家賃滞納額については232名の滞納者に対して約6,355万円ということで、大変な金額であります。市としても早急な対応が必要であり、財政面はもちろん、善良な入居者との公平性、また入居待機者の機会を奪うことになっ

ていますので、滞納額の徴収のさらなる努力をお願いしておきます。

今回、市営住宅の現状と今後の計画について質問をさせていただいたのは、台風等による風水害や火災等により住宅が消滅したり、居住が困難となった場合の緊急避難住宅の必要性を感じたからであります。現実的に待機者がたくさんいらっしゃいますので、市としても市民感情もあり大変だと思いますが、今回旧泗水町に18戸、旧七城町に12戸、旧旭志村に9戸建設されるということでもありますので、このようなときに避難用の住宅の確保をしておけば被災者に即時対応ができると思われま。現在の緊急避難住宅の状況と今後の考えをお尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 現在、火災等により住宅が滅失した場合の被災者に対しての公営住宅の空き家は確保いたしておりませんので、火災により住宅が滅失し、入居申し込みをされ、入居資格要件を具備している方には、空き家が出た時点で菊池市市営住宅管理条例第4条の規定の公募の例外により入居させております。今後は、災害等により住宅に居住できなくなった被災者の対応といたしまして、低額の家賃の公営住宅2戸を政策空き家として確保したいと考えております。この政策空き家につきましては、公営住宅法に基づく入居資格要件を具備する住民の方につきましては入居できますが、入居資格要件を具備しない住民の方につきましては、地方自治法第238条の4、第4項の規定に基づき、目的外使用として期間を限定し公営住宅の一時使用の許可として取扱うこととなります。今後におきましては、議員さんご指摘のとおり、政策空き家の必要性を感じますので、確保に向け努力をしたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[ 登壇 ]

（木下雄二君） 答弁ありがとうございました。今後は、災害時の緊急避難住宅を市としても認識され、政策空き家として2戸確保していただけるということを知りて安心をいたしました。災害は誰もが起こり得ることありますので、市営住宅の待機者の方々にも十分理解をしていただき、緊急避難住宅の確保をよろしく願いしておきます。

次に、交通渋滞、災害時の迂回路の現状と今後の対策についてお尋ねをいたします。先ほど水上議員の質問と重複する点があるかと思われまますが、よろしく願い申し上げます。

6月の定例会において、県道原・立門線の現状に対する認識と今後の整備計画に

ついて質問をさせていただき、執行部より道路幅員が狭いことから、行楽シーズンには渋滞を来し、沿線住民やフラワーヒル菊池高原等の観光施設の来場者の方々に大変迷惑を掛けていることを十分認識している。今後は県に対し道路改良を積極的に要望していくとの答弁をいただいております。その後、県による原味橋付近の地質調査も終わり、いよいよ橋の詳細設計にと進んでいた矢先に、皆様もご存じのように7月下旬の集中豪雨によって、県道上に7月21日未明、豪雨の影響で地盤がゆるみ、高さ50mの山の斜面から約20tの巨岩が落下したのであります。現地調査の結果、巨岩があったと見られる斜面のすぐ下に同じ大きさの巨岩が木に引っかかる格好で見つかったため、県は落下した巨岩の撤去より引っかかっている岩の落下防止工事が先と判断され、撤去作業が行われたため全面通行止めは最終的には8月24日の16時の開通まで1ヵ月以上かかってしまいました。その間、避難された方をはじめ、地域沿線の住民はもとより、ちょうど夏休みの行楽シーズンでしたので、フラワーヒル菊池高原、ゴルフ場、オートポリス等の観光施設にとっては大変な迷惑であったのであります。この交通止めの間、原・立門線の迂回路として市道立門・伊野線が使用されましたが、狭いところは幅員は3.6mしかなく、車の離合もできないような危険な道路ですので、通行止めの間は鉄板を置いたりして離合ポイントを設け、応急措置として急場をしのいだのが現状であります。また、8月27日、龍門地区の中片集落の落石は市道を寸断し、地域沿線住民に大変な迷惑をかけており、現在もまだ除去作業中で片側通行であります。このように、山間部の多い菊池市では、今後も交通渋滞や災害時の緊急な迂回路の確保、整備等の必要性が不可欠であります。市としても十分認識はされておられると思いますが、現状の把握と今後の計画をお示し下さい。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 議員さんご指摘のとおり、県道原・立門線の迂回路といたしましては、立門・伊野線を経由し迂回するルートがございまして、災害時の迂回路としてご存じのとおり、7月21日未明に発生いたしました県道原・立門線の落石及び8月27日の寺小野・上虎口線の落石と、幸い人身事故に至らなかったものの、木護地区及び中片地区の一部と桜原集落が孤立同然の状況となりまして、地域住民の方々、また菊池高原やフラワーヒルにご来場の方々に大変ご迷惑をおかけしたところでございます。現在、県道原・立門線につきましては、先ほど議員さんから説明ありまして、8月24日に全面開通し、寺小野・上虎口線につきましては9月10日に片側通行可能となったところでございます。その迂回路につきましては、案内標識等で表示して対応いたしましたが、非常時の迂回路線であり、安

全な道路とは言えないところがあると思います。今後は災害時はもとより、交通渋滞時の迂回路線の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[ 登壇 ]

（木下雄二君） 答弁、ありがとうございました。国道387号線の交通渋滞を含め、災害時に対する迂回路の整備の必要性は認識していただいているようであります。改めて具体的に路線の状況をお聞きしたいと思いますが、先ほども触れられました伊倉・黒仁田線は、国道387号線の渋滞時の迂回路としての必要性はもちろん、産さん滝、千畳河原への観光ルートとしての重要な路線であります。これまで整備の要望をしてきたところではありますが、進捗状況をお示し下さい。

次に、立門・伊野線については、答弁にもありましたように、1ヵ月以上迂回路として使用されましたが、幅員が狭いために離合が難しく、今後の災害、県道の原・立門線の改良を考えると整備の必要性があると思われませんが、市の考えをお示し下さい。

最後に、立門・木護線、柏・木護線の整備についてお尋ねいたしますが、木護集落までの唯一の道路である立門・木護線は、7月下旬の集中豪雨によって落石があり、通行止めとなり、木護の住民3名の方が家に帰れず、市の公共施設里山の家に非難され、不安な一夜を過ごされたのであります。このように、木護集落は立門・木護線が通れなくなると迂回路がないため陸の孤島になってしまうのであります。住民の不安を解消するためには、柏・木護線を迂回路として早急に整備をしなければなりません。市としての現在の取り組みの状況をお示し下さい。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 先ほどのお尋ねの中で、交通渋滞の387号線の国道につきまして漏らしておりましたので、それも付け加えまして答弁をさせていただきます。

行楽シーズンの国道387号線及び県道原・立門線でございますが、国道387号線における篠倉から立門間の迂回路につきましては、菊池中央地区農免道路から伊倉・黒仁田線、古川・原本村線を経由し古川に迂回するルートがあります。この中の伊倉・黒仁田線は実延長で2,230mございまして、その未改良区間が約1,500mあり、沿線住民の生活維持の観点からしますと、交通量は少ないものの日常生活に不可欠な道路でございまして、平成16年度において概略設計を実施し、地元説明会により現道を拡幅するルートとして整備する計画であります。

次に、立門・伊野線は実延長4,137mで、県道原・立門線の迂回路といたしましては国道387号線より県道原・立門線までの815mであります。現況幅員はご指摘のとおり3.6mから5mと狭く、また縦断勾配も急勾配でございます。急傾斜地指定地域も隣接している状況であるため整備困難な道路であります。したがって、生活道路として維持修繕を行いながら管理する道路として考えております。今後、県道原・立門線の改良事業が熊本県にて計画されておまして、県道の整備に期待するものであります。

次に、立門・木護線は実延長5,300mありまして、木護集落までの唯一の生活道路であります。この路線も向柏川ですか、に沿いまして、また急傾斜地沿いで、落石の危険も多いため整備困難な路線であります。そのため、迂回路線として柏・木護線、総延長5,328mを整備中でありましたが、1件の用地交渉が難航し、国有林道まで約30mを残して未接続の状態です。今回の落石災害を機に用地交渉を再開し、柏・木護線の全線開通を実現するように努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[ 登壇 ]

（木下雄二君） ありがとうございます。お尋ねしましたそれぞれの路線につきましては、地域住民にとって必要不可欠な道路ばかりであります。十分ご理解をいただき、よろしく願いいたします。特に今回お願いいたしました木護集落のほかに、水上議員の質問の答弁では集落が孤立する箇所が市内に3カ所あるということですので、早急に改善されるよう強く要望いたしておきます。

それでは、次に企業誘致についてお尋ねいたします。少子高齢化が進んでいる菊池市にとって一番に取り組まなければいけないのは企業誘致であります。若者の定住のため新たな雇用の場が必要不可欠であり、市としても最重点課題と認識され、誘致促進策として市企業誘致促進補助金の優遇措置を導入しており、またPR用のDVDまで作成して取り組んでいるのは皆様もご存じのところでありまして。しかし、現実には厳しく、合併前も一生懸命取り組んできたわりには企業の誘致ができていないのが現状であります。企業誘致は、先ほど触れましたように市の発展にとって最も大事な施策であり、新菊池市の将来がかかっている重大な問題であります。熊本県下の状況を調べてみますと、2005年度の誘致件数は前年度比5件増の22件、2年連続二桁増、過去の10年間で最大の誘致件数となっております。特にソニーセミコンダクター九州の増設、富士フイルムの新設など、大規模投資が目立っており、2006年度も7月25日現在で13件と好調に推移し、特に半導体、

液晶関係を中心にハイテク関連企業の集積が進み、県工業全体の厚みが増し、県が2010年を最終限度とする工業振興ビジョンに盛り込まれた製品出荷額1兆円の目標が現実味を帯びてきているとのことであります。このように、県全体を見てもと決して悪い状況ではないのであります。菊池市のお隣の合志市においては、2005年度は2件の企業が進出しています。また、山鹿市においても3件の企業が進出しており、うらやましい限りであります。他の県内の2005年度企業が進出した市町村を見ましても、菊池市より交通アクセス等から見ても条件が悪いところでも企業誘致に成功している事例がたくさんあります。市としての県に対しての要望や市独自の優遇処置についての努力、熱意は、先ほども触れましたように私も認めておりますが、まだまだ誘致企業のニーズに応えられていないと思います。今後は企業が進出を最終的に決断するときに必要な条件として、人材力の確保が必要ではないでしょうか、進出先の企業に優秀な人材をどれだけ提供できるかが企業誘致成功の一番のポイントだと思われまます。そこでお尋ねですが、企業誘致には人材の確保が必要不可欠だと思われまます、市としての現在どのように取り組まれているかお示しいただきたいと思われまます。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 企業が進出するにあたり、地方は大都市と比べて優秀な人材を確保しやすいことが大きなポイントとなります。本市におきましては、求人情報誌の窓口設置や地元就職面接会等をハローワークと連携して行いまして、人材の確保に努めているところでございます。また、七城町企業連絡協議会におきましては、企業の人事担当者と近隣高校の進路指導者との就職情報交換会を開催し、求人側と求職側との連携を図りながら、地元企業の求める人材育成、就職の斡旋を行っておられます。今後は全市的な取り組みへと広げて行くことを検討しているところでございます。人材の高度化につきましては、市内商工会におけるパソコン講習会等への助成のほか、雇用・能力開発機構熊本センターや県職業能力開発協会などの国・県の関係機関、団体等が開催する技術講習会等への参加を広報誌等を通して呼びかけ、在職者や求職者のスキルアップを図っているところでございます。また半導体関連産業に特化した取り組みでは、旧テクノポリス圏域の3市6町1村、県、くまもとテクノ財団及び県工業連合会で構成するくまもと半導体関連産業地域雇用促進協議会に本市も加盟して、産業支援技術講習事業、産業支援専門技術者養成事業、U・Iターン推進事業、新規求人開拓事業等を実施することによりまして、企業ニーズに合った人材の育成及び雇用機会の増大促進を図っているところでございます。

以上、お答えします。



議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[ 登壇 ]

（木下雄二君） ありがとうございます。答弁によりますと、市としても人材の確保の重要性は十分認識していただいているようであります。しかし、現実的に見た場合、どれだけの人材の育成ができているのでしょうか。先ほど言われた各事業に市民が参加し、スキルアップを図り、企業側が求める人材が育っているか具体的な数字は出ていないと思います。市長も6月の定例会での答弁の中で、人材の確保について企業誘致が進んでもそこに働く人材の確保と、あるいはその人材の定住促進があってはじめて企業誘致の目的達成と述べられております。いかに人材の確保が大事であるか。そして、その教育環境づくりを企業誘致促進と並行して行うことが地域活性化にとって一番必要であります。ここで人材育成の具体的な事例を紹介したいと思います。あえて近隣の市としておきますが、その市では即戦力となり得る人材育成を行政が協力して行っています。企業は、あらゆる分野の専門的な技術、能力を持つ集団ですので、各分野の人材が多く揃っている地域には総体的に誘致がより可能になると考えてられて、今、人材としてあらゆる分野で注目されているCAD図面作成の専門職の講習を行い、人材の確保に努められ、市民の就職の機会を増やし、生活の安定を図っています。具体的には、市で会場を手配し、募集も市の広報に折り込みで行い、申し込みは130名ほどありましたが、就職を目標とした講座として面接で最終的には30名まで絞り込んだそうであります。基本的には、講習料は無料ですが、テキスト代とパソコンは持ち込みが条件となっています。私も講習を見学させていただきましたが、目前に資格試験が迫っていたせいもあったのですが、受講者の皆さんの真剣さが伝わってきました。今後はこのような誘致企業が求める資格、市民が有資格者となって就職ができて生活の安定を得られるような人材の育成に取り組まなければならないと思います。市が行っている県に対しての企業誘致の要望や進出企業への優遇措置は他の市町村も取り組んでおりますので、なかなかすぐ効果を出すことができません。ですからこの講習のような短期間で結果が出せる即効性のある施策が必要なのであります。市としても早急に対応していただき、人材の確保に努めてもらいたいと思いますが、トップの市長の考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） CAD図面の作成等の専門職の講習ということでのお尋ねでありまして、ただいまの質問の要旨を聞いておりまして、人材の確保が企業の誘致に欠くことのできない一つの要件であるというようなご指摘でありまして、もっとも

なことだと思えます。また、今質問されております内容につきましては、確保する上におきましては人材がやっぱり人材と言えるような、手に職を持ったといいたしうか、あるいは知識を持った、そういった意味での人材の育成を伴っていなければならぬということでのご質問であるかなと思えます。CADの研修につきましては、本市において直接は行っておりませんが、雇用・能力開発機構熊本センター、通称ポリテクセンターとこう言っておりますけれども、このポリテクセンターやテクノポリス財団の方で実施をされておまして、市の広報誌等を通じまして市民の皆様方に対しましてはそういった機会があるということをお知らせをしているところでございます。議員の提案につきましては、なるほどなと感じますし、市及び受講者の負担も軽くして済むと、良いアイデアであるというふうに受け止めました。求人要件の一つとしてこのCADの熟練者ということが必要でもあるのかなと思ひまして、今後の詳細につきましては先進地等につきまして調査をしながら、本市での取り組みについてどのようにしていくかということを考えてまいりたいと、このように思ひます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[ 登壇 ]

（木下雄二君） ありがとうございます。市長にも十分理解をしていただいたと思ひます。この講習については、資格試験の日が決まっておりますので、講習のスタートの時期が大切であります。週2回の講習で行うと約4ヵ月ほどかかりますので、現実的な対応をよろしく願ひしておきます。また会場提供については、各旧町村の公共の施設が現在たくさんあります。議場等の有効利用等も含め検討を願ひしておきたいと思ひます。いずれにしましても、費用対効果の面からも素晴らしい実例だと思ひますので、早急な対応を強く願ひいたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

議長（北田 彰君） 次に、本田憲一君。

[ 登壇 ]

（本田憲一君） こんにちは。

通告に従ひまして、質問してまいります。私は、産廃について質問しますので、所管の委員長の許可を得ていることを報告いたします。企業が活動していく以上、どうしても避けて通れない産廃問題、合併までは隣の町の出来事のように、他人事のように思っておりました。新市になり、議員の一人となった以上、新市の重要な課題だろうと思ひて通告いたしました。執行部におかれましては、明快な答弁を願ひいたします。

まず、産廃問題は旧3町村の議員にとりまして、また市民にとりましても不明な

点がたくさんあります。これまでの経過と今後の対応を詳しく説明お願いいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） お答えいたします。

九州産廃株式会社は、昭和56年に本市の柏区で産業廃棄物の埋立処分業を開始いたしました。その後、度重なる処分場の増設拡張、溶融キルン焼却施設の建設などがあり、市民による大規模な反対運動が起こっております。このような中で、市は県を立ち会いに会社と平成10年11月17日に環境保全協定書を締結しましたが、現在も市民による溶融キルン焼却施設の操業停止の裁判で係争中でございます。このような状況の中、会社は既存の管理型最終処分場の容量が残り少ないことから、平成13年に田崎牧場跡地に約80万 $m^3$ の管理型最終処分場の拡張計画に係る環境影響評価調査を開始し、平成14年には既設の管理型最終処分場約40万 $m^3$ 増設する嵩上げ計画を表明しました。これが実現しますと、合わせて約120万 $m^3$ の管理型最終処分場ができることとなります。環境保全協定書第13条第2項で、会社は最終処分場を増設拡張する場合は、協定書で定めた最終処分場の使用期間を考慮して、環境保全協議会において別途協議することとあります。産廃問題の早期解決は市の最重要課題であり、市民総意の願いであると認識しまして、最終処分場の規模縮小と操業期間の短縮を目指して会社と協議させてほしいと平成14年7月ごろから地元水迫地区、区長会、市議会などをお願いしてまいりました。この時点の市の考えとしましては、協定書で定めた最終処分場の使用期間を7から8年間程度短縮し、本市での埋立処分場は終わってもらおうと。そのためなら、会社の田崎牧場跡地で一部拡張を公共関与で県が最終処分場をつくるのもやむを得ないと考えておりました。しかし、県が策定した公共関与と基本計画では、民間企業1社だけの加入はできないこと、会社は公共関与で建設した処分場の維持管理の委託料では採算が取れないので加入しないことなどの理由から、本市で九州産廃株式会社が加入した公共関与の話はなくなりました。会社の最終処分場の操業期間の短縮に向けた協議につきましては、区長会代表者が参加して4者協議、県・市、それから区長会とそれから会社でございますが、この4者協議を行うことで、平成15年12月の区長会総会や市議会本会議での議決をいただき同意を得ましたので、平成16年1月から区長会代表者、内容的には区長会の会長さん、副会長、それから書記の3役、それから各地区長さん、水迫地区各区長さんでございますが、と市・県・会社の4者による協議や環境保全協議会で協議を重ねてまいりました。平成16年5月には、市・県・会社の3社で問題解決に向けた協議事項を取りまとめ、平成16

年6月の環境保全協議会で確認し、問題解決に向けた協議事項4項目に要点を絞って協議を行ってまいりました。その協議結果の内容を本年7月7日の市議会全員協議会で報告し、今後の進め方にご理解をお願いしたところでございます。7月9日には水迫地区の環境保全協議会、7月11日には区長会代表者の勉強会などで説明会を行い、8月11日の4者協議では合意内容を確認し、環境保全協議会で正式に合意に至りました。このことを踏まえまして、8月24日の農業振興地域整備促進協議会で説明を行い、9月5日の市議会全員協議会で報告し、9月7日農業振興地域整備促進協議会で再度説明した次第でございます。

その説明しました合意事項4項目ですが、再度ご説明申し上げます。

1点目に、会社の管理型及び安定型最終処分場の操業期間は平成10年1月17日に締結した環境保全協定書第13条に定める最終処分場の埋立期間を4年間短縮し、菊池市内における最終処分場は終了する。ただし、平成27年3月31日までを残務整理に必要な期間とする。なお、埋立開始は県の使用前、検査後とする。最終処分場の終了時に容量の残余がある場合は、会社の中間処理に伴い排出される廃棄物のほか、市長が特に必要であると認めた一般廃棄物については、協議の上、埋立ができるものとする。

2点目に、会社は旧田崎牧場で最終処分場の一部拡張を行うこととし、新たな管理型最終処分場の埋立計画容量は、平成18年2月3日付けで会社が県に提出した許可申請に基づく許可容量とする。

3点目に、補償は最終処分場の短縮期間分と平成30年以降分を合わせた期間分とし、県と市がそれぞれ負担する。補償額及び補償額の支払時期や方法などについては、今後協議する。

4点目に、会社が農振除外を申請した農用地については、地元水迫環境保全協議会及び4者協議で会社の土地利用計画に理解が得られれば、市は農振除外の手続きを行うという内容で、市・県・会社の3社で合意しております。

以上が経緯でございます。今後の対応につきましては、ただいま申し上げました4点の合意事項の内容を整備し、環境保全協定書第13条の見直し、市と会社の補償等を含めた契約、市と県の覚書等を行う予定でございます。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[ 登壇 ]

（本田憲一君） 今、部長の方から保全協議会の合意事項の説明がありましたが、3番目で補償は最終処分場の短縮期間分と30年以降の合わせた期間分と、それを県と市で負担するという説明がありましたが、処理場閉鎖後の補償金、この負担の割合はどのような割合でなっておるか。

それから、この負担の財源はどのように組んでいかれるのか。

また、この補償金の額が概算でも決まっておりますなら、説明をお願いいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） 補償金の負担につきましては、今回の合意事項で市と県でそれぞれ負担することになっております。その割合は、平成16年6月の県議会で知事が答弁されたとおり、補償金の2分の1を県が市に補助することとなっております。補償金の財源の確保につきましては、環境整備基金積立金と環境保全協力金を考えております。財源の内訳を概算で説明いたしますと、環境整備基金条例に基づいた積立金が現在約1億1,300万円あります。環境保全協力金が今後毎年約2,000万円入ってくると想定しますと、最終処分場が廃止になるまで9年間ございますので、1億8,000万円になります。これらを環境整備基金に積み立て補償金に充てたいというふうに考えております。また、このほかに県の管理型最終処分場立地交付金制度がございます。この制度は、産業廃棄物管理型最終処分場が建設された市町村に対して県が交付する制度でございますが、新設または増設された管理型最終処分場が所在する市町村に管理型最終処分場容量1m<sup>3</sup>当たり1,400円で、最高限度額5億円の交付制度がございます。現在の九州産廃株式会社の管理型最終処分場の申請容量は約39万m<sup>3</sup>でありますので、最高額の5億円が本市に交付されることとなります。しかしながら、この交付金の目的は、使用目的といえますか、住民生活の改善につながる事業や施設の理解促進につながる事業という特定財源になっておりますので、交付金に該当する事業、例えば浄化槽、上下水道施設、交通安全施設、医療・健康増進施設等に充当したいというふうに考えております。

それから、補償額ということでしたが、現在交渉中ということでございますので、数字については差し控えさせていただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[ 登壇 ]

（本田憲一君） それでは、ちょっと視点を変えまして、別な方向からちょっとお尋ねします。

先だっの9月7日の農振協議会、8日の熊日の新聞に処理場建設予定地は了承されたように載っておりました。この処理場建設予定地は、2年前に所有権移転で農業委員会で審査された優良農地であると思っております。ここに出席されておられます農業委員会の会長さん、会長さんはまた農振協議会の会長さんでもあるとお

聞きしました。農業委員会の会長さんは、農地を守る農業委員会、その一番トップの方でございます。協議会の方の会長も兼務されておりますので、まず会長さんの率直なご意見をよかったですらお聞きしたいと思います。

それから、もしこの処理場建設予定地の排水がもし汚染された場合、飲料水また農業用水、そして市民の日常生活が本当に莫大な被害を受けるのではないのでしょうか。農業はもちろん、菊池市の観光のためにも、壊滅的な打撃を受ける可能性もあると私は思います。そういう観点から、市長はこの産業廃棄物の処理施設、どのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

私の思いを少し述べさせていただきますと、私はこの産業廃棄物処理、決して今後の日本の企業のためにもこういう山間部の地理的なところに廃棄するのではなく、私は大きなビルディングを建ててこの中で処理するのが一番だろうと思います。そういう観点から、私は本当に市民の方々、同意のできるなら、この菊池市にも塩漬けの工業団地、たくさんございます。こういう工業団地でも私は確保してつくるなら、今後の日本に一番ベストな施設だろうと思っております。そういう観点も含めまして、まず農業委員会の会長の意見、それから市長の意見を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 農業委員会会長、上田利弘君。

[ 登壇 ]

農業委員会会長（上田利弘君） 農業委員会会長の上田でございます。日ごろ当委員会に対しまして深いご理解とご協力を賜っておりますことに、衷心よりお礼申し上げます。

議員がご指摘のとおり、農振除外の手続きが済んだ段階で、4ha以上の農地の転用については農地法第5条第1項の規定により、農林水産大臣の許可を得なければならぬとなっております。転用申請については、直接県知事への申請となり、県で内容等の審査を行い、県知事の意見を添えて農林水産大臣へ進達され、九州農政局の審査を経て許可ができるか否かの判断をすることとなっております。判断材料として、本市農業委員会の意見の聴取も考えられます。今回、法人の経営耕地面積9.8haのうち5.7haが転用計画地に含まれており、農地取得後の何年間は転用できないという明確な法規定はありませんが、法人が平成16年に取得した農地の必要性を重視し、事情聴取しましたところ、埋立地や現在造成中の山林が17haあり、これらの代替農地にバイオマスに必要な菜種やトウモロコシを作付ける旨の報告であります。議員がおっしゃるとおり、耕作放棄による遊休農地の防止や優良農地の確保により規模拡大の意欲ある農家に集積を図ることは農業委員会の使命であると考えております。また1日も早い問題解決をとの関係集落の意向も強

く、転用に伴う意見について計画面積の妥当性、立地条件、排水状況について農業委員会全員で現地調査を行い、意見の集約を図りたいと思っております。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） それでは、考え方について述べさせていただきたいと思えます。

2点ほどあったと思いますが、場所を移転してといいましょうか、ほかの場所にビルを大きなやつを建てて、その中で処理したらいいじゃないかというお話ですが、これは民間の企業がなすべきことでありますから、その企業の採算性等などからしてどこかに適地があって、そしてまた用地が買収可能であれば、それは企業としてのコストを考えながら取り組まれるかどうかということではないのかなと思えます。公共的に菊池市が主体性を持ってやるということは、到底及ばないことであります。また、私たちは他県のごみが熊本県に来ることはとか、あるいは余所の町から来ることはとか言っておりますけれども、結果的に余所に持っていけばの方にまた持っていかなければならないということになるのではないかなと思って、塩漬け工業団地に産廃をと言いましても、その塩漬け工業団地と言われる団地の周辺住民、市民の皆さん方からは、やはり同様の心配というのがあります。上流があれば下流があり、下流があればまたさらに流域下流があるということにほかならないわけであります。

それから、いわゆる河川の汚染ということによりまして、特に農業関係については莫大な、あるいは甚大な被害をもたらすではないかというようなご指摘であったと思いますが、これにつきましては、だからそれではどうするのかということに議論がなるわけであります。そこで、平成10年に協定書が結ばれまして、30年間この廃棄物最終処分場は利用するというので先ほど協議項目が読み上げられましたけれども、その中でいわゆるその20年間というのは営業をするという協定になっております。それで、農振の除外等については協議をやるということに市となっているわけであります。それで、その協議の中で80haという農振除外ということについて、市民の大方の方々が反対をされたし、こんな大きな巨大なものをつくってもらっては困るということでありました。それに対して、また会社側からすれば埋立の残余量がもうあと数年しかない、そういうこともあって、その当時において今度はこの嵩上げだとか、リニューアルだとか新しい、この新しい拡張というような新しい許可ではなくて、今現在許可をもらっている中における事業を、企業を継続するという手段、方法を示して会社側が来たということでございます。そこで私たちといたしましては、この2つのリニューアルと、それからその新規につく

る拡張ということを合わせられたのでは、本当にこの30年を超える半永久的なものになってしまうのではないかと。そこで、なんとかこの解決の糸口をということで、協定は結んでおりましたけれども、協定よりも前倒しして、そして期日を確定しよう。このまま行けば、この協定に基づく移転の補償、あるいはまた移転先の問題などなど含めてこの誠意あるひとつの対応というふうに見られないという方向性が非常に強いということもありまして、それでこれは話し合いによって解決した方がいいということで話し合いのテーブルに4者協議でやってきたということでございます。これがこのままあれば、それではどうなるかと言えば、結果的にこの協定がなし崩しになってしまうと。そして、いわゆる平成30年になる前ぐらいにこのような議論になりまして、そして結果的に法廷闘争になるのか。あるいはまた、その会社の方が有利にいくのか、市の方が有利にいくのかわかりませんが、そんなことを見通した場合に、結果的に流域の皆さん、下流域の皆さん方にその分だけまた将来に禍根を残すように、今解決すれば明らかにその前倒しで解決ができると。これをこのまま放置しておけば、これは平成30年からさら新しい火種となって続いていく可能性がある。それは、本当に先年に悔いを残すようなことにもなりかねないということで、今その解決が縷々説明申し上げましたように糸口が明らかに見えてきていると。そして、協議も合意に至っているという状況にあるということをご理解いただきたいと思えます。

80万haと言ったそうでございますけれども、80万m<sup>3</sup>でございます。訂正いたします。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[ 登壇 ]

（本田憲一君） 今、市長の方から私の私見についてもちょっと述べられましたが、私の私見はですね、世界GNPナンバー2の日本ですから、こういう産業廃棄物は私はそういうビルディングでするのが一番理想だろうと思って言いました。

次に移ります。2番目に掲げております地場産業の育成についてお尋ねします。

まず、入札どきの条件付きとはということで通告書に示しておりますが、入札は指名競争入札、それと一般競争入札が行われるものだと思います。先だって話題になりました老人センターのつまごめ荘の工事の件ですが、これは指名競争入札で行われました。そして地元の企業が落札されました。聞くところによりますと、型枠工事だけは地元の業者がいないということで市外から来られているそうですが、それ以外は全部地元の業者が下請けされているとお聞きしました。行政は、その下請け業者の方の把握もできているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。



[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 元請業者が下請け業者を選定することに関しましては、建設業法等でも何ら定めはございません。当該業種の営業許可を有した業者であれば自由に下請けができるということになります。しかしながら、下請け業者の保護の観点から、国は下請け額による発注者への報告義務や不当なダンピング等の禁止、労働基準法に違反する不当労働の禁止など、元請業者だけでなく発注者にも厳しく適正化を求めています。本市でも元請業者の下請けに対しての指導につきましては、1つ目に落札業者に対して契約の際に資材の地元からの購入と必要な社員の地元雇用の促進、また下請けに関する適切な報告の義務の2点について、特に文書にてお願いをしているところでございます。

2つ目に、菊池市下請契約報告事務取扱要領により、一業者への下請額が土木・舗装工事にありましては200万円以上、その他の工事につきましては300万円以上になった場合には、市への下請報告書の提出を求めています。

3つ目に、一括下請けや不当に低い下請け、また下請け代金未払い等が発生しないか、不適当な下請業者を選定していないかなど、6項目についてたゞいま述べましたように同法第3条に基づいて指導を行っておるところでございます。また、もし不適当な下請けの実態があり改善がされない場合は、菊池市工事入札参加者指名等審査要領第6条に基づき指名停止等の措置を課することになります。

以上、本市でも下請けの適正化と地元業者の保護と育成には適正な対応ができるよう日ごろから努めております。つまごめ荘の下請業者の実態につきましては、たゞいま述べましたように菊池市下請契約報告取扱要領により行うべきだと考えておりますけれども、現在つまごめ荘工事が工期途中でございまして、すべての下請報告ではないかもしれませんが、現時点での実態は把握している旨を担当課から報告を受けております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[ 登壇 ]

（本田憲一君） 執行部が把握されておられるなら結構ですが、今度のつまごめ荘の業者の中でも1社を除き残りの業者の方たちは、従業員の方たちが30名以下の業者です。どうしても下請けの業者の方々の手伝いがなくてはこの工事は進行いたしません。今、部長は把握されていると言われましたが、下請業者の中で予算がないと、少ない金額を提示されて困っておられる業者の方々おられるとお聞きしました。入札率は95%以上で落札され、予算がないと下請業者の方々に金額を渋っておられるのが現状ではないかと私は思います。こういう元請業者の方々おられるな

らですね、これは地場産業育成には私はつながらないと確信しております。もしそういう元請業者の方がおられた場合、執行部としては次の入札から指名でも外される気持ちがあるかどうか、お聞きいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 入札の条件に下請業者を地元業者に指定できないかということも一つあるとは思いますが、県でも下請け先を条件とした入札を行っている県や市町村は把握していないということでございます。また入札における業者育成の県の一般的な方法といたしましては、県内業者を下請業者として使ってもらうなど、入札の仕様書に要望事項として記入しているということでございます。このように、県や県内各市の状況から考えましても、各業者のこれまでの経営方針、これまでに培ってきた各会社の下請け業者との信頼関係、さらには地元業者を選定しないことが即、同要綱の不適切な下請業者の選定にあたらないことから考えまして、入札の下請業者の指定につきましては現時点では難しいというふうに考えております。

また、地元業者への下請けにつきましても、各課と連携して発注業者に対して営業妨害にあたらない範囲で、下請けの実態について必要な調査も行っていきたいというふうに考えております。しかしながら地元業者の下請けのない、また少ない元請業者に対して指名停止等をできるかということでございますけれども、あくまでも下請けの違法性がある場合のみ対処していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[ 登壇 ]

（本田憲一君） 下請業者をそういう形で元請業者の指導でできないと言われますらですね、私は多くの業種、また業者の参加ができる、小さく分ける分離発注、あるいは分離指名ですか、これをしないと一部の業者ばかり儲かって何で地場産業育成になると、これは執行部は間違っていると私は考えます。元請業者はなるだけ利益を上げるために下請業者を絞るのは私は当然だと思いますが、こういう地場産業育成という名の下にするならば、少なくとも分離発注だけは執行部で考えるべきと私は思います。要望ですけど、議会に工事契約の議会承認の金額が提示されております。現在1億5,000万円となっておりますが、これを私は7,000万円までぐらい引き下げて、議員がどれぐらい、どこに発注されているか把握できるように議会の承認を求めていただきますよう要望いたします。最初の地場産業育成について、もう一度部長の見解をお聞きいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 分離発注についてでございますけれども、現在本市では入札の方法として発注する業種に応じて市が入札参加申請登録者の中から最適と思われる業者を選び入札を行う指名競争入札を行っております。業者選定については、当然地元業者を優先して選定しておりますが、発注の方法につきましても発注の規模が大きいものや分離発注しても特に問題が生じないものにつきましては、多数の地元業者の参加ができるようなるべく分割して発注を行っております。しかし、工事の内容によってはどうしても分割できないもの、まとめて発注した方が経費が大幅に安くあがるものなどもございますので、そういった場合の発注につきましてはご理解をいただきたいというふうに思います。今後とも公共工事の発注につきましては、専門業種の実分離発注やJV方式での発注に配慮するなどして、地元業者の参加機会を増やすとともに、合わせて本年4月から実施しております菊池市小規模工事等契約希望者登録制度、いわゆる小規模事業者に対する登録制度でございますけれども、その積極的な活用により比較的小規模な業者の方にも参加できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[ 登壇 ]

（本田憲一君） 温かい部長のご答弁をいただきました。どうぞ小規模事業者にもよろしく願い申し上げます。

3番目に掲げております友好都市の締結についてお尋ねいたします。

菊池市は、国内2つの都市と海外3つ都市と友好の締結を持っております。このごろ市民の方々から新聞で首長の日程が載っておりますので、菊池市の市長は外国出張が多いですねとお聞きしました。そこでお尋ねいたします。この友好都市の締結について、実績や事業費、よかったら教えていただけないでしょうか。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） まず、ご質問の中で市長の海外出張についてお答えします。昨年の合併によりまして、旧菊池市及び旧泗水町から引き継いでおりました韓国の金堤市、清原郡の2つの都市及び中華人民共和国の泗水県の1つの都市との間で新菊池市としてこれまでどおりの友好関係を継続していけるかなどについて協議が必要なことから、金堤市、清原郡を同時に、また別途泗水県ということで2回訪問いたしております。なお、公務以外でも自費参加で韓国に2回、スイスを1回訪

問いたしております。ご理解をいただきたいと思ます。

次に、昨年3月の合併後、本年8月末までに市長や民間の方々を含めた友好都市等の交流実績についてお答えいたします。国内の岩手県遠野市でございますが、本市からの訪問は3回の計26名、遠野市から菊池市へおいでになった来菊が1回で9名、また宮崎県西米良村につきましては訪問が1回15名、来菊、市へおいでになったのが1回で5名となっております。なお、遠野市及び西米良村につきましては、市長は訪問いたしておりません。海外の韓国金堤市につきましては、訪問が4回、16名、うち市長は今回の1回のみ。来市、菊池においでになったのが2回の13名。清原郡につきましては訪問3回、9名、うち市長は今回の1回のみです。来菊、市においでになったのが2回、22名でございます。また中国泗水県につきましては訪問が1回、4名で、うち市長は今回1回のみとなっております、合計しますと菊池市から友好都市への訪問は12回で70名、菊池市への来菊者は7回で49名となりまして、総事業費は約570万円となっております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[ 登壇 ]

（本田憲一君） 3月の合併からこの泗水の、中国の泗水県までの事業費が570万円、多いか少ないかは市民の方々の判断に委ねるとしまして、その成果や経済効果、どのような形で現れているとお考えですか、お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 友好都市との交流につきましては経済効果につきましては、なかなか把握が難しいものと思われませんが、まず現在の交流状況を申し上げます。国内の2つの都市ですが、両都市とも菊池一族の流れを汲み、それぞれ地域の特性を持ち合わせた素晴らしい都市でありまして、民間レベルでの都市間交流の会が各都市に組織されており、それぞれの都市の記念行事やイベント時など、3都市が一同に会し交流を行っております。本市の合併1周年記念行事の際も両都市の自治体からの訪問と同時に交流団がお見えになりました。なお、本年10月1日には遠野市の合併1周年記念行事が開催されますが、同じように菊池市からと西米良村からの自治体と民間の交流団が参加をする予定でありますし、また12月には西米良村の菊池祭に参加する予定であります。また、海外では韓国の2つの都市につきましては、毎年本市の中学生を派遣、また逆に両都市の中学生を受け入れ、ホームステイ等を通じた交流や双方の記念行事やイベント時には市民による文化やスポーツ交流団の派遣を行っております。中国の泗水県におきましても、旧泗水町におけ

る孔子公園建設などにより、中国からのお客様も多く、これまで民間を含めた交流を行っております。

このように、友好都市締結による効果は経済効果のみで図ることはできませんが、青少年を含めた市民の皆様の交流の機会をより多くすることにより、都市間あるいは国同士の相互理解が深まり、さらに市民の皆様の視野の拡大につながる大きな効果があるものと考えます。また、現在約4,000名を超す韓国や中国からのお客様が本市においていただいております、その経済効果は大きいものと思っております。これは、本市が提唱してまいりまして実現しました韓国人のノービザの影響やこれまでの積極的な取り組みの成果であると思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[ 登壇 ]

（本田憲一君） 最後の質問をさせていただきますが、私はこの交流、今後の菊池市を担う青少年の交流が一番重要だろうと思っております。どうか教育委員会と連絡を取り、菊池市の小・中学生たちが多く交流できるよう海外、国内問わず進めてもらいたいと思います。また友好都市のほかの都市への拡大のあるかないかをお聞きいたします。

それから、海外の都市への交流、先だっても市長、議長と中国の泗水県の方に出向かれましたが、現在中国では牛の口蹄疫という病気が素晴らしい勢いで拡大しております。こういう中国に行かれますならば、本当に防疫体制の整ってないと私はもう心配でたまりません。菊池市は日本の中でも有数な畜産地帯でもあります。この菊池市の畜産が栄えるためにも、私は海外の都市への友好は本当に慎重に、また防疫体制の確立をお願いいたします。この件につきまして、最後に市長のご意見を伺いいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 議員ご指摘のように、青少年の育成は将来に向けての大きな課題であると考えます。特に国際化社会の中で、国際的な視野を身につけることは大変大切なことであると思っております。こういうことから、先ほども申しあげましたが、教育委員会との連携によりまして毎年40名の中学生を韓国の友好都市に派遣、あるいは受け入れを通じましてより広く国民性や文化を知るなど、人材育成に努めているところであります、今後も教育委員会と協議をしながら継続していきたいと考えております。

また、畜産関係を考慮した防疫対策につきましては、関係専門部署等からの情報

を十分収集していきたいと思っています。

最後に、これからさらに友好都市を拡大するかということですが、今後本市のPRを進める上で民間や学生等を含めた交流の機会はあると考えられますけれども、友好都市としての拡大は今のところ考えておりません。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 市長の海外出張が大変多いと市民の方々からのご指摘があつていふこととございまして、何度行ったか、ちょっと自分の頭でもひらめきなかったんですが、中国が1回、それから韓国の方が4回で、5回だと述べられました。その内に公的なものが2回あつたという説明をさせていただいたところではありますが、ご案内のとおり、友達となるためには何度も行かなければ、いきなり会つてお友達にはなれません。それで、旧菊池市時代におきまして、私は自費で韓国を訪問したことが何度もあります。もちろん内容は公務であります。負担については自費でやつたということとありますが、それはそういった誤解を招かないように、休みを取つて、自分のお金で行つて、向こうの方で公人とお会いし、そしてパイプラインをつくつてまいりました。ところが何度もやっているうちに、福岡まで車で行くときに、私の方の後ろ席に乗っている人は役所の職員さんであります。私はドライバーになります。自分の車でももちろん行きます。それで、もし事故を起こしたときには、私は何の補償ももちろん公務的ではありませんからありません。もしこの韓国において交通事故に遭つたといった場合に、あるいは鯨にぶつかつてどっかケガしたといった場合に、それは自分の私用で行つているようになっておりますので何もありません。一緒に行った職員さんは公務ということになります。そういったことから、執行部内部の方で、これは市長はやはりこの公務出張であつて、それがもしものときには何の補償もありませんということになりまして、そういうこともあれば、それでは自費で出張をやつて、そして中身の方は公務ということとやらばいいのではということで、これを繰り返してやつておりました。そういったことの経過の中で、今思い出せば、この合併いたしまして3度ほど行つておるといふこととございまして、この韓国の2回、それからスイスの1回。このスイスは、つい最近行つたばかりであります。今日は中学生の方々のお見えであります。今北中学校の方にユネスコへの参加を目指して、このバルティス婦人の節子様の方で猫フェスタといひますかね、この故人でありますバルティスが非常にこの猫に愛着を持って、たくさんの猫を愛していたといふことと、この猫の造作を出してほしいといふことと、それを出品するようになっておりますが、そういったことの打ち合

わせが一つありまして、そして私は中学校の皆さん方が、特にユネスコを通じて世界のステージに菊池の子どもたちが立ってほしいと、そういうことを願っております。そのことを踏まえて行くのに、まだまだこの議会にそういったお話もしてありませんから、そういった非公式的な立場で私はそのお話をすればいいんじゃないかということで、自費参加ということになったわけでありまして。それから、韓国に2回ほど行っているわけですが、これはこの菊池市がこのノービザ運動を展開する背景にあって、大変な理解と協力をしていただき、韓国のいろんな方々との人脈づくりにご貢献いただきました、今亡きキム・キョンヒ会長のお悔やみということでまいりました。これは、私的なことで確かまいりました。それから、この就航の周年がこの熊本空港が国際線になりまして就航記念ということで、市民の間の方々で行ったということで、これは私費、自分の自費参加ということでありまして、この2回はお悔やみであると、もう1回は市民の翼という仲間の方々と一緒に国際線振興ということでまいりました。これは、今月末だったですかね、この熊本県14市の市長会の共同事業として、来月だったですかね、あるようになっておりますけれども、こういったものと同じように菊池市も観光地としてそういったものをやろうということで行きました。それで、重複しますが、スイスの方も広報で公募をされておまして、市民の方々の参加の一行と、一団として参加をしたということでございますので、いろいろと誤解の向きもあろうかと思っておりますけれども、一生懸命自費を費やしながらい国際交流の進展にということで頑張っているということをぜひお伝えいただければありがたいと思います。失礼いたしました。

[ 登壇 ]

( 本田憲一君 ) 議長、訂正をお願いします。先ほど口蹄疫の件で、私が素晴らしいと言いましたが、すごい勢いでということで訂正をお願いします。

終わります。

議長( 北田 彰君 ) ここで、10分間休憩します。

-----  
休憩 午後2時33分

開議 午後2時42分  
-----

議長( 北田 彰君 ) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山瀬義也君。

[ 登壇 ]

( 山瀬義也君 ) こんにちは。

まず初めに、8月の27日の日に行われました消防団の小型ポンプ操法、またポ

ンプ車操法、その中に今日ご出席の1分団の分団長であります樋口議員の今までの努力、また部長であります二ノ文議員の努力、ポンプ車の方が5位でありました。また、我々の議会事務局の職員であります本田君の方が小型ポンプ操法で出場された優勝ということでありました。大変こうおめでたく思うわけでございます。今後とも菊池市の防災または人命、人体すべてを守る消防団の皆さん方の今後のご活躍を期待するものであります。

新市になって産廃問題は旧菊池市の議員さんはわかっておられると思いますけれども、旭志、七城、泗水の議員さん方はあまりよく知られてないと思いますので、今までの産廃の反対運動の経過を説明をいたしたいと思います。産廃問題の経緯につきましては、9月5日の全員協議会に資料として配付をされておりますので、それを合わせて見ていただければわかると思います。昭和56年の11月、菊池市原にて九州産廃が営業を開始いたします。安定型埋立処分、8月から地元区民を中心にした反対運動が起こっております。57年の3月、菊池市と九州産廃で公害防止協定を締結しております。平成1年の6月、熊本県が産廃処理場、これは管理型処分場でありますけれども、15haの許可を得ております。8月、菊池市議会で産業廃棄物処理拡張建設に反対する決議を可決しております。9月に熊本県と県議会に1万8,000名の反対署名を提出しております。8年の5月、九州産廃が溶融キルン式大型焼却炉建設計画を発表しております。1日100t、24時間連続運転の新型炉であります。7月、区長会が溶融キルン式焼却炉建設反対を決議、九州産廃が処分場拡張方針を表明、9月、4団体、区長会、反対市議連、生活環境委員、婦人会の呼びかけで産業廃棄物処理場の増設拡張に反対する菊池市民同盟を結成、2,000名の市民が参加して総決起大会をやっております。反対署名1万8,000人分を添えて、熊本県と県議会に陳情、請願を提出しております。後日、県の環境特別対策委員が請願を採択をやっております。9年の7月、熊本県は焼却炉設置を許可、10月菊池市民1万6,541人、有権者の76%、市外から50名の合計1万6,591名が原告となって熊本県に焼却炉設置許可取り消しを求める裁判を起こしております。12月、第4回産廃反対市民集会において、ごみゼロ運動に取り組むことを宣言いたします。九州産廃が市民同盟の黒田会長ほか構成団体代表40名に対し、総額4億7,550万円の損害賠償請求訴訟を起こしております。10年3月、第5回市民集会にドイツの最大の環境保護団体、その人たちをドイツから招いてドイツの環境運動について学んでおります。11月に溶融キルン式焼却炉について第1回説明会、市民同盟の要求にて開催されております。県と市は出席、九州産廃と日立造船は欠席であります。菊池市と九州産廃が県知事立ち会いで環境保全協定を締結、これを受け焼却炉の営業運転を開始しております。市民同



盟は、環境保全協定への抗議集会を開いております。11年の1月、県の検査で焼却炉排煙の1 m<sup>3</sup>中のダイオキシン濃度が2.4ナノグラムであったことを発表し、協定では0.1ナノグラム以下で操業するとなっておりますので、これによって焼却炉の運転は停まっております。2月、溶融キルン方式焼却炉について、第2回説明会。県と市、九州産廃、日立造船が出席、日立造船は、ダイオキシン対策として触媒反応塔です、これを追加措置して5月から焼却炉の運転の再開をやっております。0.1ナノグラム以上のダイオキシンが測定されたら焼却炉を撤去することを約束、これは出席した日立造船の白石長洲の工場長さんであります。3月、久留米市から一般廃棄物の焼却灰が九州産廃の処分場に運ばれ埋められていることに抗議し、一般廃棄物はそれぞれの市町村で処分するのが原則であります。菊池市長、久留米市の市長に抗議行動をやっております。6月、久留米市の処分場反対運動をしている久留米市高良内の住民の命を守る会と意見交換をやっております。11月、水迫地区、産業廃棄物処理法に基づいた記録の公開を九州産廃に要求するが拒否されております。平成11年11月、焼却炉煤煙のダイオキシン濃度が協定値を大幅に上回る運転停止、改修後初めての県の調査で1.4ナノグラムを検出しております。12年の3月、日立造船本社、これは大阪です。これと長洲工場へ焼却炉を撤去するように抗議をやっております。6月、市民同盟として産廃処理施設の記録閲覧を要求、会社は拒否。7月、九州産廃と菊池市へ処分場拡張の反対の署名提出。1万7,551名、菊池市有権者の8割強であります。9月、焼却炉施設許可取り消し訴訟を結審。この日まで公判が12回開かれたが、熊本地裁は県側の主張を認め審議を打ち切った。焼却炉の安全性については、証拠調べにも入らないまま結審であります。10月、潮谷知事との会見、これは県庁で女性を中心に20名が参加しております。12月、九州産廃が訴えてきた損害賠償請求裁判において、市民同盟が全面勝訴しております。産廃反対の市民運動は会社の営業妨害にはあたらないということであります。そういう判決であります。九州産廃は、福岡高裁にまた訴えております。引き延ばし作戦かと思われます。平成13年1月、焼却炉設置許可取り消しを訴えた訴訟が熊本地裁で却下され、判決の理由は焼却炉が原因と考えられる住民の被害が立証されない段階では、住民が原告となって設置許可取り消しの訴訟を起こすことはできないということであります。いわゆる門前払いということであります。住民は被害を立証できなければ裁判の原告にはなれないということですので。将来住民の健康に大きな打撃を与える恐れがあるという理由ではだめだということであります。水俣病の教訓は無視されました。2月、ダイオキシン濃度は4.3ナノグラム、協定値を大幅に超えるが、日立造船は焼却炉を撤去せず。3月、新たに地元住民を中心に焼却炉の操業差し止めを求める訴訟を熊本地裁に提訴してお

ります。原告は188名であります。7月、合同研修会、8月、資金カンパについて、拡張予定地に牧草の種蒔き、農振除外から外れないように優良農地を守るためにやっております。10月、市民と市長との話し合い、産廃問題について市民案については意見交換、市民同盟としては拡張増設には反対であることを確認をしております。市長案は、九州産廃の一部拡張を認める代わりに処分場の早期移転を実現にしようとするものであったが、九州産廃から早期移転の約束が取れないということで、市民同盟としては市長提案に反対をしております。12月、拡張予定地の環境アセスメントに対する市民の意見書を九州産廃に提出しております。平成14年の1月、肉骨粉の焼却処分を九州産廃に許可されたことに対して、県知事、菊池市、菊池選出の前川県議にそれぞれ申入書を提出して抗議をしております。3月、産廃反対の看板を追加設置、5月全国産廃問題市町村連絡協議会、これは菊池市でやっておりますから傍聴をしております。8月、県が公共関与の処分場づくりに乗り出すことを表明。九州産廃は福岡高裁に控訴をしていた損害賠償請求裁判が棄却され、九州産廃側の全面敗訴が確定した、これは8月29日であります、に言い渡されております。平成15年1月、県が公共関与による最終処分場づくりの基本計画を発表、熊本県と県下の市町村、産廃排出業者、処理業者がそれぞれ資金を拠出して、財団法人をつくり最終処分場をつくる計画。これにより、九州産廃の移転問題も解決するものと期待をしておりましたが、民間の産廃業者はそのまま営業を続けるということになると聞き、市民同盟の期待は裏切られました。産廃問題説明会、地元選出の前川県議がコーディネーターで福村市長出席のもと、県の廃棄物対策課長から説明を聞き、産廃の早期解決に向け意見交換。市民同盟としては、九州産廃から早期移転の確約を得ない段階で拡張予定地に新しい処分場をつくる提案には同意できず、2月、前川県議が県議会で公共関与の処分場が完成するまでの暫定的な処分場、これは7年から8年の埋立地を九州産廃の拡張予定地につくったらどうかと質問。潮谷知事は、地元の理解が得られれば検討すると答えております。この提案については、市民同盟は全く関知しておらず、従来どおりの拡張に反対していくということを確認しております。5月、三者会議、環境保全協定に基づく市と九州産廃と県の協議のことです。産廃の浜本専務が処分場の嵩上げ計画を表明、菊池市は嵩上げは堰堤崩落の危険があるので一部拡張を認めるよう主張、その場合、県の公共関与の処分場とするよう主張。埋立期間7年から8年とするよう主張。市の提案は、前川県議の質問と同じであります。7月、嵩上げ工事計画書の公開縦覧、嵩上げ工事計画書の学習会、処分場の嵩上げ工事計画について第1回地元説明会。8日、嵩上げ工事計画について地元住民並びに菊池市市民の意見書を提出。10月、嵩上げ工事計画についての第2回地元説明会。この場で、市は3者協

議に市民代表、地元区長10名と区長会役員11名を加えて話し合うことが提案。区長会を協議に加えることで市民の理解が得られたとする狙いかということであり。市民同盟は、たとえ産廃問題の早期解決に向けた話し合いであっても、産廃施設の増設拡張につながるのであれば、市民代表が話し合いに参加すべきでないという意見。区長さんの中には、早期移転を実現するためには協議に加わるべきだという意見もありました。12月、菊池市議会において3者協議に市民代表を加える。4者協議を早急に始めるよう議決、これは10対9で可決されております。平成16年2月、第1回4者会議、4者はそれぞれの主張や意見を述べ、星野会長は基本的に施設の拡張、増設には反対であること、しかし地元の意見を尊重し、会社の早期移転に向け市民の要望を伝えるため4者協議に臨むこととし、皆さんにそういう表明をしております。2月、第2回4者協議、市が九州産廃が公共関与の処分場に参入することで管理型処分場の営業期間を7年短縮する案を出したが、九州産廃が公共関与への参入を拒否。結局2月18日、県庁で3者協議を行うことと決めて終了。5月、廃棄物の最終処分場拡張工事に係る環境保全影響評価基準準備書閲覧、同説明会。6月、九州産廃が埋立中の管理型処分場に約11万m<sup>3</sup>の嵩上げ計画を提出。8月、熊本県環境評価条例に基づく公聴会。9月、嵩上げリニューアル方式の説明。11月、第3回4者会議。市が11月26日付けで区長会に出した3者協議と4者協議の協議事項は、1、会社の管理型処分場の操業期間は環境保全協定書で定める埋立処分期間を短縮し、菊池市内における管理型最終処分場は終了する。なお、新たに増設または拡張する管理型処分場の埋立容量については、今後協議する。2、既設処分場の一部嵩上げの規模は、現計画の2工区を限定とし、1の期間まで処分場の確保についてはリニューアル式が拡張予定地に一部拡張を行うよう協議をする。3番が補償金は管理型処分場の短縮期間と平成30年以降分を合わせた期間について、県と市でそれぞれ負担する。4番に、農業振興地域整備計画の農用地については、会社の利用目的及び転用の見込みが明確になれば、市は農振除外の手続きを行う。このとき、県は市の事務手続きに誠意を持って対応する。会社が主張する農用地と土地利用計画は、住民代表を含め何らかの協議期間を設け協議するものとする。平成17年、産廃問題解決に向け、協議について菊池市に申し入れる。リニューアル方式、許可申請書の閲覧と意見書提出。3月、九産廃のバイオマス汚泥を発酵させメタンガスを発生させる発電に利用する施設から汚泥が流出しております。4月、汚泥流出事故を受け、九州産廃は熊本県菊池市に申入書を提出、汚泥流出について地元区長会と守る会への説明会。6月、汚泥流出後の施設改修状況等について現地見学。35名でっております。産廃反対同盟、市民同盟の学習会。また平成18年1月20日には、田崎牧場跡、市で管理型最終処分場の建

設計画の市民説明会を文化会館で開催。7月7日には市議会全員協議会で協議状況を報告しております。9月24日に農振地域整備促進協議会で説明をやっております。9月5日、市議会全員協議会にて協議状況を報告、これは市ですね。9月7日、農振の振興地域整備促進協議会が2回目の会議をやっております。

以上が、今までの経過であります。

通告をしておきました順に質問をいたします。

大きい1番の方で、菊池の環境についてであります。1、許認可の県の責任と補償について。昭和56年みかんの皮、タケノコの皮、埋め立てる安定型の処分場の許可、これは県に届け出て始まっております。平成1年、管理型処分場15haの許可、平成6年一般廃棄物処理施設の許可、平成9年溶融キルン焼却炉施設の許可、平成13年一般廃棄物4品目の許可、これは前に許可して、これは市がやった分であります。平成18年田崎牧場後の拡張予定の許可の予定、これは今からの問題でありますから。いずれも今まで述べたように、すべてが県の許可であります。今まで25年間、100万t以上もの産業廃棄物が埋まっていると思われております。最終処分場施設平成30年まで、溶融キルン施設平成25年まで、環境保全協定書の環境保全協議会設置要領第4条のこの協議会は主として内容について協議するものとする。2の項で、施設の移転の場合の撤去もしくは移転費用及び補償については、県の責務。3番の中で、熊本県は協定書に基づく環境保全協議会設置要領第4条の2、協議会にあたっては問題の解決のために責任を持って積極的に関与するものとするとあります。

以上のように、許可権者の県の責任ですべての補償が私はするべきだという考えでありますから、これについての市の考えをお聞きいたします。

2番で、溶融キルン焼却炉施設についてであります。過去3年間のダイオキシン測定結果についてお尋ねをいたします。また、溶融キルン焼却施設については、環境保全協定書では平成25年までとなっておりますが、25年で操業は停止すると思えますけど、このことについてもお答え願います。

3番目に、最終処分場について。現在まで埋められた産業廃棄物の量をお尋ねいたします。環境保全協議会、平成18年8月11日の合意事項では、平成10年11月17日に締結した環境保全協定書第13条に定める最終処分場の埋立期間を4年間短縮し、平成26年11月17日とし、菊池市における最終処分場は終了することとありますが、そのとおりでありますでしょうか。これもお尋ねいたします。

4番目に、協定書についてであります。環境保全協議会、平成18年8月11日の合意事項の確認者は、菊池市助役、九州産廃の前田社長、県の廃棄物対策課の課長さんとなっておりますが、私は協定書自体は、やはり知事の立ち会いで市長と産

廃代表者の取締役社長との調印が必要であると思っておりますけれども、協定書の書き直しが必要と思っておりますが、市の考え方をお聞かせ下さい。

5番目に、4者協議について。平成16年から4者協議に区長会の三役、各地区長、地元水迫区長が行って4者協議が行われておりますが、各代表は各組織の意見の集約を持って会議に臨むのが当然であります。また、会議後に各組織に報告をやっているのか。地元水迫地区は産業廃棄物の問題については勉強をされておりますが、他の地域においては疑問が持たれます。市民代表でありますから、この点についても市で把握されているなら報告をお願いします。

次の6番の問題は、所属する経済常任委員会の坂井委員長の許可を取っております。6番で、農業振興と農事法人についてであります。忙しい中に議会の答弁にご出席をいただいております農業委員会の会長の上田様については、大変こうお疲れと思っておりますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。昭和46年農業法人菊池牧場が第2次構造改善事業で牧野の改良をしております。平成16年8月7日、田崎兼武氏所有から農事法人菊池牧場の役員の前田博憲さん、浦田泰蔵さん、越猪敏秀さんが買い入れてあります。そして、2年後の18年に農振除外の申請が上がっているのが農業法人菊池牧場の今までの、上がっておりますので、今までの菊池牧場の経過、現状についてお尋ねをいたします。

以上が1回目の質問であります。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） お答えいたします。

まず、許認可の県の責任と補償についてでございますが、産業廃棄物処理施設と一般廃棄物処理施設の設置許可は、県が法に基づいて適正に事務処理を行い、国の定める技術上の基準への適合性に加え、地域の生活環境に適正な配慮が行われているかなどについて審査を行いまして、許認可の判断をしております。許可が下がれば産業廃棄物は地元の市町村に通知しないで直接処分されますが、市町村が委託して処分する一般廃棄物については地元の市町村に通知さえすれば処分することができるような法制度となっております。つまり県が許可すれば産業廃棄物や市町村から委託された一般廃棄物は、地元の市町村では規制することはできないこととなります。このような法制度になっておりますので、平成18年8月11日の合意事項の中の補償についても県の責任で解決すべきであるとのご意見だと思っておりますが、平成10年11月17日に県を立ち会いに市と県が締結した環境保全協定書の第13条第1項では、最終処分場における埋立処分の期間は、この協定書の締結後20年間、平成30年まででございますが、とする。なお、施設の閉鎖に係る諸事項につ

いては、環境保全協議会で協議するものとなっております。第2項では九州産廃が最終処分場を増設または拡張する場合は、前項で定められた期間を考慮して環境保全協議会において別途協議するものとなっております。また、環境保全協議会設置要領第4条では、九州産廃が設置した施設の移転先、施設の移転の場合の撤去もしくは移転費用及び補償について、3点目に、処分場の今後のあり方について。市と県は九州産廃の意思を尊重し、誠意を持って対応するものとなっております。市は九州産廃の大規模な管理型最終処分場の増設拡張計画を表明しましたので、管理型最終処分場の規模縮小と操業期間の短縮を目指して、地元水迫地区、区長会、市議会などに九州産廃の最終処分場の操業期間短縮などについて協議をさせてほしいと説明してまいりました。その結果、平成15年12月の区長会の総会及び市議会で九州産廃の最終処分場の操業短縮に向けて、区長会代表者が参加しました4者協議を行うことに同意を得ましたので、平成16年1月から区長会代表者を含めた4者協議や環境保全協議会で協議を行っております。補償につきましては、当初市は短縮期間分の補償は市で出すが、平成30年以降分の補償は県に出してほしいと要望しておりましたけれども、平成16年6月の県議会の一般質問で、知事は補償は短縮期間分と平成30年以降分の合わせた額の2分の1を県が市に補助するとの知事答弁がございました。平成16年6月の環境保全協議会で4項目に絞った協議事項で今後協議を続けることを確認しまして、本年8月11日に協議事項の合意に至っております。その協議の中で、今回の合意事項で補償は最終処分場の短縮期間分と平成30年以降分に合わせた期間分とし、県と市がそれぞれ負担するということになりました。また、補償の算定については県と協議を行い、専門の補償コンサルに依頼しており、その内容は4年間の短縮期間分は会社の逸失利益である収益相当額を補償し、平成30年以降の最終処分場に係る営業廃止補償は、公共用地取得に伴う損失補償基準第43条及び同細則第26条を準用することとしております。また、補償の財源につきましては、環境整備基金条例に基づいて平成16年度から環境保全協力金等を積み立てております。このほかに、県の管理型最終処分場立地交付金事業という制度があり、新設または増設された管理型最終処分場が所在する市町村に管理型最終処分場容量1m<sup>3</sup>当たり1,400円で、最高5億円の交付制度があります。現在の九州産廃株式会社の管理型最終処分場の申請容量は約39万m<sup>3</sup>でありますので、最高額の5億円が交付されることとなります。ただし、この交付金の事業目的は住民生活の改善につながる事業や施設の理解促進につながる事業という特定財源になっておりますので、交付金に該当する事業に充当したいと考えております。今後は一般財源の中から環境整備基金として必要額を計画的に積み立てたいというふうに考えております。

次に、溶融キルン焼却施設についての測定結果から申し上げます。単位はナノグラムという10億分の1の単位でございますが、ナノグラムで申し上げます。平成15年10月30日、市の検査0.065、県の検査はあっておりません。会社検査0.078。平成16年1月26日、市の検査0.00062、県の検査0.00024、会社の検査0.00032。平成16年12月1日、市の検査0.044、県の検査はあっておりません。会社の検査が0.0084。平成17年2月9日、市の検査0.0062、県の検査0.0057、会社の検査0.0062。平成17年11月28日、市の検査0.029、県の検査なし、会社の検査0.027。今年の平成18年1月18日、市の検査0.010、県の検査0.0013、会社の検査0.0036でございます。九州産廃が溶融キルン焼却施設を建設した当時、平成10年10月のダイオキシンの国の基準は80ナノグラムでございます。これは平成14年12月1日から5ナノグラムに改定されておりますが、環境保全協定書、平成10年の11月に行いました環境保全協定書では、0.1ナノグラムとなっております。今回は最終処分場の期間短縮について協議をまとめたものであります。溶融キルン焼却施設は、環境保全協定書では平成25年までとなっておりますが、現在市民と九州産廃が操業停止の裁判で係争中でございますので、推移を見守っていきいたいというふうに考えております。

次に、最終処分場の件でございますが、許可されました管理型最終処分場のこれまでに埋められた廃棄物の量は、平成18年4月1日現在の概算で約78万 $m^3$ でございます。残余量につきましては、約7万3,000 $m^3$ 。増設可能な許可容量が約3万 $m^3$ でございます、これ含めて。今回の合意事項の最終処分場の短縮期間終了時に残余量がある場合は、九州産廃の破砕・選別施設や建設廃材のリサイクル施設等の中間処理施設から出てくる廃棄物残渣について埋立を認めるものとしております。また、市長が特に認める一般廃棄物とは、台風や火災などの災害廃棄物のほか、どうしても市で処理できない一般廃棄物については埋め立てることができるの考えでございます。

それから、協定書につきまして、本年8月11日の合意事項では、環境保全協議会の代表者である市は助役、県は廃棄物対策課の課長、会社は社長の3者で押印しております。今後は、最終処分場の操業期間短縮を行う場合、想定されるあらゆる事項につきまして、細部にわたって十分協議を行い、環境保全協定書第13条の見直しが必要と考えております。協定書の調印者である市と会社が県を立ち合いに3者で調印すべきであると考えております。

次に、4者協議につきましてお答えいたします。4者協議を開始いたしましたのは、平成15年12月の区長会総会及び市議会でも同意いただきましたので、平成1

6年1月から区長会の三役、各地区長、地元水迫区長、約20名に参加いただき、市や県を含めて区長会代表者の皆様と勉強会を開催し、4者協議に臨んでおります。平成16年6月の環境保全協議会で協議事項をまとめましたが、その時の趣旨が住民の意見を尊重し、会社と良好な関係を築き、会社の管理型最終処分場の操業期間及び増設拡張問題を解決するため3者で必要な事項を協議するとあります。その後、安定型が含まれず管理型最終処分場だけの期間短縮についての協議でありましたが、4者協議で区長会の意見を尊重し、平成18年8月11日の協議事項のまとめでは、管理型及び安定型最終処分場の期間短縮について合意したところです。住民の皆様への周知といたしましては、合併前は区長の皆さんや生活環境委員の皆さん方にご説明いたした経緯がございますけれども、合併後は七城、泗水、旭志の各地区長会長に4者協議に参加していただいております。また、昨年旭志地区区長会に産廃問題を説明いたしております。本年1月20日は、文化会館で市民説明会を開催したわけでございます。今後はさらに多くの市民の皆様へのご説明とご意見を伺える場を工夫してまいりたいというふう考えております。

それから、協定書の期限ですけれども、約束した期限で操業停止は行っていただくというふうなことで考えております。

議長（北田 彰君） 農業委員会会長、上田利弘君。

[ 登壇 ]

農業委員会会長（上田利弘君） 菊池牧場のこれまでの経過と状況について報告いたします。先ほど本田議員の答弁に重複するかと思いますが、お許しをお願いいたします。

農事組合法人菊池牧場は、昭和46年10月に設立され、当時から3haの農地を所有して、第2次農業構造改善事業で圃場整備後は飼料畑として利用されてきました。平成16年度に新たな土地を取得し、バイオマスに必要な菜種やトウモロコシを作付けしており、現在の経営面積は9.8haとなっております。

議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[ 登壇 ]

（山瀬義也君） 再質問をいたします。

産廃施設のない県内の市町村ですね、これは先ほど補償問題で市民部長が答弁しましたように、補償については立地交付金、県の方からの算出、1m<sup>3</sup>当たり1,400円と、それと環境協力金を積み立てると。そうすると、純利益の5%のやつ、この積み立て。これは私の解釈の中では、当初説明を受けたときには、もし事故等が、地震等が発生したときのために使うのがあの積立金と聞いておりましたけれども、そのところはどのような受け止めかと。



そして、今の一般財源からはほとんど持ち出しがないような形で説明あっており  
ましたけれども、協定書を先ほど読み上げましたけれども、許可権者の権利という  
もの、それはやっぱり短縮期間については市長の提案の中で市が2分の1持ちます  
よということでありましてけれども、やっぱり相対的にですね、数十億円になると思  
いますけれども、このような問題を4者協議含めての承認でやっておられるという  
こと、議会の中でも2回程度の説明があっただけであります。ですからこのことにつ  
いてもですね、私はやっぱり菊池市は今まで25年からなる産廃施設があって、  
大変な迷惑をやっておると。ですから、やっぱり補償金額についても産廃の施設の  
ない熊本県下の市町村、ここにも働きかけて自分の市の搬出は皆さん方も協力をや  
って下さいというようなことをやるのが市長の仕事であると思いますから、この点  
についてもお答え願いたいと思います。これについては、なかなかややこしくなる  
と思いますけれども、どうか2回目は助役さんの方に3者協議の中に参加でありま  
すから、お答えを願いたい。

溶融キルン焼却施設で焼却する量は、1日に100tを計算すると、フル運転や  
って365日焼却すると1年間で3万6,500tになります。今まで、ですから  
今まで焼却した量、また焼却残渣、わかればお知らせ願いたい。そして、25年ま  
で焼却施設は終わるわけでありまして。今まではキルンの焼却ということで、一緒  
に燃やして処理水も上の方に蒸気として逃がしていた、処分していたようなわけで  
ありますけれども、25年以降はその処理水、雨水含めてどのような形で処理をす  
るか。それについての協議をやっているなら、また市はどのような形でその交渉に  
臨むのか、お聞かせ願いたい。

最終処分場の終了時に容量がある場合は会社の中間処理に伴い排出される廃棄  
物、これを埋めると。また市長が特に必要であると認めた一般廃棄物についても、  
協議の上埋めるということであります。それは26年度、閉鎖後、以前の協定書の  
30年までとあるそのところまで埋めるのか。その点についてもお知らせを願  
いたい。

また協定書についての質問でありますけれども、最終処分場は26年の11月1  
7日に終了と。溶融キルン焼却炉は25年の11月17日に終了ということであり  
ます。ですから、今、市民の訴えで裁判中でありましてけれども、和解に向けての結  
審、恐らく3月には結審がされると思います。ですから、当然ながら焼却炉の停止  
期間、終わるまでの期間、これも協定書の中にはっきり謳い込んでいくというこ  
とをお願いしたい。市の考え方はどうなのか、聞きたい。

それに、補償金額、これはまだ提示、本田議員の質問の中でも提示されてお  
りませんでしたけれども、大体の内定書の中の調印は助役さんを中心としてあ

ようでありますから、この金額等についても協定書の中に書き入れていくということをして市はどのように考えているのか。

そしてまた、熊本県の公共関与の場所に今の九州産廃産の場所もっております。ですから、協定書の中にはこれは、県の公共関与は菊池から外すと、このことも協定書の中に折り込んでいただきたい。この考えは市はどのように思っておられるのか。

それとあと4者協議でありますけれども、地元の水迫地区の現状では、区長さん方の話では産廃問題の説明会をやって水迫地区で、例えばキルンの操業の差し止めをしておりますけれども、原告は188名であります。これは地元住民です。でもその説明会をするときは、20人前後しか集まらないという話を聞いております。ですから、恐らくは地元のすべての皆さん方の意見の集約、これ私も大変疑問に思うわけでありますけれども、やっぱり4者協議において市民の同意は取れたという受け止めでありますから、本当にこれが市民までこう、住民まで徹底しているのか。そこをお知らせ願いたい。

また、各地区の区長さん方の代表も4者協議に参加されておりますけれども、その方々も菊池はまあ産廃問題については区長さん方も知るでしょう。七城、旭志、泗水の区長さん方、恐らくは産廃問題、何のこっじゃろうかなという人が多いと思います。ですから、市民の意向が本当にこう伝わっているのかと、このことも大変疑問に思いますから、それについて市はどのような形で受け止めやっておられるのか、お答え願いたい。

そしてまた、最終的な段階に向かっているということでもありますから、私は4者協議の中には今からは菊池川流域、竜門ダムの利用者含めて各代表が4者協議なるものに入って来るべきだと、このことですね、このことについて市の考えはどうかお聞きしたい。

農振除外の承認ということで、8日の新聞に出ておりましたけれども、農業委員会の会長は、このことについてどのように受け止められたか、お話を聞かせていただきたい。また今後農業法人が集落営農の関係で大変多く立ち上げがされると思いますけれども、他の利用目的で行われる組織も今から上がってくると。ですから、そのチェックについてどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたい。

また、農業法人菊池牧場の事業計画、先ほど会長さんの方から話ありましたように、つぶれた土地をほかの土地に転用して、また農地として確保するというお話でありましたけれども、この問題についても2年前に買って、優良農地として買って農事法人、そして2年間で、16年に買って18年で農振除外と。そして、このたびはまた違う土地を買って、それとかまた埋め立てたところを農用地とするという

ことでありますけれども、そのようなことが果たしてこうできるのか、この問題についてもお聞かせ願いたいと思います。

以上、2回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 助役、村上建二君。

[ 登壇 ]

助役（村上建二君） 菊池の環境ということで、主に九州産廃に係る事項につきまして質問がございました。それにつきまして、順次ご答弁をさせていただきます。

まず第1点でございますが、許認可の県の責任と補償ということでございます。閉鎖に伴う補償金は県の方が出すべきではないのか。また、県内の市町村からそういう負担金を取るべきではないかというのが第1点だったというふうに思っております。先ほど市民部長が説明をいたしましたとおり、県の考え方は短縮期間分と平成30年以降の補償の合わせた額の2分の1を助成すると、補助するということとなっております。これについては、16年の6月、県議会での答弁があっておるところでございます。また、一般廃棄物につきましては、本市は平成16年度から市外の市町村が一般廃棄物を搬入する場合、持ってくる場合、環境保全協礼金、そういうものを徴収をいたしております。1tにつき1年目が1,000円だったかと思いますが、2年目が2,000円だったかというふうに思いますが、そういう負担はやっているというところでございます。

次に、溶融キルンの関係でございます。溶融キルン焼却施設についてでございますが、溶融キルンは平成10年10月から稼動をいたしております。今までの焼却量は、平成17年度末で27万4,000tでございます。焼却して発生をしました灰ですね、焼却灰、これにつきましては、その埋立量でございますけれども、大体3万2,000tというふうに思っているところでございます。

次に、溶融キルンの焼却施設の閉鎖後についてでございますが、その最終処分場の水対策をお聞きだったということで思いますが、現在最終処分場の水、浸出水と申しますけれども、それは会社で汲み上げまして水処理施設で浄化をしまして、溶融キルン焼却施設で利用し、そして最後は燃やして飛ばしているということで、蒸発させておまして、放流はされていないということでございます。通常はその他の会社、または自治体というのは、最終処分場のその水というのは水処理施設で浄化をしまして法が定めたその基準内で放流をしているというのが普通の状況だというふうに思っております。今のところ、九州産廃の方は飛ばしてしまっているということでございます。溶融キルンは閉鎖されれば冷却水で蒸発させることができないということとなります。今後会社から新たな水処理方法について提案があれば、環境保全協議会で協議をしてみたいというふうに思っております。

あと最終処分場の閉鎖時に埋立残余量があった場合、協定どおりに30年で終了するのかというお尋ねでございますが、会社の考えでは、現在県に申請をしております計画容量、これは39万m<sup>3</sup>でございますが、短縮期間分の容量である。市としましては、これは30年で終わるというふうに、そのころまでには終わるというふうに考えております。仮に平成27年3月31日に残余量があったとしても、最終処分場は終了するということでの合意事項がっておりますので、そのように協議をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、県の公共関与の関係でございますけれども、協定書に明記をすべきだということでございます。これは当初、産業廃棄物処分場の増設拡張問題の中で公共関与で解決できない対策案があったので、候補地がありましたけれども、3者、市・県、そして会社の3者の中で話し合いが進まず、もう公共関与の話はないというふうに理解をいたしております。

あと協定書でございますけれども、補償額を入れるべきだというふうに質問がございましたけれども、これについてはまだ県といろいろ協議をしてまいりたいというふうに思っております。

それと、あと時間がございませんけれども、地元の説明ということでございますが、4者協議は区長会の人たちも入っていらっしやいまして、それを集約してその会議に参加をしてもらっているというふうに思っております。また地元でも重要な事項については説明会などをやっておられるというふうに伺っております。

あと、4者協議に竜門ダムの、竜門ダムかな、そういう方、民間の方の代表者を入れるべきじゃないかということでございますけれども、平成15年12月の区長会総会、市議会でその4者代表が大体参加するという方に同意を得ておるところでございますので、今のところはそういう考えをちょっと持っていない、いかがかというふうに思っております。また、そういう産廃についていろいろ市民からの意見、説明会、そういうものにつきましては、今後も一生懸命頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北田 彰君） 農業委員会会長、上田利弘君。

[ 登壇 ]

農業委員会会長（上田利弘君） 農振除外の承認、農振協議会において取れたが、農業委員会会長としてどう考えているかというような質問でございますが、農振協議会会長より市長さんへ要望・意見を加えて報告がありますので、この件につきましては申し訳ございませんが農業委員会会長として意見を差し控えさせていただきます。

それから、集落営農による法人の農地取得申請が増えてくると予想がされますが、今後利用目的のチェック体制などについてというふうなことでございますが、農業法人では農地取得などの権利を有する農業生産法人については、農地取得申請前に地区農業委員、農林振興課との連携により法人登記、定款、農業計画書の提出を求め、法人の構成員、経営形態、農業従事者、従事日数、機械装備の状況、法人の農業生産の占める割合など、慎重に資格要件などの審査や意見の聴取を行っております。農業生産法人として認められた後、農地の取得や賃貸借の申請があれば、毎月開催している農業委員会会議前に当月の議案について旧市町村の選挙委員と選任委員各1名ずつで構成する議案検討委員会において、再度適当であるか否かを慎重に審議し。

議長（北田 彰君） 上田会長さん、質問時間が60分となりましたので、発言を中止します。

[ 登壇 ]

農業委員会会長（上田利弘君） はい、わかりました。

議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終了したいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

-----  
散会 午後3時43分

第 4 号

9 月 1 4 日

# 平成18年第3回菊池市議会定例会

## 議事日程 第4号

平成18年9月14日(木曜日)午前10時開議

### 第1 一般質問

-----  
本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問  
-----

出席議員(27名)

1番	東	裕	人	君	
2番	泉	田	栄一朗	君	
3番	森	清	孝	君	
4番	藤	野	敏	昭	君
5番	樋	口	正	博	君
6番	二ノ	文	伸	元	君
7番	中	山	繁	雄	君
8番	水	上	博	司	君
9番	三	池	健	治	君
10番	怒留湯	健	蓉	さん	
11番	坂	本	昭	信	君
12番	隈	部	忠	宗	君
13番	奈	田	臣	也	君
15番	木	下	雄	二	君
16番	坂	井	正	次	君
17番	森	隆	博	君	
18番	山	瀬	義	也	君
19番	本	田	憲	一	君
20番	渡	邊	康	雄	君
21番	栃	原	茂	樹	君
22番	松	本	登	君	

23番 工藤 恭一 君  
 24番 境 和則 君  
 25番 北田 彰 君  
 26番 外村 國敏 君  
 27番 徳永 隆義 君  
 28番 横田 輝雄 君

-----  
 欠席議員（1名）

14番 葛原 勇次郎 君

-----  
 説明のため出席した者

市長	福村 三男 君
助役	村上 建二 君
総務部長	緒方 希八郎 君
企画部長	村山 隆 君
市民部長	木下 儀郎 君
経済部長	岡崎 俊裕 君
建設部長	石原 公久 君
七城総合支所長	平野 國臣 君
旭志総合支所長	稲葉 公博 君
泗水総合支所長	上林 正章 君
市民部総括審議員	大場 美範 君
企画部首席審議員	鳥井 修 君
財政課長	川上 憲誠 君
教育長	田中 忠彦 君
教育次長	山口 正司 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村 鉄男 君
水道局長	後藤 定 君
農業委員会事務局長	五島 千秋 君
監査委員事務局長	田島 伸正 君

-----  
 事務局職員出席者

事務局 長 樋口 昭彦 君



議 事 課 長  
議 事 課 長 補 佐  
議 事 係 主 事

春 木 義 臣 君  
城 主 一 君  
本 田 昇 君

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

-----  
午前10時00分 開議

議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
-----

日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

最初に、坂井正次君。

[ 登壇 ]

（坂井正次君） おはようございます。昨日はたくさんの傍聴人で、非常にやりがいがあったと思いますけれども、今日また来ていただきまして本当にありがとうございます。

私は、新市になって4回連続で優良企業の誘致について一般質問をさせていただきましたが、真に優良企業の誘致なくして将来の菊池の繁栄はないと思っているからでございます。このたび、議長の配慮によりまして、企業誘致特別委員会が誕生の運びとなっております。非常にありがたい話でありますけれども、あえて私は一番切望する一人として、願わくば若い方でもありますし、常に委員会に入れていただき、活動の場を与えていただくなると願っておるところでございます。特別委員会設置に大変感謝しながら、質問に移らせていただきます。

今回は、市民の皆さんの身近な声を中心に質問をさせていただきます。

まず、通告順に公共施設の整備について。1、騎馬像の移設について。初めに、菊池市内の駐車場の状況を質問する予定でございましたけれども、もう皆さん会合、コンサート、スポーツ大会、祭り、イベント、特に食事、宴会等に来られて現状はおわかりと思いますので、あえて状況質問はしませんでした。菊池市内にいろんなイベントがあるとき、そしてまた飲食に来て時間に追われて駐車場を探し、止めるのは至難の業でございます。どの駐車場にも止められず、ここしかない最後の望みを持っていったグラウンドの駐車場。しかし、目にしたのは駐車禁止の看板が立っている路上に違法駐車車が何十台と列を作って止めてある道路、悪い悪いと思ってはいましたが、つい時間がありませんし止めてしまいました。私だけでしょうか。幸運にも会合、宴会には間に合いましたが、不幸にも切符はしっかり切られてしまいました。私はつくづく思いました。もう少し駐車場が広がったらなと思

い、ふと横を見ますと広々とした芝生広場、私だけでしょうか、こう思ったのは。多くの市民の声が聞こえてきます。九州を股に掛けて活躍した菊池一族は、市民の誇りでありますし、尊い菊池の歴史でもあります。その菊池市のシンボルでもあります菊池武光公の騎馬像は、ふるさと創生基金でつくられた貴重な騎馬像でもあります。しかし、そんな騎馬像だからこそ、もっと遠くから、もっと広く、広い範囲からたくさんの人に見てもらえるためにも、菊池神社の横の丘、まさしく指定席ではないかと私は思います。神様は上に祭られて神様らしく、騎馬像も私に言わせれば神様であり、下で祭るより上で祭るものだと思います。丘の上に立たれてこそ、武光公の騎馬像が生き、夜間にライトアップでもしたら隈府のどこの町中からでも見ることはできるはずで。毎日騎馬像をもっと身近に感じながら見ることができ、菊池神社とともにそびえ立つ魅力ある菊池のシンボルになることでしょう。なにより駐車場に駐車ができず困ることもなくなるでしょう。菊池市の温泉郷が賑わいを増せば増すほど、駐車場の整備は必要となります。騎馬像を神社横の丘の上に上げ祭り、不足する駐車場の整備をしたらと思います。市長の考えをお伺いいたします。

続きまして、七城町の前川水源公園の駐車場について質問いたします。七城町の前川水源公園は、名水百選にも選ばれているきれいでおいしい清らかな水の沸き出す公園として大変有名であります。土曜、日曜、祭日には、200台から300台の車が県下から水を汲みに来られます。人気が良いのはいいことですが、200台ないし300台来られると駐車スペースが6台程度しかなく、道の両側にたくさん止められ、地元の方の車の往来もままならないようであります。また1台でポリ容器に3ないし5個も持って帰られるので、水汲み場駐車場等混雑し、たまには順番を巡って喧嘩も頻繁にあるようでございます。駐車場が少ないので水汲みに来た人も必死なのであります。ちり箱を用意したら山のように溜まりますし、置かないと道路脇の山林、畑に捨てられる。また、夜中に水汲みに来ては車の音、ドアの音、人の声等でなかなか寝付けない等、地元の前川区民の住民の方は大変困っておられるようであります。そこで、前川区として芝生広場の方に駐車場を増やし、そちらのほうに水汲み場を4ヵ所ばかり増やしてほしい。また、夜中水汲み禁止の看板を公園内ではなく、前川区の入口に数ヵ所立ててほしいとのこと。区民の皆さんは名水百選の公園で人気があるのもいいが、迷惑がかからないようにとのこと。市として前川区の要望に応えてほしいと思いますが、市としてどのように対処していただけるか、お伺いをいたします。

次に、菊池多目的グラウンド、ちょっとこれは間違いかもしれませんが、七城総合グラウンドの整備について。去る8月19日から3日間、国体予選九州ブロック

ソフトボール競技少年男女の大会が菊池多目的グラウンドと七城総合グラウンドで開催されました。菊池のグラウンドで高校男子の部、七城のグラウンドで高校女子の部、九州各県からの出場ですので、選手、父兄、生徒、総勢300人は超えていたと思いますけれども、関係者が雨が降ったので3泊だったですかね、菊池市に宿泊されました。温泉組合にも多少のメリットはあったと思いますし、また菊池温泉、菊池の特産品等のPRにも一役かったと思います。大会の準備から市教育委員会には大変お世話になりましたが、菊池市ソフトボール協会から意見要望が出ました。今後もこういった大会、スポーツイベントが開催されるが、必ず菊池市で宿泊されるはずであります。そんな中、七城グラウンド、泗水のグラウンドには管理人がおられ、グラウンドはきれいに整備されてあります。しかし、菊池のグラウンドは管理人がおられず、草が生え、大会を開ける状態ではなかったそうでございます。大会前にソフトボール協会役員、また市教育委員会の方が大変大事をして整備をしなければならず、非常に大変だったそうであります。菊池多目的グラウンドなどは年間を通じてソフトボール、野球、陸上、サッカー等、連日のようにたくさんの方が利用されておられますし、願わくば七城、泗水のように管理人を置くなりして、グラウンド整備等対策をしてほしいとの要望がございました。また、七城の総合グラウンドはグラウンド状態整備は抜群によろしいが、Cコートのバックネットだけが小さく、他のコート並にしてほしいとのことでした。菊池グラウンド、七城グラウンド、年間を通じていろんなスポーツに利用されて、愛好家に利用をされております。また今年は実業団九州大会、県ママさんソフト大会、九州国体予選と大きなイベントも使用されております。両グラウンドの整備について、市の対応をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） おはようございます。

騎馬像の移設についてでございますが、菊池文化の源流を示す九州を平定した菊池武光公騎馬像は、旧菊池市においてふるさと創生事業として各種団体、市政モニター、また市民からのアイデアを募りまして、その後検討委員会、推進委員会の討議を経て、菊池精神の高揚を図るため、市民広場の中心に平成4年に設置されたものでございます。現在も秋の風物詩、菊人形菊まつりなどの各種イベントが芝生広場にそびえる菊池武光公騎馬像との調和を基本に開催され、多くの市民や観光で訪れる人々の目を楽しませ、観光物産館、夢美術館、市民広場周辺の体育施設など、一帯の憩いの場として親しまれているところでございます。そのような状況を踏ま

えまして、騎馬像を菊池市のシンボルとして考えていますので、移設の考えはございません。また、駐車場の拡張につきましては、市民広場再整備計画の中で道の駅構想やゲートボール場及び弓道場の移転後に拡張の計画がございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） ご質問の2点につきましてお答えさせていただきます。

まず最初に、前川水源の駐車場でございますが、議員さんご指摘のように、ご意見のように、熊本名水百選にも選ばれまして、前川水源公園につきましては公園敷地水源地から良質な水が自噴しており、飲料水を求めて菊池市内はもとより市外からも大勢の人が容器持参で採水に来ておられます。駐車場は現在のところ7台の駐車スペースしかございませんで、一度に多くの方が来られるピーク時には一時路上駐車も見受けられる現状があるようでございます。土曜、日曜にはそういったこともございますが、平日におきましては現在のところ駐車に関しての大きなトラブルは起きていないというふうに伺っております。

また、夜間に水を汲みに来られ、周辺住民の方が迷惑しているということがあっているようでございますけれども、現在入園時間も夜9時から朝5時までの入園禁止という立て看板を設置し、周知を促しているところでございます。しかし議員さんご指摘のように、公園の入口ではなくて水を汲むところに4カ所ほど設置してほしいというご要望でございますので、これについては即どういう状態が対応してみたいというふうに考えます。ご指摘のように、休日の駐車場の混雑に伴いまして、農作業の方や付近住民の方にご迷惑を掛けているということであれば、今後の対応につきまして地域住民の方々の意見を聞きながら対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

次に、菊池多目的グラウンドの件でございますが、現在の菊池多目的グラウンドは都市公園の一部として都市整備課で管理いたしておりますので、建設部の方でお答えをさせていただきます。菊池多目的グラウンドの除草作業については、必要になったときに随時行っており、大きな大会前には実施いたしておったところでございます。今回の国体九州ブロック大会ソフトボール競技大会前も除草作業を実施いたしましたものの、除草が十分でなかったということでご指摘をいただいたところでございますが、今後は定期的除草による管理の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） おはようございます。

教育委員会所管の七城総合グラウンドの施設につきましては、ソフトボール競技が同時に4面試合ができるコートを用意しておりますが、近年では九州の各種大会や熊本県の一般大会及び高校生の大会が数多く誘致されまして、多くの人々が利用されております。今年8月には国体九州ブロック大会のソフトボール競技、少年女子大会が開催されました。しかしながら、議員ご指摘のとおり、4面のうち1面はバックネット施設が小さく、大きな大会に備えるだけの設備がなく、大変ご迷惑をおかけいたしましたところでございます。今後そのバックネットの拡張につきましては、よりよい状態で競技ができますよう整備を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[ 登壇 ]

（坂井正次君） 騎馬像の移設は考えていないと。現時点では確かにそうだと思います。しかし、市民の方々が不便を感じたとき、またいろんなことを思われたときは、そのときにまたいろいろ考えていくべきだと思いますけれども、丘の上に奉るといことも今後は考えていってはどうかと思います。また、駐車場も考えていきたいということですので、こちらの方はぜひ駐車場が増えるようによろしくお願いします。

それから、グラウンドの整備ですけれども、やはり責任を誰が負うかといいますか、責任者はやはり明確になっていた方がいいと思います。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

職員の専門化について。合併し大きくなった菊池市において、市民のためにも建設、福祉、教育と各部専門的スペシャリスト化が必要ではないかと思えます。一例ではありますが、市営のつまごめ荘は採用試験は公務員の採用試験だと思えます。今後においては、主に介護をやるのでございますから、介護等の資格を持つ人を、また介護の試験で採用を決めるようにしたらどうかと思えますがどうですか。また、温泉ドームの竣工検査でも質問がありましたが、このように専門的知識が必要な部においては、専門的知識を持った人を専門的採用試験で採用すべきだと思いますが、お尋ねをいたします。市民が求めているのは、各部での専門的知識を持ったプロフェッショナルな職員の対応、サービスなのでございます。また、合併前ならともかく、合併して大きくなった菊池市でありますから、各部あまり部署替えを行わず、なるべく専門部署でプロフェッショナルに徹し、市民サービスに corres 応すべきと思えますが、市長の考えをお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、お答えいたします。

本市の採用試験につきましては、現在熊本県が実施しております市町村職員共同試験によって行っております。試験につきましては、教養試験、適用試験、専門試験ということで日本人事試験研究センターで作成したものを利用しております。試験につきましてはそのようなことですが、市役所は住民に最も身近なサービスを総合的に担う行政機関でございます。市民の皆様の要望を迅速かつ的確に把握し、行政に反映していくことが求められております。また市民の皆様の要望は年々高度化、複雑化している状況にあります。このような市民の方々の要望に対応するためには、職員一人一人の能力や潜在能力を十分に活用していくことが求められており、人事管理システムの中に職員の能力開発、人材育成の視点をこれまで以上に明確に位置づけることが極めて重要な課題だと思っております。合併前までの組織形態は、少数の係員が数多くの業務を担当し、幅広い知識が必要とされました総合職、ゼネラリストでございますが、そういうのが必要とされてきました。しかし、行政への要望が多様化し、業務も複雑高度化してきた今日、行政の各領域においては専門化・細分化する行政需用に対応するために、職員の専門的知識や技術の必要性が強く求められています。専門的な知識や技術を有する職員とは、1つは資格免許が必要な職種で、採用時から専門の業務を担当する保育士、保健師、幼稚園教諭といった専門職、スペシャリストでございますが、これであり、もう1つは資格試験は必要とはしませんけれども、特定の部門・分野で業績に精通、習熟し、専門的なスタッフとして業務進行・管理にあたる一般事務職の専任職、エキスパートといえますけれども、その専門職でございます。このような専門職、専任職を確保するためには、求める職員像を明確に示し、様々な分野から幅広く人材を求めるとともに、職員一人一人の能力、適性を見極め、適正な職員配置につなげる人事異動、ジョブローテーション、人材育成に主眼をおいた人事考課制度、自己申告制度の拡充、人事交流や派遣等によるより幅広い視野の育成などを長期的なビジョンに基づいて計画的に進める必要がございます。本市では、計画的な人材育成を実施するために、現在人材育成基本方針の策定にかかっております。また、専門的な職員の育成のための職員研修といたしましては、階層別研修や専門知識研修等に取り組み、各業務における専門知識を身につけたエキスパートの育成と的確な業務遂行のできる人材育成を目指しております。今後も専門的な職員確保のため、人材育成、人材の確保に積極的に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[ 登壇 ]

（坂井正次君） 総務部長の素晴らしい答弁でございました。求める人材像、専門的エキスパートになってもらうように頑張っていたきたいと思います。

続きまして、災害の復旧について質問をいたします。板井地区、松島地区の災害復旧について。板井地区2カ所、松島地区1カ所の大雨による災害は、いずれも集落内の道路の崖ぐえであります。板井地区の元県道の民家の土手ぐえは、災害復旧工事で対処できるとのこと。しかし、もう一方の板井地区の崖ぐえは、その土手ぐえよりも土手面も広く、高く、斜面も急であります。土手下には数軒の民家もあり、再度崖がくえたら下の民家、また人命にも及び大変危険であります。松島地区の崖ぐえも今のと似ておりますが、土手面も広く、非常に高く、斜面も急で、ここは上に民家があり、また下の道路も通学路で往来も非常に多い道路であります。同じく、崖ぐえでもしたら人命にも及ぶと思われま。市として早急なる対応が必要と思ひますが、建設部長にお伺いをいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 公共土木施設災害復旧として採択できる範囲は、道路用地内の施設となっております。議員ご指摘の板井地区の2件と七城松島地区の1件の法面崩壊の災害でございますが、板井地区の1件の市道1号線は、市の単独災害として復旧する予定となっております。また、板井地区の市道板井村中線ですか、それと七城松島地区の市道小野崎平島線につきましては、災害箇所が民地でございますので、公共土木施設災害復旧事業に該当いたしませんので市での復旧はできないこととなっております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[ 登壇 ]

（坂井正次君） 再度質問いたします。

法面が市の道路用地であれば災害復旧できるが、法面が民地の場合災害での復旧は該当しないとのこと。この板井地区、松島地区とも法面の土地は地権者の方が提供するので安全確保のために法面工事をやってほしいと言われております。両区長様もそのようにと言われております。大変危険であります。同じ災害でも1カ所は市民の土地だから復旧工事ができる。災害復旧工事ができる。また、他の2カ所は土地も提供すると言っておられるのになぜできないのか。また、他の方法でも復旧工



事ができますならばよろしくお伺いしたいと思いますけれども、その点をお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） なぜできないのかということでございます。寄附をするからしてもらってもいいんじゃないかというようなご指摘でございますが、民地の法面を保護することで、それをやり出したらどこもここも寄附するからうちの土地をみな保護してくれというようなことも出てまいります。そういったことで、公共施設の災害復旧は、あくまでも公共用地ということになります、限っておりますので、それらについて民地を保護することは今の時点ではできないこととなっております。ただ、ご指摘のように当該路線が通学路でもあり、地域の重要な生活道路であること、また幅員も狭く、見通しも悪く、下の方には民家もあって危険な状況にあり整備の必要性があることのご指摘をいただきました。このことにつきましては、それぞれの箇所につきまして現地調査を行い、今後どのような事業でできるのか、また拡幅の必要があるのか、そこあたりの調査をしながら、それぞれに適切に処理してまいりたいというふうに考えます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[ 登壇 ]

（坂井正次君） 私も現場を見ましたけれども、やはりその法面がくえましたら非常に人命にも関わるような危険な箇所だと思いますので、よければぜひいろんな方法でもできる限りの努力をしていただきたいと思います。よろしくお願います。

続きまして、4番の道路の整備について質問いたします。県道133号穴川・中津江線の整備についてでございますけれども、これは隈府から龍門を通過して、穴川を通り中津江までの道であります。隈府から穴川までは2車線で立派な道路ができておりますけれども、穴川から中津江まではマイクロバス車しか通れなく、大型バス、大型トラックは通行禁止になっております。大分国体でボート競技は菊池市の竜門ダムで行われます。それまでにはとても間に合いませんと思いますけれども、中津江から竜門ダムまで2車線が通っていればと残念であります。地元穴川・鳳来の方々もぜひ必要と言っておられますし、大分の観光地と鯛生金山等と竜門ダム、菊池温泉、菊池溪谷を結ぶアクセス道として、また観光ルートとしても観光開発にも必要不可欠な道路だと思いますけれども、市の考えをお聞かせ下さい。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 県道133号、鯛生菊池線は、国道387号から穴川地区までは竜門ダム建設に伴いまして改良済みでございますが、議員ご指摘のように穴川地区から県境までの区間、約3kmについては未改良となっております。県の取り組みといたしましては、平成17年度に第5大滝橋の改修を行い、また未改良区間の320mの測量設計にも着手をいたしております。未改良区間につきましては、狭隘で急峻な箇所が多く、全路線を2車線に拡幅することは非常に困難でございます。また、事業費には莫大な経費が必要とすることから、見通しの悪いところの改良やショートカットでの1.5車線の道路整備を検討しているということでございます。今後は危険な箇所でも事業着手可能などから順次改良できますように、議員さんのお声も県の方に伝えながら強く要望してまいりたいというふうに考えます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[ 登壇 ]

（坂井正次君） 1.5車線でも、まあ仕方がないかもしれませんが、大型バス、観光開発に関してでもですね、大型バスや大型トラックの通行できる範囲では、ぜひお願いしたいと思います。

次に、道路の整備について、国道387号線沿線での菊池温泉の観光PRについてでございますけれども、これは経済常任委員会と非常に関係が深く、今回はこの質問に関しては取り下げたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（北田 彰君） 次に、栃原茂樹君。

[ 登壇 ]

（栃原茂樹君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

国よりアメとムチをかざされまして、合併して早1年半になろうといたしております。そういう現在、総務省は財政危機に陥った自治体を財政再建団体に指定する新たな指標として、地方債や一時借入金のほかに自治体が出資する第3セクター並びに公社などの債務残高を加える方向で検討がなされております。指標を増やし、第3セクターなどと連結ベースとすることで、財政難の自治体を早めに把握することを狙いといたしまして、新聞にも載りました北海道夕張のように突然に破綻する事例を避けるために、自治体に財政運営の改善を勧告する早期是正処置も導入する方向が進められているところでございます。また、2007年に一部導入する人口と面積を配分基準にした新型地方交付税により、県内48ヵ市町村の約6割が交付税の配分が現行より減額される公算が大きいことが6月17日県の試算として熊日で報道されたことは皆さんもご承知かと思っております。当市といたしましては、4億

2,400万円の減額となっています。依存財源に頼る我が市といたしましては、将来、子や孫に負の資産を残さぬよう健全財政の確立を肝に銘じながら、通告に従いまして4項目について一般質問をいたします。

まず第1に、菊池市土地開発公社についてであります。未成土地の期末残高が林原工業団地で2万6,249㎡、蘇崎工業団地で6万7,391㎡、田島工業団地で14万8,947㎡ございます。この金額の残高といたしまして、合計金額が26億3,694万6,448円であるわけですが、この土地の買収費及び造成並びに利子の金額の内訳はまずどうなっているか。それと各々の団地ごとに、また平成18年度は期末残高として増すであろう利子の3団地の合計金額はいくらか、まずご答弁をお願いします。

2点目といたしまして、今後の企業誘致の取り組みについてどのように考えておられるか、ご答弁をお願いします。

以上、2件について第1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） まず、1点目の未成土地の買収額、造成費用及び利子等の合計額ですけれども、現在菊池市土地開発公社が所有する工業団地で未成土地を有するものは、議員おっしゃいましたとおり林原工業団地が約2.6ha、蘇崎工業団地が約6.7ha、田島工業団地が約14.8haの3団地でございます。この団地の原価の内訳ですが、林原工業団地で用地費1億4,654万2,325円、造成費6,820万3,951円となっております。これまでの支払利息が362万6,162円であり、合計で2億1,837万2,438円となっております。次に、蘇崎工業団地ですが、用地費2億6,514万7,998円、造成費7億1,142万265円、支払利息4,470万6,884円で、合計10億2,127万5,147円となっております。また、田島工業団地は用地費5億8,994万3,097円、造成費7億1,673万8,434円、支払利息9,061万7,332円、合計13億9,729万8,863円となっております。また、平成18年度利息につきましては、林原工業団地と蘇崎工業団地合計で637万8,000円、田島工業団地は1,025万7,000円となっております。

また、今後どのような方針により企業誘致を進めていくかでございますけれども、今日製品開発のサイクルが短くなる中で、企業は従来以上に造成済みの工業団地を求めるようになっていきます。こうした中で、本市土地開発公社の工業団地につきましては、植木インターチェンジに近接してまして、陸路輸送に適した場所であること、また県が進めるものづくりフォレスト構想や北部九州の自動車産業の集積を考

えたとき、有利な条件を有していきまして、特に輸送機器関連企業の誘致に適していると思われまふ。今後とも県の企業立地課や東京事務所、あるいは大阪事務所と連携を密にし、また市の企業誘致のDVDやパンフレットを活用して積極的に誘致を図りたいと考えています。また誘致にあたりましては、他の市町村との競争力を強化するために、本年4月に議会の同意を得まして創設した用地取得補助金並びに雇用促進補助金を交付する市独自の優遇措置等を積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 枥原茂樹君。

[ 登壇 ]

（枥原茂樹君） 再質問をさせていただきます。

利息が18年度といたしましても相当なものでございまして、今までの計でも1億3,900万円ですか、これについてはもう悪循環を招いているわけですね。売れなければ市の債務がある。売れてはじめて解消しますが、企業が買うときは段々高くなると、非常に最悪な条件となつて、やっぱり企業もなるだけ安いところをとなつたら売れないということにもなるかと思ひますので、こういうことについてはやっぱりなるべく早く解消することが先決であると考えています。そういうことで、これは私案でございますが、どうしても売れないなら、そのまま取つていけば赤字になるということですから、市の債務が増えるということですから、宅地造成なり、市営住宅の建設なり、そういうことに計画変更をしてはどうかということをおしあげておきます。答弁は要りません。

それから、2点目でございますが、企業誘致の取り組みについてはいろいろ頑張つておるといふことでもございまして、これは未成土地ばかりでなくて全体の今後の企業誘致についても議会でも特別委員会をつくるというようなことになつておるわけでございますが、参考まで申しあげますと、福島県の泉崎村でございます。人口が7,000人でございます。単年度赤字が7億円、累積債務が68億円あったものを、ここの村長さんでございます小林村長自らトップセールスを行い、企業等に回つて、約半分の債務残高に減らさせたというのが1ヵ月前かそこらぐらいだったろうと思ひますが、テレビを見ていたらちょうど放送されておりました。そこでお尋ねをいたすわけでございますが、市長も自ら企業にトップセールスをやつて、よい企業を誘致してくる考えはないか。また、今までそういうセールスをされたことはあるか。これは市長にご答弁をいただきたいと思ひます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） ただいま質問、それぞれ各点からご質問がなされておりましたけれども、大きくは財政の一つの健全化を大変ご懸念をいただきまして、ご質問と問題点の提議をいただきまして、私もごもっともだと思っております。国内の経済情勢は、企業収益の回復や株価の回復によりまして、金融面での不透明感も大幅に後退をして、企業の設備投資は増加基調を続けています。こうした中で、企業誘致につきましては今後ますますそれぞれの県下の市町村、あるいは内外の市町村との競争が続くものだと、このように感じております。本市におきましては、今年新設いたしました、先刻部長の方からもご答弁申し上げましたけれども、補助金等の優遇措置を活かしながら優秀な人材、そしてまた交通の利便性、水や緑に包まれましたこの恵まれた自然、生活環境などの優位性というものは他のないものでありますから、この優位性をアピールして誘致に努めてまいりたいと、このように思っております。お尋ねがありました件につきましては、私も機会を捉えまして企業訪問し、誠意を持って積極的に企業誘致に取り組んでまいりたいと、このように思っております。なお、とりわけこの福岡県を中心とした、九州では特に自動車産業、これも先ほどの答弁の中入っておりましたけれども、進出がめざましく、関連企業を含めまして工場設立の候補地選定が始まっておるようであります。菊池市の工業団地も候補地として公式、または非公式に企業からの視察も続いておりまして、今後の企業誘致に大いに期待を抱いているところであります。これまでに企業の進出としてはありませんが、本市におきましては本年の8月に検査装置等を開発します応用電気さんの方が投資を新たにすることということで、約3億7,000万円、新規雇用が20人ということになっております。また、ちょうど議会中のために私は出席できませんでしたが、昨日合成樹脂製品を製造しますミライアル株式会社が昨日調印が整いまして、投資額は20億円、新規雇用は90人と、このようになっております。企業の誘致というものは、ご指摘のとおり、雇用機会の創設や安定した税収の確保などの直接的な効果はもとよりといたしまして、地場企業の新たな商取引ということ、この商取引によりまして従業員の方々の購買力の向上など、間接的にも大変な効果が望めると思っております。このような意味で、今後自らもトップセールスという形で精いっぱい努力をしていきたいと、このように思っております。

失礼いたしました。調印は9月12日、一昨日でございました。失礼しました。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[ 登壇 ]

（栃原茂樹君） 土地開発公社は全額の市の出資でございますので、その点全額市に負債は戻ってくるわけでございます。それから、利子も多額になっておりますが、

これはもう税金も取れていないわけです。民間にあれば、今までも固定資産は入ってきておるわけですが、これは畑といたしまして評価額は5万円か6万円でしょうからそうたくさんには上りませんが、やっぱりこれは貴重な財源でもございます。大体林原団地、蘇崎団地、田島工業団地、各々何年ぐらい塩漬けになっておるわけですかね。大体概略ででございます。お答えを願います。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 造成期日を申し上げます。蘇崎工業団地が平成元年から平成14年までの一応造成販売ということになっています。また、林原工業団地におきましては平成5年が完了であります。また、田島工業団地は平成13年度で完了しています。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[ 登壇 ]

（栃原茂樹君） 公社の件につきましては、以上で終わらせていただきたいと思いますが、トップセールスにひとつ努力されることを期待いたしております。

2番の市債及び減債基金についてでございますが、現在一般会計で市債276億6,892万3,000円があるわけでございますが、このうち高額利息の政府資金の借入金を減債基金等で繰り上げ償還の考えはないかということでございます。また、平成13年度より償還金制度という補償制度というものができまして、繰上償還も可能というようなことを聞き及んでおりますけれども、このことはどう検討されておるかもお尋ねをいたします。なお、今後の預金金利は0.何%という非常に安いわけございまして、以前の政府資金については私から言わせれば高利貸的な利息のように考えるわけでございます。そういうことでございますので、繰上償還がまた不可能であるなら、全国市長会等で政府資金の低利借り換えを要望する考えもないか、合わせてお尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 地方債276億6,892万3,000円のうち政府資金は217億2,760万9,000円、約79%となっております。利率が5%以上6%未満のものが2億156万4,000円、6%以上7%未満のものが7億4,281万3,000円、7%以上が1億6,432万1,000円、合計いたしますと11億869万8,000円となっております。政府資金の高額利息につきましては、以前より、県下11市のと時からでございますが、現在は14市になっており

ますけれども、共同取り組みとして借換を国に強く要望してまいりましたが、許可が下りない状況でございます。なお、公営企業金融公庫につきましては6%以上を対象とした借換の許可が行われまして、現在は6%未満の地方債のみとなっております。減債基金を活用しての繰上償還につきましては、起債の借用証書の中に特約条項があり、現行の金利より低い財政融資資金を使い繰上償還ができることになっておりますが、政府資金の元利償還金分が交付税に算入されることから、繰上償還を行っても金利の差額程度、もしくはそれ以上に交付税が減少することも考えられるため、あまり活用されていない状況でございます。現時点といたしましては、国の行財政改革により、今後歳入増が見込めず予想外の収入減少や支出増加も想定しておくことが必要でございます。新庁舎建設や公共事業等に多くの財源が必要で、公債費も上昇すると見込んでおります。高金利になります7%以上の起債につきましては、平成21年度までに償還が終了いたしますので、繰上償還よりもむしろ無理のない償還と計画的な起債が必要であり、中・長期的な財政計画の中で対応し、減債基金につきましては、その財源として活用したいと考えております。なお、政府資金の低金利、借換につきましては、県下14市で連携し、全国市長会を通じて今後も強く要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[ 登壇 ]

（栃原茂樹君） 大体お尋ねいたしましたことについては、すべてお答えができましたので。ただ、今で270億円からあるわけでございますから、また合併特例債等が230億円かそこら、全部使うということになれば相当な起債でございます。そういうことでございますので、健全財政を頭において、今後、より効果のある事業等を取り組んで住民のニーズに応えていただきたいと、これはお願いを申し上げておきます。

以上で、この件については質問を終わらせていただきます。

次に、3項目目でございますが、公の施設の指定管理者の指定についてでございますが、これはたまたま第1点目といたしまして四季の里・旭志についてお尋ねをいたしておりますが、6月の定例会の折りに私質疑をさせていただきましたけれども、そのときちょうどお答えが「いたします、後で」ということでしたがありませんでしたので、あえて事務的なことも少々ございますけれども、この場で一般質問をさせていただくわけでございます。

まず1点目、四季の里・旭志指定管理委託料1,661万2,000円の内訳について、内容についてをお尋ねいたします。

2番目に、第3セクターの経理の方法について、これについては七城町振興公社等々の違いもございました。決算書の説明の段階で。合併して社長は同じ市長でございますので、統一した経理はできないものか。このことについて、まず第1点目としてお尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） おはようございます。

栃原議員のご質問にお答えを申し上げます。

四季の里の委託料の内容でございますけれども、管理委託料の内訳といたしましては、警備委託料が19万500円、電気保安協会委託料が59万3,770円、冷暖房機器管理委託料が36万6,660円、温泉ボイラー保守点検委託料が25万1,160円、塩素滅菌設備維持管理委託料が5万2,500円、温泉機械点検委託料が48万8,250円、浄化槽保守点検委託料が492万9,120円、自動ドア安全点検委託料が6万7,410円、家族風呂温泉機器保守点検委託料が25万2,000円、家族風呂ボイラー点検委託料が12万6,000円、非常用発電機保守点検委託料が150万円、草刈り管理委託料が77万400円、周回バス委託料が620万円、シャクナゲ公園管理委託料が82万4,000円となっております。

以上、お答えします。

失礼しました。第3セクターにつきましては、それぞれ独立した企業体であるため、経理の方法につきましても若干の違いがございます。有限会社七城町振興公社と株式会社四季の里旭志を比較しました場合、有限会社七城町振興公社につきましては使用料制として、施設使用料を市へ納め、市より同額の管理委託料を支払っております。また、管理委託料の経理処理は、使用料制による同額交付のため、営業損益の部の売上高の委託料収入として処理されております。

一方、株式会社四季の里旭志は、利用料金制として施設使用料は会社の収入として受け入れ、別途市より施設維持管理費にあたる管理委託料を支出しております。管理委託料の経理処理につきましては、施設を維持管理するための経費に係る委託料収入であり、営業上の収入でないために営業外収益として処理されております。指定管理者制度に移行しました今後は、双方とも利用料金制で統一をいたします。管理委託料にあたる指定管理料は、施設の維持管理に必要な経費で積算することとし、他の第3セクター同様営業外収益として決算処理されることとなっております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。



[ 登壇 ]

( 栃原茂樹君 ) それでは、再質問をさせていただきます。

まず第1点に、平成17年度の決算から見ますと、330万円ほど委託料が増加となっております。公の施設の管理委託については、経費の削減、それから施設の有効利用等がより図られるようにというような条項で取り決めが一応条例は制定されておるわけでございます。そういうことで、なぜこれが330万円ほど17年度より18から19、ずっと上がったのかというその内訳について、わかっているならばお答えを願います。

それから、これもおわかりだろうと思いますので、市の財産使用料の金額はいくら納められているか。

それから3番目、本年ですね、本年の8月31日までの償還委託契約では、第7条で再委託の禁止の規定がございます。保安点検のみについては例外となされておりまして、何か周回バス620万円については、再委託というようなことをお聞きいたしますけれども、これはどうなっているのか、お聞かせを願いたいと思います。ご答弁願いたいと思います。わかる範囲内でございます。

議長(北田 彰君) 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長(岡崎俊裕君) 再質問にお答えを申し上げたいと思います。

330万円の増額ということでございますけれども、株式会社四季の里旭志の管理委託料のうち、平成17年と比較して増額になっているものは、家族風呂温泉機器保守点検委託料の25万2,000円。家族風呂ボイラー点検委託料の12万6000円。それから、非常用発電機保守点検委託料が150万円。シャクナゲ公園の管理委託料が82万4,000円でございます。家族風呂につきましては、平成16年オープンに伴いまして新たに保守点検費用が発生したものでございます。また、非常用発電機保守点検委託料につきましては、株式会社四季の里旭志が直接支出していた費用を指定管理者制度移行の調整の中で管理委託料として加えたものでございます。またシャクナゲ公園管理委託料の82万4,000円につきましては、これまで市と施工業者と直接委託契約を締結しておりましたが、今回株式会社四季の里旭志の敷地内ということで、一括四季の里旭志への管理委託に変更をしたところでございます。

それから、周回バスにつきましては、四季の里旭志が委託しております民間業者の所有であり、地域の住民の福祉の向上を兼ねた自然保養施設でもあるため、高齢者が健康増進のために立ち寄りやすくすることを考慮いたしまして、周回バスの運行の管理を委託しているところでございます。

それから、18年度において使用料が発生しますけれども、年間176万円でございます。

指定管理者制度移行に伴いまして、平成18年度から適切な使用料の徴収を図るということで、それぞれの第3セクターの管理委託料にあたる指定管理料を調整する中で、施設所有者であります市が施設を維持管理するための基本的な経費については支弁することで統一を図ったところでございます。これによりまして、指定管理料を支払っていない施設に対しても、維持管理に係る経費の支払いが発生することとなり、一部の第3セクターにおきましては17年度、または18年度につきましては管理委託料に増減が生じているところもでございます。今後につきましては、指定管理料の見直しにつきましても精査すべきであると考えているところでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[ 登壇 ]

（栃原茂樹君） 再々質問をいたします。

非常用発電保守点検費150万円でございますが、これは公社で買っていた分だということでお聞きいたしました。保守点検というとはどこまでこの、発電機そのものは5倍ぐらいする、750万円ぐらいするんでしょうか。保守点検のちょっと150万円もするんだらうかという疑問がございますので、その中身についてわかるとればお尋ねをいたします。これくらいにいたしときます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 再々質問にお答えを申し上げます。

機械自体は約4,500万円ほどするということでございまして、月々の計算をしますと150万円という年間の保守点検料となっております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[ 登壇 ]

（栃原茂樹君） まだいろいろお尋ねしたいことは、時間もありますが、しとうございますけれども、なにせ平成17年度当期処理損失が1,905万5,871円となっておりますし、地の利も悪いと言え大変失礼でございますけれども、なるだけ処分利益が出るよう営業努力されることを望みまして、私の質問をこれで終わらせてもらいます。

大変議長、失礼をいたしました。

それでは終わりましたが、また始めます。4番でございます。災害復旧についてでございます。先ほど坂井議員からもこの災害復旧について、大雨についていろいろございましたが、私の質問はちょっと中身が違いまして、現在市は里道を全部国から無償提供で譲渡を受けておられます。里道につきましては提供を受けたので管理は市の責任でございます。そういう観点から、今後はたくさん菊池市にあるだろうと思います。たまたま私がお尋ねするのは雪野地区の里道のところが5mぐらいあるところのが真下に家もございませうけれども、柱も折ってサッシも壊れて、そういう災害で、部長は見ておられると思いますのでもう詳しくは申し上げませんが、そういうことでございますので、今後の対応についてもいろいろ発生したなら出てくると思います。そういうことでございますので、現在現場も見ておられると思いますので、どういう対応、処理をするように検討がなされておるか、お聞かせを願います。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 里道、水路につきましては、平成16年度までに国から譲与を受け、現在は市が財産管理及び機能管理を行っているところでございます。市道等の公共災害復旧につきましては、予算措置を講じて、市単独あるいは国庫補助金を受けて復旧工事を行います。里道の災害復旧につきましては、実際的には地元管理を原則といたしておりまして、区長さんの申請に基づき予算の範囲内で原材料の支給または重機借上で対応いただいているところでございます。議員さんご指摘の雪野地区の災害でございますが、里道の崩壊が発生し、地域の皆様にご迷惑をお掛けしており、その復旧につきましては先例に従い、他の箇所とも均衡を保つため、原材料支給及び機械借上で対応をお願いしたいというふうに考えております。今後は法定外公共物の災害復旧事務取扱要領を定め、これに従って市民の生活に支障を及ぼす里道等の災害復旧に対し速やかに対処していきたいと思っております。また、里道、水路には現在その機能を有していないものが数多く存在しており、これらにつきましては用途廃止を行い、払い下げを推進してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[ 登壇 ]

（栃原茂樹君） 再質問をいたします。

崖崩れとか、多少の災害で物的な災害であれば地元でできれば区長さん方に材料やってできるだろうという解釈も私もいたします。人災の場合、死んだ場合はど

うしますか、人が。原材料ではやられませんよ。そういうこともあり得ます。そういう場所もございます。だから私はこれはあえて質問をいたしておるわけです。ないうちに。そういう考えでありますと、人災で死亡事故があったらどうしますか。原材料で対応はできませんよ。お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 議員さんご指摘のようなそういった問題も今後起こるかもしれない。国から譲与を受ける前も地元管理ということで、里道はそういう慣習の下にこれまで行われてまいりました。国も里道が崩壊したからといって、国の災害で行ったという事例は今まであっておりません。そういった重大な事故を及ぼす場合も考えられますので、里道はご存じのとおりもう10万とも100万とも言われるほどこの菊池市にも存在いたします。あらゆるところに里道が存在いたしますし、その里道が機能しなくて、その里道の上に家が建ったり、現在はもう里道がなくなっていたり、いろんな事例がございます。それぞれの事例がありますので、それぞれに従いまして今後どのような対応をしていったらいいのか、指導要領を定めまして十分に検討をしてみたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[ 登壇 ]

（栃原茂樹君） 今お答えがございました。国・県においても里道については地元でしていただいております。ただでもらった、譲渡を受けたですね、市の資産が、それによって災害を受けて、地元はそれはみんなご承知ですか。今までのやり方といたしましても、里道を扱うときは県に申請して、黙ってしたら相当やかましく言われることは知っておられたことと思います。今は市がやかましゅう言うでしょう。無断でやったら。そういう権利だけ主張して、そういうところで災害が起こって、それが原因で相手に人災を起こしたとか、いろいろのときは、それは知りませんよ、地元でやって下さいて、そういう理屈の通らないことは娑婆にはありません、と私は思っております。だからいろいろケースバイケースによって、もしも人災、死亡事故があったとかいろいろのときは、また裁判問題にもなるだろうと思います。私だったら裁判します。だから、そういうことは十分考えて、安易に今までは国・県は地元で、利用者でやっていたとか云々ということでございますが、権利はやっぱり市にあるわけですから、勝手にはできないわけでしょう。そういうことがあるなら、権利と義務は一体なものです。そういう考えを持っておっていただきたいと思っております。少し強く言いましたがそういうことでございますので、検討するというこ

とでございますから答弁は要りません。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

-----  
休憩 午前 11 時 20 分

開議 午前 11 時 29 分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、外村國敏君。

[ 登壇 ]

（外村國敏君） 通告しておきました 3 点につきまして質問いたします。

まず初めに、少子対策についてであります。少子対策は、国の重要な課題の 1 つであります。予想を上回る出生率の低下に心配する専門家たちは、このままいけば日本の将来は 100 年で人口が半分になる、いやまだ早い時期に日本の人口は半分との意見がございます。今、国は本気で少子化対策に力を入れてきておりますが、不十分な点多々あります。また、地方自治体もその気にならなければ解決できない課題でもあります。私は 6 月議会で少子化対策について質問をいたしました。部長、市長の答弁では、私の意見と少し食い違いがあったようでございます。さらに質問いたしますが、私は先日の新聞に東京都世田谷区においての記事が載っておりました。世田谷区は、子どもを持つ親に対する支援を行うため、現行の小学校 3 年生までの乳幼児医療費の無料化を今年 12 月から、中学生まで大幅に拡充するとありました。助成拡大で、区内在住の中学 3 年生までの子どもたちは、入院及び通院などすべての医療費の自己負担分が助成され、保護者の所得制限は一切設けない。世田谷区は人口約 80 万人強であり、本市の約 1.4 倍以上あります。今回の中学 3 年までの拡充で、対象人数は約 6 万人から約 1.5 倍の約 9 万 5,000 人まで大幅に増加します。小学 4 年以上の子どもを持つ親たちは医療費が無料になると本当に家計が助かるとの声が上がっております。私はこの新聞を見ましたときにびっくり仰天、あの東京の大都会で少子対策にこのような力を入れているのかと感心しました。世田谷区は本市と余り変わらず、1999 年に、7 年前であります。就学前まで医療費の無料化、そして昨年より小学 3 年生まで拡充したばかりであります。そして今年 12 月からさらに拡充という、その区長の熱意に打たれるところであります。どこの自治体もどこに少子化で視点を置くのか、少子の場合、生みやすい環境をどのようにしてつくっていくのかであると思います。国も今年 4 月より育て安い環境づくりとして児童手当を小学校 3 年から 6 年生まで拡充しました。また、1

0月より出産一時金が30万円から35万円と拡充であります。これからの出生を待つ若い夫婦に大変喜ばれているところであります。また、生みたくても生まれにくい夫婦に対する不妊治療費の助成、さらに妊婦の検診費の助成の拡充も必要だと思います。

そこで質問いたします。市長及び執行部の少子化に対する考えを私は高く持てばできる問題だと思いますが、お答えを願いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） お答えいたします。

まず、現状についてお答えいたします。乳幼児医療への助成は、就学前を対象に医療機関窓口での自己負担2割及び3割から高額療養費等の払い戻しを控除した額としまして、実質医療費全額を公費で負担しております。平成17年度は対象者約2,300名、延べ助成件数約4万6,000件、金額にして1億300万円となっております。同様に、生活の安定による子育て支援を目的に、母子及び父子家庭の医療費一部負担金の3分の2を子どもが18歳まで親子とも助成する母子家庭等医療費助成制度で対象者約1,200名、延べ助成件数3,400件、金額にして690万円を助成しておるわけです。

次に、出産に対する一時的な負担増を軽減する目的で、国民健康保険では一律30万円を支給しております。これは、先ほど議員からお話ありましたように35万円になるわけですけれども、平成17年度は87人、2,500万円を支給しております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[ 登壇 ]

（外村國敏君） 再質問いたします。

隣の合志市の市長は、4月の選挙の公約として中学3年まで乳幼児医療費の無料化を訴えました。まず手始めに、来年1月1日、元旦より小学校3年生までが医療費の無料化を実施されます。菊陽町長は今回の中で、近隣で実行するなら合わせていかねばならないと答弁されております。私は5年前、同じこの9月の議会で就学前までの医療費の無料化を訴えました。しかし、当時の健康推進課長が、この問題は菊池郡市で課長会でまとめてやりたい、しばらく時間がほしいということでありました。しかし同じ年、それから3ヵ月後、菊陽町長は12月議会で自ら就学前まで無料化にすると発言され、実行されたのです。そこで、それから数ヵ月後、菊池

市も無料化になりました。菊池郡内はほとんどになりました。それから、11市の中の本渡市が、翌年、1年遅れになりました。それから、玉名、山鹿とだんだんとなりまして、今県下のほとんどの市町村で実施されております。生み育てやすい環境の充実を図ることにより、出生率の数値の低下の歯止めとすべきだと思います。今、日本は出生率1.25、このまま今手当てしているといいながらおりますと、さらに低下するでしょう。今、日本と比較してフランスでは減り続けていた出生率は1994年の1.65を底に反転し、2003年に1.89、2005年に1.94へと回復、約10年で0.31%回復したのであります。フランスの出生率の伸びは、その国の対策、支援策にあります。その一部を紹介しますと、フランスは欧米先進国の中でも子育て関連の経済的支援が最も手厚い国。独特の税制のほか、増額される児童関係手当もきめ細かく支給され、子沢山ほど得する社会の構築を進めているとあります。日本の児童手当に相当する家族手当は第2子につき月額1万5,000円、第3子以降に約2万円、20歳未満まで所得制限なしで支給され、また3歳以上の児童を3人以上扶養する所帯、一律支給される家庭補足手当や就学年齢の児童を養育する者へ新学期に支給される新学期手当など、充実したメニューの児童関係手当が準備されております。3人以上の子どもを養育している大家族を対象に、今年から従来から実施されていた交通費割引、映画料金や家庭電化製品も割引といった制度も導入しております。まだまだ子育てに関する手当はたくさんありますが、フランスの国の出生率の対策でありますし、国を上げて本気で取り組んだ結果であります。前回市長の答弁の一部を紹介しますと、特に乳幼児の医療体制の充実、さらにまた妊婦の健康診査費用の補助等につきましては、生む、生みやすい環境をつくる、あるいは育てるということについては、我々政治に携わるものの責任であるという強いご意志を表明いただきましたけれども、まさにそのとおりでありますとおっしゃっておられます。しかし財政面での心配も申し上げられておりました。少子対策は、今まで取り組んで進展がないなら、合志市、さらには東京世田谷の例のように思い切る必要があるのじゃないかと思いますが、ご見解をお願いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） お隣の合志市は、来年の1月から乳幼児医療費の助成を現行の就学前から小学校3年まで拡大することとしまして、6月議会に補正予算を計上されております。本市では、小学校3年生までの助成年齢を引き上げますと対象者数1,500人の増となりまして、1歳分で毎月約46万円、年間約560万円となります。小学校3年生到達時点では、年間約1,700万円の新たな負担が

推計されております。財源としての県補助金の基準及び率は、3歳未満で3人以上世帯入院のみ2分の1で、現状では補助基準や年齢等の引き上げ情報はなく、実施の場合全額一般財源での対応となります。また、国民健康保険医療費の財源として、国庫補助の療養給付費負担金と財政調整交付金がございますが、補助金算定基準に乳幼児医療費等、助成自治体は財政上豊かな自治体と見なされ、該当者補助対象医療費の概ね14%、年間約200万円が削減されております。ちなみに、菊池郡市では合志市を除いた大津、菊陽両町は、本市と同様の就学前までで、全県下では6歳就学以降も助成している町村もありますが、概ね6歳未満就学前となっております。今後につきましては、近隣の市町、それから県下の状況を見ながら対処してまいりたいというふうなことで考えております。ほかの子育て支援もそうですが、これにつきましてもそういったことでまいりたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[ 登壇 ]

（外村國敏君） 再々質問であります。

市長、今、菊池の子どもたちはどのようになっているかわかりますか。子どもたちが今生まれている状況はわかるんですか。旧菊池市の小学生、平成13年1月、2,788人、今年2,397人、6年で391人の減であります。さらに今年、その18年は、これは合併しましたので菊池市として24年までを比較してみますと655人の減となります。655人、6年間で割りますと1年間で子どもは約110人減であります。いかが思われますか。このまま、今のままあったら、年間110人子どもたちは減っているんです。年寄りが生まれるよりも亡くならんならば、その分だけ年寄りが多くなる、子どもが減っていくというような状況になります。小学校では、もうだんだんと複式学級になり、どうかするならば分校式になるか、また統合せざるを得ないか、じゃないかと思いますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。私は、他市、合志市が、今市長が中学3年生までどうしてもやりたいということを明言されているんです。予算は余り変わりないと思います。同じ菊池市の予算の中で何を第一に持っていくのか。確かに、その中で少子もその中に入れていくのか。今までであったら110人の子どもたちが少なくなる。だったら、今ここでどうすればいいか、それは考えるべきじゃないですか。菊池市の人口、合併まで2万7,000人ちょっとでありました。しかし今は5万二千数百になりました。しかし、このまま行ったらどんどん減るばかりです。合併した意味がありません、もう。私はそのように考えるところであります。この少子対策、乳幼児の医療費を、私は、私だったら3年、今、部長がおっしゃいましたのは、小学1年から



3年までの話で、例えそれが3年までじゃなくても小学校1年まで、2年まで、五百何十万、1年間で。3年で1,700万円とおっしゃいました。そのくらいの費用はですね、それは2百数十億円の予算がするならば簡単な金じゃないでしょうか。私はそのように思いますが、市長の英断をお願いします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 外村議員の大変説得力のあるご熱意のある質問でございまして、前回のご答弁、そして前回、前々回の取り組み等についても述べられましたけれども、就学前児童についての無料化ということにつきましては取り組みをさせていただいたわけであります。今回、また段階的に3歳までの引き上げということでございまして、他市の事例、あるいはまた他町の首長の発言を捉えておっしゃってありましたが、それぞれの首長、あるいはそれぞれの行政が取り組むべき課題としてあると思いますが、特にこの政治家たるべきもの、選挙を通じた一つの公約に掲げるのにはいくつもの、いわば総花的な政策を掲げて住民、有権者の方々の信任は得にくいと。その中で、一番問題というのは今何なのかという市民の思いという中において、老人福祉というものをやはり考えていくべきじゃないかという考え方に基づいております候補者もあれば、あるいはやはりこの子どもを生むというそういった児童福祉に対する思いを持つ方もおられるでしょうし、あるいはまたスポーツ振興、あるいは文化の振興という視点で捉えておられる方もあるでしょう。あるいは、また企業誘致をはじめとする産業、農業の振興もあるでしょう。それぞれのお考えの中で、政策を掲げながら公約の一つとして合志市の市長さんの方はこのことを一つの中に掲げてあったということで、その実現をするために直ちに6月議会に補正を組まれたということは大変素晴らしい、実現性を持った公約であったなと思っております。我が身を振り返りますときに、この公約の一つ一つの中でこの具体的に児童医療費の無料化、これを何歳までするといったことはもちろんやっておりませんが、先刻述べられましたように、世の中を支えていく社会の構造の中にある人というものからすれば、まさしくこの国が示しております1.25というのは、人口維持につながらないということはもう当然のことになっております。そして、この自然減の方が多くなってきているという状況からいたしまして、これは国を上げてやっているということも皆さん方をご承知のとおりでありまして、行政、自治体としてもこれに取り組んでいかなきゃならない。ただしこれだけかといった、そうではない。まずは第一、それじゃ結婚しやすい風土をどうしてつくっていくのかと。結婚がなければならぬと。結婚したら、それじゃ仕事場はどうなるのか、企業誘致が必要である。そして済む場所はどうか。住宅政策がいるじゃない

か。そういったあらゆるものがある、交通アクセスがなければ住宅も企業も立地しないよというような総合的行政の中で考えていかなければならないと思っております。また、菊陽町長さんのお話も出ましたけども、今回辞任をされるということでございますけれども、やはりこの思いの中においては、その重要性というものを十分把握をされて取り組むべきものであると。そして、周囲の市町村の動向、そして市町村の取り組みに合わせていかなければならないというようなご発言があったと今お述べになりましたけれども、財政状況というものは常に考えていかなければどうなるんだというただいま栃原議員のご指摘もありました。単独費用というものは極力削っていかなければならない。しかし、やはりこの住民サービスの中にメリハリを付けるためには、そういった単独こそ自由裁量の中で使えるものこそ予算を必要としておりますが、それが財源が乏しいという中におきまして、この重要性を重々認識しておりますので、今後ぜひひとつ菊陽町長さんの言葉を借りれば、周囲の市町村の動向というのは直ちにこの手に取るようにわかりますので、財政状況というものを、その18年度の財政計画というのが今から立てなければなりません。そういった中において、何とか割り込むことはできないのかといったことを踏まえて勉強させていただきたい、このように思います。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[ 登壇 ]

（外村國敏君） 次に入ります。県道改良及び市道の橋架け替えについてであります。道路は産業の発展と安全で快適な市民生活を支える基礎的な要件であり、良好な道路、環境の保全に努めるのは当然のことです。国道・県道・市道・農林道と保全管理は様々であります。今回は県道でありますので、市が直接工事をするわけではないのですが、本市の中で車の離合のできないような一番悪い県道が二重峠菊池線及び日生野隈府線ではないでしょうか。今まで地元より何回も陳情もなされております。なかなかそれが実現しない。少しずつであります。今のままではいつできるのかというような心配があります。そんな中であります。木庭地域がやっとならぬ腰を上げております。この二重峠菊池線及び日生野隈府線の全体的な状況、どうなっているのかお答え願いたいと思います。

次に、市道の橋架け替えについてありますが、細永に今ある橋が大変老朽化しております。以前その調査が行われておりますが、その状況がどうなっているのかお答え願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 二重峠菊池線は、阿蘇市二重峠を起点といたしまして、菊

池市下河原の菊池赤水線に至る実延長17.5kmの一般県道でありまして、改良済み延長が6km、改良率は34%となっております。現在の県の取り組みといたしましては、補助事業である緊急地方道路整備事業として、下河原の松島地区と単県事業として原の伊牟田地区及び四町分の岩下地区で道路改良事業に着手をいたしております。日生野隈府線は、菊池市原の日生野地区を起点として、菊池市亘の菊池赤水線に至る実延長8kmの一般県道でございます。改良済み延長は4.6km。この改良率は58%となっております。現在の県の取り組みとしましては、平成17年度に単県事業として原本村地区の道路改良工事を完了し、平成15年度から上木庭から下木庭間の延長600mの測量設計に着手いたしております。9月19日でしたか、このたび今年の事業の説明会を予定しているところでございます。議員お尋ねの日生野までの未改良区間及び集落間の県道につきましては、ご指摘のとおり狭隘でカーブも多く、改良の必要性は十分認識いたしております。今後は現在着工しております事業箇所が完了次第、日生野集落内への道路改良に着手いただきますように県に対し強く要望してまいりたいというふうに思います。

次に、細永橋でございますが、市道古川原本村線の菊池川に架かる細永橋は、1930年に架設されました橋梁延長51.7m、幅員3.7mの5径間のコンクリート橋であります。架設から75年が経過いたしまして、老朽化も相当進んでいる現状であります。橋梁の架け替えには約2億円の事業費が想定され、単独費での対応は困難であり、補助事業で取り組むべきと考えております。県道日生野隈府線までの改良計画といたしましては、縦断勾配の問題、それからまた事業の費用対効果を考慮した補助事業の検討要件となるため、現時点では採択要件を満たさない状況と思われま。このため、平成16年度に橋梁調査を実施し、その報告結果として延命対策を3パターンに分け、今後5年以内に架け替えた場合、10年から20年で架け替えた場合、架け替えなしの場合の対策を検討いたしました結果、10年から20年で架け替えた場合として、床版防水対策に加え、コンクリート内部への劣化因子であります表面脆弱部の除去、それから侵入阻止として表面塗装を行う工法で対応したいというふうな計画を持っているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[ 登壇 ]

（外村國敏君） ただいま部長の方から県道の状況についての答弁がございました。県も厳しい財政の中での工事であり、少しずつ進んでいるということですが、なかなか私たちは納得できないようなところがたくさんあります。しかしこの二重峠菊池線、日生野隈府線共に国道387号線よりの枝道であるため、改良すれ

ば観光シーズンに渋滞する国道の迂回路として大いに利用できる道であります。私は、県の方にしっかりお願いするということでありましたので安心しますが、今までどの程度県の方に足を運ばれたのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、細永橋についてであります。昨日も木下議員より伊倉黒仁田線、ほか3路線の整備計画についてありました。ちょうどこの伊倉黒仁田線のところにあるのが細永橋であります。細永橋は、387号線の古川より細永橋付近までは立派な今道路改良が終わっております。橋を渡って百数十m上れば原本村であり、これを上ればずっと簡単に菊池に行けるようなところであります。私は、その橋がどのように今後するか、今聞きましたところ、5年以内、10年まで保てると言ったんですかね、10年まで保てるようにする。それが妥当とおっしゃったんだと聞きましたが、それはそれで構わんと思いますが、このような財政の中で、まずは10年は安全のようにする。しかし大体ならばもうちょっと改良しながら、橋をきれいな橋にすれば車はどんどん通ると思います。しかし、いろいろなことで考えますと、今のままにどうかする。75年間市民の足、車を運んだ橋をもう少し延命させるということであったと思いますので、一応理解しました。

それでは、その橋の早急な対策、対応をお願いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 現地調査と、それから県に対してどれだけの何回要望したかということですが、昨年度も県と一緒にしまして現地調査をそれぞれやっております。現地調査も含めながら県に要望しておるところでございますが、本年度も実際やっております。県道改良につきましては、建設部のそれぞれの一人一人にその路線ごとに担当を今決めております。用地交渉も一緒になって、県と一緒にやるという方針で今進めておまして、この10月5日にも県の用地課と私ども土木部と維持課、そういった関係部課のそれぞれの担当が路線にはり付けておりますので、具体的な打ち合わせをやるということに計画いたしております。また定期的に年4回、振興局との情報交換ということで、それぞれの予算ごとに市の要望を伝えるという会を持っております。そういうことで、今後も努力をしていきたいと思っております。

それから、細永橋については議員さんご指摘のと通りの路線でございまして、高欄も欠けて落ちているような状況もございまして。なるだけならば架け替えをやりたいところでございますけれども、相当な費用を要するものですから、橋梁の実態調査を行いました結果、もう少し手を加えれば延命できるということでございますので、それを受けて10年間延命措置を講じてまいりたいというふうに考えておりま

す。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[ 登壇 ]

（外村國敏君） 県道については、積極的な執行部の皆さんが県の方に出向いていただき、そしてなるべく早めにご期待申し上げます。

次に、公共下水道及び合併浄化槽についてであります。公共下水道及び合併浄化槽は、市民の快適な生活環境整備と河川浄化の役割を大きく果たしております。旧菊池市は、昭和56年より隈府町を中心に供用を開始されました。それまでは菊池川、迫間川は汚濁が進み、魚も住みにくくなるようになりつつありました。公共下水道の普及と、さらに数年遅れて公共下水道区域外、農村中山間地域に合併浄化槽の設置を進めてまいりました。そのかいあって、清流菊池川として今蘇ってまいりました。公共下水道開始より25年も経ちましたが、まだまだ完全にできておりません。今の菊池、合併しまして菊池全体の公共下水道の状況及びその将来についてお答えを願いたいと思います。

次に、合併浄化槽は旧菊池市は現在市町村設置型となっております。しかし旭志、泗水、七城は従来補助金を利用した個人設置型であります。来年4月より全菊池市は市町村設置型に切り替わります。そこで質問に入りますが、現在までの浄化槽の設置状況、基数をお答え願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 旧菊池市の公共下水道につきましては、現在559haの事業認可を得て面整備を実施中でございます。平成17年度末の整備面積は491haで、その整備率は87.84%となっております。また処理区域内の人口は1万4,482人、その水洗化人口は1万2,714名で、水洗化率は87.79%となっております。現在の事業期間につきましては、昭和54年3月1日から平成19年3月31日までとなっております。平成18年度中に野間口地区を中心に41haを追加し、最終整備目標の600haに、また事業期間を平成28年3月31日までとし、事業認可を受け事業推進に努めてまいりたいと考えております。旧泗水町の特定環境保全公共下水道につきましては、現在234haの事業認可を経て面整備を実施中でございます。平成17年度末の整備面積は157haで、その整備率は67.09%となっております。また、処理区域内人口4,200人、水洗化人口3,022人で、その水洗化率は71.95%となっております。事業期間につきましては、平成5年8月2日から平成24年3月31日までとなっております。現在、

永桜山地区を中心に事業推進に努めております。

次に、合併浄化槽の状況でございますが、合併処理浄化槽事業につきましては、浄化槽本体を個人で設置し維持管理を行う個人設置型の合併処理浄化槽事業と市が公共工事で設置後、月々の使用料を徴収し、その後の維持管理を行う浄化槽市町村整備推進事業、いわゆる議員さんご指摘の市町村設置型というものでございますが、その二通りの事業を行っております。整備状況といたしましては、個人設置型の国庫補助制度は昭和63年度より事業に取り組んでおり、平成17年度末で約940基設置されております。また、浄化槽市町村整備推進事業につきましては、旧菊池市におきまして平成15年度より事業に取り組んでおり、平成17年度末で183基整備いたしております。

以上が状況でございます。お答えいたします。

[ 登壇 ]

( 外村國敏君 ) 旭志は言うたかな、ほかの、旭志、泗水は言った、合併浄化槽は。これは合わせて940。

[ 登壇 ]

建設部長( 石原公久君 ) 合わせての報告でございますが、今後におきましてはご意見ありましたように市町村設置型を菊池市全体に七城、泗水、旭志も被せまして、その取り組みでやっていくことといたしております。

以上、お答えいたします。

議長( 北田 彰君 ) 外村國敏君。

[ 登壇 ]

( 外村國敏君 ) 答弁によりますと、菊池は最終的には28年まで、600haまでもっていくということだったと思います。現在までは559haをして、87のうちの491ha、87.84%が旧菊池市。泗水では当初の目標が234haで、今現在が進行しているのが67.09%だそうであります。このような快適な暮らしをする公共下水道、早急な完成を私たちは願うところであります。私は、合併後この公共下水道についてこういう相談を受けました。今、菊池と泗水の公共下水道のあれ負担金ですか、加入金ですか、差があるということであります。旧菊池市は宅地の㎡掛ける250円、泗水は一律14万円だそうであります。泗水の場合、100坪の土地、330㎡としますと250円掛けてみますと8万2,500円となります。14万円にするためには560㎡、約170だったですかね、170坪ぐらいですか、そのくらいの土地、菊池と比べるならですよ、になるようであります。170坪の土地、菊池の場合中心街におられる公共下水道の皆さんたちは170皆さんが持っておられるか何かわかりませんが、菊池の場合安いからですね、1

4万円払うとするなら、その14万円払った人がどのくらいおるだろうかということをお考えです。この違いは公共下水道の事業を始めるときの計画であろうと思います。そのことについてお答え願いたい。

次に、合併浄化槽であります。来年4月より市町村設置型になった場合、現在までの菊池、旭志、泗水で既存の浄化槽、その市町村設置型に変えることができるのでしょうか。今既存の合併浄化槽であります。お答え願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 下水道事業に対する受益者負担金、分担金につきましては、旧菊池市におきましては都市計画法の規定に基づく受益者負担金として、排水区域内に存する土地の所有者の方から徴収することといたしております。所有する土地の面積に1㎡当たり250円を乗じた額としております。また、旧泗水町におきましては、地方自治法の規定に基づく受益者負担金として、排水区域内の土地所有者の方から1世帯当たり14万円の徴収をいたしております。この負担金の算出方法でございますが、事業を興すときにやっぱり算出されたものでございますが、当時の整備面積が旧菊池市の場合172haであり、それに要する経費が75億9,000万円でありました。そのうち網の目のように布設されます污水枝管工事の事業費13億5,000万円を地積で除して、それを3分の1に軽減して250円と定めたものでございます。旧泗水町の特定環境保全公共下水道の分担金の算出につきましては、当初の全体計画総面積が199haとなり、そのうちの公道、学校、施設面積を20%として、差し引きの約160haが対象面積となっております。污水枝管工事の事業費10億6,300万円で、負担率50%を乗じると5億3,150万円となり、これを地積の160haで除すると1㎡当たり332円となります。町の平均宅地面積が430㎡であるため、これに332円を乗じて14万円の分担金として設定されております。この負担金、分担金につきましては、それぞれに差がございますけれども、それぞれ事業を興すときの算出されたものでありまして、現行のまま進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、合併浄化槽の件でございますが、国庫補助対象の合併処理浄化槽は、通常型、コンパクト型、高度処理型の3種類があります。現在実施しております浄化槽市町村整備推進事業において、市が設置している浄化槽は、構造方法、例示仕様型の通常型という浄化槽でございます。これは10年以上の使用実績があるとともに、使用水量が多量に流入しても十分な処理能力があり、安定性の高い浄化槽でございます。次に、コンパクト型は敷地が狭くゆとりがない場合を考慮してできた合併浄化槽で、通常型の約70%程度の容量でございます。設置場所、施行手間、残

土処分など通常型と比べ施工性がよく、ここ数年急激に普及しており、旧旭志村地域において個人設置型の合併処理浄化槽として多く設置されております。19年度より菊池市全域を浄化槽市町村整備推進事業、市町村型とありますが、で整備する予定ですが、このような特徴を踏まえ、公共で設置する合併浄化槽につきましては、敷地の制限等でコンパクト型しか設置できない場合を除き、従来どおり通常型で施行したいというふうに考えております。

また既に個人で設置された合併処理浄化槽につきましても、浄化槽法の規定による構造基準に適合しており、BOD除去率が90%以上で、放流水のBODが20mg/l以下の処理能力があるとともに、適正に維持管理がされている等の条件に適合する合併浄化槽であれば、市に寄附していただくことも可能で、その後、月々の使用料をお支払いいただければ公共で維持管理していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[ 登壇 ]

（外村國敏君） 再々質問いたします。

公共下水道の負担金、分担金ですか、私も事業の当初計画を実施するのが当然だと思います。しかし、市町村合併という大事業の中で公平に負担金を設定してもどうかとも思うところでもあります。ほかの例をちょっと引いてみます。旧菊池市の簡易水道がありました。今でもあります。加入料金が当初1軒15万円でありました。しかし、工事費がかかるということで平成14年に20万円に上がったんです、加入金が。翌年、12万円に下がりました。しかし市町村合併するということで、上水道料金とほぼ同じ5万円で済みます。一番高かった20万円のときの4分の1、加入金を下げるときには随分反対がありました。去年うちは簡易水道引いて15万円払った、20万円払った、何でこげん一遍に下げるとなて。何でならもう1年待っときゃよかったというような話があったんです。私はこの下水道も同じ理屈だと思います。なぜならば、早くした人はそれだけ便利、それだけ生活がうまくできたといえますか、水が、今まで汲んでおったのが水道で出るようなことになったということで、それは早くあなたたちが利用したけんええじゃないかということは何言われるんです。だから、後の者はそれだけ自分たちは利用が少ないから、ならば安くてもええじゃないかということで、前の人理解されるならそれでよかったですよね。前の方は20万円払ったぞて、後の者は5万円ぞて。ばってん、あなたたちは20万円したときにはそれだけ利用しとるじゃないかて、こう後の方が言えばそれで納まればいいんですけれど、だけど今の水道はそうになっている、簡易水



道は。このように公共下水道の場合も、あと菊池の場合は28年までということであり、そして菊池の場合は安い。しかし泗水の場合、泗水の場合は24年まで、現在今できているところは構わんとですよ、そんな心配ありませんよ、14万円って決めただけ。なら、それが1、2年、14年、今の簡易水道の例ですと、現在、それから1、2年して、3年ぐらいしたときには、その人たちは恩恵を遅く受けるわけですよ、公共下水道に入るということは。ならば、後の人は安くてもいいじゃないか、それは菊池市にだんだん合わせてもいいじゃないかというふうな考え方もあるんです。そのことをお聞きしたいんですね。だから、私は当然それで一番に決めたから当たり前じゃないかと言いたいんですけど、そこを皆さんたちに説明するときに、いやそれはもうだんだん長くなった場合にはほかの例もあるじゃないか、簡易水道もあるじゃないか、いろいろほかの税金にしたって、固定資産税の問題、いろいろ合併したことによって一緒に設定してしまうわけです。あのときは高かったばってん、今度は合併したけん一緒にばいたという、それが普通じゃないかと思いますが、お答え願いたいと思います。

次は、合併浄化槽であります。先ほど旭志あたりはコンパクトが流行っているということでもあります。コンパクトというのは、専門家に聞きました。確かに土地の狭いところはコンパクトでないとだめだと。しかしコンパクト型の合併浄化槽の場合は、それだけ5人って決まったなら5人だと。今までの通常型の場合は5人って言ったって1、2人の余裕はあるだろうということだったんです。それだけ狭くなっているんです。そういうことをその家が狭いからしよんないけんいけた人、また普通の広いところでそれが安かったけんいけた人、これを市町村設置型として受け入れるかどうかということですね。それはしとかないとですね、安いけん、そっちの方がこまかけんええばいたというところでした人たち、市で寄附するけん市でしてやるよ、市町村設置型でしてやるよと言ったって、それは困るんじゃないかと思いますが、そのこともどのようにするかお答え願いたいと思います。

以上で終わります。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 受益者負担金、分担金の料金の統一につきましては、市町村合併の際に合併協議会におきましても公共下水道の受益者負担金については現行のまま新市に引き継ぐこととなっており、旧菊池市、つまり公共下水道事業では土地面積1㎡当たり250円の負担金で進めてまいりたいと思っております。

一方、旧七城町、旧泗水町、つまり特定環境保全公共下水道の分担金につきましては、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に泗水町、いわゆる14万円の例に

より統一することとなっておりますので、現行の14万円で進めてまいりたいというふうに考えております。旧菊池市の負担金は区域内的の土地面積から算定する方式であり、対象はすべての土地でございます。旧菊池市の中でも野間口地区、西寺地区におきましては、1軒の家が700㎡を超えるところがございます。そういったところもたくさんございます、菊池市の中でも。そこに250円を掛けますと14万円を遙かに超えると。逆に泗水町の方が高いというような現象もあります。

一方、旧七城町、旧泗水町の分担金は、排水世帯で算定する方式であり、これらの算定の方式が異なるものを統一することは困難であるかなというふうに考えております。

もう1つは、合併浄化槽の分担金の問題でございますが、これにつきましては5人槽が8万8,000円、7人槽で10万2,000円、10人槽で12万9,000円とそれぞれの大きさによって、またこれも分担金が変わっております。これも菊池市の料金と旧七城町、泗水町との料金の差違もございます。それらを統一することは困難であろうと今考えております。調整するとするならば、その使用料金において、それぞれの料金が違います。一番高つくのが合併処理浄化槽で設置された方々の月々の料金が大体7人槽で5,800円ほど毎月払わなければなりません。旧菊池市の公共下水道で4人平均値で申し上げますと大体5,000円程度かなと。それから、旧七城町、旧泗水町においては、1軒当たり大体4名で算定が1戸1,500円の基本料金で、一人増すごとに500円の追加となりますので、4人家族では3,500円ということになりますので、料金の格差がございますので、そこらあたりにつきましてはなるべく早く料金体系の統一を図っていく必要があるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。

-----  
休憩 午後零時29分

開議 午後1時28分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、経済部長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 先ほどの栃原議員の方に四季の里旭志の非常用発電機器の金額につきまして約4,500万円程度と申し上げましたけれども、残存価格で買

い取りをいたしております、3,663万7,950円が買い取り価格でございますので、訂正してお詫びを申し上げたいと思います。

議長（北田 彰君） 次に、樋口正博君。

[ 登壇 ]

（樋口正博君） 一般質問もあと2人になりまして、しばしご辛抱をいただいております。聞きいただきたいと思っております。

通告に従いまして、質問を始めさせていただきます。

まず初めに、菊池市ホームページ、情報公開の活用についてです。情報公開が求められる昨今、菊池においてもインターネットを用いて多くの情報を公開しております。普段は耳にしない条例規則を載せてある菊池市の例規集をはじめとして、先日の崩落事故現場である中片の大岩石、そして我々議会を例に取りましても、議会の構成、役割はもちろん、請願、陳情、一般質問や会議録まで様々な情報が手に取るように掲載をしてあります。しかしながら、現在のシステムではまだどうしても編集やその他、打ち込みの手作業による人的な作業を伴う部分については公開までの時間を多く費やし、例えば公開で行われる会議が広報活動においても、その編集作業で1ヵ月、2ヵ月と時間がかかっております。またその時間がかかればかかるほど、その興味は失われていく場合も多くあると見受けられます。他の自治体を見るときに、現在ではリアルタイムでの情報公開を目指す自治体が多くなっております。動画を用いた対応となるんですが、近隣の人吉市役所では、私たち議会を例に取れば、本会議や一般質問のライブ放送、または忙しい人のためにライブラリーの放送、いわゆる録画をインターネット上で配信をして、そういうシステムの構築が行われています。これはあくまでも一例ではありますが、施政方針や公開できる庁内会議等、本庁内における情報公開は迅速に行われるべきと考えますが、そこでお伺いをいたします。固定式のライブまたはライブラリーでの動画配信が現在の菊池市の庁内のシステムにおいて可能であるか、また否かをお答え下さい。加えて、配信側である市民に対し公民館等の施設による固定端末を利用したキヨスク型と、また自宅のパソコンを通じて利用できる全戸対応型、それぞれの技術的問題と費用の概算をお教え下さい。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 市政情報について、インターネット等を利用したライブ中継ができないかというご質問ですけれども、市政情報につきましてはインターネットを利用したの議会中継等の公開は、県内では熊本県をはじめ八代市及び人吉市

で本会議の中継が行われております。本市におきましては、本庁1階市民ホールにモニターテレビを設置し、本会議の中継を行っております。また、本市ホームページでは施政方針及び市議会本会議の議事録の公開を行っております。なお、本庁及び各総合支所のロビー等、市内公共機関6ヵ所に設置していますキヨスク情報端末は、現在本市のホームページを見ることができます。議員ご指摘の現状システムでの動画配信が可能かということではありますが、現行システムでの会議等の配信はできません。動画配信をするためには、機器及びソフトを追加導入する必要があります。

次に、会議等の模様をキヨスク情報端末及び本市のホームページから配信する場合の技術的問題点は特にございません。設備及びソフト費用としましては、概算ではございますが約3,000万円の導入費用が発生すると思われま。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[ 登壇 ]

（樋口正博君） ありがとうございます。費用は約3,000万円くらいかかるということですね。ソフトと機材購入がいるということなんですが、ご答弁で議事録の話も出ましたが、議事録を例に取ると編集作業はかなりかかっているんで、未だにホームページ上では3月議会の議事録ですよ、開示してあるのが。今回もう9月議会ですので。それを考えると、やっぱりどうしてもその時間差が出るということは、市民にとってはその知り得る情報の伝達が遅くなるという部分があるので、そこら辺のところを今後考えていただければと思います。

再質問に入らせていただきますが、近い未来を想像するとき、各総合支所からの情報は、それぞれの地域住民にとって欠かし難い連携の手段になると考えられます。合併による地域の一体感を生み出すためには大きな役割を果たすものと考えられるのですが、支所のみならず、各物産館の農産物の集荷状況、また祭りの様子やホテル、コスモスの見所、期間など、情報の共有は市内全域の多くの市民にとって大きな利益とまた共存間を生み出すものであり、速報での災害情報は地域住民の安全と安心を高めるものと考えられます。いずれにせよ、合併してこの広大な面積を持つ新市においては、いずれ移動式の配信システムも必要と考えます。そこでお伺いをいたしますが、先ほどと同じく移動式のサービス供用に関して技術的な問題点と概算費用をお答え下さい。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 移動式サービス供用に関しての技術的問題点はございます

が、各種イベント等を撮影、編集するためには、それらを行うための専門的な知識を有する職員の確保等が必要となります。なお、費用としましては、先ほど答弁しました費用約3,000万円にビデオカメラを追加した費用が必要となります。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[ 登壇 ]

（樋口正博君） ありがとうございます。移動式に関しては、1回システムを構築すればビデオカメラ等で録画をして、それを流せば、即時流せば対応ができるということで、概算費用としては大まかそうは変わらないということに受け止めさせていただいてよろしいですね。はい。実は、先ほどは議会を例に出したんですが、情報公開の点から、また固定式カメラの設置があるというところから考えるとですね、実はこの議場がですね、取り組みでは一番早いところなんです。ただ、これは議会内のことですから一般質問とはずれますが、当然28人全員の同意があれば開かれた市政を実践するためにも委員会の公開を含めて、広報特別委員会、もしくは全協等で議長の前向きの取り計らいをお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。

次の質問ですが、市の体育施設についてお伺いをいたします。

まず、菊池市の総合体育館についてです。この件については、今までも多くの議員さんから質問が出ている事項だと思います。前回6月議会においても、二ノ文議員が質問をなされたばかりなんですけど、どうも私は毎回答弁をお伺いしながら釈然としないところがありまして、なぜなら答えは毎回同じで、必要であると言いながら財政当局と協議をいたしますというその一点張りですよね。これ私、旧菊池市時代を含めてこの5年間、ずっと同じ答弁を聞かされているわけですが、遮光フィルムのことでも出されるんですが、遮光フィルムを張って館内温度が3度近く下がったというのは、確か私の記憶では2、3年前の議会で答弁を受けております。前回も同じでもありましたが、しかし現状は私が見たところでは、フィルムは外側から張り付けをしてありまして、ところどころカラスがついばみ、劣化が見られます。この現状を放置しておけば、機能的な障害が発生することも考えられ、現状は今より悪化をするのではないかというふうに考えます。折しも来年は九州の中体連、九州中体連が熊本県で開催をされます。平成21年には全国中体連が九州開催なんですけど、熊本でも開催をされる予定であり、菊池市は剣道の誘致において非常に頑張っておられます。しかしながら、既に来年度開催の九州大会は、大会関係者の頑張りによって菊池地区での開催にはこぎ着けました。しかし、残念ながら会場は合志市のヴィーブルということで決定を見ております。菊池市の総合体育館も立候補してありま

したが、冷房施設の不備により選考から外れたという結果になっております。また、全国中体連でも剣道会場誘致において、現在人吉市とどちらがいいだろうかということで一生懸命剣道連盟の方でいろいろ協議をされておられますが、宿泊施設のキャパは同等ではありませんが、空調の不備を理由に非常に苦しい展開を強いられているという情報も聞いております。また、先日の全国高校剣道錬成会においても、日々心身を鍛えている若者たちにもかかわらず、数名の学生が脱水症状で病院に運ばれたのも事実であります。幸い大事には至りませんでした。来年、再来年と事故が出ない確証は現在の施設は保証できないのではないのでしょうか。そのような意味でも、これ以上問題を先送りせずに、執行部の意思を示すべきではないかと思いますが、そのことを踏まえて今後の空調施設の取り組みについてお答えを下さい。

次に、市営プールの件についてお尋ねをいたします。合併後5つの市営プールがありますが、とりわけ古い菊池地区のプールの件についてお伺いをいたします。市役所のすぐ前にあるプールですね。このプールは昭和37年に建設された歴史あるプールであります。築44年というか、齢44年を隔てた今日でも一生懸命機能しており、50mの公認プールは合併後もこのプールのみで、先日も熊本県各地から多くの中学生たちが泊まり込みで記録会に臨まれ、菊池の温泉街も多くのの方々にご宿泊をいただき、大会関係各位の皆様には心より私、宿泊施設を運営する者として、心よりお礼を申し上げるところであります。しかしながら、関係者の方々が一生懸命取り組まれる中、プールサイドには日陰の観覧席はおろか、各学校の保護者の皆さんたちが自前でテントを持ち込み、やっとの思いで子どもたちの体調管理が行われるというのが現状でありまして、本当にちょっとかわいそうな感じもいたしたところでもあります。現状、庇はおろか、昔あった階段式の観覧席までなくなっている。今後一体どのような方向性でこのプールのことを考えておられるか。すぐ取り壊し、更地にするのか。または、大規模改修を行うのか。今後の方向性と取り組みについてお伺いをいたします。

また先に挙げた体育館の空調に関して、常設の場合の予想金額と仮設による単価とプールをもし今後も使用するときの維持管理の概算費用及び庇付き観覧席の建築費用の概算をお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） お答えいたします。

総合体育館の空調設備の設置につきましては、今年第2回の定例会におきまして二ノ文議員の質問にお答えいたしておりますとおりで、何回も聞かれたと思いま

すけれども、体育館の有効利用を図るためにその必要性はあると考えております。しかし早急の対応は設備費等に多大の財政負担を伴いますので、現在慎重に協議しているところでございます。また、平成21年度に開催予定の全国中学校体育大会につきましては、九州各県において開催される予定でございますけれども、熊本県では体操競技と剣道競技の開催が内定されているとのことでございます。確かに夏休み期間中の大会誘致によります経済効果は大きいと思われまますので、もし当市で開催される場合は、現時点では確約できませんけれども、仮設の空調設備について前向きに対処してまいりたいと思っております。

次に、市営菊池プールにつきましては、確かに建設から44年が経過しております。老朽化も進んでおりますので、改修工事を行いながら利用しているのが現状でございます。現在、大人の遊泳や夏休み期間中の子どもの水泳、それから市の水泳協会のスイミングスクール、さらに南中学校の体育の授業や北中・南中の部活動、それから保育園の幼児プールの利用、それから各種大会の開催など、幅広く利用されておまして、その必要性は高く、今後も可能な限り施設の維持管理を努めながら使用してまいりたいと考えております。

また、プールサイドの西側の庇設置につきましては、観覧席専用テントがありますので、それを活用してまいりたいと考えております。階段式の観覧席は当初設置されておりましたが、老朽化のため撤去し、昭和62年の県民体育祭時に改修工事を行いまして、現在のような構造としたものでございます。

次に、予算的な裏付けについてでございますけれども、総合体育館に冷房設備を常設する場合は、約3億8,000万円、また仮設の場合は1大会、3日間程度ですが、約500万円程度の費用が必要になります。

次に、プールの維持管理につきましては、年間約520万円が必要であります。改修につきましては、当面大きな修理はございませんが、将来的には機械設備の改修、プール全体の修復工事、管理棟の改築等の費用が約1億円になるかと思われまます。また、庇付き観覧席の建築費用についてでございますが、現在の観覧席に庇を設置する場合は約2,000万円程度の費用を要するかと思いまます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[ 登壇 ]

（樋口正博君） ありがとうございます。初めて金額のご提示をいただいて、ちょっとびっくりしているところではあるんですが、体育館空調に関してですが、今の教育長のご発言からすれば必要であるというふうには受け止めさせていただきます。しかし、全国中体連の情報も確認済みとは思われまます、現時点では確約ができません

んが、前向きに対処したいということのご答弁をいただきました。前向きに検討ではなくて、前向きに対処ということですので、非常に若干安心をしているところではありますが、誘致活動を行うときに仮設の冷房が例えば入るということであればそれを全面に出して空調に問題はないという交渉ができるとは思いますが、その全くそこに対処できないということになれば、まずそこら辺はその時点で落ちてしまうことでして、当然予算ですから執行部から議会にそれを示されて、議会が承認をして下りるものではあるんですが、まずは出していただかないことにはその対処のしようもございませんので、その点はよろしくお願いをしたいと思います。体育館においては、菊池市を武道の聖地、メッカにしたいという構想をお持ちの福村市長の熱意の下、テコンドーの国際大会、千唐流空手大会、数々の剣道大会錬成会、そして今回初めて取り組まれる柔道大会の開催など、関係各位の努力により、やっとその構想に一連の流ができたところであります。しかし会場には空調設備もなしということでは、これではいつまで大会が続くのか、本当に一生懸命労を尽くして大会を誘致された関係者の皆様には不安でならないのではないかと感じております。また、大会誘致に関しては、やはり執行部におかれましてははっきりとした道筋を早急に付けていただかなければならないのではないかと考えています。常設で3億8,000万円、仮設が3日で500万円ですね。単純計算をすれば76大会を開催すれば元が取れるというか、3億8,000万円になるわけですが、まずその前に本当の意味で確固たる体育館利用の方針等を決めていただいて、それからいろんな調査を行えば、いろんな意味でもうちょっと検討の余地が出ると思います。正直、私の感想としては、どちらの業者か知りませんが、3億8,000万円というのはちょっと私には異常に思えるところであります。法外とは言いませんが、いろんなやり方があると思うので、できれば調査を行えば1億円強、それ以下でも可能ではないかと考えます。また、失礼ですがその方法を探していただくのも行政の仕事の一環ではないかと私は捉えております。

プールに関してもしっかりですが、答弁には幅広い活用が認められ、必要性は高く、可能な限り使用するというものでした。その使用、現在の利用状況の中に南中学校の体育の授業も含まれていましたが、現在市役所の横に建設してあるプールですね、私の記憶では7、8年前に建設をされたものと思いますが、これはもともと南中学校と市民のプールの併設でつくった施設ではなかったんでしょうかね。詳しい方にお聞きをしたところ、構造上の問題で公認も取れないとのことですが、市の体育施設全般に関して運営方針が計画されないままの状態が続き、そのことが原因である意味今日を迎えているというのが実状じゃないかと思えます。私自信、市長、教育長を責めるという気持ちは全くありません。逆に、むしろ今日から今後1



0年、20年にわたり使用される市の様々な施設を行政の継続性の観点に立ち、しっかりとした利用方針と計画を立てていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。さらに、各種大会の誘致は、福村市長唱えられます観光客倍増対策の主要施策の1つであったかと思えます。特に九州、全国、中体連大会等は、生徒・保護者など多くの宿泊者を伴い、菊池市に与える経済効果も非常に多く、本当に簡単な単純計算なんですけどね、菊池温泉の宿泊キャパが1,500人として、それに大会平均の宿泊単価7,000円掛けるの3日間で、単純計算で3,150万円ですね。それに弁当とかその他の波及効果を考えても、1大会5,000万円程度の投資効果が考えられるということで、先ほど述べました九州中体連を誘致された合志市の場合は、宿泊施設はそんなありませんので、それを考えれば宿泊施設を有する菊池市でこそ、投資効果が生まれるものであると思えます。そのような観点から、市長、教育長、それぞれに簡単で結構ですのでご見解をお示しいただければと思います。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） お答えいたします。

市の体育施設全般についての今後の運営方針についてということですが、議員ご指摘のとおりと考えます。今後も具体的な計画として、さらに真剣に取り組んでいかなければならないと思っております。総合体育館につきましても、空調設備だけでなく、いくつか改修案を考えているところですが、例えば夏場の暑さを防ぐための方法として、1つは現在ある換気扇や窓等の有効な活用を行う方法です。窓につきましても、現在排煙窓しかありませんので、開閉できるような窓への改造等が、そういう工夫が必要だと考えておりますし、2つ目は屋根のトップライトを鋼版などで覆って、直射日光による暑さを直接遮断しようとするものです。また3つ目には、ありますように機械による空調でございますが、対策がこれだけではございませんがいろいろな方法を考え、今後の計画を考えていきたいと思っております。今後とも少しでも使いやすい体育施設、体育館になるよう努めていきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 樋口議員の方から答弁がなかなか釈然としないというご指摘でございまして、釈然としたいのでありますができない部分が数多くありまして、本当に申し訳ない限りであります。平成19年ですか、中体連の九州大会、これがこの施設が空調機がないということでお隣の市の合志市の方に行ったということでご

ざいますが、また21年の全国中体連については、ぜひ剣道競技、菊池市へということと同感でございます。また、来年の九州大会につきましては、ぜひひとつまた関係課あげてまた宿泊地はぜひ菊池へということで、こちらの方の面では努力をしていかなければならないと思います。総合体育館についてはご案内のとおり、平成11年だったでしょうか、第54回国民体育大会の本県開催にあたりまして、剣道競技場として使われたところではありますが、総合体育館として前年度に完成をみておったと思います。この総合体育館の空調というものについては、当初の計画はどうなっていたのかなと思うんですが、今ご案内のとおり、空調ダクトが走っております。それでこれが最初設置されておりますから、あと機械のみを入れればいいのかと思っておったんですが、どうもこの空調ダクトの方が、空調ダクトではなくて、排風か送風か、何かその冷気を吹き出すというものではなくて、機械室に空調機が入らないというようなことで、これまでの過程におきましては人権同和の大会などなどありましたけれども、その折りにつきまして、あるいは全国総体につきましても、これをリースで借りてきて外部に機械を設置して冷気を送り込んだといったことはご記憶のとおりでございます。伴いまして、全面的にこの空気調和の場合は機械室の改造なり、あるいは機械の設置なり、またさらに空調ダクトの設置をやり替えるなりしなければならぬということでありまして、3億8,000万円という一応の数字は上げてありますが、果たしてこれが妥当であるかどうかというものは再度また検証していかなければならないと思いますが、1億円強程度で終わるものではないというふうに思っております。このような空調施設がなければ、選択の中で必然的に他の市町村の空調が付いているところに行事が流れていくということで、ご指摘のとおり観光客倍増ということを謳ってきた立場にありまして、なんとかこれはやらなきゃならないというもので、内部的にも先の6月に二ノ文議員の方からの質問も強くありまして、このことを受けて、なんとか財政的にできないのかということ詰めてはおりますけれども、なかなかやはりこの非常に厳しい財政環境の中で、今直ちにそれでは何とかやりましようと言える状況にはないということをお願いしたいと思います。しかしながら、つい一昨日も日本マーチング連盟ですか、の理事長さんがお見えになりまして、そして国際マーチング大会ということをお菊池でやったらどうかと、非常に菊池が好きになったということで、ほかの方々と一緒だったんですが、ほかの方は韓国マーチング協会のやはり会長さんでございましたけれども、そういった方々から国際マーチングをお菊池でやったらという話がありまして、ところでここはそういったあれが、施設がありますかということだったんですが、体育館は大きいやつがありますとこう申し上げたんですが、早速に空調、エアコンは付いていますかという話で、いや実はということでもございました。

そこで、やはりこの大会を前提として誘致をする場合には、暫定的なものであっても取り付けるということをやっぱり言わなければ誘致ができないということは、先ほど教育長が答弁いたしましたように、何とかやらなきゃならんということだと思います。しかしこの常設ということになれば、今しばらく時間を貸していただきまして、この財政的なことの中で何かいい方法はないのかということを考えていかなければならないと思います。レンタルとかリースだとかいったいろんな制度もありますので、そういうことを含めながら検討して、果たして何とかできないのかということの道筋が付けばと、このように思っておりますので、今しばらく時間を貸していただきたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[ 登壇 ]

（樋口正博君） ありがとうございます。釈然といたしました。今まで実は金額の提示というか、具体的なものが出てなかったもんですから、じゃ、どこをたたき台にしているんな議論をするかというところでできなかったわけなんですけど、3億8,000万円、1億強ではできないというお話だったんですが、できるだけそれに近づいて努力をしていただければと思います。また、教育長より今後の市の体育施設全般に対して、その方針と計画を組んでいただくということですから、今後本当10年20年先の部分も、先ほど言ったように行政の継続性の観点の上から、しっかりとした計画を立てていただければ非常にありがたいと思います。

私、先ほどから情報公開の問題、体育施設の問題共に予算的なこともお伺いをしてまいりました。合併を経て、なお地方交付税の減額、または菊池市の財政難は厳しさを増しているところでもあります。確かに公のシステムや施設は市民ニーズの上に立ち、様々な角度から検討されることが必要であると考えます。先ほどの体育館に関しましても、空調システムの導入は市民の利用料アップにも当然つながりますので、市民ニーズの把握と同意を得ることが不可欠であると思われれます。これからの事業はすべてにおいて予算の裏付けの下、財政等の投資効果についても十分に考えながら進められることをお願い申し上げまして、この質問については終わらせていただきます。ご答弁は結構です。

次の質問に移らせていただきます。この質問に関しましては、先日本田議員さんが同じような質問をしておられますので、重複する部分があれば、その部分は省いていただいても結構であります。

市の公共工事についてお尋ねをいたします。菊池市は、多くの公共工事の場合、一般競争入札制度ではなく、指名競争入札制度を用いております。このことは、地場企業の育成のみならず、地場企業の体力強化により、他地域の企業に対しても十

分な競争力を付ける意味でも、私自身は今後とも続けていきたいと考えております。しかし、そのことは元請のみならず下請業者に対しても地場産業の育成を旨とすることが望まれるべきではないかと思っております。とりわけ建築物においては、基礎、大工、鉄骨、内装、外装、その他約30から50の業種が動かされ、菊池市の経済動向、または景気動向に大きな影響を与えるものと感じております。今年度と来年度はつまごめ荘の改修という大きな公共投資が既に始まっております。本音を言われていただくなれば、各業者、菊池市在住の企業との契約はもちろん、釘の一本までもメイドイン菊池とまではいかなくても、菊池市内の業者から調達が見られるところだと考えております。しかしながら、特に地場への見積もりもなく、安易に他地域の業者への発注のケースも聞こえておまして、せめて見積もりの依頼やその後の価格交渉までは地場への義務付けができないものかと考えております。また、過激な、過剰な値引き交渉に至っては、入札時における材料等の単価設定に伴う形で行われることが理想であり、元請のみならず下請け業者の地元育成に対し指導體制の強化を望む声も聞こえてまいります。そのような観点から、執行部の考えと対策についてご答弁を求めます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） お答えいたします。

市の発注工事に係る地元企業の育成につきましては、昨日本田議員の質問にお答えいたしておりますので、重複することがあると思いますがお許しをいただきたいというふうに思います。元請業者が下請業者を選定することに関しましては、建設業法等でも何ら定めはなく、国・県の営業許可を有した業者であれば、元請業者が自由に選べることとなっておりますけれども、本市では落札業者に対して契約の際に資材の地元からの購入と必要な社員の地元雇用の促進並びに下請けに関する適切な報告の義務の2点について、特に文書においてお願いをしているところでございます。また、菊池市下請契約報告事務取扱要領により、一業者への下請額が一定額以上であれば、それに基づいて適切な指導を行っております。いずれにいたしましても、発注業者の下請けにつきましては指導面でも大変難しい問題がありますが、今後も関係機関との連携を図り、関係法令を遵守しながら本市の公共工事の適正な実施と地元業者の保護・育成にさらに努力してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[ 登壇 ]

(樋口正博君) はい、わかりました。昨日お伺いしたとおりですね。確かに元請自体も企業であります。企業である限り、適切な利潤追求は当然なことと思います。が、現在の指名競争入札制度の意味合いを理解していただきながら、とりわけ熊本市内をはじめとした他地域の業者の方々には、特に菊池市内企業の利用を促していただきたいと考えております。そのためには、市長を先頭として指名委員会等の中でも十分な議論をしていただき、対策を講じていただくことが望ましいと思われまます。確かに強制的に指導することは独禁法等の絡みもあるでしょうから無理ではあるんでしょうが、執行部の方針として業者に理解を示すことは可能ではないかと思っております。最後に、この件に関して市長のご見解をお聞かせいただければと思っております。

議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長(福村三男君) 地元業者の育成の問題につきましては、ただいま総務部長の方がお答えいたしましたとおり、市といたしましても入札の方法や下請けの適正化、また小規模業者の育成等についてできるだけ配慮してまいりました。具体的に申しますと、菊池市内の全業者の方に少しでも市の公共工事の恩恵を受けてもらえますように、入札に関しましては地域性を考慮した入札参加業者の選定を行い、また工事の発注に関しましては可能な限りに分離発注を行って、さらに地元業者、業界からの資材の購入、地元雇用の促進など、各課に必要な指示をして現在まで実施しております。ご案内のとおり、北中学校の落成式のときに参加をされた議員の皆さん方はお感じになったと思っておりますが、30有余社の方々が感謝状をもらわれましたけれども、それだけ多くの方々が参入をされ、その背景に先ほどご指摘ありましたように釘1本まで菊池のものをと、そして木材もすべて菊池材をとったことでやってまいりました。幾分この後に来ましたつまごめ荘について、その周知徹底、いまいちあるのかなという思いをしないでもありませんけれども、これもまたぜひ指導してまいりたいと、またお願いしていきたいと思っております。本市は合併をしてまだ日浅くございますので、業界の方々というのが非常に疎遠なところがまだ多いということで、こういったことも影響して、この菊池市内にある下請け可能な方々に対しましての意思の疎通というのがまだ図られていないという向きもあるのではないかなと思っております。公共工事を通じてお互いの連携が進めば、十分この市内の業者で工事に必要なあらゆる資材について確保ができるのではないかと考えております。また、受注業者の方もご指摘のとおり、利益追求というのは当然ではありますけれども、あまりにも安い価格で下請発注を望まれれば、これは下請けを潰すことになるということにもなります。市内業者を指名しているのは地元の雇用につながり、

また地元の活性化につながると。そして業界の方々が常に口を揃えられるのは、地場育成ということを言われます。ですから、元請業者の方々が自分で受注したものであれば、やっぱり地場育成、地元業者育成ということで地元の業界のためにもそれなりのやはりこの努力をしていただきたいと、このように思っております。いずれにいたしましても、今後とも受注業者に対しましては、いわゆる違法なダンピングの禁止、また不当労働の禁止など指導体制を強化するとともに、できる限り地元業者への下請けについても、さらにお願いをしてまいりたいとこのように思います。菊池市の建設業協会が7月に合併をいたしまして、今後組織の充実が図られていくものだと、このように思っておりますが、市内の業者の中心として多大な社会的貢献を期待しております。ただ言われるのは、公共工事というものと業界というのは表裏一体なところがありまして、今熊本県建設業協会も大きな一つの波にさらわれようとしているところがあります。私たち公共工事を発注する立場におきましては、この受ける立場の方々と一線を画していかなければならないという思いを常に持っております。このような業界に対しまして、協会という組織を通じてということよりも、むしろ受注と発注者の関係、そういった関係の中で適正な一つの下請けの確保並びに発注額といったものについてのお願いをしていくということではないのかなと。業者それぞれの個々人においてお願いをしてまいりたいと、このように思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[ 登壇 ]

（樋口正博君） ありがとうございます。市長、ただいまお話いただいたように、熊日さんの新聞でも今シリーズで、菊池高校の入札問題等あっています。市長言われたように、確かに発注者と受注業者という関係の中で、一線を画しながらもとりわけ合併して間もないこの新菊池市です。市長自身が旧菊池市のご出身ですから、旭志地区、七城地区、また泗水地区にはなかなかご存じない業界の方もおいでと思いますので、そのような中で協会ともいろいろお話をしながら、地元育成に関して努めていただければと思います。

質問を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 次に、森 清孝君。

[ 登壇 ]

（森 清孝君） 私で最後でございますので、今しばらくおつきあいを願いたいと思います。

私は、水道事業と農業振興の2つについてお尋ねをしたいと思います。今までの

ご議論の中でおわかりのように、公共の福祉の増進を図ることと経費の削減ということのせめぎ合いの中で、市政全般に民間の考え方、特に企業的なセンスの必要性が求められていると思います。そこで、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならないというような設置条例が目にとまりましたので、水道事業についてお尋ねをしたいと思います。

まず、水道事業の現況について伺います。上水道と簡易水道の違いはどのようなものでしょうか。また、それぞれの水源地の場所、その数、状況はいかがでございますか。お尋ねします。料金設定は事業の安定と深い関係がありますが、今の料金はほかの自治体と比べていかがですか、お尋ねします。また、公営企業として独立採算が求められている上水道事業に21年度まで他会計からの補助が予定されています。このことはどういうことでしょうか、お尋ねしたい。

このことをもって、最初の質問といたします。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 水道局長、後藤 定君。

[ 登壇 ]

水道局長（後藤 定君） 水道事業についてお答えいたします。

水道事業につきましては、水道法で特許事業として位置づけられております。その経営には国の認可が必要でございまして、許可なしに休止したり廃止したりすることはできないことになっております。

まず、上水道と簡易水道の相違点でございますが、水道事業を経営する区域の計画給水区域人口規模によって区分されております。上水道事業につきましては、5,000人を超える規模のものを言います。それから、簡易水道事業につきましては、100人を超え5,000人以下規模のものを言います。当然、施設の規模は違ってまいります。水質の管理につきましては全く同様の管理が義務づけられております。

それから、本市の水道事業は、水道事業の経営は大きくは2つの経営体として運営しております。1つが上水道事業でございまして、菊池地域の平坦部及び泗水全域を給水区域としております。もう1つが簡易水道事業でございまして、給水区域は菊池地域の花房台と中山間地帯及び旭志地域となっております。そのほか、七城地域におきまして雇用促進住宅が専用水道としまして単独で運営をしております。その水源地につきましては、上水道で10カ所、簡易水道2カ所の予備水源を含めまして12カ所、合わせまして22カ所の水源地を有しております。ほとんどが地下水に依存しているところでございます。水質、水量の面に関しても安定している状況でございます。

3点目の料金の比較でございますが、県内ではほぼ中ほどに位置しております。

例として申し上げますと、月に20tを使用した場合、これは約平均で2.5人家族程度でございますが、この料金で申し上げますと、本市が2,650円、お隣の山鹿市が2,285円、玉名市が2,383円、旧西合志町が2,470円、大津菊陽水道企業団が2,970円、熊本市2,520円などでございます。そのほか、天草方面が高く、旧本渡市で3,654円、旧三角町が5,250円でございます。低いところでは、長洲町の1,750円、旧長陽村の2,100円などございまして、地域の実情によりまして大きな格差があるようでございます。

最後に、他会計補助金の利用についてお答えいたします。この補助金の主なものは、旧泗水町水道事業における累積損失額約2億円余りにつきまして、合併協議会の財政計画で承認いただいたものを経営基盤強化補助金としまして一般会計からの繰入れ分でございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 森 清孝君。

[ 登壇 ]

（森 清孝君） 続けて、質問を続けます。

旭志地区の簡易水道の統合計画というのがありましたけれども、その進み具合はどうか、お尋ねをいたします。

また、統合することで事業経営の面からと受益者の立場からどう改善されますか、お尋ねをいたします。

なお、未給水区域に対する今後の計画はどうか、お尋ねをしたいと思います。

平成20年及び21年には区域の新設もあるようでございますけれども、その点についてもお尋ねをいたします。

以上、よろしく願いをいたします。

議長（北田 彰君） 水道局長、後藤 定君。

[ 登壇 ]

水道局長（後藤 定君） 再質問にお答えをいたします。

旭志地域簡易水道の統合再編でございますが、現在旭志地域には市営の簡易水道区域3カ所と飲料水供給施設1カ所がございます。そのほか、私営で認可を受けました簡易水道区域がございまして、これらの給水区域は点在しております。結果的に区域の周辺部が未普及地域となっております、そのようなことから市運営にかかる区域を一つの事業区域としまして、旭志簡易水道事業区域に統合し、併せまして未普及地域の解消に努めてまいりたいと考えております。進捗状況につきましては、新たに給水区域に編入する地区等の事前調査を行っております。その後、変更



認可申請書の作成につきまして外部委託を行い、本年度中には国の認可を得るべく業務を進めてまいりたいと考えております。

次に、経営面のメリットにつきましてでございますが、未普及地域の解消と新規加入者の増加に伴いまして、使用料金の増収が見込めます。また、相互間の給水管を連結することによって、さらに安定供給を図ることができます。デメリットとしましては、新たな地域への整備費用に対し料金収入面が伴わないことなどが考えられます。一方、受益者側から見た場合は、安全な水を安定的に受けられるようになりますが、その分使用料金面での違いが出てくるものと思われれます。

次に、未給水区域の普及促進及び区域の新設についてお答えいたします。本市の水道施設は、地下水が豊富なことから、地区有あるいは個人有による運営が多数あり、水道普及率は全国平均及び県平均を下回っている状況でございます。また、近年は水質の悪化傾向にある地区が点在してきておりまして、懸念されるところでもございます。なお、給水区域外の当面の措置としましては、フッ素及び硝酸態窒素、この濃度が水質基準を超えた施設や地区有の水道水源地等の施設整備につきましては、補助制度を設けまして対処しているところでございます。ご存じのように、水道事業は安定供給、水質の保持はもちろんのこと、運営につきましては独立採算を堅持するという大原則の下、工事施工にあたりましては多くの費用を要することから、費用対効果の面、緊急性等を見極めながら取り組む必要がございます。また、先ほども申し上げましたように、水道事業は国の認可が伴いますので、ある程度の期間も必要になってまいります。そのようなことを勘案いたしますと、地元の大多数の同意、加入が事業推進への大きな要素であると考えております。

次に、21年度の区域の新設につきましては、水質の悪化傾向にある七城地域を想定しておりますが、現段階では不確定要素の部分がございまして、概要を申し上げるまでは至っておりませんので、よろしくお願いたします。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 森 清孝君。

[ 登壇 ]

（森 清孝君） 再々質問を行います。

事業改善の達成状況を評価することはなかなか難しい面もあると思います。本事業では、その一つとして有効率、苦情受付件数、漏水率、漏水件数など、17年をベースに改善の計画を立ててございます。数字で示してございます。事業の特性としまして、最もと思う反面、苦情件数や漏水事故数は当事者として0を目指すべきと考えますが、いかがでございますか、お尋ねします。なお、菊池市は豊かな水と緑ということを多くの場面で枕詞として使います。そうであれば、水がどこでつく

られ、どう保全されているかを考えるとき、上流の森林の状況にもっと関心があったらよいと考えます。特に今日では、農業や林業を守るというより自然や環境を守るという方が通りがよい風潮がございます。そんな中ですので、余所のマネではありませんけれども、水道料金の一部を林業への元気づけとして還元されるお考えはございませんか、お尋ねをいたします。

よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 水道局長、後藤 定君。

[ 登壇 ]

水道局長（後藤 定君） 再々質問にお答えいたします。

事業改善の評価方法につきましては、水道事業の目的としまして、安全な水を安定的に供給するということになっております。この目的を達成するために評価指標としまして、議員ご指摘のとおり中期経営計画におきまして事故件数や苦情受付件数等を掲げまして目標値を定めておるところでございます。本市の水道施設につきましては、既に耐用年数を経過しているものが数多くございまして、布設年度や配水管網の状況によりましては、苦情や漏水が発生するのは必然的な環境にあると言わざるを得ません。今後も水道施設の維持管理の徹底や施設整備を図りながら、目標達成に向かって努力してまいります。

最後に、地下水の保全を目的としました水道料金からの還元につきましては、妥当かどうか等を含めまして研究課題とさせていただきたいと思っておりますし、その用途につきましても多面的な検討が必要であろうと考えております。現状としまして言えることは、先ほどお答えしましたように、経営基盤強化補助金を受けている状況でございますので、当面は厳しいものと受け止めております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 森 清孝君。

[ 登壇 ]

（森 清孝君） 水道の項を終わりにして、坂井経済委員長の許可を得まして、農業についてお尋ねをしたいと思っております。

米を中心とした制度が来年度、19年度から大きく変わることで、認定農業者が619名で、その人たちが経営面積4haを超えれば申請して担い手となり得ること。また、言葉としては変な気もしますがけれども、集団で面積要件の20haを超えて申請し、認められれば集落営農として担い手に含まれること、その担い手に政策が集中すること、そんなことが松本議員、隈部議員の質問、あるいはそれに対する答えで少しずつ理解できるようになりました。私は市としてそれに当てはまらない人や分野に対する政策と言われております環境、農地・水・環境保全向上対策

についてお尋ねをいたします。

まず、共同活動の支援と営農活動の支援ということがございますけれども、その内容とその関係についてお尋ねをしたいと思います。よろしく。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。

初めに、共同活動への支援では、基礎部分と誘導部分に分かれしておりまして、基礎部分では農道、水路の草刈り、水路の土砂上げなどにこれまで地域で田植えや稲刈りの前に行われている活動でございます。誘導部分では、農道や用排水施設の補修などを自分たちで行ったり、用水路の法面などに花を植栽して環境保全を行うなど、これまでよりも一歩前進した活動を一定以上農家以外の方々を含めた組織により実施することが必要であります。

次に、営農活動への支援では、先ほどの共同活動に加え、化学肥料や農薬の使用を通常のレベルから5割以上減らす取り組みや地域でまとまりを持ってエコファーマーの認定を受け、実施するなどの必要がございます。農地や農業用水は食料の生産だけでなく、多面的機能を有しており、すべての地域の住民の方々が恩恵を受けているものです。農家のみならず、地域住民の方々を含めて新しいまとまりを再構築するとともに、農業基盤の環境保全に加え、環境に留意した農業生産活動を行うというものでございます。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 森 清孝君。

[ 登壇 ]

（森 清孝君） 再質問を行います。

今、説明がございましたけれども、実際に集落として行う場合、その手続き、あるいは手順についてはどうですか、お尋ねをいたします。

またこの政策も手挙げ方式と聞いておりますけれども、申請までのスケジュールはどうなっていますか、お尋ねをいたします。なお、8月末現在でその手の挙がりそうと思われるような集団はどのくらいありますか、お尋ねをいたします。

3番目に、この政策に対しましては単純に交付金の話が先行しているくらいがございます。いくつかの縛りもあるようでございますが、推進する立場として合意形成のポイントはどう考えておられますか。

以上、お尋ねを申し上げます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

1点目でございますけれども、集落などの皆さんに行っていただく手続きは、1つには農業者及び地域住民の参加を募り、活動組織の規約を決め、組織をまとめ、活動範囲を決めます。2点目としましては、活動の範囲の中で実施する活動計画をつくり上げます。3点目に、市町村と協定を結んで活動を実践し、助成金の交付を受けるというものでございます。

2点目でございますけれども、今後10月末までに希望集落などは参加要望書の提出が必要になります。その後、年内に規約、協定書、活動計画の検討、作成を行い、来年2月までに組織を設立し、4月に市との協定締結、申請活動開始というスケジュールの予定でございます。現在、約80集落程度が事業参加の見込みでございます。

3点目に、本制度では共同活動に対し10a当たり田で4,400円、畑で2,800円、草地で400円の支援が予定されております。交付金の使途は、直接資源・環境の保全向上に関連のない活動、例えば地域のお祭りや伝統行事などございますが、使用できません。また、活動を実施した場合の労務賃として支払うことはできますが、交付金を活動組織の構成員に配分することはできないなどの制限がございます。合意形成のポイントは、集落などで事業の推進役となるリーダーの創出と、その上でどのような活動をどういう役割分担で行うかでございます。交付金は2分の1が国庫負担で、あとの2分の1は県・市の負担であり、当然会計検査の対象でもあり、適切な事務処理、会計処理を行うための役割分担などを組織で十分理解し、話し合うことが必要であると考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 森 清孝君。

[ 登壇 ]

（森 清孝君） 再々質問を行います。

新しい政策が出ますと、現場ではよく模様眺めというような状況がございます。そこで質問をいたします。この事業の継続についてお尋ねをいたします。19年度から実施と聞きますが、途中での申請はよろしいのか。あるいは、うまくいかないというような理由で途中の中断はできるのか、お尋ねします。また、農地や農業用水などの資源をみんなで守るというような考え方には賛同しますが、そのことが結局専業農家にかえて負担を増やす心配はないかという気もいたします。そのことをお尋ねして、質問を終わります。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 再々質問にお答えを申し上げます。

本制度では、5年間の活動が必要であり、途中での活動中止はできないということでございます。本制度は、現在平成19年度実施に向けたモデル的な実験事業が実施されている最中で、細かな部分については明らかにされていない面もあります。現在のところ、基礎となる共同活動への支援は平成19年度からの事業実施組織のみの限られており、その後の追加申請はできないこととされております。また、営農活動への支援は平成19年度からの共同活動を実施する組織に限り、後年度での加入は可能と言われております。

次に、農地、農業用排水施設等は、農業だけでなく地域の景観保全や防災に一役買っているため、地域の資源とも言えます。今までは農業従事者が主体で維持管理をしていましたが、農業後継者不足や担い手に農地を集約することにより、農業従事者1人当たりに対する負担が増大すると想定されます。そこで、これらは農業者以外の地域の方々にも維持管理活動に参画していただくために、農地、水などの資源や環境の保全向上を図るための対策が必要になってくると思っております。将来にわたって農業・農村の基盤である集落を守るまとまりや農地や農業用水などの資源を守る地域でのまとまりを支えていくために、話し合いによる組織づくりとその活動が必要であると考え次第であります。

以上、お答えを申し上げます。

[ 登壇 ]

（森 清孝君） ありがとうございました。

議長（北田 彰君） 以上で、一般質問を終わります。

本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は、9月27日の午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日はこれをもちまして散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

-----  
散会 午後2時40分

第 5 号

9 月 27 日

# 平成18年第3回菊池市議会定例会

## 議事日程 第5号

平成18年9月27日(水曜日)午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 議事第13号 企業誘致促進特別委員会の設置について
- 第3 意見書案第3号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書の提出  
について  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 意見書案第4号 国道325号四車線化の推進及び予算拡大に関する意見書の提出  
について  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 決議案第2号 非核・平和都市宣言に関する決議  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第6 議員派遣について
- 第7 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

-----

### 追加議事日程(第5号の追加1)

- 第1 意見書案第5号 違法伐採への対応強化を求める意見書の提出について  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 決議案第3号 飲酒運転撲滅を宣言する決議  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 決議案第4号 渡邊康雄議員に対する議員辞職勧告決議  
上程・説明・質疑・討論・採決

-----

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 議事第13号 企業誘致促進特別委員会の設置について
- 日程第3 意見書案第3号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書  
の提出について  
上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 意見書案第4号 国道325号四車線化の推進及び予算拡大に関する意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 決議案第2号 非核・平和都市宣言に関する決議

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 議員派遣について

日程第7 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

日程第8 意見書案第5号 違法伐採への対応強化を求める意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第9 決議案第3号 飲酒運転撲滅を宣言する決議

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第10 決議案第4号 渡邊康雄議員に対する議員辞職勧告決議

上程・説明・質疑・討論・採決

-----  
出席議員(27名)

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君



21番 栃原茂樹君  
 22番 松本登君  
 23番 工藤恭一君  
 24番 境和則君  
 25番 北田彰君  
 26番 外村國敏君  
 27番 徳永隆義君  
 28番 横田輝雄君

-----

欠席議員（1名）

20番 渡邊康雄君

-----

説明のため出席した者

市 長	福村三男君
助 役	村上建二君
収 入 役	高本信男君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	村山隆君
市民部長	木下儀郎君
経済部長	岡崎俊裕君
建設部長	石原公久君
七城総合支所長	平野國臣君
旭志総合支所長	稲葉公博君
泗水総合支所長	上林正章君
企画部首席審議員	鳥井修君
財政課長	川上憲誠君
教 育 長	田中忠彦君
教 育 次 長	山口正司君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	後藤定君
農業委員会事務局長	五島千秋君
監査委員事務局長	田島伸正君

-----

事務局職員出席者

事務局 長	樋口 昭彦 君
議事課 長	春木 義臣 君
議事課長補佐	城 主 一 君
議事係主事	本 田 昇 君

午前10時00分 開会

-----  
議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
-----

日程第1 各常任委員長及び特別委員長報告・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 日程に従いまして、日程第1、去る9月12日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第180号から議案第207号まで、及び請願第2号の29案件について、各常任委員長から審査の結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、工藤恭一君。

[ 登壇 ]

総務常任委員長（工藤恭一君） それでは、総務常任委員会の報告を申し上げます。

今定例会で総務常任委員会に付託されました案件は、条例1件、予算1件、決算の認定1件、議決案件1件でありました。現地視察も行い慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第180号、きくちふるさと水源交流館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本件は、施設北側棟の改修と宿泊棟の新築が完了し、12月から供用開始となるため、条例の一部を改正するもので、主なものは食堂棟、浴室棟、宿泊棟の使用料を追加し、日曜、月曜の宿泊が想定されるため、休館日を月曜日から水曜日に変更するものであります。委員より、開館時間には午前9時からだが、利用者が早く利用したいときはどうなるのかということに対し、指定管理者であるNPO法人きらり水源村の館長の特認事項として対応するとのことでありました。

次に、議案第186号、平成18年度菊池市一般会計補正予算の付託分で主なものは、人事管理費の熊本県職員派遣負担金850万円について、合併して職員数も多くなった。本市として優秀な職員を育てるためには、国・県にこちらから派遣すべきではないかという意見に対し、人と人とのつながりの中で市の事業が推進され

る側面があるが、効果が現れないといけないし、他市も国や県から派遣しているようだが、そういった風潮だからということではなく、今後考えていかなければならないとのことでした。また、菊池源吾シンポジウム補助金79万円については、菊池源吾は西郷隆盛のことであり、西郷隆盛の祖先の発祥の地は七城の西郷地区であること。西郷隆盛が奄美大島の龍郷町に3年間居住し、龍郷町の文化、歴史に大きな影響を与えていたことなどから、龍郷町から町長以下関係者を招きシンポジウムを開催することにより、本市の歴史的な認識などをPRし、勇気、活力を与えるものであるということでした。委員より、市内全域に広げてほしい、市民に深く浸透するように計画を立ててもらいたい。そのためには、市民会館で開催してもいいのではないかとということに対し、執行部から第1回目であるし、地元の西郷地区公民館をあえて選定したということでした。また市長から、今後について教育・観光・経済の連携などが出てくると思うということでもございました。

次に、歳入の主なものでは、合併特例債の現在までの利用額について質疑があり、現在まで17億7,999万円であること、あわせて国が補助する合併市町村補助金、3年間で4億8,000万円のうち平成17年度で3億9,660万円、県が補助する市町村合併特例交付金、5年間で7億円のうち17年度で3億2,781万5,000円であることの報告がありました。

次に、議案第195号、平成17年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、主な質疑は、市税の滞納分について徴収方法、取り組みについて質疑があり、平成17年度で不動産15件をはじめ総数80件の差し押さえを行っているとのこと。7月、11月、12月、4月、5月は、本庁、支所合同で収納に努めているとのことでした。委員より、税の徴収員をつくる考えはないかということに対し、不納欠損で処理するのは破産、行方不明などがほとんどであるが、不納欠損になる前の段階でこれまで以上に対処する必要がある。口座振替を推進しているが、不納欠損という側面から見れば集金を日常の仕事とすれば対面で納税ということの方が認識を高めるのにつながるかもしれない、検討したいとのことでした。また、交通コミュニティ対策事業では、あいのりタクシーや便利カーを旧菊池市内だけではなく、市全体へ広げる計画などについて質疑があり、執行部より定期の路線バスのうち乗車密度が1人未満で、自主運行採算が取れないところは県・市が補助し、公共交通機関として運行していたが、県の補助金削減などの状況により、あいのりタクシーを導入した事業であり、あいのりタクシーは基本的に定期の路線バスに代わるものであること。便利カーも市街地のみを循環バスとしてタクシー事業者等と十分協議した上の事業であるとのことでした。現在、各支所ごとに交通空白地帯の精査中であり、今後も交通弱者の対策に取り組んでいくとのことでした。

次に、議案第206号、菊池市国土利用計画の策定について。国土利用計画法第8条により、長期にわたって均衡ある土地利用を確保することを目的として、本市の土地利用に関する基本的な事項を定めるものでございますが、議決された後に農用地の転換を希望する方があったときなど、どう対応するか。企画で、国土利用計画を推進するのはいいが、農振計画や都市計画など各係各課と横の連絡を密にしてほしい。国土利用計画で定まっているから10年間は動かさせませんということでは支障があるのではないかと。本計画の市民に対する親切な説明が必要であるし、議会に対してもその都度報告してもらおう場を設けてほしいなどの意見がありました。執行部より、都市計画を制定する場合は県への審議と住民への説明会、公聴会があるので活用したいとのことでありました。

以上、審査の結果、議案第180号、議案第186号の付託分、議案第206号については、全員異議なく可決するべきものと決しました。

議案第195号については、同和団体への直接の補助金が16年度と同額の976万円支出されている。部落差別問題は解決を見る段階。残された課題は、住民を主体とした解放運動の実現されるものではなく、社会的協同によって取り組むべきもの、前進させるべきもの、国の特別措置法も失効しており、全国の自治体でも同和問題の終結という流れになっている今日、こうした補助金の支出は認められないという反対討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。

議長（北田 彰君） 次に、文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[ 登壇 ]

文教厚生常任委員長（木下雄二君） おはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第181号、菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは国民健康保険の自己負担割合及び出産育児一時金の改定を行うものであります。委員から、出産育児一時金は現行の30万円から35万円に引き上げ、出産時の経済的負担を減らすことで出生が増えるのであれば望ましいことである。この改定については、広く市民の方に知っていただくために周知をお願いしたいとの意見がありました。

次に、条例関係では公の施設の指定管理者の指定についての4件であります。その主なものとして、委員から利用者の過失により施設が破損した場合の修繕は、市、管理者のどちらが行うのか等、協定書の作成についてそういったことも十分に

協議し取り決めてもらいたいとの要望がありました。

次に、議案第186号、平成18年度一般会計補正予算の付託分についてですが、議案の審査の過程で論議されました主なものを要約してご報告いたします。

まず初めに、集いの広場事業に係る補正であります。集いの広場事業は、菊池、泗水地区と開設されていますが、年間延べ利用者数5,700名と大変好評であります。今回、七城地区に開設されるということで、施設の整備に対する補正であります。

次に、RDF処理委託料の改正についてであります。本会議で質疑も出ていましたので、執行部に詳細な各種資料の提出、また他の参加市町村の状況の調査を求め、慎重に精査いたしました。委員から、RDF搬入計画量の減少による増額改定、しかも当初1t当たりの処理委託料が5,000円からわずか3年足らずで2回の値上げにより、今回9,500円になることは容認できないとの強い意見が多く出されました。この値上げについては、昨年12月大牟田市エコサクセンターでの本市をはじめとする参加市町村の値上げに反対する統一行動により、当初提案された貯蔵サイロ事故対策としての単年度負担金2億5,000万円は、福岡県と電源開発が負担することとなり、それなりの成果は見られたが今回の処理委託料の9,500円については、今後も再値上げに対する不安が拭いきれない。現在のRDFの供給及び処理委託料に関する契約書は、参加市町村に対して一方的に費用的リスクを負担させる仕組みとなっていることから、委員会として参加市町村より提出された平成18年度、19年度単年度事業計画案及び改訂長期計画事業計画案に対する申し入れに基づき、情報の事前提供、契約書の見直し、発電所の経営努力による経費削減を強く要望し、また北田議長に対して今後は特に参加市町村議会の代表と密に連携を取りながら、RDF発電事業の健全経営がなされ処理委託料改定による負担増をきたすことのないようお願いし、附帯意見を付して可決いたしました。

また、教育委員会関係では、委員より迫水小、隈府小、菊之池小学校の水道の老朽化、一般質問でもありました菊之池小学校のインターフォンの故障については、早急に改善するようとの意見に対し、執行部より安全性、要望等も踏まえて、必要性が高いと判断される場合には適切な整備に努めるとの答弁がありました。

次に、議案第187号、平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算であります。

次に、議案第188号、平成18年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算であります。介護保険制度改正により、要介護から要支援になったことで、現実的にサービスが受けられなく困っている方がいらっしゃるの、市としても現状を把握

し、市独自の対応ができないかとの意見がありました。

次に、議案第193号、平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算については、つまごめ荘改築によりユニット型となるため、職員のユニットケアリーダー研修会の旅費であります。

次に、議案第195号、平成17年度一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。教育費の中の各種スポーツイベント経費ですが、市では各種のスポーツ大会が開催されていますが、参加人数の把握だけではなく、大会開催に伴う経済波及効果等も商工観光課等と連携して調査してもらいたいとのことでした。同じく、教育費の各種競技会等の出場児童派遣費補助金については、部活動以外の出場においても、市代表としての観点から部活動と同様の派遣費の取扱いを要望いたしました。

続いて、総合体育館の空調設備についてですが、市の複合健診の会場として使用されているとのことでしたので、現地調査を行いました。委員より、やはり空調設備の必要性の指摘が多数あり、執行部に対して施設改善の要望をいたしました。

次に、障害者自立支援法の施行に伴い、障害者に生じた福祉サービス利用料の原則1割負担によって、保護者や福祉関係者の間で不安が広がっている問題については、経済的な負担は子どもを療育から遠ざけ、発達の芽を摘むことにもなりかねないとの意見があり、他市町村の状況を早急に把握し、市独自の支援策も視野に入れながら、いずれにしても障害のある子どもと親が安心して暮らしていけるように負担軽減策の検討を要望いたしました。

次に、議案第196号、議案第197号、議案第198号については、それぞれ特別会計歳入歳出決算の認定であります。

最後に、議案第204号、平成17年度特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定については、つまごめ荘の改築工事は当初の工程表の計画からいくとかなりの遅れであることから、第2期工事については迅速かつ公正に入札等を行い、入居者、利用者のために1日でも早く完了するよう努めてもらいたいとの要望がありました。また、つまごめ荘の現地調査も行い、工事の進捗状況及び平成17年10月からデイサービス等の食費・居住費が個人負担になったことから、実際につまごめ荘で利用者の方と食事をして貴重な意見も聞くことができました。また、地元企業育成の観点から、元請だけではなく下請業者についての把握もお願いしたいとの意見がありました。

以上が審議しました議案についての主な質疑であります。本委員会に付託されました議案については、原案のとおり全会一致で可決及び認定すべきものと決定いたしました。

議案各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

議長（北田 彰君） 次に、経済常任委員長、坂井正次君。

[ 登壇 ]

経済常任委員長（坂井正次君） 経済常任委員会から報告をいたします。

今定例会で経済常任委員会に付託されました案件は、予算 1 件、決算の認定 1 件、議決案件 1 件、請願 1 件であります。現地調査も行い、慎重に審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第 186 号、平成 18 年度菊池市一般会計補正予算につきまして主なものを報告いたします。款 5 農林水産業費、目 3 農業振興費の負担金補助及び交付金の中で、水田営農組織化整備緊急支援事業補助金 1,396 万 6,000 円は、水田営農を集団で行う経営力のあるモデル組織の育成のための事業で、3 組織への補助金であります。同じく、地域特産物産地づくり支援対策推進事業補助金 33 万 2,000 円は、ヤーコンのブランド化を図り推進していくための補助金で、事業主体は菊池市ヤーコン部会です。主な質疑で、旅館などでヤーコン料理を出したり PR なども取り組んでいるのかという質疑に対しまして、旅館組合と連携を図りながら、お客さんに提供する料理等、十分取り組みをされているとのことでした。款 6 商工費、目 4 観光費の工事請負費 450 万円は、永山貯木場跡入口にある橋の架け替え改修工事であり、どれぐらいの橋の大きさなのか、また改修が必要なのかという質疑があり、現地調査を行い審議をいたしました。款 10 災害復旧費、目 1 農地等災害復旧費の工事請負費 4,103 万円は、7 月の大雨に伴う国庫災害復旧費全 21 件であります。内訳は、農道 9 件、農地 6 件、水路 6 件と国庫災害に関わらないもの 3 件であります。現地調査を行いました。自前のできるような崖崩れもあり、委員からは国や県、市に頼らなくても済むものは自助努力をしてほしいという意見も出ました。

次に、議案第 195 号、平成 17 年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について。主な質疑は、農業委員会の農地利用集積補助金について、集落営農をする場合、今後非常に大事になってくると思うがという質問に対し、品目横断的経営安定対策事業で集積をされる分は助成してもよいが、今後農林振興課と協議していくとのことでした。また、農業委員会に対して不法的なものに対しては徹底して行ってもらうために、また今後農地放棄等も出てくると予想されるので、しっかりした体制づくりをお願いしたいという要望が出ました。ほかに、地籍調査課につきまして平成 17 年度は隈府、四町分、旧旭志村の 3 地区を進めてきたが、今後について旧旭志村は平成 19 年度に調査が終わる予定だが、旧菊池市は 70% 程度残



っているため、かなりの事業費で進めなければならないという説明があり、旧菊池市の地籍調査がそんなにも残っているならば、年配者がおられるうちに地籍調査を進めないと境界がわかる人がいなくなる恐れがあり、予算を増額してでも早急に進めてほしいとの要望が多数出ました。また、商工観光課に対して、イベントや祭りのときに特産物や物産館のPRや旅館宿泊増につながる取り組みを積極的にしてほしいという意見が出ました。

次に、議案第207号、字の区域の変更については、別段質疑はなく、請願第2号、国外の違法伐採問題への対応強化を求める請願書の採択要請についても質疑はありませんでした。

以上、付託されました議案につきまして、全議案とも別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・認定すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同を賜りますようお願い申し上げ、経済常任委員長報告といたします。

議長（北田 彰君） 次に、建設常任副委員長、三池健治君。

[ 登壇 ]

建設常任副委員長（三池健治君） おはようございます。

建設常任委員長が欠席でございますので、菊池市議会委員会条例第12条によりまして、代行して建設常任委員長報告をいたします。

このたび、本定例会で建設常任委員会に付託されました案件は、補正予算6件、決算認定7件であります。4日間にわたり慎重に審議いたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

議案第186号、平成18年度菊池市一般会計補正予算について、主な質疑は、河川災害の渡瀬橋は橋が流れたのかの質問に対し、渡瀬橋の現況は延長10m、幅3.6mの橋であります。その橋台が河川のせんくつにより倒れ、道路の片面の橋台が崩れた。このため、新しく橋の架け替えとの答弁でした。今度の災害は激甚災害になるのかとの質問に対し、県に確認しましたら激甚災害の適用はしないとのことでありました。公園費については、菊池川水辺公園の変更は県の護岸工事の計画変更で、護岸の線形、中洲の深さ、護岸の高さが計画より下がってきたため合わせ行う工事のため、県の変更に伴い変更が出てきました。完成時は、水辺公園は平成15年から21年までの7年間の計画である。今回、公園自体の見直しをし、必要なものを検討することになっている。特に全国的大型遊具施設は、子どもたちに行き届かなかつたりしてケガしたり、維持管理等の問題もあり検討した方がよいなどの説明に対して、市民は関心があり、当時要望等があったので内容を変更になったら関係者に変更の説明をするなどして周知してもらいたいとの意見がありまし

た。平成18年度の中洲の造成工事計画であったが、県が中洲の高さについて変更が出てきたので工事ができなくなり、公園も設計変更が生じた。住宅費設備工事については、床面積1,000㎡以上の共同住宅については、消防法で消火器の設置の義務があるが、3団地、袈裟尾団地6戸、音光寺団地49戸、淵園団地29戸が未設置であったので、今回84本の消火器の設置をすとの説明に対して、消火器設置はわかるが、消火器点検時の詰め替えについては、市営住宅全体ではかなり経費になるので、入居者が負担すべきではないかとの意見がありました。現在の市営住宅の消火器設置は8団地で、全体199本の設置が必要であり、うち設置済みが115本、未設置が84本でありました。

次に、議案第190号、平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算と議案第192号、平成18年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算については、歳入の起債確定に伴う財源更正の補正であります。

次に、議案第191号、平成18年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算の中で、永南地区は合併前から小規模型で整備する計画であったが、事業費が市町村型と比較するとかなりの開きがあり、工法等について地元説明を行った結果、地元も納得され、今回の減額補正であるという説明でした。どれぐらいの金額かという質疑に対し、予算6,000万円に対して合併浄化槽ですると1,500万円ぐらいで、4分の1ぐらいで済むとのことでありました。

次に、議案第189号、平成18年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算の主なものは、水源迫間簡易水道について、水量確保のため前年度ボーリングしてありました水源地に送水ポンプの設置と、その配管工事を行うとのことでした。

次に、議案第194号、平成18年度菊池市水道事業会計補正予算の主なものは、工事請負費ではアスベスト対策として桜山地区の石綿管をダクタイ管に布設替える経費であるとのことでした。

次に、議案第195号、平成17年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第200号、平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第201号、平成17年度菊池市特別環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第202号、平成17年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第203号、平成17年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第199号、平成17年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第205号、平成17年度菊池市水道事業会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案の主な質疑について申しますと、まず議案第195号の使用料及び手数料の土木使用料の道路橋梁使用料未収入の3万4,875円については、何の未収

なのかに対し、執行部からは用水占用料8件1万4,000円、看板占用料1件3,900円、道路パイプ占用料2件5,577円で、3万4,875円の滞納であり、督促の催告をしているとのことでありました。また、住宅使用料の未納額が6,265万264円について、滞納額の旧市町村ごとの件数や保証人について質疑に対して、全体で3,219件、6,265万264円の未収入額であり、裁判しているのが5件、高額滞納の100万円以上は保証人を呼び出している。保証人が支払って自主退去したのが2件、また11月を徴収月間として全力で滞納整理に努めるとのことでした。特に入居のとき保証人2人付けているが、以前は親や収入がない人が保証人になっていたのが見受けられたが、現在は入居者と同等以上の収入のある方2名を保証人に付けているとのことでした。委員からは、滞納額が増えてから保証人に言っても、なぜ溜まる前に連絡しないのかと言われるので、3ヵ月滞納したら保証人に通知したり、滞納が1年以上とか、20万円以上については法的な裁判の手続き等をして、強い姿勢で臨むべきであるという意見が出ました。また、維持課職員は道路占用料の滞納整理には徴収吏員の資格を持っていないため、話はその場では徴収できないということであったが、当然市の徴収が発生するところには徴収吏員の資格を持たせるべきではないかとの指摘をしました。建設部職員で徴収吏員の資格を持っている人は何人かという質疑に対して、52名職員中資格は14名ということでした。これに対して、市役所全体で徴収吏員証を持っている資格について検討すべきではないかという意見が出ました。

次に、菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。予算で、歳入歳出合わせるのわかるが、予備費の不用額が2億8,186万8,000円となっている。繰上充用までしているので、予算としては予備費の不用額は補正の段階で落とすべきではないか。これに対して、赤字決算はできないので、非常事態として翌年度収入、平成18年度収入から平成17年度に充てることができることになっている。平成3年から単年度赤字分に対して、翌年度予算から繰上充用して現在まで来ている。平成18年度までに解消する見通しである。今後は財政当局と協議して、補正の段階で落とす方向で検討してみるとのことでありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑後、現地調査を踏まえ、慎重審議しました結果、討論もなく、全員異議なく原案のとおり可決、認定すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同を賜りますようお願い申し上げ、建設常任副委員長の報告といたします。

議長（北田 彰君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

森 隆博君。

[ 登壇 ]

( 森 隆博君 ) 委員長報告の文厚委員長さんの方の報告ありましたけれども、先に質疑を行ってありました補正予算書の38ページにあたります債務負担行為です、についての説明が少しこうなかったようでありますので、再度お尋ねをしたいと思っております。

合併になりまして、旧泗水町も新菊池市と相成ったわけではありますが、この1億3,200万円といたしますと、やはり人口割でいきますと1人2,500円というような負担がなっまってまいります。家庭で4人家族であれば1万円もの負担行為を認めるというふうなことになるので、議事録にでも残しておきたいという気持ちもありまして質疑をさせていただきますが、やはり今までの経過で菊池市が16年度からRDFを大牟田の方に持ち込み始めたと思っておりますが、それから2年8ヵ月間の間に約4,500円の値上げというようなことで、そのことにつきましては、十分今説明があったと思っておりますけれども、この債務負担の分につきましては、ごみが減っていく分を負担してくれというようなことであろうというふうに思っておりますけれども、やはりあそこの大牟田リサイクル発電所に7組合から持ち込んでおります。そういうことで、その7組合の中の協議というのを今後慎重にやっていかなければならないと思っておりますけれども、この経過がいきなりポンとこう7組合に持ち込まれたというふうに向っておりますので、委員会とされましては大牟田あたりとこの議会、委員会開催中におきまして、十分な事務局等の説明を受けた上で、この債務負担を認められたのかということについてお尋ねをしておきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長(北田 彰君) 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[ 登壇 ]

文教厚生常任委員長(木下雄二君) 森議員の質疑にお答えをいたします。

先ほど委員長報告で申しましたように、いずれにしても他市町村との比較をしなければわかりませんし、またその状況を把握しないと委員会としても採決できませんので、いろいろほかの資料も取り寄せながら審議をしたところでございます。今おっしゃいましたように、債務負担行為についても各委員からもいろいろお話がありましたけれども、ほかの組合についてのあれはですね、資料をいただきまして、まだ一応議会をですね、今からやる場所もありますし、最終的に採決をしていないところもあります。しかしながら首長の一応会議の中では、一応了承をしていると。そういう形の中で、菊池市においてはもう債務負担行為が29年までということでございますけれども、それは致し方ないということで、あとはとにかく先ほど

報告で申しましたように、今後再値上げがないようにですね、きちんとした行動を取っていかなければいけないということで、委員会としてはそういう形で採決をさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[ 登壇 ]

（森 隆博君） 平成13年の3月30日にこのRDFの建設に向けて菊池広域行政事務組合の方で債務負担行為を認めて工事が着工したわけでありまして、その契約書の中に、第19条の中に、RDFの処理委託は原価主義によると、RDF処理委託料の算定というようなことになっております。こういうことでは、今までの経過と同じようで、本当にこう値上がりが進んでいきますし、債務負担も一応29年まで、このままでいいですよというふうに認めてしまいますと、またいろんな値上げの問題も簡単に7組合を無視したままに進むとじゃなからうかという心配もありますので、ぜひともその契約書の変更等までできるような協議をですね、今後はやっていただくことをお願いしまして、質疑の方はこれで終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

議長（北田 彰君） これで質疑を終わります。

これから請願を含め、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

東 裕人君。

[ 登壇 ]

（東 裕人君） おはようございます。

私は、議案第186号、第195号について、反対討論を行います。

議案第186号、平成18年度菊池市一般会計補正予算についてであります。反対の主な理由は、RDF処理委託料の増額の問題です。事業開始からわずか3年、21億円もの資金不足が生じ、今、RDF処理委託料の大幅引き上げが突きつけられています。報告にありましたように、02年のt当たり5,000円から04年度には7,200円、そして今回9,500円と値上げに次ぐ値上げ、値上げの理由もRDF搬入量の減少、売電収入の減などです。わずか3年半で10回の事故、運転停止が9回と、技術的に未完成なプラントの事故、また環境行政の進展によるごみの減量等を考えれば、今後さらなる自治体負担が求められるのは必至です。私は、この問題解決のためには、先ほどありましたように昨年12月に行っ

た反対の要請書の内容を実現することが不可欠であり、自治体への際限ない負担増を押しつける不平等な契約書の改訂に尽力することこそが、今、自治体に急いで求められている課題であると考えます。先ほどの文厚委員長が報告をされた附帯意見に思いは同じであります、RDF発電事業に不必要な税金投入が続き、厳しい本市の財政をさらに圧迫する、このような事業、予算には賛成しかねるので反対します。

次に、議案第195号、平成17年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。私が反対、不認定とする主な理由は、同和事業であります。住宅新築資金貸付金については、回収世帯率84.2%、今後回収不能が起こらないように引き続き奮闘いただきたいと思います。問題なのは、今のなお同和団体への直接的な補助金が平成16年度、合併前と同額の976万円支出をされている、新市に引き継がれていることでもあります。いわゆる部落差別問題は、基本的に解決を見る段階にあり、残された課題は社会的協働によって取り組みを前進させるべき、そういう性質のものであります。しかし今日において、多額の補助金が支出され続けていることは、逆に部落差別を固定化させ、自体を逆戻りさせてしまいます。こうした事態は、同和问题解決のためにも、財政難と言われる本市の財政の実態に照らしても、容認できるものではありません。国の特別措置法も失効しており、全国の自治体でも同和问题の終結が流れとなっている今日において、私はこうした補助金の支出は認められず、不認定を表明するものであります。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

これより、請願第2号を除き、議案第180号から議案第207号までについて採決します。

ただいま討論がありました186号、195号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第180号、議案第181号、議案第182号、議案第183号、議案第184号、議案第185号、議案第187号、議案第188号、議案第189号、議案第190号、議案第191号、議案第192号、議案第193号、議案第194号、議案第196号、議案第197号、議案第198号、議案第199号、議案第200号、議案第201号、議案第202号、議案第203号、議案第204号、議案第205号、議案第206号、議案第207号、以上の26案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決・認定であります。各常任委員長の報告のとおり、可決・認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、以上の26案件については、各常任委員長の報告のとおり可決・認定することに決定しました。

次に、討論がありました議案第186号、議案第195号については、起立より採決します。

お諮りします。議案第186号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第186号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第195号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第195号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、請願第2号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択であります。請願第2号について、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで、全員協議会開催のため、暫時休憩します。議員の皆さんは、大会議室にご集合願います。

-----  
休憩 午前10時53分

開議 午前11時10分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----  
日程第2 議事第13号 企業誘致促進特別委員会の設置について

議長（北田 彰君） 次に、日程第2、議事第13号、企業誘致促進特別委員会の設置についてを議題とします。企業誘致については、現在川辺地区は県の企業誘致の候補地として期待されている。また、田島工業団地及び蘇崎工業団地は造成も進んでおり、交通アクセスなど含めていつでも受け入れる可能な状態である。議会としても、執行部の企業誘致への積極的取り組みを促し、側面的に支援体制として

特別委員会を設置するものであります。

お諮りします。企業誘致促進特別委員会の設置について、7人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、審査期限を平成19年3月31日までとする。閉会中も審査を行うことができるとするほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。企業誘致促進特別委員会の設置について、7名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、審査期限を平成19年3月31日までとする。閉会中も審査を行うことができるとするほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました企業誘致促進特別委員会の委員の選任については、菊池市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります特別委員の名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました7人の委員で構成する企業誘致促進特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、企業誘致促進特別委員会を開催し、正副委員長互選のため、暫時休憩します。

-----  
休憩 午前11時12分

開議 午前11時13分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定により、企業誘致促進特別委員会の正副委員長互選結果を報告します。委員長に隈部忠宗議員、副委員長に中山繁雄議員、以上です。

-----  
日程第3 意見書案第3号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書の提出について

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、意見書案第3号、道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、工藤恭一君。



[ 登壇 ]

( 工藤恭一君 ) 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も根幹的な社会資本であり、その整備は国民が等しく熱望するところである。揮発油税等の道路特定財源は、その全額を道路整備に充当することとされており、税率についても、平成15年度税制改正において、暫定税率の適用が5年間延長される等、社会資本整備重点計画の計画的執行を行うための重要な財源となっている。

しかし、平成18年度予算においても、公共事業費の削減がなされ、道路整備においても必要な事業が確実に行えない状況となっている。本市では、新市建設計画の中で、「都市基盤ネットワークによる計画的なふるさとづくり」を基本方針に据え、その中で道路の整備を重点的に推進しているところである。

特に本市においては、市民の経済・社会活動の活性化に資するものとして、県北部経済圏と熊本空港・テクノポリスを結ぶ国道325号の4車線化や朝夕の混雑の著しい国道387号の改良等、道路の整備水準向上が喫緊の課題であり、市民の切なる願いでもある。

これに応えるためには、国道325号をはじめとした国・県道の整備、また生活に密着した市道や合併した市町村間を結ぶ幹線的な地方道に至るまで、着実な整備が必要である。

そのため、下記事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

- 1、受益者負担による合理的な制度である道路特定財源の制度を堅持し、道路整備に必要な予算を確保すること。
- 1、道路特定財源の用途については、道路利用者や納税者である国民の意見を適切に反映すること。
- 1、安全で安心な暮らしの確保や道路交通の円滑化を図り、また地方の活性化や経済活動の発展を支えるため、道路の整備等を計画的に推進し、国民の期待する道路整備を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先はお手元に記載のとおりでございます。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長(北田 彰君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第3号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案の反対の発言を許します。

東 裕人君。

[登壇]

(東 裕人君) 本意見書について、反対討論を行います。

本意見書で掲げる道路整備の重要性、国道325号の4車線化や国道387号の改良等については反対するものではありません。しかし、本意見書の主眼は、その財源を道路特定財源の確保に置くことにあります。言うまでもなく、道路特定財源は国道・県道の舗装率が5%以下しかなかった53年前に、その早急な整備を目的としたつくられた制度であり、舗装率が96%を超えた今日、その役割が問われています。また使い道が限定されているために、税収が増えれば増えただけ道路をつくる、無駄を拡大する原因の1つにもなっています。これまでの本四公団の債務処理への流用も06年度で終わるため、来年度には大幅に財源が余る事態が起こり、この問題もいよいよ本格的な見直しが迫られることとなります。この問題、国の流れは一般財源化の流れであります。昨年12月、政府与党がまとめた基本方針や政府税調の答申、行革推進法や骨太方針2006などなど、道路特定財源の一般財源化が改革の大きな流れとして打ち出されています。私は、国も地方も財政難の今日、国・地方合わせて6兆円近い道路特定財源は廃止し、一般財源化すべきであると考えますので、その特定財源確保を求める本意見書については賛同できません。

以上です。

議長(北田 彰君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) これで討論を終わります。

意見書案第3号は討論がありましたので、起立より採決します。

お諮りします。意見書案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、意見書案第3号は、原案のとおり

可決されました。

-----  
日程第4 意見書案第4号 国道325号四車線化の推進及び予算拡大に関する意見書の提出について

議長（北田 彰君） 次に、日程第4、意見書案第4号、国道325号四車線化の推進及び予算拡大に関する意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、三池健治君。

[ 登壇 ]

（三池健治君） それでは、意見書案第4号、国道325号四車線化の推進及び予算拡大に関する意見書の提出について、読み上げまして提案理由の説明といたします。

道路は、地域経済の活性化はもとより、教育・医療・福祉などの生活環境の向上を図るうえで最も基礎的な社会資本である。少子高齢化社会の進展に伴い、活力ある地域づくり・都市づくりを推進し、安全で安心できるまちづくりを実現するために、道路整備は一層重要となっている。

その中で、国道325号は、菊池市の市民生活や経済・社会活動を支えるうえでの基幹的なインフラ整備であり、その整備は全市民が長年にわたり熱望してきているところである。沿線地域における都市化の進展や交通需要の増大に伴い、出勤時間帯の慢性的な交通渋滞等、深刻な社会問題を引き起こしており、その早期解決が緊急の課題となっている。

このため、県においては、現在旭志伊坂地区までの四車線化を行っているが、問題の解決にはさらなる整備が必要となっている。

また、今後さらに厳しくなる県の財政状況を勘案すれば、完成の大幅な遅延も危惧される状況下にある。

よって、国道325号の四車線化の重要性及び緊急性並びに必要性を十分認識し、その早期実現に向けて取り組まれるよう、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

- 1、地方の実態を的確に踏まえた道路整備を着実に進めるため、必要な予算を確保すること。
- 1、主要幹線道路ネットワーク形成のため、現在着工中の旭志工区の延伸区間について、早期に完了すること。また、引き続き菊池市森北工区に着手すること。
- 1、今後の国道325号の四車線化にあたっては、県の責任において、菊池市森

北から市街地、七城町台から市街地を確実に整備すること。

1、市民の安全・安心な暮らしを確保するための道路整備を一層促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月27日、熊本県菊池市議会議長、北田彰。

提出先として、熊本県知事、潮谷義子様。

各議員におかれましては、速やかに賛同されますようよろしくお願いいたします。また、提案理由の説明といたします。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第4号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

-----  
日程第5 決議案第2号 非核・平和都市宣言に関する決議

議長（北田 彰君） 次に、日程第5、決議案第2号、非核・平和都市宣言に関する決議を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、工藤恭一君。

〔登壇〕

（工藤恭一君） 非核・平和都市宣言に関する決議書を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

世界の平和と安全は、人類共通の願望である。しかし、現在この地球上には数多

くの核兵器が存在し、また戦争や紛争もあとを絶たず、人類の生存や自然環境に大きな脅威と不安をもたらしている。わが国は、世界で唯一の被爆国であり、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の尊とさを世界の人々に訴えていかななくてはならない。

菊池市は、新市誕生を機に、愛すべき郷土菊池を後世に伝えていくために、また、世界の恒久平和と核廃絶を強く訴えていくため、ここに非核・平和都市を宣言する。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。決議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、決議案第2号は、原案のとおり可決されました。

-----

#### 日程第6 議員派遣について

議長（北田 彰君） 次に、日程第6、議員派遣についてを議題とします。

## 議員派遣について

番号	派遣目的	派遣場所	期日	派遣議員	研修内容
1	遠野市合併1周年 記念式典出席	岩手県 遠野市	平成18年 9月30日 ～10月2日	松本 登 工藤 恭一 木下 雄二 坂井 正次 三池 健治 栃原 茂樹	新遠野市合併1 周年記念式典出 席

議長（北田 彰君） 議員派遣については、会議規則第159条の規定により、お手元に配布しているとおりです。議員派遣については、原案のとおり派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定しました。

-----

### 日程第7 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

議長（北田 彰君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務常任委員会

- 1 一般行財政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調査について

文教厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について

経済常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について

建設常任委員会

- 1 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

小川会館建設特別委員会

1 小川会館建設に関すること

新庁舎建設検討特別委員会

1 新庁舎建設に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席の配布の閉会中の継続審査申し出の一覧のとおり申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----  
追加日程第1 意見書案第5号 違法伐採への対応強化を求める意見書の提出について

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第1、意見書案第5号、違法伐採への対応強化を求める意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 提出者を代表いたしまして、案文を読み上げ、提出理由に代えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

森林は、森林資源の供給、生物多様の維持、地球温暖化防止対策等、地球環境の保全など多面的機能を有している。国内のみならず世界中の森林が、その機能を最大限かつ持続的に発揮できるように努めなければならない。

しかし、違法伐採などにより、発展途上地域の熱帯林を中心に世界の森林の減少が続いており、木材輸出国の自然環境のみならず、地球環境への影響が懸念され、各国における持続可能な森林経営の取り組みを著しく阻害するものとなっている。

我が国に流入してきている違法伐採された外材の量は、輸入材の二割を占めているといわれており、この量は我が国の国産材の量に匹敵するほどであり、地球温暖化防止対策の一環である森林整備の推進を著しく妨げるものとなっている。

本年7月、英国のグレンイーグルスで開催された主要国首脳会議において「違法伐採の取り組みは森林の維持的経営の第一歩である」旨が合意されたところであり、世界有数の木材輸入国である我が国も、違法伐採問題に対する取り組みを強化

することが求められている。

よって、国においては「違法伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づく政府調達の実施や、違法伐採木材の輸出入規制に関する国際的な取り組み・協力など、違法伐採問題への対応をさらに強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月27日、熊本県菊池市議会議長、北田 彰。

提出先、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長様。

議員各位の全会一致のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第5号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

-----  
追加日程第2 決議案第3号 飲酒運転撲滅を宣言する決議

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第2、決議案第3号、飲酒運転撲滅を宣言する決議についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、栃原茂樹君。

〔登壇〕

（栃原茂樹君） それでは、決議案第3号、飲酒運転撲滅を宣言する決議について、



読み上げまして趣旨説明をいたします。

飲酒運転撲滅を宣言する決議。

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民全ての切実な願いであり、急を要する課題でもある。飲酒運転による交通事故は、危険運転致死傷罪の新設や飲酒運転の厳罰化等を背景に全国的には減少傾向にあるが、依然として悪質な飲酒運転による人身事故は後を絶たない状況である。

こうした状況下において、先日、幼い三人の命を奪い、幸せな家庭を一瞬にして崩壊させた飲酒運転事故は、国民に大きな衝撃と深い悲しみをもたらし、飲酒運転の怖さをあらためて痛感させられたところである。そのため、こうした悲劇を二度と繰り返さないよう、市民とともに飲酒運転を追放する決意を新たにすることがある。

飲酒運転の撲滅には、運転者の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場、さらには地域が一体となって「飲酒運転は絶対しない・させない」という強い意志を示すと同時に、交通安全意識の普及、啓発等の取組みを強化しなければならない。

よって本市議会は、ここに改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、関係機関・団体との連携を強化し、市をはじめ市民と一体となって飲酒運転撲滅に向け一丸となって取り組むことを宣言する。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。決議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、決議案第3号は、原案のとおり可決されました。

-----  
追加日程第3 決議案第4号 渡邊康雄議員に対する議員辞職勧告決議

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第3、決議案第4号、渡邊康雄議員に対する議員辞職勧告決議を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、境 和則君。

[登壇]

（境 和則君） 決議案第4号、渡邊康雄議員に対する議員辞職勧告決議案について読ませていただきます。

本年5月21日に執行された菊池市議会議員選挙に絡む公職選挙法違反の疑いで菊池市議会議員渡邊康雄氏が県警捜査2課と菊池署によって逮捕されたことが、去る平成18年9月19日付けの新聞及びテレビにより報道されました。

このことは、市民を裏切る行為であり、菊池市民に与えた影響は計り知れないものがあります。また、議会への信頼を大きく失墜させたのも紛れもない事実であります。

9月14日に開かれた全員協議会においても説明責任を果たされず、司直の手で明らかにされるなどと発言、事の真実を明確にされなかった。渡邊議員は、市議会においても建設常任委員長という要職にあり、職務上も法を守る立場上においても許される行為ではないと思います。

よって、本市議会は、議員自らが襟を正し、議会に対する市民の信頼回復、健全な議会運営のため、菊池市議会議員渡邊康雄氏に対し議員辞職を勧告する。

以上、決議する。

どうぞ議員各位におかれましては、全会一致で賛同賜りますようによろしくお願いを申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第4号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
まず、原案に反対者の発言を許します。  
東 裕人君。

[ 登壇 ]

( 東 裕人君 ) 反対の討論を行います。

私は、この辞職勧告決議、その中身についてはもっともであり、その通りだと心から思いますし、先ほどもありました辞職勧告決議は全会一致が望ましいと思います。しかし、今の段階は捜査中であり、事実や真相も現段階では不明です。私自身、判断すべき材料は報道で示された内容のみであります。そういう中で、現在の状況でこの決議を上げるのは、私は時期尚早と考えるので、反対をいたします。  
議長(北田 彰君) 二ノ文伸元君。

[ 登壇 ]

( 二ノ文伸元君 ) 私も、この件につきましては、現時点においては反対の意を表明いたします。今、東議員おっしゃられましたように、ほとんど私も意見も同じであります。ただ事件が、罪が確定した場合は、私も本人と直接お会いをいたしまして辞職を進めたいと、そのように考えております。

以上、反対としての意見といたします。

議長(北田 彰君) ほかにありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

議長(北田 彰君) これで討論を終わります。

決議案第4号は、討論がありましたので起立により採決します。

お諮りします。決議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

( 賛成者起立 )

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成18年第3回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

( 全員起立 )

お疲れでした。

-----  
閉会 午後2時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 北 田 彰

菊池市議会議員 中 山 繁 雄

菊池市議会議員 水 上 博 司

# 付 録

平成 18 年第 3 回定例会付議事件一覧および審議結果表  
( 9 月 5 日・9 月 27 日議決 )

議案番号	件名	審議結果
議案第 179 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 18 年度菊池市一般会計補正予算)	原案可決
議案第 180 号	きくちふるさと水源交流館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 181 号	菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 182 号	菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 183 号	菊池市市民会館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 184 号	菊池市総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 185 号	菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 186 号	平成 18 年度菊池市一般会計補正予算	原案可決
議案第 187 号	平成 18 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決
議案第 188 号	平成 18 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決
議案第 189 号	平成 18 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算	原案可決
議案第 190 号	平成 18 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決
議案第 191 号	平成 18 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算	原案可決
議案第 192 号	平成 18 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第193号	平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算	原案可決
議案第194号	平成18年度菊池市水道事業会計補正予算	原案可決
議案第195号	平成17年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第196号	平成17年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第197号	平成17年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第198号	平成17年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第199号	平成17年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第200号	平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第201号	平成17年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第202号	平成17年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第203号	平成17年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第204号	平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第205号	平成17年度菊池市水道事業会計決算の認定について	原案認定
議案第206号	菊池市国土利用計画の制定について	原案可決
議案第207号	字の区域の変更について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第208号	菊池川広域基幹河川改修工事に伴う菊池市道巨甲森線今橋架替工事に係る平成17年度実施協定の一部変更について	原案可決
議案第209号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案可決
報 告		
報告第15号	継続費精算報告について	原案報告
報告第16号	専決処分の報告について	原案報告
報告第17号	専決処分の報告について	原案報告
議 事		
議事第13号	企業誘致促進特別委員会の設置について	原案可決
請 願		
請願第2号	「国外の違法伐採問題への対応強化を求める請願書」の採択要請について	採 択
意見書案		
意見書案第3号	道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書の提出について	原案可決
意見書案第4号	国道325号四車線化の推進及び予算拡大に関する意見書の提出について	原案可決
意見書案第5号	違法伐採への対応強化を求める意見書の提出について	原案可決
決議案		
決議案第2号	非核・平和都市宣言に関する決議	原案可決
決議案第3号	飲酒運転撲滅を宣言する決議	原案可決
決議案第4号	渡邊康雄議員に対する議員辞職勧告決議	原案可決



企業誘致促進特別委員会

企業誘致促進特別委員会名簿

泉田栄一郎	森 清孝	藤野敏昭	二ノ文伸元
中山繁雄	怒留湯健蓉	隈部忠宗	

菊池市議会会議録

平成18年第4回8月臨時会

平成18年第3回9月定例会

平成18年11月発行

発行人 菊池市議会議長 北田 彰

編集人 菊池市議会事務局長 樋口 昭彦

作成 熊本コピー株式会社

電話(096)372-1010



菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市大字隈府888  
電話 (0968)25-2325